
平成 2 7 年 第1回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 2 7 年 3 月 3 日

閉会 平成 2 7 年 3 月 18 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（3月3日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第 2 会期の決定について	3
○日程第 3 行 政 報 告	3
○日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告について	6
○日程第 5 報告第 2 号 委員会所管事務調査報告について	6
○日程第 6 議案第10号 平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）	8
○追加日程第 1 議案第31号 平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）	14
○日程第 7 議案第11号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	15
○日程第 8 議案第12号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	16
○日程第 9 議案第13号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）	17
○日程第10 議案第14号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）	18
○日程第11 議案第15号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	19
○日程第12 議案第16号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	19
○日程第13 議案第17号 平成26年度上富良野町水道事業会計補正予算（第3号）	20
○日程第14 議案第18号 平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）	21
○日程第15 議案第30号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H26国債）請負契約の締結について	21
○散 会 宣 告	22

目 次

第 2 号（3月4日）

○議 事 日 程	2 5
○出 席 議 員	2 5
○欠 席 議 員	2 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	2 5
○議会事務局出席職員	2 5
○開 議 宣 告	2 6
○諸 般 の 報 告	2 6
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2 6
○日程第 2 執行方針	2 6
〔町政執行方針〕 町 長 向 山 富 夫 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 服 部 久 和 君	
○日程第 3 議案第 1 号 平成27年度上富良野町一般会計予算	2 6
○日程第 4 議案第 2 号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	2 6
○日程第 5 議案第 3 号 平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	2 6
○日程第 6 議案第 4 号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計予算	2 6
○日程第 7 議案第 5 号 平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	2 6
○日程第 8 議案第 6 号 平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	2 6
○日程第 9 議案第 7 号 平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	2 6
○日程第10 議案第 8 号 平成27年度上富良野町水道事業会計予算	2 6
○日程第11 議案第 9 号 平成27年度上富良野町病院事業会計予算	2 6
○散 会 宣 告	5 4

目 次

第 3 号（3月10日）

○議 事 日 程	5 7
○出 席 議 員	5 7
○欠 席 議 員	5 7
○遅 参 議 員	5 7
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	5 7
○議会事務局出席職員	5 7
○開 議 宣 告	5 8
○諸 般 の 報 告	5 8
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	5 8
○日程第 2 町の一般行政について質問	5 8
3 番 村 上 和 子 君	5 8
1 認定こども園の設置など新制度の取り組みは	
2 「早期発見・早期治療」を認知症対策の最優先課題に	
10 番 中 澤 良 隆 君	6 2
1 第6次産業化の現状と今後の取り組みについて	
2 人口減少社会に対応した町づくりについて	
4 番 米 沢 義 英 君	7 0
1 地域包括ケアシステムについて	
2 保育料の軽減について	
3 観光振興について	
4 社会教育総合センターの使用について	
5 児童の放課後対策について	
7 番 中 村 有 秀 君	7 9
1 住居表示板の更改整備等について	
2 日東会館のバリアフリー化と施設の改善について	
3 日の出排水路の早期改修について	
○散 会 宣 告	8 6

目 次

第 4 号（3月18日）

○議 事 日 程	8 9
○出 席 議 員	8 9
○欠 席 議 員	8 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	8 9
○議会事務局出席職員	9 0
○開 議 宣 告	9 1
○諸 般 の 報 告	9 1
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	9 1
○加附第 1 議案第32号 平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）	9 1
○日程第 2 議案第29号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	9 4
○日程第 3 予算特別委員会付託	9 5
議案第 1 号 平成27年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2 号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4 号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6 号 平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 8 号 平成27年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9 号 平成27年度上富良野町病院事業会計予算	
○日程第 4 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	9 6
○日程第 5 議案第20号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例	9 6
○日程第 6 議案第21号 上富良野町職員の公益的法人等の派遣等に関する条例	9 9
○日程第 7 議案第22号 上富良野町非常勤嘱託職員及び臨時職員の給与等に関する条例	1 0 2
○日程第 8 議案第23号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 0 3
○日程第 9 議案第24号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	1 0 4
○日程第10 議案第25号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例	1 0 6
○日程第11 議案第26号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	1 0 7
○日程第12 議案第27号 上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	1 1 2
○日程第13 議案第28号 上川教育研修センター組合規約の変更について	1 1 2
○日程第14 発議案第1号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	1 1 3
○日程第15 発議案第2号 上富良野町議会委員会条例の一部改正について	1 1 3
○日程第16 発議案第3号 農協関係法制度の見直しに関する意見について	1 1 4
○日程第17 発議案第4号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見について	1 1 4
○日程第18 発議案第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見について	1 1 5
○加附第 2 発議案第6号 上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	1 1 6
○日程第19 閉会中の継続調査申出について	1 3 0

○閉 会 宣 告	1 3 3
----------------	-------

第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成 2 7 年度上富良野町一般会計予算	3 月 18 日	原 案 可 決
2	平成 2 7 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3 月 18 日	原 案 可 決
3	平成 2 7 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3 月 18 日	原 案 可 決
4	平成 2 7 年度上富良野町介護保険特別会計予算	3 月 18 日	原 案 可 決
5	平成 2 7 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3 月 18 日	原 案 可 決
6	平成 2 7 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3 月 18 日	原 案 可 決
7	平成 2 7 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3 月 18 日	原 案 可 決
8	平成 2 7 年度上富良野町水道事業会計予算	3 月 18 日	原 案 可 決
9	平成 2 7 年度上富良野町病院事業会計予算	3 月 18 日	原 案 可 決
1 0	平成 2 6 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 3 号）	3 月 3 日	原 案 可 決
1 1	平成 2 6 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 3 日	原 案 可 決
1 2	平成 2 6 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 3 日	原 案 可 決
1 3	平成 2 6 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 3 日	原 案 可 決
1 4	平成 2 6 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 5 号）	3 月 3 日	原 案 可 決
1 5	平成 2 6 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 3 日	原 案 可 決
1 6	平成 2 6 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 3 日	原 案 可 決
1 7	平成 2 6 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 3 号）	3 月 3 日	原 案 可 決
1 8	平成 2 6 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 4 号）	3 月 3 日	原 案 可 決
1 9	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	3 月 18 日	原 案 可 決
2 0	教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例	3 月 18 日	原 案 可 決
2 1	上富良野町職員の公益的法人等の派遣等に関する条例	3 月 18 日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 2	上富良野町非常勤嘱託職員及び臨時職員の給与等に関する条例	3月18日	原 案 可 決
2 3	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月18日	原 案 可 決
2 4	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	3月18日	原 案 可 決
2 5	上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例	3月18日	原 案 可 決
2 6	上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	3月18日	原 案 可 決
2 7	上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	3月18日	原 案 可 決
2 8	上川教育研修センター組合理約の変更について	3月18日	原 案 可 決
2 9	上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	3月18日	原 案 可 決
3 0	南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H26国債）請負契約の締結について	3月3日	原 案 可 決
3 1	平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）	3月3日	原 案 可 決
3 2	平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）	3月18日	原 案 可 決
	〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成27年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第3号 平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 議案第4号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第5号 平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第6号 平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第7号 平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第8号 平成27年度上富良野町水道事業会計予算 議案第9号 平成27年度上富良野町病院事業会計予算	3月18日	原 案 可 決
	執 行 方 針	3月4日	
1	行 政 報 告	3月3日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	町の一般行政について質問	3月10日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	3月3日	報 告
2	委員会所管事務調査報告について	3月3日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	3月18日	原 案 可 決
2	上富良野町議会委員会条例の一部改正について	3月18日	原 案 可 決
3	農協関係法制度の見直しに関する意見について	3月18日	原 案 可 決
4	労働者保護ルール改悪反対を求める意見について	3月18日	原 案 可 決
5	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見について	3月18日	原 案 可 決
6	上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	3月18日	否 決
	閉会中の継続調査申出について	3月18日	原 案 可 決

平成 2 7 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 7 年 3 月 3 日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
 第 2 会期の決定について 3月3日～18日 16日間
 第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
 第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
 代表監査委員 米田 末範 君
 第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について
 第 6 議案第10号 平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）
 追加日程第1 議案第31号 平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）
 第 7 議案第11号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 第 8 議案第12号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
 第 9 議案第13号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 第10 議案第14号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）
 第11 議案第15号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
 第12 議案第16号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 第13 議案第17号 平成26年度上富良野町水道事業会計補正予算（第3号）
 第14 議案第18号 平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）
 第15 議案第30号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H26国債）請負契約の締結について

○出席議員（14名）

1 番	佐川 典子 君	2 番	小野 忠 君
3 番	村上 和子 君	4 番	米沢 義英 君
5 番	金子 益三 君	6 番	徳武 良弘 君
7 番	中村 有秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩崎 治男 君	10 番	中澤 良隆 君
11 番	今村 辰義 君	12 番	岡本 康裕 君
13 番	長谷川 徳行 君	14 番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	青地 修 君
会計管理者	菊池 哲雄 君	総務課 長	北川 和宏 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	石田 昭彦 君
子ども・子育て担当課長	吉岡 雅彦 君	町民生活課長	林 敬永 君
建設水道課長	佐藤 清 君	農業委員会事務局長	北越 克彦 君
教育振興課長	野崎 孝信 君	ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君
町立病院事務長	山川 護 君		

○議会事務局出席職員

局 長	藤田 敏明 君	次 長	佐藤 雅喜 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成27年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎表彰状の伝達

○議長（西村昭教君） 御報告いたします。

去る平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長より、私、議長職7年以上の功績として、また、小野忠議員、村上和子議員、中村有秀議員、岩崎治男議員、長谷川徳行議員の5名に対し、議会議員として15年以上の長きにわたり、議会制度の高揚と地方自治の振興発展に寄与された功績により表彰状が届いておりますので、ただいまより当議場において伝達をさせていただきます。

○事務局長（藤田敏明君） 演壇の前におきまして伝達をいただきたいと思います。

最初に西村議長へ伝達をさせていただきます。

長谷川副議長よりお渡し願います。

○副議長（長谷川徳行君） 表彰状。

北海道上富良野町、西村昭教殿。

あなたは、町村議会議長として、多年にわたり地域の振興発展に寄与、貢献せられた功績は、まことに多大であります。

よって、ここにこれを表彰いたします。

平成27年2月6日。

全国町村議会議長会会長蓬清二。

代読。（拍手）

○事務局長（藤田敏明君） 次に、西村議長より小野議員にお渡し願います。

○議長（西村昭教君） 表彰状。

北海道上富良野町、小野忠殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日。

全国町村議会議長会会長蓬清二。

代読。（拍手）

○事務局長（藤田敏明君） 次に、村上議員にお渡し願います。

○議長（西村昭教君） 表彰状。

北海道上富良野町、村上和子殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日。

全国町村議会議長会会長蓬清二。

代読。（拍手）

○事務局長（藤田敏明君） 次に、中村議員にお渡し願います。

○議長（西村昭教君） 表彰状。

北海道上富良野町、中村有秀殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日。

全国町村議会議長会会長蓬清二。

代読。（拍手）

○事務局長（藤田敏明君） 次に、岩崎議員にお渡し願います。

○議長（西村昭教君） 表彰状。

北海道上富良野町、岩崎治男殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日。

全国町村議会議長会会長蓬清二。

代読。（拍手）

○事務局長（藤田敏明君） 次に、長谷川議員にお渡し願います。

○議長（西村昭教君） 表彰状。

北海道上富良野町、長谷川徳行殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日。

全国町村議会議長会会長蓬清二。

代読。（拍手）

○事務局長（藤田敏明君） 以上で、表彰伝達を終わります。

○議長（西村昭教君） 議事を再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

今期定例会は、2月27日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会までの議会の運営については、2月16日及び2月25日、議会運営委員会を開き、会期及び日程等を審議いたしました。

今期定例会まで受理しました陳情、要望の件数は4件であり、その内容は、さきに配付したところであります。

監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出案件30件、議会における委員会からの報告案件1件及び議員からの発議案5件であります。

また、議案第30号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H26国債）請負契約の締結については、本日配付いたしましたので、御了承願います。

町長から、今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成26年度建設工事発注状況及び総括表を配付いたしました。

一般質問の通告期限は本日正午までとなっています。時間までに通告されますようお願い申し上げます。

町長から、平成27年度の町政執行方針並びに教育長から教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 徳 武 良 弘 君

7番 中 村 有 秀 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（西村昭教君） 日程第2 会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの16日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から、今期定例会までの主要な事項についての行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

まず、先ほど全国議長の会長さんから、多年にわたります議長としての御功績、さらに議員としての御功績に対しまして表彰をお受けになりました議長並びに議員各位に対しまして、平素からの議員活動に対します御努力、御功績が認められましたことに私のほうからもお祝いを申し上げますとともに、引き続き御尽力いただきますよう心から御期待を申し上げる次第でございます。

さて、議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、昨年12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、町営バスの運行方法の見直しについてですが、十勝岳線を除く4路線につきましては、本年1月より、これまでの混乗方式を改め、スクールバスとして運行しております。これにより、児童生徒の登下校の乗車時間が短縮されたほか、部活動後への運行も行っております。

次に、不採算地区病院に対する特別交付税措置についてですが、これまで道内3町及び北海道と連携し、地域の実情を踏まえた制度への見直しを国に対し継続的に要望していたところでありますが、今般、その要件見直しに関する方向性が示されたところであります。

現行の交付税措置については、今年度末をもって経過措置が終了し、新年度においては、新要件に移行することから、引き続き不採算地区病院に対する特別交付税が見込まれるところであります。

詳細につきましては、今後示されてまいります。

次に、昨年6月から整備工事を進めておりました超高速ブロードバンド環境整備についてであります。

が、昨年末工事が完了し、本年1月に引き渡しを受けたところであります。

現在、本年4月からの正式サービスが提供できるよう、各地区での説明会を順次開催し、事前申し込みの取りまとめ、アンテナの設置工事等を進めているところであります。

あわせて、今般構築しました設備を活用し、町内の主要観光拠点や主要避難所において、観光客の方々や災害時に避難された方々が無料で使用することができる公衆Wi-Fiサービスを提供できるよう計画しているところであります。

次に、平成27、28年度の競争入札参加資格申請状況についてであります。1月13日から2月6日まで受け付けを行い、これまで建設工事で400件、設計等で246件、物品その他で373件の申請があり、現在、登録作業を進めているところであります。

次に、十勝岳関係についてであります。2月24日、気象台より噴火警戒レベル2から1に引き下げる発表があり、速やかに防災無線等を通じて町民の皆様にお知らせしたところであります。

昨年の暮れの12月16日、噴火警戒レベルが1から2に引き上げられましたが、12月以降の観測において、活動の活発化を示す兆候が見られなくなったことから、今回、警戒レベルが1へ引き下げられたものであります。

しかしながら、十勝岳の噴火の可能性がなくなったわけではないことから、今後においても引き続き、火山防災の対策強化に努めてまいります。

次に、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。本年も2月17日から18日の2日間、上川総合振興局地域災害対策連絡協議会及び十勝岳火山防災会議協議会の共同開催により実施いたしました。

訓練に当たっては、旭川地方気象台、陸上自衛隊、北海道警察、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署、消防団など、多数の関係機関に御協力をいただいたところであります。

特に、今回は20年ぶりに夜間避難訓練を実施いたしました。大変多くの町民が参加され、町内の9カ所に避難所を開設し、234世帯、357人の参加をいただいたところであります。

今回の防災訓練実施に際し、各関係機関の御協力に対しまして改めて感謝申し上げますとともに、今後におきましても、防災訓練時のみならず、日ごろからの防災意識の共有、さらなる安全確保に努めてまいります。

次に、自衛隊関係であります。2月9日、10日、富良野地方自衛隊協力会により上富良野駐

屯地現状規模堅持さらなる拡充を求める要望を、基地対策関係では、2月5日、6日、上富良野町基地対策協議会によります防衛施設周辺整備対策等に関する要望を、それぞれ防衛省並びに関係国会議員に要望を行ってまいりました。

また、部隊行事関係では、2月12日に自衛隊定年退官予定者激励会に出席したところであります。

次に、第6期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画についてであります。計画策定に向け、昨年より高齢者生活状況アンケートや独居高齢者等の訪問調査のほか、町内各事業者のヒアリングを行うとともに、介護保険事業運営協議会でまとめた計画素案をもとに、本年1月10日から1カ月間、パブリックコメントを実施したところであります。その後、2月13日に開催した運営協議会において、第1号被保険者の介護保険料の13.9%引き上げを含めた計画案をまとめたところであります。

保険料の見直しに当たりましては、本定例会に介護保険条例の改正案を上程しておりますので、御審議を賜りたく存じます。

次に、保健事業実施計画についてであります。平成29年度までを計画期間として策定したところであります。今後、健康かみふらの21計画と一体となり町民の健康増進にさらに努めてまいります。

次に、町独自で取り組みさせていただきました臨時福祉生活支援事業についてであります。1月30日に申請受け付けを終了し、支給対象616件中、申請のあった609件に対し、総額730万8,000円分のプレミアム商品券を交付し、終了したところであります。

次に、次年度の保育所入所申し込みの状況についてであります。子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付支給認定申請とあわせて受け付けを行ったところであります。

2月末日現在において、新規の申し込み35人を含め183人の申請をいただき、2号認定119人、3号認定64人の合わせて183人全ての方に認定証と利用決定通知書を送付したところであります。

なお、保育短時間認定となる方はいなかったところであります。

次に、クリーンセンターのダイオキシン類の測定結果についてであります。昨年6月の測定では、A系が0.0052ナノグラム、B系は0.0036ナノグラム、10月の測定では、A系が0.00026ナノグラム、B系は0.00029ナノグラムであり、町独自で定めております基準値の5ナノグラムを大きく下回る測定結果となっているところで

あります。

なお、施設も平成11年から稼働してことで16年を迎えることから、設備の経年劣化も視野に入れ、安全で安定的な管理運営に努めてまいります。

次に、原動機付自転車等のオリジナルデザインナンバープレートについてであります。北海道科学大学と連携し、11月10日から11月28日までの間、デザイン案の投票を行い、12月1日に決定したところであります。

新たなナンバープレートにつきましては、4月1日より順次交付を行ってまいります。

次に、町税等の収納対策についてであります。今年度の取り組み状況については、1月末現在において国税徴収法に基づく預金調査、給与調査等の財産調査を実施し、所得税還付金、普通預金など合計148件の差し押さえを執行し、634万4,000円の換価収納をしたところであります。

この間、管理職による滞納プロジェクトを実施し、臨戸訪問徴収等により町税等110万4,000円を徴収するとともに、夜間納税相談窓口を開設し、12月期までに現年度分未納者361人に対し納税催告を行うなど、納税の促進を図ってまいりました。

次に、平成26年分所得税の確定申告の受け付けについてであります。2月16日から3月16日までの期間、また、消費税及び地方消費税の確定申告については、2月16日から3月31日までの期間で実施しており、申告者の皆さんがスムーズに申告できるよう、所得税の申告と同時に相談・受け付けの対応を図っているところであります。

次に、冬の観光イベントについてであります。昨年の大みそかから元旦にかけまして、第28回「北の大文字」が行われ、大文字のかがり火と華麗な冬の花火の中、十勝岳の安泰と町民の幸せを参加者約1,000人とともに祈念したところであります。

また、2月1日、本年で51回目となる「かみふらの雪まつり」を日の出公園を会場に開催いたしました。

当日は厳しい寒さの中でありましたが、会場には上富良野駐屯地第2戦車連隊制作による滑り台とステージつきアニメキャラクターの大雪像1基と、商工会青年部制作によるチューブ滑り台、役場職員互助会制作による滑り台つきミニ雪像が設置され、約1,200人の町民の皆様に御来場いただき、楽しい冬の日を過ごしていただけたものと思っております。

雪まつり開催に当たりましては、御支援、御協力をいただきました陸上自衛隊上富良野駐屯地、建設

業協会、商工会青年部、女性団体連絡協議会、自衛隊協力会女性部を初め、各関係機関及び協賛いただいた皆様に感謝を申し上げるところであります。

次に、人材育成アカデミーについてであります。町の将来を担う若い世代の方を対象として、自己分析や地域活性化の新たな事業展開などをテーマに、昨年の11月14日、28日、そして2月20日の計3回開催し、延べ65名の参加をいただいたところであります。

2年次目の開催となりますが、回を重ねるごとに参加者のまちづくりに対する強い意欲と大きなエネルギーを感じており、本年度もこのアカデミーをきっかけとして、人とのつながりや交流がさらに深まり、町の発展に資してゆくものと期待をしているところであります。

次に、映画「じんじん」の上映についてですが、昨年12月20日、保健福祉総合センターかみんにおいて、映画「じんじん」の上映が行われ、2回の上映合わせて300名を超える町民の方々に鑑賞いただいたところであります。

上映に当たっては、文化連盟を中心とする実行委員会に御尽力いただき、チケットの売り上げの一部から、町の図書館、保育所、幼稚園、学校へ映画で登場した絵本の寄贈を受けたところであります。

次に、成人式についてであります。1月11日、保健福祉総合センターかみんにおいて、成人者の御家族を初め、多くの来賓の御臨席をいただき、新成人102名の出席のもと式典を挙行いたしました。

式典では、安政太鼓保存会と東中清流獅子舞保存会による町の伝統芸能が披露され、新成人の門出を祝福したところであります。

次に、生徒の部活動の活躍についてであります。2月14日、上富良野中学校吹奏楽部の4名が北広島市で開催されました北海道アンサンブルコンクールに旭川地区代表として出場し、見事銀賞を受賞することができ、今後のさらなる活躍を期待するところであります。

次に、江幌小学校の閉校式典についてであります。2月15日、同校講堂において、閉校式典と惜別会が開催されました。

当日は、最後の児童7名を初め、教職員、父母、さらに同窓生や地域住民など約200名が出席し、104年の歴史を振り返りながら、惜別の思いの中、長い歴史に幕をおろしたところであります。

次に、上富良野小学校の110周年記念式典と校舎改築落成記念についてであります。2月21日、同校体育館において行われ、お祝いしたところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります
が、12月定例町議会で報告以降に入札執行した建設
工事は、3月2日現在、件数で2件、事業費総額
で7,651万8,000円で、本年度累計では59
件、事業費総額10億7,069万2,560円と
なっております。

詳細につきましては、お手元に平成26年度建設
工事発注状況を配付しておりますので、御高覧いた
だきたく存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を
終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監
査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員
から報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金
出納検査の結果について御報告いたします。概要の
み申し上げますので、御了承を賜りたいと存じま
す。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上
げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期
監査を執行しましたので、同条第9項の規定によ
り、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、保健福祉課及びラベ
ンダーハイツ所管の財務事務を監査の対象として、
平成27年1月27日の1日間、平成26年度に執
行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を
監査いたしました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部
を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書な
ど関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出し
て点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職
員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしまし
た。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務は、
おおむね適正に執行されていると認められました。
次に、2ページの財政援助団体監査の結果について
御報告申し上げます。

地方自治法第199条第7項の規定により、財政
援助団体監査を執行しましたので、同条第9項の規
定により、その結果を報告いたします。

監査の対象ですが、上富良野町社会福祉協議会補
助金及び上富良野町高齢者事業団補助金の財務事務
を監査の対象として、平成27年1月27日と28

日の2日間、平成26年度に執行された財務及びこ
れらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、上富良野町が交付した補助金
に係る出納等、財務事務の執行が適正かつ効率的に
行われているかについて、金銭出納簿、通帳、諸帳
簿、会計決算書等の資料提出を求め、検閲するとと
もに実地検査を行い、必要に応じて関係職員から内
容等の説明を受け、聴取も行いました。

監査の結果を申し上げます。

財政援助団体の財務に関する事務は、おおむね適
正に執行されていると認められました。

次に、3ページから15ページまでの例月現金出
納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、
例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第
3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成26年11月から1月分について、概要並び
に検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、
いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示す
とおりであり、現金は適正に保管されていることを
認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたも
のと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては16ページに
ございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御
質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって監
査・例月現金出納検査結果報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号委員
会所管事務調査報告について、報告を求めます。

総務産建常任委員長、岡本康裕君。

○総務産建常任委員長（岡本康裕君） 報告第2号
委員会所管事務調査報告について。

次の委員会から会議規則第75条の規定により申
し出のあった閉会中の継続調査について、同規則第
77条の規定により、別紙のとおり報告があったの
で提出する。

平成27年3月3日提出。

上富良野町議会議長西村昭教。

記。

総務産建常任委員長岡本康裕。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成27年2月24日。

上富良野町議会議長西村昭教様。

総務産建常任委員長岡本康裕。

記。

調査事件名、6次産業化の取り組みについて、商工振興について。

1、調査の経過。

本委員会は、平成25年第4回定例会において、本委員会の閉会中の継続調査に付託された所管事務調査について、平成25年10月から13回の委員会を開催し、「6次産業化の取り組みについて」及び「商工振興について」の中から、「空き店舗対策等の取り組みについて」「御当地キャラクターの活用について」を調査課題とし、現状把握とともに先進市町村行政調査なども行った。

以下、まとめを朗読し、報告いたします。

2ページをお開きください。

6次産業化の取り組みについて。

まとめ。

今回の調査において、国の制度を受けて6次産業化に取り組むためには、制度理解と計画の策定、1次・2次・3次産業の連携を構築するための調整などの課題が見えてきた。これらの課題をクリアして、6次産業化の制度を活用するためには本来の業務以外にも多大な時間と労力が必要となり、6次産業化に取り組む意欲を持つ農業者がその意欲を失う旨の意見も伺えた。町の担当課に事務的なアドバイスをできる担当部署を設置し、まずは多くの農業者が6次産業化に取り組みやすい環境を整えるサポートの必要性を強く感じた。

次に、現在6次産業化の事業を実践している事業者に対してのサポートも重要と考えられる。パッケージのデザインや販路の拡大、また、意欲のある農業者のみでの発想だけではなく、製造・加工・流通等、商工業者や大学、研究機関とのコラボレートが非常に大切であり、町が両者の橋渡しをする仕組みがあれば一層農業者の6次産業化に対しての参画意欲を刺激し、また製品の付加価値を上げるものと考えられる。

さらには、6次産業化により広く販路を求めると同時に、地産地消の視点も重要であり、まちづくりを行っていく上で、町民が集い地場産品を気軽に購入できるような施設も視野に入れて考えていく必要がある。

全国の認定数などからも、上富良野町の規模で2事例が既に認定されていること、ほかのさまざまな

事例などから、上富良野町の農業者の6次産業化に対する積極的な姿勢がうかがわれた。今後とも業種の垣根を越えて1次・2次・3次産業の連携・融合と行政等のサポートの充実が図られ、より多くの農業者が多様な方法で町内外に商品を販売、発信していくことを期待したい。

4ページをお開きください。

空き店舗対策等の取り組みについて。

まとめ。

空き店舗に関しては、平成22年度に緊急雇用創出推進事業により商店街空き店舗及び商店街現況調査事業を実施し、詳細な調査が行われている。この内容としては、「商店は廃業したが、店舗兼住宅に居住しているため店舗として貸し出すことは不向き」、または「家主が店舗として貸し出しはしない」との意向が多かった。これらのことから、店舗兼住宅として貸すことができるよう、廃業した家族の引っ越し先を確保するような住居対策、安心して賃貸できるような仲介制度の創設、賃貸ではなく土地と建物を一括して売却できるような環境づくり、不在地主・家主の調査及び交渉などが大きな課題であり、早急な対応が必要と考えられる。

新規開業等支援事業補助は3件で活用され、新規開業や事業拡大の実績を上げ、大変有効な制度であると考えられる。今後ともより使いやすいものになるよう、制度の見直しを図りながら根気よく長期間にわたって事業を継続し、今まで以上に周知の徹底や新規開業へのサポートの充実を図り、一つでも多くの店舗をふやしていくことが望ましいと考えられる。

制度の見直しについては、飲食関係の店などで、同一の店舗を昼と夜で違う経営者がシェアすることでコスト削減するという営業形態への対応、屋台やバル（飲み物と軽食を提供する、食堂とバーが一緒になったような飲食店）といった形態にも対応できる制度の拡充があれば、より幅の広い活用ができ、使いやすい制度になるのではないかと。

また、最初から店を始めるにはハードルが高いという方に対しては、試行という形でできるチャレンジショップのような、期限を設けて営業できる制度の創設も考えられる。

空き店舗対策に限らず、商工振興全般に関して、事業者と商工会、行政が一層の連携を密にとりながら、方策を研究し実践されることを切に望むものである。

5ページをお開きください。

御当地キャラクターの活用について。

まとめ。

御当地キャラクターとして町民の参画において誕

生した「らべとん」ではあるが、町内の観光名所や各産業、土産、飲食、イベント等を含め日常生活を、人格を持たせた上で「らべとん」目線で幅広く情報発信することが必要である。

永遠の17歳の女の子というキャラクター設定であり、着ぐるみを女性用にサイズダウンしてつくり直すという問題はあるが、着ぐるみに入るのも女性のほうがより女性らしい所作ができるのではないか。先進市町村行政調査で見られた茨城町の事例のように、緊急雇用対策等で女性の専任職員を雇用し、「らべとん」が観光協会の職員として、日常的な活動を町内のみならず、全国に向けて積極的にPRすることも一つの方策と考える。

また、キャラクターグッズの作成、充実も今後の大きな課題であり、観光協会でのグッズ製作のほか、地域の事業者が活用しやすい方策を検討していく必要がある。

四季彩まつりや雪まつりなどで、「らべとん」に集まる子どもたちの笑顔が、御当地キャラクターがいることの喜びをあらわしており、末永く町とともに「らべとん」が成長していくことを期待している。

以上をもちまして、総務産建常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

理事者に申し上げます。

ただいま報告いたしました内容について十分参考とされるよう、今後の行政運営に反映されますことを御期待申し上げたいと思います。

◎日程第6 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第10号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、議案第10号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、社会保障・税番号制度システム整備、防災無線基地局及び遠隔制御器更新について、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

2点目は、上富良野町議会広報誌印刷製本費を含む7件について、債務負担行為の追加をお願いする

ものであります。

3点目は、第1興農橋架替事業、超高速ブロードバンド環境整備事業及び町営住宅整備について、事業費の確定に伴います地方債の限度額の変更をお願いするものであります。

また、北17号道路道営農地整備事業について、公共事業等債の貸し付けを受ける必要がなくなったことから、地方債を廃止するものであります。

4点目は、保育所入所者の移動に伴います国・道負担金及び運営負担について、所要の費用の補正をするものであります。

5点目は、制度改正に伴います国民健康保険システムの改修及び高齢者のインフルエンザ等の保健予防事業に対する経費について、国民健康保険特別会計への繰出金の補正をお願いするものであります。

6点目は、北17号道路道営農地整備事業の負担額の減に伴います所要の費用の減額補正をお願いするものであります。

7点目は、補正予算（第12号）後において、寄附金20件、225万円の納付がありましたことから、使途目的に沿いまして、公共施設整備基金、ラベンダーの里かみふらのふるさと応援基金及び地域福祉基金に合わせて182万5,000円を積み立て、ラベンダーハイツ事業特別会計の繰り出し、病院事業会計の出資に41万5,000円を、図書館図書購入費に1万円の補正をするものであります。

また、各基金利子の確定に伴います積み立ての補正をするものであります。

8点目は、各事業費の確定及び実績見込みによります執行残等について減額補正をお願いするものであります。

以上申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源調整を図った上で予備費を一定額確保し、今後の公共施設整備の財源確保に備えるため、公共施設整備基金に7,000万円を積み立てし、今後の健全な財政運営に資するため、財政調整基金に4,000万円を積み立てするとともに、近年の集中豪雨による災害発生が今後も予想されることから、財源確保に備えるため、備荒資金組合超過納付金に3,000万円を積み立てることで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第10号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）。

平成26年度上富良野町の一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億539万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,935万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税2,030万8,000円、10款地方交付税296万9,000円、12款分担金及び負担金533万7,000円の減、13款使用料及び手数料35万円の減、14款国庫支出金8,314万7,000円の減、15款道支出金2,026万2,000円の減、16款財産収入281万6,000円、17款寄附金225万円、18款繰入金10万1,000円の減、20款諸収入175万7,000円、21款町債2,630万円の減、歳入合計は1億539万7,000円の減であります。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款議会費64万6,000円の減、2款総務費1億2,514万2,000円、3款民生費2,869万8,000円の減、4款衛生費2,419万8,000円の減、5款労働費16万4,000円の減、6款農林業費1,643万4,000円の減、7款商工費585万6,000円の減、8款土木費1億2,970万1,000円の減、9款教育費2,022万9,000円の減、3ページをごらん願います。10款公債費637万2,000円の減、11款給与費900万4,000円の減、12款予備費1,076万3,000円、歳出合計は1億539万7,000円であります。

4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正について申し上げます。社会保障・税番号制度システム整備については、社

会保障・税番号制度の導入に向け、現行の総合行政システムと国のシステムとの連携の改修であります。が、厚生労働省分について整備の仕様が決定されないことから、また、防災無線基地局及び遠隔制御器更新については、機材の生産中止により整備費用が増加したことから、補正予算（第12号）で増額補正をお願いしたところであり、事業実施に当たり機器の納品に5カ月の期間を要することから、それぞれ追加設定をするものであります。

第3表、債務負担行為補正について申し上げます。

上富良野町議会広報誌印刷製本費、上富良野町議会会議録反訳業務、上富良野広報誌印刷製本費、スクールバス運行業務、予約型乗合タクシー運行業務、町道維持管理業務及び知事・道議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務について追加するものであります。

5ページをごらん願います。

第4表、地方債補正について申し上げます。

第1興農橋架替事業、超高速ブロードバンド環境整備事業及び町営住宅整備については、事業費の確定に伴い変更するものであります。

また、北17号道路道営農地整備事業については、公共事業等債の貸し付けを受ける必要がなくなったことから廃止するものであります。

以上で、議案第10号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 何点か質問させていただきます。

25ページ、臨時職員のマイナス338万1,000円の補正のところでございますが、今現在、役場では何人の方が臨時職員でおられるのか。そして、どこの課に一番配置されているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから次に、41ページの子育て世帯臨時特例給付金交付事業、この事業確定によるマイナス39万4,000円の補正ですけれども、児童手当をもらっている方のデータというのでしょうか、情報に基づいて支給をしているということなのですか、給付金のもらい漏れというのは絶対ないものなのでしょうか、ちょっとどうなのかなと思うものですかからお尋ねしたいと思います。

それと61ページの新規開業等支援事業補助の

ころですけれども、空き店舗対策として２５年度から取り組んできている補助事業でございますけれども、３１８万円減額補正ということで、非常にちょっと、かなり残ってしまっているなと思っているのですけれども、私も行政調査に行ってきたのですけれども、これはどういうことでしょうか、こういう新規開業する方に補助事業があるということを知らないという方も結構いらっしゃるような状況もありまして、また、申し込みが余りないということがどうなのでしょう、申し込みしても条件がなかなか合わないということなのでしょう、その点、どのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） ３番村上議員の１点目の臨時職員の数についての御質問でございますが、総務費での臨時職員にかかわる予算につきましては、現在４９名分の臨時職員の費用について、社会保険料等の計上をしているところでありますが、他会計等も含めるとちょっと、今のところ手持ちの資料がないので、人数的には、今一般会計のほうで押さえているのでは４５名ということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） ３番村上議員の御質問でございますが、子育て世帯臨時特例給付金の中で、交付漏れは絶対ないのかという御質問でございますけれども、まず、町の町民生活課のほうで窓口になっていただいておりますけれども、そちらで児童手当をまず給付している方々、これは主に国保だとか厚生年金の方がございますけれども、そちらからは情報をいただきまして、その名簿に基づいて行いますので、一件一件確認しながらやっているのです、まず漏れはないというふうに思っております。あとそれ以外は公務員でございます。上富良野は公務員のほうが実は多くて、自衛隊の関係であるとか、あとは役場、学校の先生方、また、その他、非常にごく少数いるところもございます。上富良野に居住していて、中富とか富良野に勤務している公務員の方もいらっしゃいます。公務員につきましては、全て職場のほうから御案内いただくということになってございます。大きいところは私もわかるものですから、自衛隊関係だとかお願いをして、役場とかですね、あと教員の方なんか町教育委員会なんかに協力いただきながら、１人でも漏れないように思っております。

ただ、万が一、例えば本当にごく１人で、職場のほうからの御案内が行っていないということになれば、

本当に万が一でありますけれども、漏れる可能性としてはございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） ３番村上議員の３点目の新規開業等支援事業補助に対します御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今回の減額の主な理由でございますけれども、２６年度の新規認定がまずなかったことと、あと平成２５年に認定をしていて、２６年度に補助金が発生する事案が１件あったのですけれども、その事業がちょっと事業内容の変更によりまして取り下げたという経過がございまして、その２件分がほとんど満度の形で減額をさせていただいたという形になっております。

それとあと、この事業要件なのですけれども、決してそんなにハードルが高いものではないというふうに思っておりますので、相談にいられて、これはちょっと対象になりませんねというやりとりも余りないのですけれども、ただ、やはりこういう事業を有効に活用していただきたいということがございますので、この事業の案内、周知についてはさらに積極的に進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 先ほどの答弁で一部答弁漏れがありましたので、再度お答えしたいと思います。

配置状況で一番多いのはどこかということでありましたが、教育振興課で、各学校であるとか図書館等がありますので、その関係で人数が一番多くなっております。

また、先ほどの４５名という人数の報告であります、これにつきましては、選挙等で短期の部分もありますので、実質的には、２５年度末で２３名ということで押さえているところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君） ２９ページの日本ジオパーク協会準加盟負担という形になっております。これは準加盟と正規の加盟という形になれば、当然おのずと負担金等が変わるのかなというふうに思いますが、そこと、これは何を目的にして、将来目指すものがあるのかというところ、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いいたしますが、３７ページの老人福祉費の中で、負担金補助、交付金という形で社会福祉

法人等の利用者負担のサービスの軽減に対する補助かなというふうに思いますが、実態として250万円が不用という形になっておりますが、利用人数が少なかったのかなというふうに思いますが、どういう要因で不用額等が出たのか、この点についてお伺いしておきたいと思います。

次に、今年度から始まりました、44ページの予防費の中で、歯周疾患の検診という形で、町独自の要素も組み込みながら歯の歯周病予防、体に関係することで非常に効果があるという形で実施されましたが、現状では補正予算という形で予算額もふえるという状況になっておりますが、どういう利用人数等になっているのか、現状についてお伺いいたします。

次に、46ページの衛生費、予防という形で、高齢者のインフルエンザワクチン委託料という形になっております。近年、インフルエンザ等がはやるという状況があります。それにつれた予防接種等の事業という形になるかというふうに思いますが、委託料という形になっておりますので、現状では何名の方が受けられて、委託料の積算の中身等についてもお伺いいたします。

次に環境衛生で、合併浄化槽等の整備という形で、980万円の不用額という形になっております。これは恐らく利用者が少なかったという要因かなというふうに思いますが、この点についてお伺いしておきます。

次にお伺いしたいのは、68ページの住宅管理費という形で、近年、扇町団地等が水洗化され、新年度に至っては全て完了するという形になっております。まだ未整備地域というのがあるかというふうに思います。恐らく西町の団地あたりが未整備地域かなというふうに思いますが、そういうものも含めて、住環境整備という形で当然実施しなければならない要素もあるというふうに思いますが、そういった今後の予定等があればお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、78ページの体育館施設費という形で、体育館の外壁、屋根塗装という形で不用額が1,100万円出ております。この要因等について、恐らく入札段階において安く上がったというふうに思われますが、特殊な屋根の塗装がされたというふうに聞いておりますので、その要因等についてお伺いいたします。

町長に最後にお伺いしたいのですが、元気な町、あるいは地域の産業が潤うような、そういった町を目指すということの26年度の執行方針等で掲げられておりました。それで不用額等もかなり出ておりますが、当然予算が積み戻し、あるいは予想した予

算が計上されなかった分だとかいろいろあるかというふうに思いますが、含めて、町長のこの1年間の予算編成を行った結果、まちづくりに対して、今後どういうものを中心にこの予算をさらに積み上げなければならないのか、あるいは、反省点等、どうだったのかというところを、この1年間の予算を通してながらまちづくりを進めてきたわけでありますから、その点、町長自身の見解としてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

町の方に聞きますと、私自身も思うのですが、やっぱり町自体に活気がないというような、そういう声が非常に聞かれます。何を重点としてまちづくりを進めるのかというめり張りが、なかなか農業にしても、産業一般にしても、見えてこないというような状況があるのかなというふうに思います。そういった意味で、そういった点も含めて、町長自身の見解等についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の何点かの質問の中で、まず、1点目のジオパークに関する質問にお答えしたいと思います。

まず、今回、日本ジオパークの協会の準加盟の負担金についてであります。これにつきましては、準加盟1団体10万円ということになっておりまして、正式会員につきましては20万円ということで、ただいま十勝岳の火山防災会議を構成しております美瑛町と上富良野町でこの日本ジオパークの認定を目指しているところでありますが、それぞれその金額を2分の1ずつ持つということで、今回5万円の補正予算を上程させていただいたところであります。

正式に協議会等が立ち上がって、その申請等になってきますと正式会員ということになるかと思えますけれども、現在の活動としては準会員の中で活動を進めていきたいということであります。

また、最終的な目標ということでございますが、ただいま申し上げた火山防災会議を構成しています美瑛町と今回このような協議会を立ち上げて進めたいということでありますが、十勝岳につきましては周期的に噴火する活火山でありますことから、町に被害をもたらすことも多くありますが、逆にその景観で町も潤っているところがあります。その豊かな自然とか資源を活用しまして、その文化、また防災に関する教育の振興でありますとか、付加価値の高い産業の創出とか、また町民が地域の誇りだとか愛着が持てるような活動を通じまして、それを展開することで、文化的、経済的に持続可能な地域づくりにしていきたいということで、地域の皆さんの活動によって、より地域発展を目指すということで進め

ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 4番米沢議員のほうから御質問いただきました3点の件について、私のほうから御答弁させていただきます。

一つ目が社会福祉法人等の利用者負担軽減の補助事業でございますけれども、この事業につきましては、今年度、26年度からスタートさせていただいた事業でありまして、私どももどの程度の申請があるのかなかなかわからない中で、これまでの介護サービス等の利用状況の中で、非課税者を想定した中で、その中のおおむね50%ぐらいのものが事業費として想定されるかなということで、おおむね事業費の総体1,000万円に対しての半分ぐらいで500万円、それから、社会福祉法人等の負担分を150万円程度と想定しましたので、町のほうでは350万円程度の事業費ということで今回26年度スタートさせていただきました。実質、昨年4月、5月、PRさせていただいて、6月から受け付けをいたしましたけれども、実際に御申請をいただいた方が16名ということでありまして、ケアマネジャーさん、それから、それぞれ施設等の中でPRをしていただいておりますけれども、現実には単に非課税者ということだけが対象になっておりませんので、そのようなことから、実質では今56万円程度の事業費になっております。最終的には一定程度の予備を見込んで250万円、今回減額をさせていただいた状況になっております。

それから、2点目の歯周疾患の検診事業でありますけれども、この事業も今年度からスタートさせていただいた事業であります。4月、5月にこの事業もPRをさせていただいて、6月から事業を開始してございますけれども、12月末までの7カ月間の中でちょうど100名の御利用がありました。当初、私たちのほうで見込んでいたのが、対象者70名おりますので、おおむね20%ぐらいの検診率を想定して、事業費としては140名分の事業費を組ませていただきましたけれども、12月末でちょうど100名ぐらい、特に12月に入ってから、冬に入ってから少し利用者の数もふえていたものですから、1月、2月、3月を15名から20名ぐらいの利用が見込めるのではないのかなということで、少し事業費が足りなくなることも想定したものですから、今回、一定程度補正をさせていただきました。

ただ、1月が、実際の利用者が8名だったものですから、あと2月、3月でどれぐらいの利用になるかわからないのですけれども、そういう状況になっ

ています。

あと高齢者のインフルエンザにつきましては、12月末までの状況が、課税の方が1,354件、それから非課税の方が459件ということで数字を押さえているところでありまして、見込みよりも若干多くの方が予防接種を受けておられるのかなという状況であります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 4番米沢議員の先ほどの2点の御質問に対してお答えさせていただきます。

1点目の合併浄化槽でございますが、今回減額ということで、議員のおっしゃるとおり、当初、5人槽20基を予定しておりました。それが結果、5人槽6基と7人槽4基で10基ということで申し込みがございましたので、その実績ということになります。

次に、住宅の管理ということで水洗化でございます。社会資本整備交付金を用いまして、26年度、扇町のほうを整備、また27年度も引き続き、社会資本整備交付金の財源をもとに水洗化を考えてございます。

議員がおっしゃいました西町団地につきましては、建設からかなり年数もたつてございますので、建てかえも含めて検討していかなければならないものかというふうに考えてございますが、いずれにしても多額の財源が伴うことから、今後についての検討課題というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 社会教育総合センター管理費ということで、1,100万円ほどの予算の減額であります。これにつきましては、予算当初、計画段階で防衛省の補助も受けるということから、建物全体を予定してございました。その後、発注前に、屋根と外壁の劣化度調査を行いまして、必要な箇所を精査しまして、そのようなことから、材料ですとか面積の変更等から、今回の設計段階において、大きな設計の中身が変わったということで今回の減額になったのが主な理由でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

1年を通じての所見につきまして少しだけお話しさせていただきますが、行政全体についての考え方、あるいは経過も含めての件に関しましては、新年度予算の所信を述べさせていただく機会もございますので、その中で述べさせていただきますが、私

が常々行政運営の中で基本的なこととして押さえていただいておりますことは、たびたびお話しさせていただいておりますが、やはり限られた財源をしっかりと次の世代へ渡していけるような、足腰の強いまちづくりをしたいというのが私の思いでございます。特に予算等につきましても、極力健全財政を維持していきたいということを常に思っているところでございます。26年度につきましても、極力町民の皆さん方に、後世の方々に負担を残していないような財政運営に心がけてきたところでございます。

また、町全体の活力も失わないように、その活力を失わないためには、安心して日々暮らしをしていただくような条件整備がまず優先されるべきであろうというようなことを常に念頭におきまして、予算の優先的な予算組み、さらには町民の皆さん方がどういう思いを内在して暮らしておられるかということをお聞きできるような仕組み、そういったことを通じて予算の執行に努めてきたところでございます。

例えば3年、5年というようなスパンで見ますと、年次によって事業が集中したり、あるいは準備のために少し時間を置いて次に備える、そういう年次もあるでしょうし、そういった繰り返しで、少しずつでも町の基礎力がついていくようにということを考えているところでございます。

また、総合計画に沿って事業を進める、まちづくりを進めるということは絶対外してはならないことでございますので、そういったことを総合的に勘案して、26年度の事業、そして27年度以降、町民の皆様方が幸せを実感していただけるような、そういう基礎をつくってきたというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 81ページの体育施設費の中のパークゴルフのスタートマット、破れていたのを直していただいたということで、マニアとしては大変ありがたいことだなと。

もう1点、この管理棟、開会式をやったり各施設の告知板がわりになる、各大会の開催の御案内とか、そういったものを展示している小屋といいますか、建物の上のほうに天窗といいますか、風が入りるところがあって、これは雨風のためにそういう告知板が汚れて、雨風が入るので塞いでくれないかというお願いをしているわけですが、これについては予定といいますか、やったのかどうか…

…。

○議長（西村昭教君） 岩崎議員、ちょっと今のこの補正とは余り関係ないと思うので、それはまた別の機会に聞いていただきたい。

○9番（岩崎治男君） パークゴルフが出たものですから。はい、わかりました。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 55ページの青年就農給付金について若干お伺いしたいと思います。

75万円の減額になっていますが、これについては、対象者がいなかったという認識でよろしいでしょうか。また、当初300万円ぐらいの予算でありましたので、現在給付を受けている者は何名になっているか、そこら辺をお尋ねいたしたいと思います。

61ページなのですが、ここで企業振興対策費の企業振興補助なのですが、ここで272万円の減額になっていきます。当初予定では、かみふらの牧場、またプラスコ、かみふらの工房ということで予定されて予算化されていたと思います。そして、これは当然、企業振興措置条例審査会や何かを通して予算化をしていたものが、現実的に272万円減額になったということは、そこら辺の理由についてお伺いしたいと思います。

以上。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の青年就農給付金でございますが、当初2名の方が対象ということになっておりました。ただ、この制度は所得が一定程度超えますと事業の対象になってきませんので、おひとりが途中から対象にならなくなったということで、その部分だけの減額でございます。現に今、青年就農給付金の対象になっている方は1名いらっしゃいますし、そういう事情で減額ということになりました。

次の2点目の企業振興に対する補助金の減額でございますけれども、こちらのほうも利子の助成分について、企業さんが対象の資金を繰上償還して、利子の助成額が下がったりでありますとか、当初かみふらの工房さんの関係の助成を予算化していたのですが、認定が平成26年1月1日に間に合わなかったということで、26年度事業の中では、要するに1月1日が例えば固定資産の課税の基準日であるとか、それを基準日にして助成をしておりますので、今回、27年1月1日にそういう形での基準日を迎えましたので、丸々26年度で予定していたものが今度27年度のほうに1年移行したというこ

とで、その分の減額というものが主な要因になっております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 何点か用意をしていたのですが、今、同僚議員からあったので、それ以外の関係について質問をさせていただきたいと思います。

まず、13 ページ、歳入のほうです。使用料及び手数料の関係で、一番上にある分館使用料の関係です。

26 年度の当初予算は 87 万 5,000 円でございます、今回 50 万 5,000 円ということで 57.7% の減額率です。

それで一つは、25 年度は 66 万 6,960 円の実績、24 年度は 51 万 7,490 円ということで、一気に 87 万 5,000 円の計上の理由を明らかにしていただきたいということと、それからもう 1 点は、50 万 5,000 円の減額の理由ですね、これについてお聞きしたいと思います。

それから、小さいことですが、15 ページ、道支出金の道補助金、老人クラブ運営費 7 万 9,000 円の減額になっております。それで、どういう根拠で減額になったのかというのと、この影響が 35 ページの単位老人クラブ運営交付金か老人クラブ連合会運営交付金か、ただ、道のほうは老人クラブ運営費となっているので、これはどちらかにどういう金額の影響があったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

以上 2 点です。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 7 番中村議員からの分館使用料の関係でございます。

ここの分館使用料の要素としまして、東中会館、それと草分の防災センター、この二つを予算計上しているところでございます。

その中で、今回 50 万 5,000 円ということで減額の主な理由であります、まず東中会館、これが当初 80 万円のものが 24 万 6,000 円ということで大きな要因になっています。逆に草分のほうは、1 万円が 6 万円というふうに今回の補正の中で精査をしたところでございます。

この二つが大きな要因ですが、東中会館については、これまでの例から、葬儀のときの使用料を地域に補助として翌年度に戻すということから、前年度の収入を次の年に補助する関係から、歳入にもその金額を見ているということで、歳入歳出のバランス上から、そういう歳入の計上を毎年度行っているこ

とから変化があるということで御理解いただきたいと思っております。それが大きな要因でございます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 7 番中村議員からの老人クラブの関係の御質問にお答えいたします。

老人クラブの運営費、歳入歳出それぞれ減額をさせていただいておりますが、当初の予定から変わっているのが、当初の見込みで単位老人クラブ数 19 クラブで予算を見込んでおりましたが、申請が 18 クラブということと、あわせて会員の人数 1,450 名を予定しておりましたけれども、1,359 名ということで、単位クラブの経費、それから連合会の経費それぞれで所要額を減額させてもらったということでもあります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 10 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開を 10 時 45 分といたします。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

町長から、議案第 31 号平成 26 年度上富良野町一般会計補正予算（第 14 号）の件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第 1 議案第 31 号

○議長（西村昭教君） 追加日程第1 議案第31号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま追加上程いただきました、議案第31号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、国民年金に係る免除申請書及び学生納付申請書の様式変更に伴う国民年金電算機器システムの改修について、全額国費で整備をしようとするものであります。

2点目は、昨年8月24日から25日及び10月3日に発生した大雨被害に伴う道路復旧に係る経費について、既存の道路維持管理業務委託費で対応したところであります。この支出に伴い、今後の除雪費用に不足が生じますことから、道路維持管理業務委託費について所要の費用の補正をお願いするものであります。

なお、必要な財源につきましては、予備費を充てることで調整をしようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第31号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）。

平成26年度上富良野町の一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,956万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金20万5,000円、歳入合計は20万5,000円であります。

2、歳出。

3款民生費20万5,000円、8款土木費80万52,000円、12款予備費80万52,000円の減、歳出合計は20万5,000円でありま

す。

以上で、議案第31号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第11号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました、議案第11号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、主に五つの要素からなっております。

1点目は、国民健康保険税賦課確定に伴い減額が見込まれること、2点目は、前期高齢者交付金の精算に伴い減額が見込まれること、3点目は、国、道財政調整交付金の実績見込みから増額が見込まれること、4点目は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業交付金の確定見込みに伴い増額が見込まれること、5点目は、国保システム改修等に伴う一般会計繰入金の額の確定によるもの、これらを主な要因といたしまして所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、三つの要素からなっております。

1点目は、保険給付費の実績見込みから増額が見込まれること、2点目は、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の額が確定したことから増額が見込まれること、3点目は、その他支出金として、平成25年度療養給付費負担金の超過交付による返還及び国保システム改修に伴う額の確定によるもの、これらを主な要素といたしまし

て所要の補正を行うものでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第11号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,011万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,141万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページ目をお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款国民健康保険税3,611万9,000円の減、2款国庫支出金4,487万7,000円の減、3款療養給付費交付金2,277万1,000円の減、4款前期高齢者交付金2,450万3,000円の減、5款道支出金2,217万5,000円、6款共同事業交付金4,258万5,000円、8款繰入金386万8,000円、歳入補正の額は3,011万2,000円の増であります。

2、歳出。

2款保険給付費2,448万4,000円、6款共同事業拠出金1,069万8,000円の減、10款諸支出金1,632万6,000円、歳出補正の合計は3,011万2,000円の増であります。

以上で、議案第11号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明いたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 1ページの国民健康保険税の補正という形で、3,600万円の減額という形で、多額になっておりますが、この要因等については何が原因なのか、恐らく、当然収入等が、所得が上がらなかったとか、いろいろな要因があるかというふうに思いますが、その点。

今後の財政運営をしていく上で支障がないのかという点。

さらに、現在、基金の積み立て等はどうになっているのか、この点、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 4番米沢議員の3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の保険税の減額でございますが、何が要因かということでございます。国民健康保険の多くは農業所得が占めてございます。農業所得が昨年より大幅な減少ということで、それに伴いまして保険税の減額補正を御提案申し上げるものでございます。

次に2点目の今後の財政収支の関係でございますが、これにつきましては、今現在、歳入歳出それぞれ精査をしながら進めてございますので、その都度、また議会のほうに御説明を賜りたいと思えます。

3点目の基金でございますが、基金の部分につきましては、約11万円程度の基金ということで、今後におきましては、こういうものも含めて国保財政の運営の中で検討させていただきたいと思っておりますので、御了解賜りたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第12号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました、議案第12号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額が見込まれることから、増額補正をしようとするものであります。また、高齢者医療制度円滑運営臨

時特例交付金の交付に伴い、一般会計からの繰入金並びに通信運搬費の精査による一般会計からの繰出金の減額補正を行うものであります。

次に、歳出につきましては、通信運搬費の精査による減額補正及び後期高齢者医療保険料の歳入増額相当分を広域連合納付金として増額補正をするものでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第12号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,061万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページ目をお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料180万7,000円、3 款繰入金10万3,000円の減、5 款諸収入5万3,000円、歳入補正の合計は175万7,000円であります。

2、歳出。

1 款総務費5万円の減、2 款広域連合納付金180万7,000円、歳出補正の合計は175万7,000円であります。

以上で、議案第12号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第13号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました、議案第13号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、介護保険料の滞納繰越分について、徴収実績に基づき歳入補正するものであります。

2 点目は、次年度からの介護報酬、介護保険料の見直しなどに伴う介護保険システムの改修に当たり、歳入歳出においてそれぞれ所要額を補正するものであります。

3 点目は、地域支援事業費の年度末までの執行見込みとあわせて、終了した事業などの精算などにより、歳入歳出においてそれぞれ所要額を補正するものであります。

4 点目は、前年度の精算分として予備費に計上していた分、それから利子分を含めて介護保険事業基金への積み立てを増額補正する内容となっております。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第13号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,600万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款介護保険料45万7,000円、2 款分担金

及び負担金21万7,000円の減、3款国庫支出金74万7,000円、4款道支出金3,000円の減、6款財産収入8,000円、7款繰入金3万4,000円の減、歳入合計は95万8,000円であります。

2、歳出。

1款総務費140万4,000円、2款保険給付費1万円、3款地域支援事業費77万9,000円の減、5款基金積立金1,225万3,000円、7款予備費1,193万円の減、歳出合計95万8,000円であります。

2ページ目以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで説明を省略させていただきます。

以上、議案第13号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第14号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました、議案第14号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入におきましては、1点目は、社会福祉法人等による利用者負担軽減分の精査でございます。2点目は、寄附採納による増額補正でございます。

歳出におきましては、1点目は、一般管理費における役務費、通信運搬費の増額補正でございます。2点目は、調理業務委託に係る食数の実績及び今後

の見込みによる増額補正でございます。3点目は、これらの要因の収支差額についての予備費での調整でございます。

以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書以降につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第14号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）。

平成26年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億106万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款サービス収入108万円、4款繰入金84万円の減、歳入補正額の合計は24万円でございます。

2、歳出。

1款総務費5万円、2款サービス事業費30万円、5款予備費11万円の減、歳出補正額の合計は24万円でございます。

これもちまして、議案第14号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第15号
平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正
予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いた
だきました、議案第15号平成26年度上富良野町
簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につつま
して、補正の要旨を御説明いたします。

歳出において1点目は、一般管理費及び事業費等
の確定、精査によります減額と、2点目は、公債費
確定によります減額となりまして、あわせて歳入も
同額減額とするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とかえさせていただきます。

議案第15号平成26年度上富良野町簡易水道事
業特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度上富良野町の簡易水道事業特別会
計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによ
る。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ
ぞれ145万1,000円を減額し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ5,774万4,000円と
する。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額
は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金145万1,000円の減、歳入合計
145万1,000円の減となっています。

2、歳出。

1款衛生費144万8,000円の減、2款公債
費3,000円の減、歳出合計145万1,000円
の減とするものであります。

以降、事項別明細書につきましては、さきに御高
覧いただいていることから、説明を割愛させていた
だきます。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げまし
た。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い
申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いた
します。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いた
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第16号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第16号
平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補
正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いた
だきました、議案第16号平成26年度上富良野町
公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につつま
して、補正の要旨を御説明いたします。

歳入につきましては、1点目は、下水道使用料の
増及び手数料の収入額の減と、2点目は、事業費精
査による一般会計繰入金の減と、3点目は、事業費
確定による下水道事業債の減によるものです。

次に、歳出につきましては、1点目として、一般
管理費の精査による減と、2点目は、浄化センター
管理費の精査による減と、3点目は、建設事業費の
精査による減と、4点目は、公債費の精査に伴う減
によるものです。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第16号平成26年度上富良野町公共下水道
事業特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度上富良野町の公共下水道事業特別会
計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによ
る。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ
ぞれ409万3,000円を減額し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ4億8,175万5,000
円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額
は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補
正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款使用料及び手数料15万5,000円の増、4款繰入金234万8,000円の減、7款町債190万円の減、歳入合計409万3,000円の減となっております。

2、歳出。

1款下水道事業費391万9,000円の減、2款公債費17万4,000円の減、歳出合計409万3,000円の減とするものです。

第2表、地方債補正。

公共下水道事業一般分について、限度額を190万円減額し、6,470万円とするものです。

以降、事項別明細書につきましては、さきに御高覧いただいていることから、説明を割愛させていただきます。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第17号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第17号平成26年度上富良野町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました、議案第17号平成26年度上富良野町水道事業会計補正予算（第3号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳出において、営業費用の精査及び確定に伴います減額と、営業外費用の企業債利子の減額を予備費に充当するため、予算総額の変更はありません。

次に、資本的収入及び支出であります。収入では企業債の減額と、支出では工事費の確定に伴いま

す減額補正となっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第17号平成26年度上富良野町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、平成26年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、補正予算（第2号）第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款項別補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用622万1,000円の減、第2項営業外費用6万9,000円の減、第4項予備費629万円の増となるものです。予算総額に変更のない組み替えとなっております。

資本的収入及び支出。

第3条、補正予算（第1号）第2条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,047万3,000円は過年度分損益勘定留保資金3,047万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,658万4,000円は過年度分損益勘定留保資金2,658万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、第1項企業債410万円の減。

支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費798万9,000円の減となるものです。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた企業債は、次のとおり補正する。

配水管布設替事業に伴います企業債限度額を410万円減じて、2,890万円とするものです。

事項別明細書につきましては、さきに御高覧いただいていることから、説明を割愛させていただきます。

以上、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第18号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第18号平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました、議案第18号平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、御寄附を3件、17万5,000円いただいておりますので、寄附者の御趣旨に沿いまして備品の購入費として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第18号平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）。

総則。

第1条、平成26年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、平成26年度上富良野町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額17万5,000円、第1項出資金17万5,000円。

支出。

第1款資本的支出17万5,000円、第2項建設改良費17万5,000円。

以上で、議案第18号平成26年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第30号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第30号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H26国債）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました、議案第30号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H26国債）請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、防衛省の委託工事により、平成23年度に発生しました集中豪雨により演習場内のベベルイ川の流路工が被災し、土砂が流出したため、護岸と魚道復旧を行う工事で、平成23年度より継続実施しているところであります。

本工事は、平成26年度国債分として、平成27年12月10日を工期として行うものであります。

入札に当たりまして、町内業者3者を含む6者で去る2月27日に入札を行った結果、株式会社アラタ工業が6,655万円で落札し、消費税を加算しまして、本議案の7,187万4,000円となっております。参考までに、2番札は高橋建設株式会社、6,715万円でした。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

議案第30号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H26国債）請負契約の締結について。

南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H26国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求め

る。

記。

1、契約の目的、南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H26国債）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、7,187万4,000円。

4、契約の相手方、空知郡上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業代表取締役荒田政一。

5、工期、契約の日から平成27年12月10日。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時27分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 3 月 3 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 徳 武 良 弘

署 名 議 員 中 村 有 秀

平成 2 7 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 2 7 年 3 月 4 日（水曜日）

○議事日程（第２号）

第 １ 会議録署名議員の指名について

第 ２ 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君

第 ３ 議案第 １号 平成２７年度上富良野町一般会計予算

第 ４ 議案第 ２号 平成２７年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 ５ 議案第 ３号 平成２７年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算

第 ６ 議案第 ４号 平成２７年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 ７ 議案第 ５号 平成２７年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第 ８ 議案第 ６号 平成２７年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第 ９ 議案第 ７号 平成２７年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第 10 議案第 ８号 平成２７年度上富良野町水道事業会計予算

第 11 議案第 ９号 平成２７年度上富良野町病院事業会計予算

○出席議員（１４名）

１番	佐川 典子 君	２番	小野 忠 君
３番	村上 和子 君	４番	米沢 義英 君
５番	金子 益三 君	６番	徳武 良弘 君
７番	中村 有秀 君	８番	谷 忠 君
９番	岩崎 治男 君	10番	中澤 良隆 君
11番	今村 辰義 君	12番	岡本 康裕 君
13番	長谷川 徳行 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	青地 修 君
会 計 管 理 者	菊池 哲雄 君	総 務 課 長	北川 和宏 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	石田 昭彦 君
子ども・子育て担当課長	吉岡 雅彦 君	町民生活課長	林 敬永 君
建設水道課長	佐藤 清 君	農業委員会事務局長	北越 克彦 君
教育振興課長	野崎 孝信 君	ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君
町立病院事務長	山川 護 君		

○議会事務局出席職員

局 長	藤田 敏明 君	次 長	佐藤 雅喜 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君）きのうに引き続き、御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成27年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君）日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君）御報告申し上げます。

一般質問について、3月3日に締め切り、4名から通告がありました。本日の会議が終了した後、議会運営委員会を開催し、一般質問の日程調整を行います。

以上であります。

○議長（西村昭教君）以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 谷 忠 君

9番 岩 崎 治 男 君

を指名いたします。

◎日程第2 執行方針から

日程第11 議案第9号まで

○議長（西村昭教君）日程第2 町政執行方針及び教育行政執行方針並びに日程第3 議案第1号平成27年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6 議案第4号平成27年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第10

議案第8号平成27年度上富良野町水道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成27年度上富良野町病院事業会計予算の件を、関連がございますので一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君）おはようございます。

平成27年第1回定例町議会の開会に当たりまして、町政執行の基本方針について、その概要を申し上げます。

我が国の経済状況は、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動、円安による輸入価格の上昇、さらに、消費税率引き上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないことなどにより、26年度前半には実質経済成長率がマイナスとなったところであります。

このような状況の中、国においては、経済の好循環を確かなものとして、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、消費税率10%への引き上げ時期の延期とあわせて、「地方への経済好循環に向けた緊急経済対策」を昨年12月27日に閣議決定したところであります。

また、人口減少と超高齢化社会という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続可能な社会を創生することを目的とした「地方創生関連2法」の成立を受け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」があわせて閣議決定されたところであります。

このような状況のもと、国の本年度予算については、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図ることを基本に、9兆6千400億円の予算案を決定し、現在、国会において審議が行われているところであります。

その中で、地方財政計画につきましては、地方創生に取り組むための財源を上乘せし、一般財源につきましては、前年度比1.8%増の6兆1千500億円と、平成26年度を上回る水準とされたところですが、内訳では、景気回復等による地方税の伸びが多くを占めており、一方で、地方交付税、地方交付金等については5%程度の減となっていることから、大企業がなく地方税収の増が見込めず、また、人口の少ない多くの地方公共団体においては、財源の多くを地方交付税に依存している実態から、財源確保は大変厳しいものと受けとめているところであ

ります。

さて、当町におきましても、景気の回復による地方税収の伸び等が見込めない中で、歳入一般財源の中で大きな比率を占める地方交付税においては、先ほど申し上げた要因などから一定程度の減額が避けられない状況にあります。一方、歳出においては、これまでの大型公共施設の償還が一部完了することにより公債費の償還が一時的に減少しますが、平成28年度以降は、現在進めている学校耐震改修事業や公営住宅建設事業等の新たな償還が始まることによる公債費の増、自立した地域を確立していくための産業振興や急速な少子高齢化時代へ向けた安心して暮らすことのできる諸施策への対応、さらに、懸案となっている大雨等自然災害に対する恒久的対策を初め、老朽化している公共施設の改築等、さまざまな課題に対応するため大きな財政需要が避けられない状況となっていることから、今後とも将来をしっかりと見据え、自治体経営の安定を図ってゆかなければならないことを再認識するものであります。

このような状況のもとで、本年度の予算については、私が目指しております「町民の皆さんが安心して住み続けられるまちづくり」、さらには「健康づくり推進のまち」宣言にあります「豊かな自然環境の中で、いつまでも健康で心豊かに、いきいきと暮らす」ことができるまちづくりを念頭に、これまでの課題解決を初め、それぞれの事業実施に対し優先順位などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見きわめながら予算編成を行ったところであります。

また、「第5次総合計画」中間見直しの中で明らかになった課題解決やこれまでのまちづくりの取り組みをさらに進めていくため、これからも「協働」を町民共有のキーワードとして、町民皆様がまちづくりの当事者と感じていただけるような環境づくりに取り組んでまいりますので、引き続き町民の皆様や議員各位に一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、各分野の主要施策について、総合計画に示しました五つの暮らしづくりに沿って、その主なものについて申し上げます。

最初に、一つ目の「人や地域とつながりのある暮らしづくり」についてであります。

まず、「地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現」については、町民共有の願いである健康でいきいきとした暮らしの実現に向けて、「健康づくり推進のまち」宣言の趣旨に沿って、「第2次健康かみふらの21計画」の着実な推進とあわせて、町民の健康づくり活動をより積極的に支援して

まいります。

また、高齢であることや障がいを持ったこと、あるいは経済的な要因などにより支援が必要とされる方々が、地域の中で心豊かに安心して、自立した日常生活を送ることができるよう、第2次地域福祉計画を基本として、社会福祉協議会を初め、福祉関係機関や関係事業者の皆様との協力体制をより密にし、真に必要なサービス、支援は何かを常に見きわめ、安心な暮らしが実現できる福祉サービスの提供を推進してまいります。あわせて、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の方々とも連携して、地域全体で支え合う地域福祉の向上に努めてまいります。

次に、「信頼と絆で結ばれる産業の実現」についてであります。農業関係については、第7次農業振興計画の2年目となりますが、この間にも国においては大きな農政転換・農業改革への動きが活発化してきており、このような状況下にあつて、農業が町の基幹産業として今後も持続できるよう、農業振興審議会の審議を経て、農業振興計画の具現化に向けた実践計画を策定し、着実な事業の推進に努めてまいります。

本町の農畜産物は全国へと流通されておりますが、まずは一番身近な消費者である町民の皆様へ地元農畜産物への信頼や安心感を高めていくことが重要であり、健康づくりや食育などさまざまな機会を通じて地域農業・地元食材への理解を深めていただくことに努め、生産者みずからが取り組む消費者などとの交流・販売活動についても支援を行ってまいります。

また、生産者みずからによる直売や原料の加工、高付加価値化への取り組みも活発化してきており、それらの取り組みが広がり安定した経営につながるよう、有効な制度活用などの情報提供を図り、6次産業化の創出に努めてまいります。

また、これらの取り組みが町内他業種との連携へ広がるよう支援を行ってまいります。

次に、「人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実」についてですが、予約型乗合タクシー事業については、地域の公共交通手段として、利用者のニーズを捉え、さらに利便性を高めてゆけるよう取り組んでまいります。

次に、町内の道路、歩道及び側溝補修については、春先の凍上により傷みが激しい道路を優先に、4路線の簡易舗装工事、1路線の歩道補修工事及び2路線の側溝補修を実施してまいります。

また、橋梁整備については、昨年度からの継続事業であります第20号橋と第21号橋の2橋のかけかえ工事の本年度完了と、新たに橋梁長寿命化修繕

計画に基づく橋梁修繕事業として、初年度の本年は健全度の低い橋梁や早期に修繕が必要な橋梁を優先に2橋の修繕を実施してまいります。

また、デボツナイ川河川改修に伴う第1興農橋のかけかえについては、北海道への事業費負担を行い、河川事業の中での早期完了を目指してまいります。

次に、防衛省所管事業の障害防止対策事業として、東1線排水路及び演習場内ベベルイ川の護岸・魚道施設の復旧工事を継続して実施してまいります。

次に、「町民主体で成り立つコミュニティづくり」についてですが、「情報共有」「自助・共助・公助」「参画と協働」をまちづくりの基本原則とした自治基本条例に基づき、町民のニーズや課題を的確に把握し、横断的連携を図りながら、その積極的な推進が図られるよう地域に密着した環境づくりに努めてまいります。

次に、二つ目の「穏やかに安心して過ごせる暮らしづくり」についてであります。

まず、「安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり」についてであります。どのようなリスクを抱えた場合であっても、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、真に支援の必要な方へ必要な支援が行き届くよう既存サービスについて不断の見直しを図りながら、事業の充実を図ってまいります。

高齢者福祉については、福祉・保健・医療サービスを総合的に提供し、地域福祉の確立と在宅福祉を推進するよう努めてまいります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加とともに、認知症高齢者数も増加していることから、そういった方々が安全・安心な生活を送ることができるよう、関係機関・地域住民が一体となって見守り支え合うネットワークの充実に努めてまいります。

障がい者福祉については、第2期障害者計画・第4期障害福祉計画に示した「ともに生き、支え合う社会づくり」の視点に立って、障害者一人一人の置かれている環境に応じた事業の充実に努めてまいります。

また、療育手帳や精神保健福祉手帳の交付者が増加傾向にあるとともに、今後も認知症高齢者の増加が予想されることから、これらの方々の権利擁護事業の充実を図るとともに、成年後見制度などの活用について、各種機会を通じて啓発に努めてまいります。

また、町内外の障がい者福祉事業所などと連携しながら、障がい者が自立した生活ができるよう各種

の自立支援事業の充実に努めるとともに、障害者優先調達推進法に基づいて町の調達方針を策定し、障がい者就労施設等からの優先的、積極的な調達に取り組んでまいります。

ラベンダーハイツについては、本年度、介護報酬の減額改定により、厳しい運営を迫られますが、地域の高齢者福祉・在宅福祉施設の拠点として、他の施設との連携も図り、サービス向上と経営の安定に努めてまいります。

また、2年目を迎えた給食業務委託において、さらなる安全・安心で安定的な給食提供体制の確立を図るとともに、通所介護用送迎車の更新を行い、利用者に安全で快適な生活を送っていただけるよう施設運営を図ってまいります。

介護保険事業については、本年度から「第6期介護保険事業計画」がスタートします。団塊の世代が後期高齢を迎える2025年の超高齢社会を見据え、「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」の基本理念のもと、個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、町民の皆様や事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える「地域包括システム」の構築を目指し、計画を推進してまいります。

また、第6期計画の介護保険料については、今計画期間中における認知症対応型グループホームの整備のほか、新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行を位置づけた中で、この3年間、さらに今後の超高齢社会を見据え、介護保険事業の安定運営が図られるよう、現行より550円増の月額4,500円と設定させていただいたところであります。

国民健康保険事業については、脆弱な財政基盤という国保制度の構造的な問題を抱える中で、少子高齢化に伴う医療費負担が増加し、厳しい財政状況にあります。特定健診及び保健指導に力点を置いた生活習慣病予防を継続して取り組み、医療費増嵩の抑制を図りながら、安心して暮らすことができるよう事業運営に努めてまいります。

病院事業については、身近な医療機関として、慢性期医療から救急医療、介護サービスを担うとともに、旭川医科大学から肝臓・血液腫瘍などの専門医を、富良野協会病院とは病病連携により、泌尿器科・循環器内科の専門医の派遣を受け、安全で良質な医療の提供に努めるとともに、医師を初めとする医療と介護スタッフの人材確保に努めてまいります。

また、本年度も医療機器の計画的な整備更新を図ってまいります。

次に、「のびのび子育てを支える成長環境づく

り」についてですが、安心して子どもを産み育てることができる地域を目指し、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

子育てが社会保障の一つとして明確に位置づけられ、子ども・子育て支援新制度がよいよスタートします。

民間事業者と連携を図りながら、子どもの教育・保育をしっかり提供できる環境を整備していくとともに、子育てについての第一義的責任を担う保護者が、親として子どもとともに成長できるような事業展開を図り、妊娠期から乳幼児期、就学期まで、切れ目なくつながる支援を目指し、「子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進を図ってまいります。

なお、教育・保育給付に係る利用者負担については、新制度の基準に基づき、適正な応能負担と低所得階層の軽減を図ってまいります。

次に、「本気・やる気が実を結ぶ産業づくり」についてですが、地域農業の実情に配慮しつつ「経営所得安定対策制度」や「中山間地域等直接支払制度」の活用とともに「多面的機能支払交付金事業」の拡大を図るなど、「第7次農業振興計画」に即して営農支援を行い、農業所得の向上・農業経営の安定化に努めてまいります。

また、農地の有効利用や合理的な生産活動につながるよう、農地中間管理機構事業の活用や農用地利用改善組合への活動支援等を行い、人・農地プランに位置づけられた「中心的担い手」への集約化を進めてまいります。一方、農地を健全に保全する観点から、降雨などによる農地被害を抑制するための減災対策も継続して取り組んでまいります。

農業農村基盤整備については、東中東部地区を本年度新たに着手することにより、東中5地区の全てが着手されることとなり、この東中東部地区を初め、既に着手済みの東中4地区においては、並行して換地業務を行ってまいります。

現在、本計画においては1地区当たりの事業期間が9年と長期に及び、また、本年の農業農村事業に係る国の予算が過去2年と比較して約半分に減少していることから、早期の事業効果発現のため、必要な予算の確保と早期の事業完了に向け、期成会の皆様とともに、引き続き関係機関への働きかけを行ってまいります。

畜産環境整備については、生産基盤整備と畜産担い手総合整備事業を継続して実施するとともに、有利な事業制度の活用を目的として、沿線の市町村、畜産関係団体、生産者などで本年2月に設立した「ふらの沿線地域畜産クラスター協議会」を通じ、施設・機械整備や営農支援組織の設立検討など、酪農経営の近代化・安定化を進めてまいります。

エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害対策については、引き続き猟友会の皆様の御協力と国の支援制度も活用しながら、駆除対策の充実に図ってまいります。また、猟銃免許取得費用の助成など、駆除の担い手養成対策も継続して行うとともに、電牧柵設置などの被害軽減対策を講じてまいります。

商工業の振興については、消費税増税・円安・電気料値上げなどによる消費の低迷や購買力の町外流出など、町内小規模事業者には依然として厳しい経営状況にあることから、商工会や観光協会と連携して経営改善普及事業や観光による波及効果などを通じ、商店街活性化につながる新たな事業展開が図られるよう個店や商店街活性化事業に対して支援を行ってまいります。

観光振興については、当町の恵まれた自然景観や食資源を生かした戦略的な取り組みとともに、各種イベントの実施・支援や主要な観光拠点での通信環境の整備を進めてまいります。観光は、地域経済への波及が大きく期待できる場所であり、観光事業者はもとより各分野の産業との連携を強化して地域全体の取り組みとなるよう、関係団体や町民の皆様と協働による体制強化を図りながら進めるとともに、観光振興計画に位置づけられた行動計画の実践に努め、魅力あふれる観光地域づくりを目指してまいります。

企業立地の促進や既存立地企業の事業拡大については、地元雇用機会の拡大や地域経済の発展につながることから、引き続き企業振興措置条例に基づく助成措置を講じるとともに、既存企業本社などへの事業の拡大要望や新規企業誘致に向けた情報発信やPR活動など、積極的な対応を図ってまいります。

特に、上富良野町の自然環境や景観は道内他地域と比べても優位性があると思われ、これらを最大限生かして町のPRを積極的に行い、さらに企業との信頼関係を築いていくことが極めて重要と考えております。

また、新たに事業を起こそうとする事業者への支援制度につきましては創設3年目となりますが、制度の活用を一層促進し、空き店舗の利活用や商店街の活性化を通じ、地域経済の活性化につながるよう支援してまいります。

雇用の創出・確保については、新規開業支援制度や企業振興優遇措置による雇用環境の整備を図り、新卒者や若者などの求職者が町内で就労機会を得ることができるよう、雇用の場の創出につなげてまいります。

また、ハローワークの求人情報においても、上富良野町で平均60件前後の求人募集がされておりますが、なかなか就労に結びつかない実態も見受けら

れますので、雇用のミスマッチの解消につながるよう、町独自の対応として、ハローワークを利用されていない事業者も含め、商工会・観光協会の会員情報などによる求人情報の提供を充実し、継続して行っておりまいます。

次に、「身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全」についてですが、生活の基盤となる社会資本の整備と機能維持は日常の暮らしにおいて欠くことはできないものであり、近年多発している局所的な集中豪雨に対する減災機能や施設の長寿命化を基本に、継続的かつ計画的に整備を進めてまいります。

なお、除排雪を含めた生活道路の維持管理については、民間事業者への委託体制に移行して4年次目を迎えますが、今までに確認された課題についてさらに検討を行い、町民の皆様には不安を与えないよう効率的な管理運営に努めてまいります。

環境問題については、地域・産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築に向けた調査・研究に取り組み、本町における再生可能エネルギー等の賦存量・利用可能量の推定を行うとともに、具体的な環境行政の構築が図られるよう検討してまいります。

次に、「生活の不安を取り除く地域社会づくり」についてですが、十勝岳噴火災害・風水害・地震災害を想定した実践的かつ具体的な地域防災計画の見直しを行ったことから、今後においては住民と一体となった危機管理体制の充実・強化を図り、昨年完成した防災資機材倉庫に備蓄品を年次計画的に整備していくとともに、火山・洪水のハザードマップの更新を進めてまいります。

降雨災害については、近年、異常気象によると思われる集中豪雨被害の発生を繰り返しておりますが、本年度は懸案でありました光町の島津バイパス下排水路の整備を実施し、集中豪雨に対応できる施設整備を行い、引き続き道路・河川・排水路の質的改良の促進と、農地保全などの活動を支援し、減災対策を継続的に推進してまいります。

また、新規事業として、日の出地区2路線の排水路整備を図るため、道営農村地域防災減災事業の採択に向け、調査を行ってまいります。本事業につきましては、本年度中の事業採択を予定しており、既設排水路の機能向上によって、豪雨等による住宅地の浸水被害及び農地の冠水被害への減災に大きな効果が期待できることから、早期の事業完了を念頭に必要の手続きを進めてまいります。

災害時における支援が必要と思われる方々に対する対策については、「地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成が位置づけされたことか

ら、名簿の整備とあわせて避難支援体制の整備に向け、地区住民会・自主防災組織などと連携し、支援が必要な方々が安心して暮らすことができる地域づくりに努めてまいります。

交通安全、防犯、さらに消費生活の安全などに関する対策については、一人一人の意識を高めることが何より重要であり、これにつながるような取り組みを続け、家庭や関係機関との連携強化を図りながら、事件、事故のない安全で安心して生活できるまちづくりを推進してまいります。

また、本年6月7日には、交通死亡事故ゼロ2000日となることから、なお一層気を引き締め、町民一丸となって啓蒙活動に取り組んでまいります。

次に、三つ目の「快適で楽しく潤いある暮らしづくり」についてであります。

まず、「意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり」についてですが、町民の皆様一人一人が、それぞれの年代に応じて、みずからの健康はみずからが考え、健康に生きる生活習慣を日常的に身につけることができるよう支援するとともに、引き続き各種健康診査と保健指導の充実に努めてまいります。

特に、がんは早期発見が重要な課題であることから、検診受診率の向上に向けて、学習の強化を図ってまいります。また、子育て世帯の費用負担軽減対策と感染症予防対策に向けて、小児の任意予防接種費用の助成拡大を実施してまいります。

次に、「地域の魅力を満喫する産業環境づくり」についてであります。既に町内飲食店などにおいて「かみふらのポーク」などの特産品を活用したメニューづくりなど、「食」による地域ブランドづくりが活発に行われております。

また、農業者による6次産業化への取り組みも活発化してきており、既に商品化されたものについては販売実績も年々増加し、町内外の消費者からも評価を得てきているところであります。

これらが地域ブランドとして定着するよう引き続き支援を行うとともに、本年につきましては、農業経営の戦略化を図る観点から、構造改革特別区域の認可を受け、本町の主要作物である米を原料とした「どぶろく」の製造と販売が行えるよう手続きを行い、経営の多角化や地域の新たな魅力づくりにつながってまいります。

また、上富良野産原材料100%にこだわったプレミアムビール「まるごとかみふらの」については、本年で9年目を迎え、原料生産者を初め関係者との連携を図り、道内唯一ホップとビール大麦がともに生産されている当町の知名度アップ、また、本年度については、ホップ農場の見学や体験とあわせ

「まるごとかみふらの」の瓶製品が大手旅行会社のツアーメニューとして利用される予定もあり、誘客へのツールとしても事業展開が図られるよう、事業の充実と定着化に向けた取り組みを支援してまいります。

また、ラベンダーロードの愛称が定着しつつある道道吹上上富良野線については、観光振興において重要な道路でもあり、昨年町と北海道においてラベンダーの植えかえ更新事業を実施しておりますが、本年度においても継続して北海道へ要望を行い、美観再生を進めてまいります。

町なかの魅力アップとにぎわいづくりについては、昨年度、市街地中心部への誘客による商店街・飲食店への波及や町民同士の触れ合い、交流の場として、中央コミュニティ広場に大型テントを設置したところであり、本年度においては、照明器具の設置や簡易座席の整備、隣接するセントラルプラザのトイレ改修など、一体的に会場機能の充実を図り、さらに町なかのにぎわい創出、地域経済への波及につながるよう努めてまいります。

次に、「憩いと安らぎを提供する快適空間づくり」についてですが、平成25年度に全面植えかえを終了した日の出公園ラベンダー園については、欠損株の補植や育成に努め、除草などの管理を確実にを行い、「ラベンダーのまちかみふらの」を名実ともにアピールできるよう魅力再生を図ってまいります。

また、展望台への巡回道路の整備に向けたルート設定のため調査設計を行い、来園者の利便性向上と車両通行の円滑化を図れるよう検討してまいります。

地区公園については、公園施設長寿命化計画に基づいて、地域の子どもたちが安心・安全に遊べる公園づくりのため、本年度はしらかば公園内の危険遊具の撤去と更新を実施いたします。

次に、「楽しく便利な地域生活の実現」についてですが、町内地域間及び近隣市町村との情報通信格差の解消を図るため実施しておりました、農村部及び十勝岳温泉地区の高速ブロードバンド環境整備工事が昨年12月に完了し、対象エリアの居住者及び事業者に対し、4月から正式なインターネットサービスが開始されることとなります。

当該整備に当たっては、計画当初より、単なるインターネット接続環境の提供にとどまらず、全町エリアを対象としたネットワーク網を整備し、防災情報や生活情報等の双方向通信を初め、さまざまな活用を展開することを目的としていることから、本年度は公共施設や観光施設に公衆Wi-Fiスポットを整備するなど、今後も有効活用を図ってまいります。

す。

次に、四つ目の「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らしづくり」についてであります。

まず、「担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり」についてであります。町の基幹産業である農畜産業、商工業の後継者確保と育成は大きな課題であり、後継者や担い手に対する奨励・給付金制度を継続して行うとともに、活力ある地域づくりの中核的役割を担えるリーダー育成のために、研修や体験、交流の機会として、また将来の起業や異業種連携へつながるよう、引き続き「人材育成アカデミー事業」を実施し、地域力の向上につながる担い手育成に積極的に取り組んでまいります。

次に、「風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり」についてですが、町営住宅の整備につきましては、「町営住宅等長寿命化計画」及び「住生活基本計画」に基づき、町の将来を見据えながら計画的に整備、維持修繕を行ってまいります。

なお、本年度におきましては、泉町南団地の2号棟建設に着手してまいります。

また、環境整備として、昨年度から2カ年において、未水洗化団地であります扇町団地町営住宅及び団地内集会所トイレの水洗化工事を実施し、本年度完了を目指してまいります。

次に、十勝岳ジオパークについてであります。十勝岳が持つさまざまな恵みいただき、山と共生する地域として、当町と美瑛町が連携し、十勝岳を中心とした地域の歴史的遺産を守り、自然と人間とのかかわりを理解し、自然科学や防災教育の場として、また恵まれた自然環境を観光資源として地域振興に生かしていくことを念頭に、多くの各関係団体に参画いただきながら、早期の認定を目指して準備を進めてまいります。

次に「まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり」についてですが、定住・移住対策については、町内の関係する団体で設立した「上富良野町定住移住促進連絡協議会」との連携、協力をさらに推し進め、受け入れ条件整備の検討とあわせ、着実な成果につながるよう取り組みを進めてまいります。

次に、五つ目の暮らし「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らしづくり」についてであります。

「創意と工夫で実現する自立した地域社会づくり」については、自治基本条例と協働のまちづくり基本指針に基づき、「協働のまちづくり」を推進するための職員及び町民向けの研修会を開催し、地域の課題に取り組む意識の向上を図るとともに、まちづくり活動助成制度の活用を推進し、「協働のまちづくり」が着実に進められるよう努めてまいります。

す。

行財政改革につきましては、本年度から平成30年度までの4年間を推進期間として、新たな町政運営実践プランを策定いたしましたので、その着実な実践に努めてまいります。

また、行政組織のあり方についても、組織力が最大限に発揮されるよう職員個々の資質向上に向けた取り組みとあわせて、行政機能が効率的・効果的に発揮されるとともに、質の高い行政運営を目指し、不断の見直しを行い、真に町民の皆様の期待に応え得る組織として進化するよう努力してまいります。

町税は町財政の根幹をなすものであり、適正な課税と納期内納税の推進に努め、滞納者に対しては、その実態に応じた適切な収納対策を進めてまいります。

自衛隊関係につきましては、平成25年に防衛計画大綱の見直しと中期防衛力整備計画が策定され、今後の我が国の安全保障及び防衛力のあり方について示されたところでありますが、その中で陸上自衛隊の定員数は現状維持が明記され、また、北海道の良好な訓練環境を一層活用すると示されておりますが、上富良野駐屯地における主要装備である火砲と戦車の削減も示されており、当町における自衛隊との共存共栄はまちづくりの根幹をなすものであることから、関係団体と連携を図りながら、これまでどおり駐屯地の現状規模堅持とさらなる拡充、あわせて演習場拡張の要望活動を継続的に進めてまいります。

広域行政の推進については、発足7年目を迎えた「富良野広域連合」について、これからも構成市町村と連携し、相互理解を深めながら取り組んでまいります。

また、平成25年12月に富良野市との間で締結しました定住自立圏形成協定に基づき、これまで富良野市及び富良野圏域町村との中で連携して実施しておりました事務事業について、それぞれの自治体が役割分担を行いながら、圏域全体の発展を目指し、連携を図り事業を推進してまいります。

最後に、五つの暮らしづくりにおける成長・学習の政策分野については、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを基本に促進してまいります。昨年7月に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、本年より新たに総合教育会議を設置し、教育行政の根本をなす大綱の策定、そのほか教育、学術、文化の振興などの施策に関し首長も主体的にかかわる制度となり、教育委員会とさらに連携を図りながら、教育行政の推進に努めてまいります。

以上、平成27年度の町政執行に当たり、所信を

述べさせていただきます。

次に、平成27年度予算案の概要を申し上げます。

まず、一般会計では、総額75億3,700万円、前年対比6.4%、4億5,100万円の増となっておりますが、増額の主な要因としましては、上富良野中学校耐震化、町営墓地造成、公共施設等の老朽化対策など、喫緊の課題へ対応することが主な要因となっております。

地方税収入の大幅な伸びも見込めず、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財政状況の中、各事務事業の見直しや政策の優先順位を判断し、限られた予算の中で最大限の効果を発することを基本に本年度予算を調製したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設等の改修、地域産業の振興や急速な少子高齢化への対応などさまざまな課題に対応するため大きな財政需要が想定されることから、今後とも持続可能な財政基盤と安定した財政計画の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてですが、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様に効率的な対応方針のもとに財政見通しを立て、加えて一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の基準に基づくものや財源確保として妥当なものに限り措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では、総額15億4,181万2,000円、前年対比13.2%、1億8,009万3,000円の増となっております。

高齢化の進展により、今後も給付費の増嵩が予想される場所ですが、保険者として負担すべき現行の給付水準を今後も維持し、税収等の収入確保に努めるとともに、精度の高い収支計画を立て、健全かつ安定的な国保運営を行い、加入者が安心して医療を受けることのできる体制の維持、確保に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計では、総額1億3,531万2,000円、前年対比1.2%、163万円の増となっておりますが、被保険者数の増加及び保険料軽減世帯等の減少に伴う保険料の増加によるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額8億8,715万7,000円、前年対比6.3%、5,251万9,000円の増となっております。これは、要介護認定率は低い水準で推移しているものの、高齢化

の進展とともに要介護者が増加、さらには重度化する傾向にあることから、介護給付費の増加を見込んでおります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額2億9,196万1,000円、前年対比2.3%、680万5,000円の減となっておりますが、主な要因としては、介護報酬の減額に伴う経常経費の削減やリフトつきワゴン車の更新が完了したことなどによるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額8,747万5,000円、前年対比27.8%、1,900万6,000円の増となっておりますが、主な要因としては、西部地区静修浄水場の落雷事故に伴う電気計装設備修繕工事及び検漏量水器の取りかえ工事の増加によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額3億7,908万6,000円、前年対比23.7%、1億1,789万8,000円の減となっておりますが、下水道管路の点検調査費の減、及び現在実施中の長寿命化計画に基づく浄化センター更新事業の年次事業量の変動によるところが要因であります。

次に、水道事業会計では、総額2億6,953万9,000円、前年対比3.0%、823万2,000円の減となっております。収益的収支においては、消費税率改定に伴う料金収入の増、資本的収支では、配水管布設がえ工事箇所数の減により、総額では減となっております。

最後に、病院事業会計では、総額9億7,697万4,000円で、前年対比2.4%、2,310万5,000円の増となっております。

収益的収入及び支出の予算額は9億2,271万2,000円で、前年対比0.8%、702万3,000円の減となっております。これは、事業収益では実績見込みなどを踏まえて、外来収益が減となったことが主な要因であります。一方、事業費用においても事業収益の減に伴い、実績見込みなどを踏まえ、各費用の縮減に努めながら収支を見込んだところであります。

資本的収入及び支出の予算額は、5,426万2,000円で、前年対比124.8%、3,012万8,000円の増となっております。これは、臨床検査業務の多項目自動血球分析装置などの医療機器の整備と病院車の更新を行うことによる増であります。

これら特別会計及び公営企業会計予算の合計は45億6,931万6,000円で、さきに申し上げた一般会計予算と合わせた町全体の予算では121億631万6,000円、前年対比4.9%、5億6,862万4,000円増の規模となっております。

以上、予算の概要を申し上げましたが、人口減少、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国が地方創生のためにさまざまな施策を展開しようとしておりますが、真に地方が元気になるためには、これまで以上に地方みずからが責任を持ち、みずからの意思で行動していくことが重要となっております。

118年の我が町の歴史に思いをいたし、先人の労苦に感謝するとともに、この豊かな自然と大地の恵みを生かすまちづくりを進めてまいります。

また、全ての町民が心をつなぐ新たな地域づくりに取り組んでいけるよう、あらゆる努力を重ね、みんなが生きがいを持ち、幸せを実感できる、明るく豊かな協働のまちづくりを目指してまいりますので、引き続き町民の皆様並びに議員の各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、平成27年度の町政執行方針といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、服部久和君。

○教育長（服部久和君） 平成27年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政の執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め、町民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

今日、社会が急激に変化する中で、人口減少と少子高齢化や生活の多様化、情報通信機器の普及など教育を取り巻く環境は変化を続けております。

また、国は、教育委員会制度改正を初め、道徳や英語の教科化の導入など、さらに教育再生が進められると考えられます。

こうした中で、「人と人との支え合い」や「ふるさとを愛する心」「子どもたちの自主的な行動」「優しく人を思いやる心」などは、教育が目指す原点であると考えております。

そのため、教育委員会といたしましては、平成26年度に中間見直しを行った「上富良野町教育振興基本計画」と第8次社会教育中期計画に基づき、各施策の取り組みを積極的に進め、明るく、笑顔があふれる教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

また、各施策の「教育委員会点検・評価」を継続して実施し、その取り組みをより効果的かつ円滑に推進してまいります。

さらに、地方行政法改正による総合教育会議において、町長と教育委員会が協議することで、より連携を深め、教育の振興を推進してまいります。

学校教育においては、「夢ひろげ、たくましく未来を切り拓く児童生徒の育成」を基本方針に、「確

かな学力と豊かな心やたくましい体の育成」「開かれ信頼される学校づくりの推進」「人間力を磨く教師の育成」「教育条件整備の充実」の目標達成に向け、学校教育を進めてまいります。

特に、本年度は、町独自のいじめ防止条例（仮称）の施行とともに「いじめ防止基本方針」を策定してまいります。

「確かな学力の向上」につきましては、全国学力・学習状況調査では、小学校は正答率が全道平均を上回り改善されつつありますし、中学校は全国平均より高い傾向が継続しています。

しかし、小学校では、実生活の場面で「活用」する問題の平均正答率が低い傾向が見られますので、引き続き学習規範や学習の方法、発展的な学習の指導を進めてまいります。

そのために、教員の「先進校への視察研修」や「公開研究会」「教育委員会独自の学習活動」を継続実施します。

また、さまざまな調査や検査などから「確かな学力の育成プラン」の充実を図り、成果や課題の交流を進めてまいります。

本年度も全国学力・学習状況調査を北海道と連携し実施を予定しております。

「豊かな心の育成」につきましては、道徳教育を充実することで規範意識や命を大切にする心など、本町の子どもたちに定着している「豊かな心」をさらに向上させる取り組みを推進してまいります。

そのために、道徳の時間の充実を図るとともに、保護者等への授業公開に努めてまいります。

また、総合的な学習の時間や特別活動の充実と、キャリア教育の一環とした職場体験学習、多様な体験活動を通して子どもたちの豊かな心づくりに努めてまいります。

さらに、「いじめ・不登校」などに対しては、学校、家庭、関係機関との連携やアンケート調査などを活用して、未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

「たくましい体づくり」につきましては、「全国体力・運動能力、運動習慣調査」から小学校、中学校の男女ともに体力合計点で全国平均を上回る結果となりました。このことは、日常の体育の授業など学校全体での取り組みや、少年団活動、部活動の充実が体力の向上につながっております。

これからも正しい生活習慣と食習慣を含めた取り組みによる健康な体と体力づくりを、学校や家庭、地域、関係機関と連携を図りながら推進してまいります。

児童生徒の指導等につきましては、いじめや不登校、虐待、自殺、体罰、ネットトラブルなどの問題

が依然として後を絶たない現状があります。

本町においては、学校、家庭、地域と関係機関の連携協力によって問題などの事例は少ない状況にありますが、それぞれの問題はどこの学校でも起こり得るという認識を学校全体で確認し、教育相談や相談体制の充実などを進めてまいります。

また、アレルギーや心の健康問題などにつきましては、学校や関係機関と一層連携を図り、予防に努めてまいります。

そして、上富良野中学校には、引き続き、心の教室相談員とスクールカウンセラーを配置するとともに、適宜、学校教育アドバイザーを学校や保護者、地域との相談に対応させてまいります。

へき地・複式教育につきましては、本年度から東中小学校1校となりましたが、今までどおり的特色ある取り組みや行事等への支援はもとより、上川へき地・複式教育研究連盟への支援も引き続き行っております。

また、江幌小学校の閉校に伴い、これまでの特認校を東中小学校へ引き継ぎ、地域性を生かした教育を進めてまいります。

特別支援教育につきましては、障がいの重度・重複化や多様化など、子どもや保護者のニーズに応じた校内体制と指導内容の充実にも努めてまいります。

本年度も上富良野小学校と上富良野西小学校、上富良野中学校に特別支援教育指導助手を引き続き配置し、生活、学習活動の支援を行ってまいります。

また、幼稚園の特別支援の助成を継続し、指導の充実にも努めてまいります。

さらに、上富良野町特別支援教育連絡協議会や教育支援委員会において、関係者の連携や研修を通して指導の充実と、特別支援学校や専門機関の助言指導を得て、自立や進路、社会参加への支援を積極的に行ってまいります。

学校の危機管理につきましては、近年、大雨、地震、台風などの自然災害や子どもの安全を脅かす事件、事故が多発しております。また、十勝岳の噴火に備えた警戒など、子どもたちを守る安全教室や避難訓練など危機管理体制の充実にも努めてまいります。

さらに、災害などの発生対応及び連絡等については、関係機関との共通理解を図り、継続して取り組んでまいります。

そして、住民会、町内会による登下校時の見守りパトロールや青少年健全育成をすすめる会、防災無線・安全マップの活用など、地域総ぐるみで安全対策を進めてまいります。

あわせて、各学校の教職員や教育委員会職員による巡視や関係機関と情報を共有し、子どもたちにか

かわる安全確保や事件及び事故の防止に最善を尽くしてまいります。

教育環境の整備につきましては、昨年、新校舎での学習が始まりました上富良野小学校ですが、本年度は校舎周りの外構工事等を行います。

また、上富良野中学校は、耐震化と大規模改修などを2カ年計画で行います。

そのほか、東中小学校の浄化槽の入れかえなど、安全・安心な学校環境の整備とともに、教材備品の拡充を図り、学習環境の整備にも継続して取り組んでまいります。

次に、1月から行っておりますスクールバスについては、中学校の部活動後のバスを試行運行する中で改善に努めながら、児童生徒の利便性の向上を図ってまいります。

さらに、小学校の社会科副読本については、5年が経過しましたので改訂し、内容の充実を図ってまいります。

学校給食につきましては、本年度も衛生管理、食材の安全管理に努め、新鮮な地場産の食材を活用し、おいしい給食の提供ができるよう努めてまいります。

また、年7回の「お弁当持参の日」を設定し、食に関する感謝の心や食への関心を高めることを引き続き行ってまいります。

さらに、栄養士などによる食の正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校や関係機関と連携し食育に取り組んでまいります。

国際理解教育につきましては、友好都市でありますカナダ・アルバータ州カムローズ市から英語指導助手を迎えて、小学校の外国語活動や中学校英語科の授業、英会話教室などを通して国際理解教育の推進とともに、上富良野町とカムローズ市との交流発展に努めております。

また、幼稚園、保育所での英語遊びや親子による英会話などを利用し、幼児も含めた町民に国際理解の輪が広がるよう、その推進に努めてまいります。

なお、英語指導助手については、本年7月までの任期となっており、後任者には、引き続きカムローズ市から迎える予定であります。

姉妹校交流推進事業につきましては、平成9年7月の上富良野西小学校と三重県津市の安東小学校の姉妹校提携調印以来18年目を迎え、本年度は、物的交流を行い、継続した取り組みを進めてまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、中学卒業生の減少や進路希望が多様化するなど、ますます生徒の確保が難しく、その存続が危ぶまれる状況であります。

上富良野高校では、きめ細やかな学習指導や進路指導などの教育の実践や、町内事業所の協力を得て「学力だけでなく、人として生きる力」を養うキャリア教育に継続して取り組んでおります。

本年度も引き続き通学交通費や下宿代、就学支援金の助成を行うとともに、資格取得検定料の補助や入学準備金など、家庭への支援を行ってまいります。

さらに、上富良野高校教育振興会、上富良野高校サポーターズクラブ、上富良野高校野球部を応援する会や地元関係各位の協力をいただきながら、地元高校存続に向けて、全力を尽くして取り組んでまいります。

以上、学校教育の方策と、地域に開かれ信頼される学校づくりのため、保護者だけではなく地域の方々にも授業などを見てもらい取り組みを継続してまいります。

また、学校評議員や学校関係者評価委員会の意見、保護者、地域の外部アンケートなどの声を生かした学校評価の充実を図り、学校運営の改善を積極的に進めてまいります。

社会教育の推進につきましては、公民館や図書館、社会教育総合センターなどの社会教育施設を活用しながら、町民一人一人に生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供し、「豊かな心と健やかな体を育み、潤いある地域づくりをめざす生涯学習」のさらなる推進に向けて、社会教育を進めてまいります。

そのために、第8次社会教育中期計画に基づき、国、北海道の施策とも連携し、家庭、学校、地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実や連携、融合を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭において子どもたちの人格形成に必要な基本的生活習慣と調和のとれた心身を育むことが教育の原点であります。このことから、「早ね・早おき・朝ごはん」運動などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解と、親子の絆や健やかな子育ての向上を目指して、多様な学習機会や情報の提供に努めます。

また、本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操を豊かにする取り組みなど、地域の教育力も活用させていただきながら、その充実を図ってまいります。

さらに、家庭教育学級や子育てサークルなどを通しての相談活動や交流活動、スポーツ活動などを積極的に支援するとともに、明るく安心して子育てを進められる家庭環境づくりを目指し、講演会や研修会の拡充に努めてまいります。

そして、毎月第3日曜日の「道民家庭の日」の啓発や普及促進を図り、本町の家庭教育力のさらなる向上を推進してまいります。

青少年教育につきましては、次代を担う青少年のスポーツや文化活動の推進を図るため、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的活動を尊重し、継続して支援、協力を行ってまいります。

将来の地域のリーダーづくりのため「なかよしサミット」や通学合宿、小・中・高校生を対象とするジュニアリーダー育成事業を推進するとともに、今年度は3年ごとに開催しています青少年国内交流事業を、姉妹都市の三重県津市に小学4年生から6年生を派遣してまいります。

また、地域、PTA、関係機関の協力をいただいております学校支援ボランティアの活動や、青少年健全育成をすすめる会などの活動を通して、青少年が健やかに育つ環境づくりやまちづくりを継続して行ってまいります。

放課後事業につきましては、児童福祉法の改正により条例、規則が制定され、子育て支援を推進することを基本とし、さまざまな視点で見直しを図り、児童が楽しく安心・安全な居場所として放課後を過ごせるよう放課後クラブを運営してまいります。

また、子どもたちの放課後の活動として、体験活動を主体にした放課後スクールも引き続き行ってまいります。

今後も、保護者、学校、地域などの理解と協力を得ながら、保健福祉部局と連携し、子どもたちを健全に守り育てる事業として推進してまいります。

成人・高齢者教育につきましては、成人の方々の自主的なサークル活動への支援と各種の学習機会の開設などに取り組み、その活動の活性化に努めてまいります。

成人女性を対象とした女性学級と、「若く老いよう」を合い言葉にした高齢者対象の「いしずえ大学」を引き続き開設し、健康で明るい生活を築く学びの機会を提供するとともに、生きがいつくりと社会参加の促進を行ってまいります。

今後も、成人者や高齢者の方々が培った知識や技能を各種の学習活動や体験活動に生かし伝えていただくなど、積極的ななかかわりの中で、学び合い、支え合う人づくり、まちづくりを進めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、美術展覧会や音楽、舞台芸術の公演などを、文化団体や愛好者と連携し、すぐれた芸術、芸能、文化に触れる機会の充実に図ってまいります。

ことしも町民芸術鑑賞事業として芸術鑑賞会を実施するとともに、文化活動に参加する機会拡充のため、引き続き文化教室を開催し、文化芸術活動を支援してまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求めて日常的に練習を行っている文化芸術活動の発表の場として総合文化祭を開催し、自主的な発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承と発展を目指してまいります。

図書館の運営につきましては、第2次子ども読書推進計画に基づき、子どもがその成長に応じた読書に親しめる環境づくりのために、読書推進活動に必要な方策を講じてまいります。

そのために、今年度から夏休み、冬休みの長期休業期間の月曜日について図書館を臨時開館し、子どもたちの図書館利用を促進するとともに住民サービスの向上に努めます。

また、子どもたちの読書への関心を高めるために、各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックを作成してまいります。

さらに、妊婦や乳児期には絵本に触れるきっかけづくりのブックスタートや、幼児・学童期の読み聞かせの充実のため、ボランティア団体による各保育所、幼稚園、小学校等への読書支援と、図書館において開催している読み聞かせ会や移動図書活動を継続してまいります。

今年度は、新たに幼児も図書を借りることができるよう見直しを図り、幼児から中学生を対象に「読書スタンプ帳」を発行し、読書量に応じた記念品贈呈等を行い、読書の普及を進めます。

また、読書活動などに御協力いただいているボランティア団体への各種研修会への参加や、読書推進にかかわる関係者を対象にした研修会の開催など、活動支援も引き続き行ってまいります。

今後もさまざまな機会を通して皆様の御意見、御要望を広く聞き、町民に親しまれる図書館を目指して取り組んでまいります。

郷土館につきましては、郷土学習に活用が図られるよう、郷土館ホームページの収蔵資料により情報提供をしてまいります。

郷土館の開館については、日曜日と祝日を臨時開館したところ大変好評なことから、今年度は開拓記念館の開館期間中の祝日も臨時会館し、町民の歴史学習の機会の充実と観光客への対応を図ってまいります。

郷土館事業としては、指定文化財等郷土歴史を探訪する研修会や郷土館特別展示を総合文化祭に合わせて開催し、多くの皆様に郷土の歴史などについての造詣をさらに深めていただけるよう、充実に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ基本法に基づき、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を保持するとともに、私たちに多くの夢や大きな感

動、楽しみを与え、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない大切な役割を果たしております。

そのため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ推進員並びに各スポーツ団体とともに各種スポーツ大会を開催するほか、地域や各スポーツ団体との連携を図りながら指導者への支援を行ってまいります。

今年度、9月12日にはツール・ド・北海道2015が開催されます。競技運営に当たっては、各関係団体の支援と多くの町民の皆様に沿道にて声援をいただきたいと思っております。

また、スポーツの競技力向上や各種スポーツ団体の自主的な活動の支援にも努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営につきましては、利用者ニーズの多様化に応じて施設の有効利用が図られるよう、スポーツ団体や地域との協議を行い、適正な管理運営に努めます。

また、学校の協力のもと、引き続き、学校開放事業を実施してまいります。

社会教育施設につきましては、町民の社会教育活動の場として、今年度は清富多世代交流センター屋上防水や社会教育総合センター2階トイレ等を改修してまいります。

また、社会教育施設の適正な維持管理を図るとともに、指定管理者や関係団体と連携し、多くの町民の方々に利用していただけるよう努めてまいります。

以上、平成27年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育・文化・スポーツの振興と生涯学習社会の実現を目指し、一つ一つの施策を全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位の御支援と御協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

○議長（西村昭教君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

暫時休憩とします。

再開は10時35分といたします。

午前10時16分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま、町長から平成27年度におけます町政全般の執行について基本的な方針、また、教育長からは教育行政の方針につきまして、それぞれに述べられました。その方針などに沿いまして編成いたしました平成27年度の各会計予算のうち、まず、一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして御説明申し上げます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第1号平成27年度上富良野町一般会計予算。

平成27年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75億3,700万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

（一時借入金）。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は11億円と定める。

2ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款町税、9億8,147万9,000円。

2款地方譲与税、1億1,500万円。

3款利子割交付金、180万円。

4款配当割交付金、200万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、30万円。

6款地方消費税交付金、1億7,900万円。

7款国有提供施設等所在市町村助成交付金、5,

570万円。

8款自動車取得税交付金、1,400万円。

9款地方特例交付金、340万円。

10款地方交付税、28億3,400万円。

11款交通安全対策特別交付金、120万円。

12款分担金及び負担金、6,355万円。

3ページをごらん願います。

13款使用料及び手数料、1億3,855万1,000円。

14款国庫支出金、11億5,316万9,000円。

15款道支出金、4億8,675万円。

16款財産収入、1,028万円。

17款寄附金、1,000円。

18款繰入金、2億173万8,000円。

19款繰越金、6,000万円。

20款諸収入、1億9,108万2,000円。

21款町債、10億4,400万円。

歳入合計は、75億3,700万円であります。

4ページをお開き願います。

2、歳出。

1款議会費、6,532万4,000円。

2款総務費、6億8,293万8,000円。

3款民生費、11億2,983万円。

4款衛生費、8億1,089万7,000円。

5款労働費、69万3,000円。

6款農林業費、5億5,180万円。

7款商工費、1億7,167万1,000円。

8款土木費、13億3,037万円。

5ページをごらん願います。

9款教育費、11億215万6,000円。

10款公債費、7億5,159万円。

11款給与費、9億1,973万1,000円。

12款予備費、2,000万円。

歳出合計は、75億3,700万円であります。

6ページをお開き願います。

第2表につきましては、平成26年度補正予算（第7号）で設定した継続費の2事業につきまして、総額、年割額などを記載しております。

第20号橋架替事業につきましては、平成26年度1億6,125万円、平成27年度6,500万円、総額2億2,625万円であります。

第21号橋架替事業につきましては、平成26年度1億513万9,000円、平成27年度1,610万円、総額1億2,123万9,000円であります。

第3表につきましては、債務負担行為設定数7事業につきまして、期間及び限度額などを記載しております。

庁舎高速プリンター機器更新事業、東1線排水路整備事業、見晴台公園指定管理業務（その2）、パークゴルフ場指定管理業務（その2）、日の出公園施設指定管理業務（その2）、吹上保養センター指定管理業務（その2）及び上富良野中学校耐震改修工事及び老朽改修工事（第1期）について、それぞれの事業期間に応じ債務負担行為を設定し、事業を取り進めてまいります。

7ページをごらん願います。

第4表につきましては、地方債の限度額を延べ15件、10億4,400万円を定め、各項目の利率及びその償還方法などを記載しております。

特に、将来の財政見通しが昨今の経済情勢などにより不透明でありますことから、できる限り後年度負担の抑制を図ることに重点を置きまして、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事案及び老朽化している公共施設等において緊急性あるいは必要性の高い事案に絞りまして、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されております臨時財政対策債につきましても、昨年に引き続き所要額を計上しております。

以上で、一般会計予算の議決対象項目の説明いたします。

○議長（西村昭教君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） 続きまして、議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計予算について、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の8ページをお開きください。

議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成27年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,181万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億1,700万円と定める。

（歳出予算の流用）。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用す

ることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

9ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款国民健康保険税、3億1,745万円。

2款国庫支出金、3億661万7,000円。

3款療養給付費交付金、2,432万3,000円。

4款前期高齢者交付金、3億2,999万5,000円。

5款道支出金、8,701万8,000円。

6款共同事業交付金、3億3,697万7,000円。

7款財産収入、1,000円。

8款繰入金、1億3,626万6,000円。

9款繰越金、2,000円。

10款諸収入、316万3,000円。

歳入合計は、15億4,181万2,000円であります。

10ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、4,500万5,000円。

2款保険給付費、8億7,320万円。

3款後期高齢者支援金等、1億5,680万2,000円。

4款前期高齢者納付金等、81万円。

5款介護納付金、6,411万4,000円。

6款共同事業拠出金、3億5,939万8,000円。

7款保健事業費、1,750万7,000円。

8款基金積立金、1,000円。

9款公債費、1,000円。

10款諸支出金、70万3,000円。

11款予備費、2,500万円。

11ページをごらんください。

歳出合計は、15億4,181万2,000円であります。

以上で、国民健康保険特別会計予算の議決対象項目の説明といたします。

続きまして、議案第3号平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

12ページをごらんください。

議案第3号平成27年度上富良野町後期高齢者医

療特別会計予算。

平成27年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,531万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

13ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料、9,121万1,000円。

2款使用料及び手数料、1,000円。

3款繰入金、4,398万7,000円。

4款繰越金、1,000円。

5款諸収入、11万2,000円。

歳入合計は、1億3,531万2,000円であります。

14ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、76万7,000円。

2款広域連合納付金、1億3,443万3,000円。

3款諸支出金、11万1,000円。

4款予備費、1,000円。

歳出合計は、1億3,531万2,000円であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長(西村昭教君) 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(石田昭彦君) 続きまして、議案第4号平成27年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、朗読をもって御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

議案第4号平成27年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成27年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,715万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

16ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款介護保険料、1億6,318万5,000円。

2款分担金及び負担金、185万円。

3款国庫支出金、2億901万6,000円。

4款道支出金、1億2,560万3,000円。

5款支払基金交付金、2億2,915万4,000円。

6款財産収入、1,000円。

7款繰入金、1億5,548万1,000円。

8款繰越金、1,000円。

9款諸収入、286万6,000円。

歳入合計は、8億8,715万7,000円。

17ページをごらんください。

2、歳出。

1款総務費、4,825万4,000円。

2款保険給付費、8億1,107万9,000円。

3款地域支援事業費、2,665万4,000円。

4款特別給付費、10万円。

5款基金積立金、1,000円。

6款諸支出金、10万2,000円。

7款予備費、96万7,000円。

歳出合計、8億8,715万7,000円になります。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(大石輝男君) 次に、議案第5号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

議案第5号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成27年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ

れ2億9,196万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は200万円と定める。

19ページに移ります。

第1表、歳入歳出予算。

款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款サービス収入、2億8,096万4,000円。

2款使用料及び手数料、1万4,000円。

3款寄附金、1,000円。

4款繰入金、172万円。

5款繰越金、901万1,000円。

6款諸収入、25万円。

7款財産収入、1,000円。

歳入合計、2億9,196万1,000円。

20ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、1億6,268万5,000円。

2款サービス事業費、1億1,952万7,000円。

3款基金積立金、1,000円。

4款公債費、974万円。

5款予備費、8,000円。

歳出合計、2億9,196万1,000円。

以上で、ラベンダーハイツ事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長(西村昭教君) 次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) 次に、一括上程いただきました簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の平成27年度予算について、議決対象項目について、議案の朗読をもって御説明申し上げます。

21ページをお開きください。

議案第6号平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成27年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,747万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと

の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。

22ページに参ります。

第1表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、1,497万円。

2款繰入金、4,392万9,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、1,957万5,000円。

5款町債、900万円。

歳入合計、8,747万5,000円。

次に、23ページに参ります。

2、歳出。

1款衛生費、4,503万2,000円。

2款公債費、4,244万2,000円。

3款繰出金、1,000円。

歳出合計、8,747万5,000円。

次に、24ページに参ります。

第2表、地方債。

簡易水道事業に係る起債の限度額を900万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法について、表題表記の定めるものです。

次に25ページの公共下水道に参ります。

議案第7号平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成27年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,908万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、9,000

0万円と定める。

26ページに参ります。

第1表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金、39万6,000円。

2款使用料及び手数料、1億2,657万8,000円。

3款国庫支出金、950万円。

4款繰入金、1億5,320万7,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、4,000円。

7款町債、8,940万円。

歳入合計、3億7,908万6,000円。

27ページに参ります。

2、歳出。

1款下水道事業費、1億1,905万1,000円。

2款公債費、2億5,953万4,000円。

3款繰出金、1,000円。

4款予備費、50万円。

歳出合計、3億7,908万6,000円。

28ページに参ります。

第2表、地方債。

公共下水道事業一般分について450万円、公共下水道事業資本費平準化分について8,490万円を限度額とするほか、起債の方法、利率、償還の方法について、表題表記のとおり定めるものです。

次に29ページ、水道事業に参ります。

議案第8号平成27年度上富良野町水道事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成27年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1)、給水戸数、4,087戸。

(2)、年間総給水量、75万9,339立方メートル。

(3)、1日平均給水量、2,080立方メートル。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億7,354万1,000円。

第1項営業収益、1億5,252万4,000円。

第2項営業外収益、2,101万7,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1億7,354万1,000円。

第1項営業費用、1億3,015万1,000円。

第2項営業外費用、1,654万8,000円。

第3項特別損失、1,000円。

第4項予備費、2,684万1,000円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,780万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,080万7,000円、当年度分損益勘定留保資金3,699万7,000円で補填するものとする。)

収入。

第1款資本的収入、1,819万4,000円。

第1項企業債、1,800万円。

第2項負担金、19万4,000円。

支出。

第1款資本的支出、9,599万8,000円。

第1項建設改良費、3,963万円。

第2項企業債償還金、5,636万8,000円。

30ページに参ります。

(企業債)。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

配水管布設替事業に係る限度額を1,800万円とするほか、記載のとおり定めるものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、2,949万8,000円。

(他会計からの補助金)。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、507万4,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、820万4,000円と定める。

以上、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の平成27年度予算について、議決対象項目について御説明申し上げました。

以上です。

○議長(西村昭教君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(山川 護君) 次に、議案第9号平成27年度上富良野町病院事業会計予算について御説明申し上げます。

31ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第9号平成27年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成27年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、業務量。

イ、病床数、一般病床44床。

ロ、定員数、老人保健施設入所28名。

ハ、患者数、年間4万900人、1日平均153人。入院患者、一般病床、年間1万900人、1日平均30人。外来患者、年間3万人、1日平均123人。

ニ、入所者数、老人保健施設、年間9,700人、1日平均27人。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、9億2,271万2,000円。

第1項医業収益、6億2,306万3,000円。

第2項医業外収益、1億6,664万9,000円。

第3項老人保健施設事業収益、1億3,300万円。

支出。

第1款病院事業費用、9億2,271万2,000円。

第1項医業費用、7億8,723万1,000円。

第2項医業外費用、247万円。

第3項老人保健施設事業費用、1億3,300万円。

第4項特別損失、1,000円。

第5項予備費、1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、5,426万2,000円。

第1項出資金、1,726万2,000円。

第2項補助金、3,700万円。

支出。

第1款資本的支出、5,426万2,000円。

第1項企業債償還金、1,146万2,000円。

第2項建設改良費、4,280万円。

32ページに参ります。

(一時借入金)。

第5条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)、医業費用と医業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、6億2,812万円。

(2)、交際費、30万円。

(他会計からの補助金)。

第8条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2,722万1,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億923万4,000円と定める。

以上で御説明といたします。

○議長(西村昭教君) 以上で、議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

これからの質疑につきましては、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものといたします。

なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例により概括的範囲とし、1人1回限りいたします。

これより、質疑をお受けいたします。

3番村上和子君。

○3番(村上和子君) 町長、教育長の執行方針に対して何点か質問させていただきます。

まず、町長の執行方針の中の4ページの7行目のところにあります、「農業振興計画の具現化に向けた実践計画を策定し、着実な事業の推進に努めてまいります」と述べられました。今、国では、農政、TPP初め、農協改革、農業委員会改革、大幅な改革が打ち出されているところでございます。

上富良野町の現状を見ますと、ある程度農業者として成功された方が、土地を売却し、老後を見据えていく方と、後継者と力を合わせて農地を拡大して、そして生産性を高め、コストを削減したりいろいろ、生産価格の見込める農産物をたくさんつくり

まして、それで一生懸命やっていこうという方と、二極化が進んできているのではないかと思います。それで、今一生懸命後継者の方と頑張っておられる方も、果たしてどこまで続けていけるかわからないと、そういうようなお話をこの間お聞きいたしました。だからこそ、今後、農業者が着実に進めることができるように、この実践計画、農業者の方と農協と行政とやっぱり三位一体となった、本当に農家の方が所得を向上させていくような、図ることができるような、こういう実践計画、本当にこれにかかっていると思うのですけれども、町長のお考えは、上富良野の農業をどうしていこうと思っていられっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、7ページにあります、認知症の対応型グループホームの整備とありますけれども、第6期計画の介護保険のところ、期間中にと書いて述べられましたけれども、これは民間なのか、町として認知症対応型グループホームの整備をお考えになっていらっしゃるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、11ページの雇用の創出確保のところですが、ハローワークですか、何か求人が60件もあったということでございますけれども、ミスマッチがあつてなかなかうまくいかなかったのだということを述べられました。

それで今、ハローワークの情報ばかりでなくて、町独自の方法としてやっておられるところもありますけれども、会社説明会というのをセントラルプラザか役場かでやっていただくような、そういう働きかけ、会社の方に来ていただいて、そして直接会っていただいて、そこで話し合いをして、いい求人、お互いにミスマッチしないような方法がとれないのかと思うところでございますけれども、町長の御見解をお伺いしたいと思います。

それから15ページにあります、担い手が輝きというところでございますが、活力ある地域づくりの中核的な役割を担えるリーダー育成、これ、女性の人材や、やはり女性の企業家なんかに目をつけていただいて、何とか育成していただくような人材確保についてどうでしょうか。

今、政府は、女性が輝いて活躍できる社会を実現していくのだと、このように述べておられますけれども、この点について、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

それから17ページですが、役場の職員の方の個々の資質向上に向けた取り組みをということ、効率的に、効果的に発揮されるよう、これからということでございますけれども、女性職員の管理職としての配置につきましては、どのようなお考え

を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

町長については、そういう何点かお願いしたいと思います。

それから教育長につきまして、2ページ、確かな学力の向上のところですが、教育委員会独自の学習活動をことしも継続して実施しますとありますが、私、前にも提案申し上げましたけれども、週5日制になりまして、土曜日ですね、土曜日は土曜日の取り組みをされているのでしょうか、ちょっと授業についていけないとか、もうちょっとお勉強したいわというお子さんにつきまして、希望があれば指導されるなんていうことはお考えいただけないでしょうか。それがだめであれば、教育委員会としての独自の学習活動を学力を高めるためにやっていくのだと、このように申されていますけれども、これについてはどんなお考え、また、土曜授業につきましてどのようなお考えをされるのか、お尋ねしたいと思います。

それから9ページですね、図書館の運営のところです。長期冬休みの間に臨時に開館されるということは評価したいと思います。いいことだと思います。

それで、新たな事業として、幼児から図書を借りることができる、新しい事業として見直しですね、読書スタンプ帳を発行して、読書の量に応じた記念品を贈呈すると、こういうことが新しい事業としての試みだということを述べられましたけれども、私はその記念品、どういうものをお考えられるかわかりませんが、お聞きしたいと思っておりますけれども、私は本を贈呈してあげるといいのではないかなというふうに、ブックスタート、幼児からやっておりますけれども、記念品を差し上げるのでしたら本のほうが、本を差し上げるとさらに読書が高まるのではないかと、このように考えるのですけれども、その2点、よろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員からお尋ねありました、私のほうから、5点お尋ねありましたので、詳しい中身まではお答えが及ばないかもしれませんが、考え方等についてお答えをさせていただきます。

まず、最初にお尋ねありました、上富良野の農業振興についてのお尋ねでございますが、現在、振興審議会を、通常の形に加えて、特に具申を申し上げまして審議をいただいております。

御案内のように、非常に上富良野町の農業者、離農が後を絶たないと。加えて、その離農跡地を引き受けた方々は、面積が拡大することによって隔々ま

で経営管理が行き届かないなど、非常に上富良野町として生産力が低下しているといったことがまた後継者の魅力にもつながらないということで、どうも足踏みをしているというような実感を持っております。

そういう状況を踏まえまして、上富良野町のこの6,000町歩に及ぶ耕地の中の潜在生産力はまだまだあると私は思っておりますので、そういったことをしっかりと引き出して、そして、きっかけづくりがもし行政として必要であれば、積極的にそういう経営の質を高めることに支援をしていきたいというようなこと、そして、北海道から現在示されております10年後の上富良野町の農家戸数が、現在300戸をちょっと切っておりますけれども、135戸ということで具体的に既に数字も示されております。北海道にお聞きいたしますと、これは北海道としては自信を持って置いている数字だということで、過去ずっとそういう統計をとってきて、全部当たってきているということで、非常に私は危機感を持っております。

そういうことで、農協と十分にその辺は連携をとっていきますけれども、潜在生産力をしっかりと高めて、そして、上富良野独自のやはりブランドをつくるぐらいの、そういう農業者がプライドを持って農業経営に取り組んでいただけるような、究極的には経営を安定させることでございますので、そういったことをぜひ、27年度については重点的に取り組みたいという思いでございます。

それから2点目でございますが、グループホームについてのお尋ねでございましたけれども、第6次の介護保険事業計画の中におきまして述べさせていただいておりますが、グループホームにつきましては、これから、もう議員御案内のように、認知症の方がふえてくることは、これはもう明白でございます。そういったことに対しまして、現在、ワンユニットの事業が町内で事業活動されておりますが、そこで収容できる認知症の対象者の方は、多分、恐らく不足するであろうという見通しを立てております。町が直接事業に取り組むということではなくて、そういった介護状態の、あるいはそういう施設でお世話になる必要性がある方々の情報を積極的に提供いたしまして、民間事業者が参入しやすいような、そういう条件整備をしていきたいと。場合によっては、ぜひ上富良野町で事業展開をされる方はおりませんかというようなことまで踏み込む必要があるかなということも考えているところでございます。

それから次、3点目でございますが、雇用の関係ですが、実は、町内で企業活動されております事業

者の方々からも、求人はしているのだけれども、なかなか応募者がいないのですねというようなことで、議員からお話ありましたような、企業の説明会などは現在個々に企業の事業者が行っている状況ではないと思います。企業の方にお聞きいたしますと、働き方に多様な働き方を求めておられると。また、働きたいという方も、自分の都合に合った働き方なら働きたいのだけれどもというようなことで、非常にそこが、少しミスマッチがあるということで、今、議員からお話ありましたような個々の企業が求人のための説明会だとか、そういったことも大事でしょうから、そういったことも27年度については取り組みが可能かどうか検討してまいりたいというふうに考えております。

それから4点目にありました担い手育成ですが、実は女性の活躍は非常に町内では目覚ましいです。特に人材アカデミー事業を現在やっておりますけれども、私の記憶するところでは、半分ぐらいは女性が占めておりまして、その女性の方々とお話ししても非常に前向きです。ですから、上富良野町にとっては、女性の活躍する場面というのは、これから大いに期待できるものだというふうに考えておりますので、引き続き、アカデミー等を通じて、女性が輝く社会を上富良野町も体現できるように努力してまいりたいと考えております。

それから5点目にありました、役場の女性管理職等の登用についてのお尋ねでございますけれども、私といたしましては、就任以来今日まで、男性だから、女性だからということで管理職への登用に意識をしたことは全くございません。これからも優秀な女性の職員については、管理職への登用は図っていきますし、まだまだ女性の力が発揮できるような、また環境整備も一方では必要かと思っておりますので、そのあたりも意識して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員からの2点の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、確かな学力の向上にかかわる御質問であります。

この執行方針の中で、教育委員会独自の学習活動ということを申し上げました。具体的に言いますと、長期休養、いわゆる夏休み、冬休み中にそれぞれ3日間にわたる学習、「ちょこっと学習」と称するものを、夏休みに1回、冬休みに1回開催しております。

そのほか、土曜日の学習ということで、これを年間、26年度でいいますと3回実施しております。

これについては、教育大の学生ボランティアなどを活用した土曜日の学習活動を実施しているところがあります。

もう一つは、これも土曜日の開催でありますけれども、子どもたちが自主的に自習という形で、勉強する場を提供しようということで、土曜日に2回ほど実験的に学習の場所の提供ということで実施していきまして、今年については、独自の事業として計7回の開催をしているところであります。それぞれ子どもたちの希望によるものでして、子どもたちも一定程度の人数の子どもたちがこの学習に参加していただいているところであります。

村上議員のほうからは、継続的に土曜日にやったらいいのではないかというお話かと思っておりますけれども、上富の子どもたちは土曜日は忙しく活動しております。習い事を初めスポーツ等々で暇にしている子どもたちが実態としていないという部分もわずかにあります。ですけれども、大半の子どもたちは非常に活動的というか、本当に暇なく活動されているということで、結果として、体力のほうでいい結果が出ているだとか、心のほうでも大変いい結果が出ているというような結果に結びついている部分がありまして、土曜日をどういうふうに過ごさせるかという観点では、うちの町としては課題が少ない。逆に学力を上げるために、どこでそういう機会を多く設けるかといいますと、やはり日々、家庭において、保護者が家庭学習に対していかに興味を持っていたかというか、自分の子どもの学習に対してどういうふうに指導していただくかということに重点を置く形で、親御さんたちにもそういう部分を啓発していく、日々啓発はしているのですけれども、今まで以上にしていく必要を感じているところでございますので、そういうことだということで御理解をいただきたいと思います。

次に2点目でございますけれども、図書の関係であります。

今回、読書スタンプ帳ということで、読書量に合わせて記念品を差し上げるというような事業を、それによって子どもたちが図書館に少しでも足を運んでもらおうという事業を立ち上げる予定でございます。

これについては、まず対象でありますけれども、幼児から中学生までが対象者であります。そして、100冊読んだ場合は、読んだというより図書館から本を借りた場合については、300円程度の文房具をプレゼントしよう。200冊読んだときは500円の図書カードを贈呈しようということで考えているところであります。

これによって、先ほども申し上げましたとおり、

図書館に足を運んでもらって、少しでも読書量がふえていければなど。それによって情操教育等がされればという思いで、それを実施したいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

第1点目には、人や地域のつながり、暮らしという形で、何ととっても健康でなければ、何事も喜びも悲しみも美しさも感じられないというふうに思います。

この間、町長は、「健康づくり推進のまち」宣言をしてきましたが、しかし、従来のあの政策を充実するというだけで、具体的に町民の健康を喚起させるような新たな政策がやはり乏しいというふうに思いますが、そういった面で、今年度においても具体的な政策の展開という点では予算がついていないのかなというふうに思いますが、この点、今後、住民の健康づくりにかかわっても大変必要な問題だと思いますが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、町民主体で成り立つコミュニティづくりという形の問題についてお伺いいたします。

これは、国も地方もともに自治というのは、町民、行政、地域が一体となって成り立っているということをうたわれております。しかし、あくまでも、何ととっても公助の手助けがない限りは、自助もなければ共助もないという形になっております。国の政策というのは、自助・公助・共助といいながら、安上がりの行政あるいは国家を目指そうという中身から出てきたものであり、こういう状況の中では、自助も共助も公助も発揮されないという形になっております。

産学協働のまちづくりということで、つくり上げてきたものは確かにあります。そういう中で、町民も少しずつではありますが、意識も高まりつつあるという状況にもあります。しかし、私は、あくまでも公助を主体として、共助であったり、自助であったり、あるいはNPOであったりという、こういう仕組みが成り立つわけですから、そこに対しては、町民の絶対的な信頼が公助になれば成り立たないというふうに思いますので、この点、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に伺いたいのは、介護保険制度の改定が行われました。そういう中で今度、昨年度より550円アップで4,500円という形になっております。

この間、住民は、公共料金等の引き上げと、あるいは消費税の引き上げによって、もう既に13%以上も負担せざるを得ないという状況になってきております。

そういう中で、今回、介護保険制度の改正が行われて、約13%の引き上げかなというふうに思いますが、そういう中ではもう十分負担が伴い、負担に耐えられない限度まで来ているというふうに考えた場合、余りにも13%の引き上げというのは、加入者にとっては大きな負担増になるということは明らかでありますので、この点、引き下げるべきかどうかであります。いかがお考えなのか、お伺いいたします。

次に、本気・やる気が実を結ぶ産業づくりという形でうたわれております。町長は、この7次の農業振興計画に基づいて、農業所得の向上、経営あるいは担い手対策等をさらに進めるという話をこの間されてきました。今後、町長もおっしゃるようにTPP等の導入によって農業が大きく変わらざるを得ないという状況が生まれてきました。今の答弁の中でも、同僚議員の質問に対しても答弁の中で、上富良野町は135戸ぐらいの農家戸数で推移するのだというような指導があったという形で、町長もこれに対して非常に危惧を感じているという話がされました。この戦略の中心はTPP導入という前提で、恐らく家族経営をほぼなくしてしまおうと。大規模経営あるいは中規模経営を中心にした農業体系をつくる、そういう戦略の中で135戸という戸数設定が全国、全道、地方にもうたわれるというのが実態であります。

そういう中で、今、農業者は苦勞に苦勞して、家族経営が成り立つ農業づくりをもっと推し進めてほしい。しかし、現状の中では厳しいという状況の中で、いろいろ共同経営体も模索しながらやっているという状況があります。そういう中で、いかに上富良野町の農家の所得を上げるかということは、当然課題であります。

そこでお伺いしたいのですが、現行の、いわゆる町長のブランド化という内容を見ますと、どぶろく特区もそのブランド化の一つ、そういったブランドが定着して商品化、6次産業も進めようというような内容かというふうに思いますが、しかし、それにとどまることなく、やっぱり地域の作物体系、やはり新しい作付を模索するだとか、いろいろな先進地の農家、あるいは地方においては農協と協力しながら、新しい作物を、品種を開発するなどやりながら農家所得を向上させる、そういったコラボしながら6次産業化も行っているという実態であります。やはりこういったものも含めて、きっちりと農協と

連携しながら、上富良野の農家の人の意向もきっちり聞いて、この農業所得をやはり上げない限りはだめだというふうに思いますが、この点、いかがお考えなのか、お伺いいたします。

最後にお伺いいたしますが、ここの中心は何といっても人であります。人をいかに育てるかということがポイントになってくるというふうに思います。介護もしかり、農業もしかりです。また、自治体の人材もしかりであります。

そういう意味では、私は、職員の現行体制で十分能力が発揮できる職員体制なのかという疑問があります。確かにコンパクトなまちづくりという形で、どんどん職員も一定数減らして、最近、多少新規採用せざるを得ないという状況はあります。しかし、この間、町の施政を見ますと、職員の資質向上という形の中で、職場体験で自衛隊を体験させるという状況の話があります。私は、こういう話を聞いたら本当に、別に自衛隊を否定するわけでありませんし、自衛隊の隊員を否定するわけでもありません。同じ人ですから、協力すればいろいろなことができるという前提でお話ししたいと思います。

私は、本来職員というのは、やはり先進地、そういったところの、切り開いて新しいまちづくりをしていると、そういった先進地をやっぱり見てもらって、そこで自治体がどういう人のつながりを持っているのか、また、そういうようなノウハウをどこで身につけてきたのかということのをきっちり研修できる、やはりそういうものを職員に投げかける、そういうものがなければ、資質の向上といっても本当にうたい文句になってしまうというふうに思います。

私は、こういった点で、しっかりとした職員教育をするのであれば、自衛隊の研修ではなくて、一般の民間でも、先進地の地方自治体に行っても十分成り立つわけですから、そういったことをぜひやっていただきたいというふうに思います。

もう一つ伺いたいのは、自衛隊というのは、戦略によって異動はすぐ少なくなったり多くなったりというのが従来の動きであります。また、新たな防衛戦略ができて、西欧重視という形になってきています。また、コンパクトな部隊でいかに大きな戦力をたたかかというところが今回の防衛戦略の中心になってきています。

そういうことを考えたときに、上富良野町がずっと上富良野町であり続けたいということであれば、自衛隊一辺倒ではなくて、自衛隊のウエートを占めている80%、70%を見直して、いかにみずからの足で立って考えてこの町を支えるかというところ、それは住民に対する信頼、また、住民も行政に

対する信頼、そういった町全体が、やはり行政が本当にこの町は新しい方向に向かうのだという、そういったお互いの発信がなければならない、そういうまちづくりはできないというふうに思います。

そういう意味では、新たな町をつくるという観点からも、しっかりとした、やはり自立した上富良野町をつくるためにも、みずからの足で立つ、総合的な戦略を持ったまちづくりをきっちりやるべきだと思いますが、この点、まだまだ上富良野町の町長の執行方針等を読んでいても感じられません。どのようにお考えなのか、この点お伺いしておきたいと思っています。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目にありました健康づくり推進についてのお尋ねでございますが、私の想定しております町民の健康づくりというのは、やはりしっかりとした日常の健康管理をいかに持続させて、そして健康な体をつくっていくかということ、取り組みは地味ではあっても、やはり基本はそこから外すわけにはいかないというふうに常々考えております。特定健診あるいは健康診査、そういったものは、これは地味ではありますけれども、やはり根っこにそれがしっかりと定着していかないと、本来の意味の健康づくりにはつながっていかないと今でも確信しているところでございます。

さまざまな健康を維持すると申しまししょうか、健康のための取り組みツールというものは幾つもあるでしょうけれども、やはり基本は先ほど申し上げましたような、しっかりとした体をつくるということに重点を置くべきだというふうに考えております。

それだけかということになりますけれども、他方、さまざまなスポーツ振興だとか、あるいは健康管理にかかわるさまざまな横出しの事業だとかということも、それは行ってまいりますけれども、それらを総合的に組み合わせていくことが、究極的には町民の健康維持につながるというふうに考えておりますので、そういったような取り組みをしていくということで御理解をいただきたいと思っております。

それから次に、自助・共助・公助についての考え方についてのお話ございました。

私の考えといたしましては、公助が先に立つべきものではないと。やはりこれは公助・共助・自助ともにしっかりとそのバランスをとっていくことで初めて個々の自立も果たせることでありますので、必ずしも公助が先に立つ必要もないと思っておりますし、その辺はケース・バイ・ケースでしっかりとバランスをとっていくことが大事だろうというふうに

考えておりますので、これからさまざまな事業展開の中で、やはり町民の皆さん方に、住民の皆さん方に、自分の力を、あるいは協働の力を、そして行政の力をというようなバランスにしっかりと配慮して取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから次に、介護保険料の見直しをお願い申し上げて、予定しておりますが、これにつきましては、現在の介護保険制度をしっかりと安定して運営していくということが大前提でございます。とりわけ介護保険の給付対象者が確実にふえているという状況からは逃れることはできません。そういったことを考え、そして安定的に介護保険事業を行うということを考えますと、現在の給付費の動向を見ると、やはりここは一定程度の負担増をお願いせざるを得ないと。しかしながら、その負担感について、低所得者の方々に対する軽減だとか、そういったこともあわせ行うことを考えておりますので、偏った負担感にならないということを大前提としてこれから介護保険料の改定をお願いしてまいりますので、その辺は、そういった配慮も同時にしているということで御理解を賜りたいというふうに思います。

次に、農業の関係についても活性化についてのお尋ねでございましたが、さきの村上議員にもお答えさせていただきましたが、上富良野の農業の置かれている現状については申し上げたとおりでございます。この上富良野の農業をどのように強化していくかということは、さまざまな切り口もあろうかと思えます。6次化というもの一つの考え方で、否定もしませんし、むしろ育てていかなければならない切り口だと思いますが、しかし、今の上富良野町の農業者の実態を見ると、米沢議員のほうからは新しい品種、そういったものの開発もというようなこともお話ございました。当然それとできることであれば望ましいことではありますが、まず、これだけ離農が進んだ中で、6,000町歩の耕地を限られた農業者の人が維持していくということに対するエネルギーというのはいかほどいるかということをもっと私は考えております。そのためにはまず、通常つくられている作物がしっかりと高収益を安定的に上げなければ、例えば6次化に軸足を置いたと仮定しますと、さらに労力があることになりまして、とてもそんな労力は、今の上富良野町内には余力があるとは私は理解しておりませんので、まずそういった6次化にも心を向けられるような、これは農業者だけでできることではありませんので、そういうように経営の安定をまずしっかりとて次の段階へ進むような、まずそういうところに今重点を置いて進めていくことが必要だろうというふうに考えているところ

でございます。

それから、職員の教育についてもお尋ねがございました。今、米沢議員からお話ありましたように、職員教育の一環として、上富良野の自衛隊の中で職員教育をお願いしているところでございます。

もう私が申し上げるまでもなく、人の教育ですから、心の教育もあるでしょうし、直接体を鍛えることも教育であろうし、あるいは、専門的な知識を身につけることも大切でありましょうし、そういったことをそれぞれの切り口で組み立てて一つの職員教育というものがなされていくべきだというふうに思いますので、現在取り組んでおります、議員からお話ありました専門的な研修、教育も現在も行っておりますし、それはそれでこれからも推進していきますし、心や体をしっかりと鍛えるということも一方では進めていかなければならないと考えているところでございます。

それから、上富良野のまちづくりのバランスについてのお尋ねかなというふうに思います。

現在、上富良野町におきまして、上富良野町を構成する、大くりに申し上げますと、農業、商工業、自衛隊というような三本柱でまちづくりがされていると思います。これにつきましては、当然そのバランスが、私は上富良野の100年を超える歴史の中で積み上げてきた結果がこういうまちづくりができていますのでございますが、これは町民の皆さんが力を合わせてなし遂げてきた成果でありますので、私はこれからもこういったことは大事にしていきたいと思えますし、やはり自衛隊の皆さん方が活躍されている部分は町にとっても非常に大きな力となっておりますので、その辺のまちづくり全体の中での位置づけについては、その時々々の社会背景もありますし、国が示す方向もあるでしょうし、そこはそういったものを見きわめながら、議員からお話もありましたようなしっかりと自立していくということは大前提でございますので、そういったことについても十分意を用いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかに質問。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） いろいろ同僚議員が質問したので、重なるところについては省かせていただき、概括的な質問をちょっと質問させていただきたいのですが、まず、いわゆる歳入にかかわるところで、最初、町長もうたっております、国の地方交付税が減額になってくるさまざまな問題から、町税の若干の増収は見込んでいっているところでありますが、やはりまだまだ地方の景気は回復していないというこ

とから、やはり税収の向上というものをしっかりと、27年度は足元を固めていくべきだというふうに考えますが、ふるさと納税等々におけるそういった取り組みがこの間見られていないし、また、27年度の執行方針においても、そのような新たな、いわゆる町のPRをしながら外貨を稼いでいく、そういった方策がとられていないが、この点に関して、今後どのような考え、もしくは見解をお持ちかということ。

また、あわせまして、同じく歳入にかかわるところでございますが、昨年、地方創生関連の2法が閣議決定されたことにおきまして、いわゆる消費喚起型と、それから地方創生先行型のプログラムが明示はされてはおりませんが、国からある程度地方に対する分配に関するものが出てきております。

本来であれば、27年度、足がかりとして、向こう5年間の中期スパンを見据えて、例えば人口減に伴うUターン、Iターン、Jターンに向かう、そういった方策のまず礎となるもの、さらには、そのことによって地方の人口減を防ぐための定住・移住の取り組みについても、この27年度は明確な新しい取り組みというものが打ち出されていないように見受けられます。本来であれば、この上富良野町も1万1,000人強を平成30年以降も持続するためには、少なくとも人口を少しずつでも微増していかなくなくてはならない計画ではありますが、残念ながら、町長はこの間においても、定住、特に移住の取り組みというものが積極的にはされていないように感じております。

一方で、今住んでいられる方の定住を促進する方策というものをとっているという御発言ではありましたが、実際に目を向けてみると、定年を迎えられた公務員の方が息子さんのもとに出ていく、もしくは働き盛りの方々が、子どもたちの教育関係などを求めて、この場所で働きつつも近郊の大都市にマイホームを設けるなど、定住の促進もいまだ明確なビジョンが打ち出されていないように感じますが、この辺は27年度をどのようにお考えであるのか。

同様に、地方創生先行型においては、もしも高齢化、少子化に伴い人口減が見込まれるのであれば、町をコンパクトに向かっていくという、そういうお金の使い方についても、この27年度、認められているというふうに聞いておりますが、コンパクトシティにつける考え方というのは、町長はこの間、なかなか御提示されていらっしゃいませんが、将来の上富良野町の人口のあり方に対する町のつくり方ということの御提示を、ぜひこの27年度には、こういった国の大きな財源が入ってくるときにこそつくるべきだとは考えますが、この点はいかがかとお伺

いたします。

もう一つ、産業の分野でございますが、昨年、商工業において小規模基本法というのが制定されました。現商工会法というのがもう50数年経過しております、制度疲労も非常に多くしております。昔は上富良野町も600近い商工会員数を設けておりましたが、現在は300を切るぐらいの会員数となっております、非常に中小企業は疲弊しているところでございます。

加えて、商工会の本来業務であります業務も、残念ながら今は発揮されていないというのが現状というふうに私たちは見ているところでございますが、本来であれば、これら小規模基本法に伴います持続化の補助金等々もあります。こういったものが商工会だけで会員もしくは企業の人たちに提案していくのではなく、行政と一緒に、本当に商店街の形成を守っていく、地元の雇用場であり、また買い物場であり、交通弱者のお年寄りのそのライフラインでもある商店街の形成について、もう少し予算づけというものがあってもいいのかなというふうに考えておりますが、この点いかがかお伺いしたいと思います。

そして、いわゆる施設介護であります、上富良野町ラベンダーハイツも30年を経過した建物でございます。この間、さまざまな、いわゆる施設介護の中心の建物として、上富良野町の介護を支えてきたところでありますが、この近年においては、非常に複雑また高度で多岐にわたる、いわゆる利用者ニーズというものがあらわれておりますが、経年がたつてさまざまな施設の老朽化が進んでおりますラベンダーハイツ、いわゆる介護施設について、今後、町長はどのような考えを持っているか、福祉、医療、保健を包括的に取り組むということをやっておりますが、今こそ、この介護保健法が第6期を迎えるこの機宜にこそ、真剣に施設介護、これからどんどん認知症、さらに後期高齢者がふえていくに当たって第一歩を踏み出すべきと考えますが、その政策がとられていませんが、その辺はどのようにお考えか。

あわせまして、国民健康保険事業でございますが、平成30年には保険者が都道府県に移管されるというふうに聞いておりますが、非常に脆弱な基盤の上に成り立っている上富良野町の国民健康保険事業であります。

昨年、改定をいたしました保険税であります、しかしながら、26年度の決算状況、また27年度以降の医療給付等々の現状を鑑みますと、平成21年度の税制改定は行わずに基金を使い切ってしまう、大きなジャンプアップした改定を余儀なくして

しまった教訓を経て、しっかりと平成30年までの残り限られた時間の組み立てというものを27年度にしっかりととるべきというふうに考えますが、この国民健康保険事業会計についての町長の考え方を明確に御提示願いたいと思います。

最後に、さまざまな同僚議員が行革について触れておりますが、私が思いますに、スタッフ制のあり方について、そろそろ制度疲労を起こしている部分が若干見られます。職員の皆さんは個々人それぞれ与えられた仕事について非常に努力をされておりますが、そもそもスタッフ制というのは、お互いが協力し合って、足りない部分を補ってこそやり合う制度としてスタートしたところではありますが、残念ながら、そのよいところがまた出ておらず、その時期時期によってですけれども、忙しい人だけが非常に忙しい思いをして、なかなかお互いが補完し合いながら、協力し合って事業をなすというていになっていないように拝見いたしますので、行財政改革については一定程度成果があらわれているように考えますし、町長は、先にマイナスの財産を送らないという強い意識はあるのは重々承知でございますが、やはり行革の部分に大きなメスを入れて、新たな上富良野町の職員体制をつくっていくことが望ましいと考えますが、いかがですか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 答弁については、昼からしたいと思います。

昼食休憩に入ります。

午後1時より再開といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の金子益三君の質問に対して答弁を求めます。

町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 午前中に御質問いただきました金子議員に対しましてお答えさせていただきます。

まず、1点目にふるさと納税についてお尋ねございました。一般質問の中でも過去にお答えした経過があるかと思いますが、ふるさと納税制度そのものについての功罪はいろいろあるのかなというふうに理解しております。

ただ、私が現時点で考えております考え方といたしましては、町内におきましても、自分の町を思っ

て御寄附をされる方が、年間相当程度の方がそういうとうとい寄附をしてくれております。一方、申し上げるまでもなく、ふるさと納税制度については寄附という行為であります、現実的には納税の一環というような実態もあります。そういう中で、この受益者負担、それぞれ住んでおられる地域の方々がともに負担をし合って、地域の公共サービスを受けるとというのが納税の本来の趣旨かなと。寄附も含めて私はそういうような考え方をしております。

そういうことから申しまして、御寄附を他の地域から他の地域へ寄附をされる方については、税制上の優遇措置を受けられることと、他の地域へ寄附をすることによって税金上の優遇を受けられる。しかし、その地域に住んでいることに対しての行政サービスは皆さんと一緒に受けられるということで、非常にそういった納税制度の本旨からして、私も建前論ばかり申し上げるわけではございませんが、そういうことからして、町内で奇特に御寄附をいただいた方に対して、少し気持ちのあrawし方としていかがかないということと、それともう一つ、総務省のほうでも今そういう指導をしているようですが、特産品等の見返り品が過度に競争するような状況だというふうに私どもも情報をいただいております。特に、その寄附をする相手方の町がどこでもいいのだと、要するに見返りが多いところを求めてということで、非常に競争原理が働いて、本来の国が目指しておりました趣旨から外れているということで、総務省あたりも指導しているというふうにも報道されております。

それはともかく、このふるさと納税制度というものを切り口を変えて、財源を求めるという切り口ではなくて、上富良野町の存在を高める、あるいはそれがきっかけになって他にいい影響を及ぼす、そういう見方をして活用できるものであれば、それは大いに研究をしていく必要はあるかなということ、両方の思いがめぐっているということで御理解いただきたいと思います。

それから次に、今、国の経済の活力を取り戻すために、人口減少問題も含めて、それぞれの自治体が自立できるようなまちづくりを目指してくれということで、各種の交付金、補正等を通じて早速町にも示されておりますが、そういう中で、今後、国が言っておりますのは、平成27年度にそれぞれ各自治体が総合戦略をつくってくれと。そして28年度から、それがどの程度予算が裏づけされるか、これはまだ国も言っておりませんけれども、そういう中で、それぞれの町村で独自に人口推計を立てるなり、戦略をつくってくれと。一番大きな考え方の、今までにない考え方だなというふうに私理解しているのはPDCA、要するにそれを都度検証していく

と。実際効果が出ているかどうかということを国が検証していくと。そういうようなことは今まで余り声高に言われておりませんでしたので、ことし、その総合戦略を上富良野町もつくります。その中において、町独自に計画をつくるのではなくて、さまざまな皆さんからの御意見をいただいて、そして、将来上富良野町が目指す人口の規模も含めて、そういったものを27年度中につくろうということで、皆さん方にも御提案申し上げますので、そういうことで27年度は取り組みたいというふうに考えております。

それから、その中で人口減少対策や定住・移住についてもお尋ねありましたけれども、それらも当然その中で議論されてくる課題になりますので、そういったことで、そういったものを一つのパッケージとして総合戦略をつくっていききたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、コンパクトシティについてのお尋ねもありました。これについても、これは両面あるなというふうに私常々思っておりますが、住む上での機能性を求めればコンパクトシティは、それなりの効果も期待できると思います。しかし、町として一つの形をつくっていくということになれば、ある程度の広がりというものもないと、やはり町としての形もつukれないのかなということで、何か特別な機能の部分コンパクトにまとめるということは、方法としてはありかと思いますが、町全体をぐっと凝縮するということのようなことは、まちづくりの中では少し距離を置いて考えなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

それから次に、商工業の振興について御質問がございましたけれども、議員と全く考えを同じにするものでございます。どういうふうに商工業の、特に個店の振興ですね、これについては私も非常に農業と同等に重要な課題だというふうに思っております。そして、小規模振興法でしょうか、が改正になりました、さらに皆さん方が使い勝手のいい制度になったというふうに聞いておりますし、上富良野町においても非常に希望される方が多いということもお聞きしております。

そこで行政がどういう役割を果たすかということになります。行政みずからが商売を手がけるわけにはいきませんので、やはり究極的には購買者を、要するに買っていただく方をふやさないとには商売になりませんので、そういうような商業者みずからが、とにかくお客さんを獲得するというにまだまだ強く意識を持ってもらおうと。それに対して行政としてできる応援、支援、サポートをするというこ

とで、組織も含めて思いがそこで共有できて初めて効果が出るものだというふうに思いますので、そういう課題共有、それから問題を掘り下げる、そういったことは商工会等を通じて、より一層それは力を入れていく、今非常にここで失速させるわけにはいきませんので、重要なことだというふうに理解しているところでございます。

それから次に、高齢者介護施設等の御質問もございました。この重要性は、これから利用を必要とされる方はふえてくることは間違いございません。ただ、町が運営しておりますハイツ、それから病院の特老、これらについては、どういう形でこれから維持、あるいはどういう方向にもっていけばいいかということにつきましては、ラベンダーハイツについては、もう御案内のように今はユニット、個室型が主流でして、うちの施設については多床型ということで、個室化にということになりますと当然利用者負担もふえますけれども、町としてはやはり多額な投資が必要になってまいります。

ですから、今、この富良野圏域の中でその供給量がどうかというようなことも見きわめて、現状としては、供給量そのものは不足している状況にはないというふうに現場のほうからも聞いておりまして、そういった民間の動き等も十分に見ながら、町として直接手を下すところがあるのかというようなことは、これから検証していかなければならない課題だなというふうに思っているところでございます。

あわせて国保事業についてもお尋ねがございましたが、国保事業の運営については大変苦しいというのがもう実態でございます。特に、ずっと経済が低迷している中で、とりわけ上富良野町にとりましては、自営業者の中では農業が主体でございます。特に農業、商工業、これらの経済活動が停滞しているということで、税収が非常に予定まで届かないというのが実態でございます。そこが今、目先、国保会計が非常に厳しくなっている大きな要因であることは間違いないと思います。

加えて、今度は給付のほうですが、高額療養費の方がやっぱり給付費用の中で非常に重い位置づけをしているのが実態でございます。これは、先ほど健康づくり推進のまち宣言のお尋ねでもお答えしましたけれども、やはりそういった高額医療を必要とされる方の出現を極力少なくするという以外にありません。これはもう本当に地味ですけども、しっかりと取り組んでいく中から、国保会計というものを安定させていかなければならないと。

特に、退職者がどんどんふえまして、もちろん税率を歳出に合わせて調整すれば収支はとれますけれ

ども、やはりその中で負担感の痛みが出てくるということは、私としては望ましいことではないと思いますので、2018年に広域化をということになっています。それまでに何とかまず、その安定するようなことを最重要課題として、国保については意を用いてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、職員教育と申しますか、スタッフ制も含めて行政改革ですね。スタッフ制については、実は内部でも、これでもう十分かというようなことで議論がされていることは事実でございます。しかし、最少の経費で最大の行政効果を上げるということからして、やはりむやみに手数をふやすということは、これは実際できません。限られた人材の中でどうやって行政効果を高く持っていくかということは、必然的に生まれてきた制度がこの大係制度、スタッフ制度でございまして、これはやはり、これからそれを従来のような小係制度にということは、これはちょっと難しいなと。では、どうやってそのスタッフ制度を充実させていくかということは、やっぱり個々の職員のスキルを上げること、それがやはり今求められていることかなと思います。

そういう中で、この4月からは新たに、今までも試行はしておりましたが、人事評価制度をさらに個々具体的に職員を評価するような仕組みを取り入れます。その中で、自分が評価される中で、努力が足りているのか、足りていないのか、また、部下の職員からどういうふうに思われているのかというようなことを客観的に見るような仕組みにして、そういう中から個人の資質を高めて、本当に真の意味で住民の皆さん方にスタッフ制度で行政サービスが滞滞なく行われているということを実感してもらえるように、さらに職員教育には力を注いでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 2点ほどお伺いいたします。

17ページの、町長にお伺いいたします。

自衛隊関係でございますけれども、聞きたいのは、今後、町長が陳情等に当たり危惧していること、あるいは今までの陳情で成果のあったこと等になるというふうに思いますけれども、近年、この役場も自衛隊に体験入隊をしていただいたり、あるいはOBのみならず、現職の自衛官も学校の部活動等を指導していただいて、結構成果が出ているのではないかなというふうに思っていますし、上富の自衛隊も全国の自衛隊にある組織の一部でございますけ

れども、自衛隊そのものの教育は決して間違っていないと、成功しているなというふうに思っている人間でございますが、その上富にある自衛隊が今後どうなっていくのかというお話でございます。

非常に町長は熱心に陳情、要望されております。この管内の首長さんたちと一緒にやられたり、あるいは全道の首長さんたちと一緒にやられたのももちろんありますけれども、町長としてそういう陳情をして、今までにこういった成果があった、非常に残念だったということ、あるいは、今後の陳情においてこういうことを俺は危惧しているのだということで、こういったところに的を絞っていききたいというようなところとか、これから今後の上富の駐屯地はどうなっていくのか、言える範囲でひとつよろしくお聞かせしたいと思います。

それともう一つ、次のページなのですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。ここにも言われていますように、首長、要するに町長も主体的にかかわる制度となってきたとなっていますね。町長も、失礼ですけれども、2回選挙戦を戦ってきておられると。教育行政に対する思いも物すごくあると思うのですね。いよいよ町長もそういった教育行政に直接かかわれるようになるというところを鑑みまして、特に大綱作成しなければいけませんね。その大綱作成になると思いますけれども、それらに反映させる町長の今までの思いというのですかね、町長の教育行政に対する思いというものを聞かせていただきたいと思います。

また、それに付随しまして、現教育長は自分の教育委員としての任期の間、現にも遂行できるということでございますので、そういった大綱作成をいつまでぐらいに作成しようとしているのか、あわせてお聞かせしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の上富良野の駐屯地に関する御質問でございます。

御案内のように一昨年、大綱、中期防が策定されました中で、多くの地域の皆さん方の御支援をいただいて、上富良野の駐屯地の現状規模を堅持していきたいということを強く訴えてまいりました。おかげさまで、陸上自衛隊、とりわけ北海道については、非常にその位置づけを評価されまして、北海道の陸上自衛隊はしっかりと維持していくということが示されました。しかし、中期防の中で、残念ながら、今村議員はもう120%御存じでしょうけれども、特に部隊の編成の中で、戦車と火炮については

削減ということが数字で示されております。これは非常に残念であったなというふうに考えておりますが、これは国の示す方向ですから理解するにしても、それが上富良野の駐屯地の規模に影響を及ぼすことは、絶対私としては避けなければならないということで、強く訴えてまいりました。おかげさまで、そういった影響は他部隊、他の職種部隊を上富良野に新編することによって、それらの現状を維持できるということは、防衛省といたしまして私どものほうへ考え方を示してくれております。ですから、そこは信じていいのだろかなというような確証をいただいております。

あわせて、これは成果と申しましょうか、理解がいただけたと申しましょうか、演習場の拡張も強くお願いしてきております。この件につきましても、ことしの中央要望の中で、現在の防衛省の政務官の口から直接、上富良野の演習場については拡張していくことを決めたということの言質をいただきました。また、それらとあわせて、防衛省の制服のほうの動きを見てみますと、やはり上富良野の演習場を今後、現在以上に機動的に、機能的に活用するということの青写真が描かれているというようにも聞き及んでいまして、部隊の編成は少し変化があるかと思いますが、規模の堅持は、これはもうほぼ、私は約束できるのかなというふうに理解しているところでございます。

それとその中で、これから危惧しているのは、防衛省のほうにも強く訴えておりますが、職種転換をやむなくされる場合が出てくると。それによって、他の地域の部隊へ転属になったり、そういうことを強いられることは、地域にとっては非常に困ると。やはり上富良野町に定住してくれている人たちが、職種がえがスムーズにいつて、やはりこの上富良野で働けるような配慮をしてほしいということ、それは防衛省としても内局、制服も含めて、そういうことのいづさをなるべく起こさないようにしたいということで理解を示してくれておりますので、引き続き、要望活動は大事だなというふうに考えておりますので、これからまた皆さん方の御協力を賜りたいと思います。

それから、教育制度が変わるということに対しまして、上富良野の実態を私の印象で申し上げますと、上富良野町自体は、首長の発言権が大きくなるということになりますけれども、今の上富良野の教育行政は、私はしっかりとできているというふうに思っておりますので、制度上、その計画、大綱をつくる中で、現在の仕組みをしっかりと維持できるようにということをお私に述べることもかなというふうに考えておまして、そもそもこういった

首長の権限を直接及ぼすことを期待されたのは大津の事件、ああいったようなことで、関西のほうで非常に首長と教育現場とそごが生まれているというようにことから端を発しているというふうに聞いておりますので、上富良野町においては、現在、教育委員会と我々も既に教育については意見交換もしておりますので、今の形を続けていくことが大事だというふうに考えております。

それから、いつまでに大綱をつくるのだということですが、ちょっと私、今、返答できませんで、教育委員会、ちょっと補足してください。

○議長（西村昭教君） それでは、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 今村議員の御質問にお答えしたいと思います。

大綱については、早い時期にということが国から求められております。

したがいまして、町長のほうとこれから打ち合わせをしまして、5月ないし6月には大綱をつくっていくように作業を進めていきたいなというふうに思っております。大綱の期間もそのときにあわせて決めていくような形で、大綱をつくっていくたいなということで考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに御質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

午前中、議題となっております議案第1号から議案第9号までの9件につきましては、十分な審議を要するものと思いますので、この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの9件につきましては、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月5日から9日までの5日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月5日から9日までの5日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時25分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 3 月 4 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 谷 忠

署 名 議 員 岩 崎 治 男

平成 2 7 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 3 号）

平成 2 7 年 3 月 1 0 日（火曜日）

○議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 町の一般行政についての質問

○出席議員（13名）

1 番	佐 川 典 子 君	2 番	小 野 忠 君
3 番	村 上 和 子 君	4 番	米 沢 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	徳 武 良 弘 君
7 番	中 村 有 秀 君	8 番	谷 忠 君
10 番	中 澤 良 隆 君	11 番	今 村 辰 義 君
12 番	岡 本 康 裕 君	13 番	長谷川 徳 行 君
14 番	西 村 昭 教 君		

○欠席議員（0名）

○遅参議員（1名）

9 番 岩 崎 治 男 君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 中 利 幸 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
教育委員会委員長	菅 野 博 和 君	農業委員会会長	青 地 修 君
会 計 管 理 者	菊 池 哲 雄 君	総 務 課 長	北 川 和 宏 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	石 田 昭 彦 君
子ども・子育て担当課長	吉 岡 雅 彦 君	町民生活課長	林 敬 永 君
建設水道課長	佐 藤 清 君	農業委員会事務局長	北 越 克 彦 君
教育振興課長	野 崎 孝 信 君	ラベンダーハイツ所長	大 石 輝 男 君
町立病院事務長	山 川 護 君		

○議会事務局出席職員

局 長	藤 田 敏 明 君	次 長	佐 藤 雅 喜 君
主 事	新 井 沙 季 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 13名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、平成27年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外3名の議員から一般質問の通告がありました。

3月4日、議会運営委員会を開催し、一般質問の日程を決定いたしました。質問の順序は、先例により、通告を受理した順となっており、質問の要旨は、本日配付したとおりであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 中 澤 良 隆 君

11番 今 村 辰 義 君

を指名いたします。

◎会期の変更

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

3日目、4日目に予定しておりました一般行政質問の人数が少数のため、3日目、4日目の日程を1日にまとめ、4日目を18日に変更したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、4日目を18日に変更することに決しました。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 上富良野も、きょうはちょっと心配なところございますけれども、東日本大震災からあすで4年目を迎えようといったしておりますが、絶対に風化させてはいけませんと思っております。改めて、復興が余り進んでいない状況を見ますと、大変心が痛んでおります。

それでは、私はさきに通告してあります2項目について質問させていただきます。

1項目めは、認定こども園の設置など新制度の取り組みは。

町内には、高田幼稚園、西保育園、わかば愛育園、中央保育所がある。子ども・子育て支援新制度のもとで、地域の幼稚園と保育所が学校教育と保育の機能、地域での子育て支援を総合的に提供する機能を備え、認定基準を満たす施設は知事からの認定を受けることができ、「認定こども園」として運営することができる。認定こども園は、「保護者が働いている、いないにかかわらず利用できること」、「保護者の就労状況が変化しても継続して利用できる」、「認定こども園に通っていない子どもの家庭も含め、子育て相談や親子の集いの場などの子育て支援を受けることができる」施設であり、保護者も幅広い選択ができる環境が必要だと思われる。町として、どのように認定こども園について取り組むのか、町長にお伺いいたします。

2項目めは、「早期発見・早期治療」を認知症対策の最優先課題に。

認知症を発症している65歳以上の高齢者は、2012年時点で約462万人と推計されている。しかし、一口で認知症と言ってもその原因はいろいろなものがあり、中には治すことができる認知症もある。認知症は治らないと一概に決めつけず、治る認知症をなるべく早く見つけ出し、正しい治療を行うことが大切だと考える。認知症の半数を占めるアルツハイマー型は治療薬もあり、早い段階で服用すれば、進行を食い止めることができる。

また、日本光電の「TDAS」という認知症の検査機器では、定期的に検査することで早期発見が可能であるという。財政的な問題もあるものの、町も将来的には65歳以上の高齢者のうち、10人に1人が認知症になるという状況が見えており、認知症が進行すれば介護が必要となり、家族の負担ははかり知れない。早期発見・早期治療により進行をおくらせ、治るとすれば、高齢者の尊厳が保たれ、穏や

かに過ごすことができる。町としては、第6期高齢者保健福祉計画の中にも認知症対策は盛り込まれているが、中でも認知症対策として「早期発見・早期治療」を最優先課題として取り組んではどうか。また、具体的な対策はどのように行っていくのか、町長にお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

先ほど、村上議員のほうからも御発言ございましたが、昨夜からの強風によりまして当町におきましても、農業用のビニールハウス等が既に何棟か破損をしているというような報告を受けておりまして、現在、調査を行っておりますが、軽度で終わることを祈っているところでございまして、改めて自然災害に対しまして、強いまちづくりをしていかなければと認識したところでございます。

さて、それでは一般質問にお答えさせていただきます。

3番村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1項目めの認定こども園設置に向けた対応に関する御質問にお答えさせていただきます。

ことし4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートし、新制度では就学前の一人一人の子どもにつき、教育と保育の必要性を町が認定し、幼稚園や保育所などの施設利用等に必要な費用を給付する仕組みとなります。

現在、当町には民間事業者運営による幼稚園が1園と認可保育所は3園あり、4月から保育所3園につきましては新制度に基づく特定保育施設として運営されますが、幼稚園につきましては、従来どおりの運営形態であることを確認しております。

認定こども園に対する町としての考え方につきましては、幼稚園の教育機能と保育所の保育機能を備えた施設として、保護者の就労状況などにかかわらず教育・保育を一体的に提供できる施設として評価し、期待されるものとして受けとめていることから、このような意向を昨年各事業者にお示しし、事業者の皆様の意向を十分尊重した上で、子ども・子育て会議で議論をいただき、昨年策定いたしました子ども・子育て支援事業計画において、町内四つの施設全てが、認定こども園に移行することを目指すものとしたところであります。

今後、移行を目指すに当たりましては、利用者のニーズと合わせて施設整備や職員体制の確保など、多くの課題整理が必要と思われることから、円滑に移行が進むよう事業者との調整に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの認知症対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

国におきましては、認知症を発症しても個人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進5カ年計画オレンジプランを見直し、本年1月に認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定したところであります。

新オレンジプランの内容は、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進するため、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進や認知症の態態に応じた適宜・適切な医療・介護等の提供など、七つの柱に沿って社会全体で施策を総合的に推進していく内容となっているものであります。

当町におきましても、平成27年度からの第6期高齢者保健福祉計画において、認知症対策は重要な課題の一つとしてさまざまな施策、事業を盛り込んだところでありまして、その着実な実践に努めてまいります。

議員御発言にありますように、早期発見・早期治療は極めて重要であると認識しており、第6期計画におきましては、早期発見・早期対応を重要な柱とし、さらに認知症にならないための早期からの健康づくりと、生活習慣病予防等についても掲げたところであります。欠陥性認知症やアルツハイマー病の危険因子は生活習慣病、いわゆる高血圧や糖尿病・メタボなどと言われており、引き続き特定健診や特定保健指導などを通じて生活習慣の改善を図ることは対策につながるものと考えており、加えて地域交流を初め趣味や学習活動など、日常生活における取り組みも認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援策も行っておりまいます。

なお、御質問にありましたタッチパネル方式の認知症検査機につきましては、現在、一部の医療機関や福祉施設において利用されている段階であります。将来的には医療・介護施設のほか多くの自治体にも普及が期待されている機器と伺っておりますので、当町の認知症早期発見に向けた一つのツールとして研究させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 1項目めの認定こども園の町の取り組みについてのところでございますが、町内四つの施設全てが認定こども園に移行することを目指すかと答弁いただきましたけれども、三つの保育所については、7月から特定保育施設として運営されるということですので、新制度でございます。

ので、やっぱり3園とも取り組み何かと難しい面もあるかと思うので、そういう局面がありましたらまず町のほうでもスムーズに移行ができるように、ひとつ御指導、御支援に力を入れていただきたいと思います。

それで、幼稚園については、従来どおり運営していくということでございますが、何か認可するに当たって、認定基準を満たさないということでもあるのでしょうか。

それと、認定こども園にするに当たって面積とか、面積基準とかが違うのでしょうか、あるのでしょうか。それで、そういう施設の整備や職員の体制の確保、こういったものが課題であると、こういうような御答弁いただきましたけれども、施設整備であるのであれば交付金とか、町での財政支援の対象にはならないのでしょうか。

それと、新制度に認定こども園移行する時期は何年でもよろしいのでしょうか、ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の認定こども園移行に関する御質問にお答えをさせていただきますが、現在、保育園については新制度に移行するということで確認しておりますが、幼稚園につきましては、27年度につきましては現行でスタートするというふうに伺っておりますが、認定こども園に移行するということについての意向はお持ちだということに伺っておりますので、そのようなことで進まれることを期待しているわけでございまして、町としては当初お答えさせていただきましたように、全ての保育施設が認定こども園になっていただくことを目指そうということで確認をしているわけでございます。

移行に当たりまして、さまざまな施設整備等も要件があるというふうに伺っておりますし、あるいは職員の配置体制についても基準が設定されているというようなことで、クリアしていかなければならない部分、当然、財政的な負担も伴ってくるものでありまして、どういう支援制度が、行政が支援できる制度は仕組みとしてあるかということは、私は今お答えするものは持っておりませんけれども、いずれにいたしましても全部自助努力でということではないと思います。これらについては、しっかりと情報を求めた中で、事業者に対して支援できることを積極的に支援してまいりますし、また、町がそういった方向へ誘導できるような何かがあれば、そういったことも手を添えていきたいと思います。

いずれにいたしましてもお答えいたしましたように、願わくば全ての保育施設が認定こども園になっ

ていただくことを目指すということは変わりはございません。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 幼稚園こそ幼稚園の教育機能と保育機能を兼ね備えた施設ですし、取り組まれるのかなと思っていたところなのですけれども、それで27年度は認可を受けない幼稚園というのは、この事業計画というのはどういうふうになるのでしょうか。一時預かり保育なんかもやっておりますけれども、そういった計画は従来どおりとしても、新制度の給付というのはいくら受けるのですか、認可を受けないから、その事業計画というのはどうなるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） 補足含めましてお答え申し上げますけれども、まず幼稚園が認定こども園になるためには、3歳未満児の設備がございません。それから、あと給食の設備はございませんので、まず調理室だとか、1歳以上3歳未満児に対しての保育室・遊戯室、あと2歳未満児は乳児室・匍匐室とか、必要な設備がございます。

それから、こういう設備を整備するためには、基本的には国から2分の1の補助、道から4分の1の補助ということで、自己負担が4分の1という形には基本的になってございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 新給付が受けれるかどうかというのはちょっとわからなかったのですけれども、新しい認可を受けないと、新制度の給付は受けれないのかどうかということをお尋ねしたのですけれども。

○議長（西村昭教君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） 失礼しました。

幼稚園も従来どおりの運営をするか、また、施設型給付をするかという道がございます。今回、高田さんのほうでは、従来どおりの運営をするということで選択されてございます。

たしか施設型給付のほうを受けるということであれば、それはもちろんそれも受けることは可能であります。そうしますと、町のほうで示した1号認定の保育料、そっちの適用を受けることとなりますので、従来とはかなりやり方が変わってまいります。募集のときに、従来どおりの募集の仕方をしておりますので、27年度については従来どおりという形になります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3 番村上和子君。

○3 番（村上和子君） 27 年度は、従来どおり運営をするというふうに御答弁いただいておりますので、それはわかったのですけれども、そうすると、認可してからでしょうということ。28 年度から認可するのでしたら、新制度は27 年度は受けられないのでしょうかということをお尋ねしているのですけれども、その御回答がないものですから、そこら辺がどうなる。特例として、新制度は給付受けることができるのですか、それをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○議長（西村昭教君） 子ども・子育て担当課長、答弁。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） 今回、給付施設になってはおりませんので、給付を受けることはできません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3 番村上和子君。

○3 番（村上和子君） それでは、四つとも認定子ども園のほうに移行するという方向を目指していらっしゃるということでございますので、行政としてもしっかり支援のほうよろしくお願いしたいと思えます。

それでは、2 項目めの早期発見・早期治療を最優先として認知症対策のところでございますが、一つのツールとして研究させていただきたいという御答弁をいただきましたが、今は、毎日のようにテレビ・新聞でも認知症のことが取り上げられております。私も認知症サポーター研修を受けまして、オレンジリングをいただきました。確かに、町としても認知症への理解を深めるための普及と啓発には、しっかり取り組んでいらっしゃるということはよく承知いたしております。

確かに、認知症になった人への理解とか、寄り添うことの大切さですとか、徘徊への見守りですとか、そういったことが中心になっておりまして、やっぱり本人や周囲の人がちょっとした変化に気づいて、そしてそれが早期発見・早期治療につながるわけなのですね。

それで認知症は老化現象ではなくて、脳の障がいにより知的能力が低下する病気の総称でございますので、認知症は治らないという、どちらかというと言進をおくらすのだというようなとらえ方のようにございますけれども、今、私が提案申し上げているのは、T D A S という機器でございますけれども、本人がヘッドフォンをつけて、対面してタッチパネル方式で五つの質問に触って答える仕組みで、15 点満点のところ13 点以上を正常とし、12 点以下

であれば医師への相談を促すメッセージがプリントされております。この時間は5 分くらい、医師も立ち会わなくてもよろしいですし、血圧測定とかそういったような感じの時間でございますし、臨床心理士でなくても検査の時間も20 分くらいで認知症を見つけ出すことができますので、ぜひこのT D A S という機器。日本光電に問い合わせましたら、550 万円くらいするということでございますけれども、財政もあるのでしょうかけれども、やっぱり何といても早期発見、これが一番でないかなと。

アルツハイマーも四つあるわけですが、やっぱり最初は何というのでしょうか、鬱のような感じで、ちょっと認知症かどうかという気づきというのが一番大事なのですが、なかなか若年性の認知症もありますし、認知症は誰もかかる病気です。

それで認知症は絶対早期発見が、鍵だと思っております。それでアルツハイマー型には四種類あるのですけれども、その治療法がありまして、アリセプト、レミニール、メモリー、リバスタッチ、こういった軽症・中症・高度、四つの種類に分かれていますということで、脳の障がいでございますので、こういう器械を入れて早期発見をいたしますと、認知症を理解し、認知症に寄り添うこと、また認知症のことに優しくしてあげることとか、そういったこと本当にそれも大事でございます。

今、町では本当に一生懸命、啓蒙に取り組んでおられます。そういったことは承知するのですけれども、予算の関係がどうだろうとおっしゃるかと思いますけれども、ぜひこういったものを取りつけてまず早期発見して、適切な治療をすることによって治るものは治るわけですので、そうしますと介護度も深まってきますし、御家族の負担も大変でございますし、何といても早期発見というところに町としても取り組んでいただくと。これは介護保険費が7,800 万円くらい減額、削減されたとか、こういうような実例もある町では上げておられます。認知症は避けて通れませんので、誰でもかかる病気でございますので、ぜひそういった早期発見に何とか力を入れていただけないものか、町長の御答弁お願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3 番村上議員の認知症対策に対します御質問にお答えさせていただきますが、まず思いは共有できていると思いますが、認知症に対しましては、これはふえても減っていくことがないだろうというふうに推察しております。

特に、前段お答えさせていただきましたように、認知症に突然なるのではなくて、やはり認知症に

なっていくような過程があるというふうに私は理解しております。ですから、議員もお話ありましたように、そういうような変化に気づくというようなこと、それとそういった危険因子、アルツハイマーも今お話いただきましたけれども、それらもそういったそこに至る危険因子を除去するというようなことからいかなと、症状というか、気づいた段階からということ以前の問題もあると思います。

そういったことは保健の指導の現場からは、強くそういうことで必要性を私も聞いておりますので、まずそういう下地をつくっていきながら、さらに図らずもそういう症状が少し見てきた方々に対する今度周囲がしっかりと支えていくというか、進んでいかなようなサポート、それから私は大きな要素の中に、まず社会へ常に出るということが脳の活性化を促進する大きな要因になると思っていますので、そういうようなあらゆる環境をトータル的に整えていくことが、そして周囲の皆さん方に認識を高めていただくということをまず整えていかなければならないと思っています。

それから、お話ありました器械的に軽度を見きわめる器械も、TDA S の存在も聞いておりますけれども、今、そののみならずさまざまなメーカーでそういった運動機能から図ると、そういうような器械もさまざま開発されていると聞いています。そういった関係で、高いから導入しないとかというそういう考えからお答えしているわけでもございませんので、これからそういったことが上富良野の認知症の予防につながったり、あるいは解消につながっていくことであれば、それはしっかりと対応すること、念頭に置きながら認知症対策に取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3 番村上和子君。

○3 番（村上和子君） 確かに、町長おっしゃるように認知症の理解というのを深めて、高めていくということ本当に大事なことだと思います。ですけれども、最初の初期の段階では、障がいを受けているのは脳のほんの一部でして、物忘れあっても日常生活をほぼこなせる能力は残っているわけなのです。

だからこそ早い気づきをして、タッチパネル方式で5分ぐらいで、待合室かどこかに置いておいて早期発見する、そこから予防の予備軍も出てきますので予防すると。そういうことで、今までの器械は60分ぐらいかかって、臨床心理士だとか、医師も立ち会わなければいけないということで、これは新しく開発された器械でして、本当に簡単に5分ぐらいで、タッチして質問に音声で画面に答えるということでございますので、そういうものを今、かみん等

にも健康器具だとかいろいろ配置していただいております。皆さんいろいろ健康づくりに励んでいらっしゃいますけれども、いかんせん認知症は避けて通れませんので、誰でもかかる病気でございますので、これについては早期発見で何とか介護費も削減していくというそういった方向に何とか、一番健康、健康あって、こういった方穏やかな安心して過ごせる町にということで、財政もありましょうが、そういった新しいいい器械が発明されましたので、それを導入して、それを取り入れることによって早期発見して、治せるものは治していけるのではないかとこのように思いますので、町長のいろいろとお考えいただいているようですけれども、何とか研究させていただきたいということでございますので、何とか早急に考えていただきたいと、そのように思っております。

いま一度、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3 番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、そういった機器によって認知症の早期発見につながるということは、先ほど申し上げましたように何ら否定するものでもございませんし、有効なツールの一つであるということは私も理解をしております。

ただ、やはりそれ以前に周囲の方々が器械に頼ることも、一つの方法としてはわかります。やはり周囲の人たちが何気ないふだんの会話、行動、そういったことから気づくということのほうが、むしろ私は本当の意味での認知症予防につながるのではないかなと。例えば悪くて、ちょっと一緒にすることは失礼ですけれども、血圧計があるから、では高血圧の人がいなくなるのかと、そういうようなこともあわせて考えますと、活用するツールとしては私も有効だとは思いますが、もう少しそういったものと環境が、そういったものを活用して予防するという環境とうまく何というのですか、ベストミックスをしていかないうまくいかなないと思いますので、その辺は保健の現場からそれらを活用することによって、さらにうまくいくというような意見があれば、それは何もやぶさかではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 質問は終了ですね。

以上をもちまして、3 番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、10 番中澤良隆君の発言を許します。

○10 番（中澤良隆君） 私は、さきに通告した2 項目について質問をさせていただきます。

まず、1 項目めの6 次産業化の現状と取り組みに

について伺いたいします。

平成27年度上富良野町執行方針、第7次農業振興計画において、地域の特色ある資源を生かした6次産業化の推進に取り組むとうたわれています。

私は、本町の基幹産業である農業が元気でなければ、町の活力と活性化はないと考えています。上富良野町の農業の持続的営みが継続され、足腰の強い魅力ある農業実現のためには、農産物のブランド化、基盤整備、担い手の育成など、あらゆる対策を講じていかなければなりません。

特に、6次産業化は、農業活性化策の大きな一つの資産であると考えています。今までの6次産業化の推進状況と今後の取り組み等について伺いたいします。

まず1点目ではありますが、これまでの6次産業化の取り組み経過と今後どのような計画、方針により具体的に6次産業化を進めようとしているのかを伺います。あわせて、上富良野町において6次産業化・地産地消法に基づいた総合事業計画の認定を受けた事業所は何団体あるのかも伺います。

2点目ですが、我が町における6次産業化は、基幹産業である農業が中心になると考えます。具体的に農畜産物とは何を想定し、推し進めようとしているのか。または、その他の新たな作物づくりに挑戦しようとしているのかお伺いをいたします。

3点目ですが、6次産業化に向けての行政の果たす役割とスタンスはどうお考えかお伺いいたします。

次に2項目め、人口減少社会に対応したまちづくりについて質問をいたします。

昨今、人口減少社会の深刻さについて、テレビや新聞で盛んに取り上げられています。特に、日本創成会議が昨年5月14日に発表した人口推計は、全国約1,800市町村の49.8%に当たる896の自治体が、2040年には消滅する可能性があるという大変衝撃的なものでありました。

我が町においてもある程度の人口減少という事態は避けて通れませんが、いつまでも活力のある町であるためにもスピード感を持って、早急に対策を講ずる必要があると考えます。そこで人口減少に向かってのまちづくりについて伺いたいします。

1点目ですが、日本創成会議における2040年の上富良野町の人口推計は幾らか伺います。また、推計に対する町長の見解もお聞かせください。

2点目は、上富良野町の人口減少の要因の中で、主なものは何だとお考えかをお聞きます。

3点目、人口減少に対応した具体的な施策の考とその進め方について伺いたいします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの6次産業化に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の取り組み経過と今後の方針についてありますが、地元農業者によります6次産業化の取り組みも大変近年活発化しており、商品化されたものについての販売実績も増加してきております。町といたしましては、現在までに販路拡大につながる機会等の情報提供を初め、イベント等への出店支援や6次産業化に取り組もうとする農業者への研修等の実施、さらには施設設備に対する助成など、それぞれ活動の実態に合わせた対応を図っているところであります。

今後におきましても、これら基本的なサポートを継続するとともに、執行方針の中でも述べさせていただきました、どぶろく制度が可能となる構造改革特区の認可など6次産業化に取り組むに当たりまして、行政としてでき得る限りの情報収集や支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、いわゆる6次産業化・地産地消法に基づきます総合化事業計画の認定事業者は、現在のところ3事業者であります。

次に、2点目の6次産業化に結びつく作物の想定についてであります。6次産業化に結びつく作物は多種多様でありまして、一義的には主体をなします事業者の皆様が選択するものと考えておりますことから、行政みずからが特定の作物を選定し、推奨することは課題があるものと考えております。

一方で収益の向上や経営の安定を図るため、町として地域振興作物を指定し、農業経営の強化につなげていくことは、農業振興活性化には必要なことであり、特に地場農産物のブランド化につきましては、積極的に推進すべきものと考えておりまして、このような取り組みの中から6次産業化へ発展していく作物や品目等が生まれてくるものと思っております。

次に、3点目の6次産業化を推進する上での行政の役割とスタンスについてであります。まず6次産業化の主体はあくまでも農業者や他の事業者が一体化して取り組む事業としてとらえており、農業者のみならず、商業、観光業など多様な組み合わせを通じ、起業や雇用の創出につながっていくことを期待するものであります。

町といたしましては、これまでの取り組みを継続するとともに、地域産業の振興を図る上から事業者への情報発信や異業種交流などを進めるとともに、6次産業化に向けた支援の強化や環境整備に努めて

まいります。

次に、2項目目の人口減少社会に対応したまちづくりに関します3点の御質問にお答えをさせていただきます。

我が国はいよいよ人口減少時代を迎え、地域社会の持続性が大きな懸念となっているところであります。昨年の春に日本創成会議におきまして、2010年から2040年までの間に、20歳から39歳の女性人口が5割以上減少する市町村は896自治体で、全体の49.8%にのぼり、そのうち人口が1万人未満となる市町村は523自治体あり、このままでは消滅する可能性があるという衝撃的なレポートが発表されたところであります。

そこで1点目の当町の推計についてであります。日本創成会議におきましては2040年の当町の人口は8,089人、また人口移動が収束しない場合には6,968人になると推計されておきまして、私といたしましては大きな危機感を抱いたところであります。人口減少を防ぐために、どのような取り組みが必要なのか、従来に増して真剣に向き合う必要性を強く感じているところであります。

次に、2点目の当町の人口減少の主な要因と影響についてであります。人口減少につきましては、さまざまな要因があると思いますが、その中でも一般的には出生率の低下、産業構造の変化による都市一極集中などが主な要因であると考えられます。それにより産業の縮小、地域活力の低下、自治体維持の高コスト化による財政への影響が考えられるところであります。

上富良野町においても、主要産業であります農業の不安定化に起因する離農者の増加や後継者不足、また商工業関係においても相次ぐ大型店の出店、価格競争の激化、加えて消費者ニーズの変化等により、売り上げ減少を余儀なくされ、個人事業者の閉店・廃業が続くなど若者の就労機会が縮小してきたことが大きな要因となって、人口減少をもたらしているものと思われま。

また、人口減少による影響ははかり知れず、町全体の活力低下を招いていること明らかであり、一刻も早い人口減少への対策が必要と認識しているところであります。

次に、3点目の人口減少社会に対する施策の考え方についてであります。これまでの第5次総合計画を十分に見きわめ、平成27年度におきましては、国における地方創生の動きと連携し、地方版総合戦略を策定することとしており、その中で広く町民の皆様からの御意見をいただき、福祉施策、子育て支援策、定住・移住対策、産業振興策など個別計画との整合性を図り、より具体的、戦略的な施策を

策定し、人口減少社会に対応できる実効性の高い計画としてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） ただいま回答いただきましたように、地元農業者による6次産業化は活発化してきていると、そして認定を受けた事業者も3事業所があるということで、今までの町の積極的な支援については理解を示したいと思います。

ただ、私が思う6次産業化というのは若干違ひまして、大きく分けるといいますか、一つは、今、町が特に積極的にやっている法人とか個人、また志を同じくするグループや何かに情報提供とかそういうことを行っている。そしてこういう団体や何かは、産地直売所を設置したり加工品の販売、また体験型農園などを行っているというようなことで認識をしています。

もう1点は、私は、やはり大きな目で上富良野町の農業所得を農業者の全体の底上げと、そんなような6次産業化が上富良野町には必要でないかなと、そんな取り組みを進めるというのが、私は、二つに分類するのがいいのかわかりませんが、そんな考え方を持っています。

ただ、2点目のほうで後段で言いました部分については、町として非常に今、手薄なのかなというようなこともちょっと感じていますので、そこら辺の認識について、町長の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の農業の6次産業化に関する御質問にお答えさせていただきます。

非常に6次産業化というのは、正直申し上げてどちらかといえば言葉が大分先行しておきまして、実際に6次産業化で町全体の活力が、地域全体の活力がいかに高まっているかというようなことを農業研究機関等の報告・調査等、私なりに理解するに非常に全国平均で、今、黒字化になるのには四、五年かかっているという平均値が出ています。

ですから、三、四年間は耐えていかなければならない。ましてや6次産業化で、最終的に所得を上げるということになれば、物を売って幾らの世界ですから、今、日本全体がオーバーマーケットになっております。もう飽和状態になっておりますから、そういう中で地域で、6次産品を仮に生み出したと仮定いたしまして、それを農業の所得の安定に結びつけるというまでには、地域で、あるいはグループで、相当しっかりと支えていくという基盤がまず

根っこになれば、私は非常にハードルの高いものだというふうに思っております。

お答えの中でも、中澤議員の御質問とうまくフィッティングしているかどうかわかりませんが、まず本来の農業経営、基幹作物をしっかりとつくって収益を安定させて、そこから6次化へ向かうような余力が、精神的な財政的な含めて余力が生まれてきて初めて3年、4年の黒字化になるまで耐え得るものというふうに理解するところがありまして、できればそういったようなまず環境がしっかりとできるようなことに、今、どちらかという軸足を置くべきなのかなというように思いも持っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） わかりましたというか、町長の認識は、とりあえずは軸足は農業者や何かがあるという観点で、ただ、私が本当に思っているのは、6次産業化という定義は1次産業の生産掛ける2次産業・生産加工、3次産業の販売と、そういうのが6次産業と言われております。ただ、本当に先ほども言いましたけれども、やっぱり農業というのは本町の基幹産業で、町の元気だとか活性化のため、これ以上農業が衰退してはならないと、そんな強い意識を持っています。

そんな意味で、農業所得の向上を高めるためにはいろいろな、先ほどもちょっと一番初めの質問で言わせていただきましたが、いろいろな基盤整備だとか、それから担い手対策だとかやらないといけないと思っておりますが、ここでちょっと、町長は農業のプロであります。そして農業者から絶大な信頼を得ている町長ということで、上富良野町の10年後の農業の姿、展望というものを町長の認識をお聞きしたいと思いますし、また、上富良野町の農業を10年後どう導いていこうとしているのかをお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の6次産業化含めて、今後の上富良野農業の展望等についての御質問でございますが、まず行政執行方針の中でも少し述べさせていただいておりますが、上富良野町の農業の将来の農家戸数が非常に北海道から示されております数字を見ますと、ショッキングな数字が出ております。135戸というような仮置き数字が示されておりますが、非常にショッキングでございます。

なぜそうなるかということは、やはり何度も申し上げておりますが、やはり経営が安定化しないということ、それによって後継者も育たないというよう

なことで悪循環、負の循環が私は断ち切れてないのかなというふうに考えております。そういう中に向けて、私は私の経験上、自分が生産したものをしっかりと自分の目で消費者の皆さんに届くということを実感しないと、生産者というのはつくって販売組織に預ければ終わりというような時代ではないというようなことから、農協にも申し上げておりますけれども、上富良野のブランド化を進めたいと申し上げましたけれども、やはり上富良野の生産者がつくったものを大なり小なり上富良野の中で商品化する製品化するなりして、そして消費者の皆さん方へ責任を持って届けるというようなやはりプライドを持った農業に、私は、つくりかえていきたいというふうに考えております。

それと、今、これだけ高齢化の時代でございます。やはり高齢者だからできる新たな経営形態もあると思います。そういう中で、大規模経営を目指す方々については、希望すれば法人化なり組織化なりをどんどん進めていっていただくことも結構だと思います。あるいは少しそういう大規模化を目指す方向と違う集約的な作物を導入して高い収益を上げているというところは、これはある程度、年が経つからでも対応できるなというふうに理解しておりますので、そういった組み合わせを積み重ねて、そしてこの6,000町歩の中から生まれる生産額を本当にざっくりですが、例えば反当平均15万といたしますと100億近い潜在生産力があるなと思っておりますので、そんなことを10年後には成し遂げられるようなさまざまな仕掛けをしていく必要があるというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 今、ブランド化とか、それから高齢者でもできる農業経営、そして仕掛けをしていきたいというようなことがありました。

ただ、仕掛けというのは、本当に仕掛けてもらわないと、そして先ほど町長が言いましたように、何かのプロジェクトはそれが成果になるまで、最低でも四、五年といたしますから、やはり10年にかかると思うのです。農業者のコンセンサスを得ながら、どんな6次化なりブランド化なり進めようかということを考える、考えたものをそれを実行に移す計画や何かをつくっていく。そして販売だとかそういうものにやっていって、反省、評価もしながらといえば、最低でも10年かかると思うのです。

そうしたときに、今、町長が言いますように、現在の農家戸数300戸で、約800名前後の人数ですが、それが10年後になると150戸、今は135戸と言いましたが、135戸にもなると思うので

すよ。そのときに、それはもう10年後に135と
なっているということは、今の300戸をどう減ら
さないか、きょう・あすにも仕掛けづくりをやっ
ていかなければならないと思っています。

ぜひそういう意味で、町長のもう一度、その仕
掛けづくりや何かについての熱い思いをお聞かせ
いただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の農業の
活性化についてお答えをさせていただきます。

本当に、喫緊の課題だというふうに考えており
ます。現在、第7次農業振興計画の策定を終えた中
で、農業振興審議会に今、具申をしております。従
来の振興審議会の具申内容から、さらに非常に中
身の深いものを求めた具申をしております。そう
いったものを受けながら、さらにしっかりとその実
行が上がるような行政として対応できるものを積
極的に対応しますし、農協、あるいはそういった関
連組織へ積極的に発信することも、また一步必要だ
と思っていますので、それと、ぜひ御理解いただ
きたいと思いますのは、農業業界だけが元気にな
ればよいものでありませんので、やはりそこにう
まく商工業も含めて、町内全体が産業を強くしよ
うというように、これも切り離せませんので、そう
いうことも含めて皆さん方から御意見をいただき
ながら、実効性が上がる計画・施策を考えてまい
りたいと考えておりますので、よろしく願い申し
上げます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） それでは、第2点目の
具体的な農産物のほうに入りたいと思います。

町長のお答えでは、行政みずから特定の作物
を選定したり推奨することは、課題があるという
ことで御答弁をいただきました。どのような課
題を想定されているのか、当然、農産物の選
定や何かについて行政だけでやれるものでは
絶対ありません。これは農業者のコンセンサ
スを得て、農業者や何かの理解とか、そう
いうものは当然前提には入ってくるもの
だと思います。どんな課題があるか、お聞
かせをいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の作物
選定等の御質問にお答えさせていただきます。

全国的に、あるいは道内を見ましても過去に
さまざまな形で、さまざまな作物を手がけて
きている事例は多々あります。上富良野町の
経過歴史の中にも、そういった時代もあつた
ことを経験しております。しかしながら、行
政が百歩譲って改良普及センター等の技術
者、あるいは研究機関等の御指導を

いただいたといたしましても、町としてこの
作物をこの品目を戦略的に作物栽培してい
くのだというようなことでは、なかなか生
産者の気持ちをそういった気持ちと同化さ
せるということは、非常に私はまずハ
ードルがあると思います。

そして、そういう仮に町としてのその作物
をどういうふうにとらえるか、例えば水稲
とか麦とかバレイショとか、そういった基
幹作物をさらにしっかりとつくっていくと
いうことで奨励したり、あるいは戦略を持
つということは、それはあるかと思いま
すが、全く別な品種なり作物を上富良野
に根づかせるかというようなことになると
、それを中澤議員の御質問の趣旨から
すると、それを願わくば6次産業化に向
けていくような足かがりというように
あるのだと思いますが、それはやはり生
産者、農業者みずからさまざまな自分
の技術も加味して選択してくるべきもの
だと思いますので、やはりまずそう
いった意識レベルが、行政や指導機
関の思いと生産者とが必ずしも合う
ということ、なかなかハードルが
高いと。

そして、それについてまた新たに次の
段階では、さまざまなハードの投資も
伴ってまいります。そういった今度
また一連に行政が先頭に立って、そ
ういったことを指導していくという
ことと、生産者とうまく息が合うか
どうかという、そのハードルは非
常に高いものだというふうに認識
しているところでございまして、や
はり行政がみずから作物を選択す
るということは課題が多いなとい
うふうに理解しているところでござ
います。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 私は、先ほども
言いましたけれども、向山町長だか
ら、農業のプロだから、農業者の本
当に信頼を得ているから、という
農業の振興をするのは、向山町長
以外にいないと思うのですよね。
だから、もっと町長のトップとし
てのリーダーシップをぜひ発揮し
ていただければと思いますし、本
当に先ほども言いましたけれども、
10年先というのは、本当にもう
すぐなのですね。

そういう意味からは、やはり何か、6
次産業化でなくてもいいでしょう。
ブランド化でも結構だと思います。
どんな形でも結構ですので、農業
の底上げというのをぜひ農業から
波及する商業者とか、それから
経済界や何かについても全体が底
上げされる上富良野であってほ
しいなと思います。

それで作物のところに戻りますが、
主要作物で私も初めて執行方針で
知りましたが、米を活用したど
ぶろく、これでも結構だと思う
のですよね。ただ、どぶろくだけ
ではちょっと幅が狭いといいま
すか、

やはり米を活用した何がいいか、ちょっと思いついたのは米粉でパンをつくとか、そして学校給食センターにそのパンを食べてもらうとか、そうやってやることによって上富良野の米の消費が高まるとか、そういうこともぜひ取り上げてほしいと思っています。

ちょっと変わりますが、今、上富良野町の中にはたくさんの宝物といいますか、あると思います。ホップだとかラベンダーなど、それからもう1点、私が考えなければならないのは、温暖化によって稲作の適地が今までは東北や何かのほうだったのが、北海道のほうに移ってきています。また、ワイン用のブドウだとか、それからサツマイモだとか、スイーツ用のサツマイモだとか、全部温暖化によっても変わってきています。

だから、町長は今言われましたが、生産者と共通認識を持ちながらというのは、すごく課題があって難しいということですが、温暖化はそう簡単におさまるものでもありません。そんな中でホップだとかラベンダーを活用した、また温暖化によって生産作物や何かが変わってくるということについて、町長はどのような認識をされているかお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の農業に關します御質問にお答えさせていただきますが、まず冒頭、非常に期待をかけていただいているということに對しまして感謝を申し上げますし、応えていかなければならないということを改めて自覺したところでございます。

まず、私のみずからの体験上から、やはり生産、その土地をしっかりと生かしたそういう中から最高の品質、最高の収量を確保していくということで経営を安定させていくということがまず基本にあると思っていますので、そして上富良野町内に活用できるさまざまな施設だとか、そういったものをさらにしっかりと生かして、ふだんこういう場所ではなかなか申し上げられませんが、農業者団体、あるいは農業者にいろいろな私の思いを伝えております。そういったことで奮起を、若い人が奮起してくれるような私も話題提供やきっかけづくりをしていると思っておりますが、それはまた別な機会にお話をさせていただくといたしましても、確かに気候変動によります作物、適用する作物が上富良野も変わってきていることは事実でございます。

一番端的なのは、米の品質が向上したということは、これは品種改良もさることながら季候が変わったということが、最大の要因だというふうに思っております。

また一方では、てん菜のように適さなくなってきた、

そういう品目もあるということで、その辺はしっかりとそういった変化に対応できるような指導なり情報提供は、これはむしろ私も積極的にやっていくべきかなというふうに思っております。

そういう中で、あるいは集中豪雨、ゲリラ豪雨等によって湿害で、非常に作物を収穫できなくなったような状況もあります。今までも特にニンジンなんかは、一大産地だったのですけれども、条件整備が十分でなかったばかりに、一晩にして全滅になったこと何回もあります。

まず、しっかりとしたそういうところも含めて、安定した経営ができるような、そして季候ももちろん敏感にそういったことも判断して、作物の選定について情報提供もしていかなければならないというふうに理解したところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 私は、先進事例から学ぶことが大切だと感じています。そこでちょっと調べたのですが、例えば、ホップでホップ茶をつくっているところ、またホップでドレッシングをつくっていると、そんな事例も見ました。

また、うちの特産品の一つであるラベンダーですが、先ほど同僚議員の質問の中で認知症、アルツハイマーの早期発見・早期治療ということがありました。ただ、今、私が調べた限りでは、ラベンダーは認知症だとかアルツハイマーの予防に非常に適しているということで、これはラベンダーオイルなのですが、ラベンダーオイルでも科学香料ではなくて、天然香料を活用したもので認知症だとか、アルツハイマーの予防に非常に効果があるということでもあります。これはある大学で、既に大学と企業がドッキングした中で製品化されて、アロマセラピーという形の中で治療が推進されています。

また、ある町では、今、言った認知症対策のために健康づくりというようなことで、健康の町のためにアロマセラピー、ラベンダーオイルや何かの活用をしているということも聞いております。

今、ちょっと学ぶということで紹介させていただきましたけれども、町長の受けとめをお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番、中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

いろいろな地域特有の作物、固有の作物等を活用して、いろいろな分野にその適用を広げていく、活用を広げていくということは、これはなかなか農業者みずから、そういった情報を得るようなことは大変だと思います。

町といたしましては、官学連携等もしております

ので、特に今、中澤議員からお尋ねありましたそういった作物の活用等については、科学大学と連携もとっておりまして、今度、学長がお話いただきましたのは、薬科大学も一緒に仲間に入りましたというようなこともおっしゃっていただいておりますので、そういうような情報収集機能と申しましょうか、アンテナを高く張って、さまざまな情報を活用していくことは、これから今以上に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 3項目めの行政の果たす役割とスタンスであります。

今まで、十分議論をさせていただきました。そういう中で、本当に時間が無いのだということをお互いに認識した中で、町もそれから議会もそうでしょうし、それから町民の方々も一貫してこの難局に立ち向かわなければならないなという思いは共通認識かと思っておりますので、ぜひ町長の絶大なるリーダーシップを発揮していただきたいと考えております。

それから、2項目めの人口減少に移りたいと思います。

町長は、さきの答弁の中で、人口減少を防ぐために、そして取り組む必要が、どんな取り組みが必要なのか真剣に向き合う必要性を感じている、また、大きな危機感を抱いたとのことであります。

今回、示された我が町の将来人口8千何がしですが、町長は、この人口推計は妥当だと感じているか、その見解をお聞きたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の人口減少におきます御質問にお答えさせていただきますが、日本創成会議から示されている推計人口は妥当かどうかというお尋ねでございますが、何と比較して妥当かどうかということを対比するものを持ち合わせてもいませんし、ただ、私は5次総の中で1万1,900人と設定した目標人口をしっかりと目指していくのだということからすれば、非常に理解できない数字でありますし、この創生会議がどれほど確実性を持った推計なのかというようなこともわからないことから、非常に的を得たお答えをするような状況にないというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 2040年には8,089人と、もし人口移動が収束しない場合は6千人ぐらいでしたか、6千何ぼぐらいということで、申しわけありません。

やはりこの推計されたときに、本当に当たっているのかどうか、2040年にそれが妥当なのかどうか、やっぱり検証をしておいて、それに対する対策が必要なのかと思うのです。特に、うちの町は自衛隊の町でもありますので、非常に自衛隊が進める人口に対する影響というウエートは大きいのかと思っております。

ただ、今、総合計画の目標人口1万1,900人、定住・移住を進めながら1万1,900人に努力するのだ、これは平成30年のことだと思います。

それから、介護保険事業計画、今回の中では推計されているのは、これは多分、コーホート法による推計かと思いますが、平成37年、10年後になりますか、2024年で9,919名というのが介護保険事業計画でうたわれています。2040年はそこから15年後ですから、多分、当たらずとも遠からずの8,000名前後になるのかなと。これは何もしなければということかと思いますが、そうなると思います。

そんなことで、今後、今言った介護保険事業計画では9,919名と示されていますが、そういう意味からももう一度町長の2040年ごろの推計値、妥当かどうか、思うか、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの御答弁と重複するかと思いますけれども、2040年に9,000人強、特に対策を講じなければ7,000人を切ってしまうというような数値も出ておりますが、しかし、これは一自治体が仮に相当の戦略をもって人口減少対策を講じたといえども、私はまずこの人口減少という事象を今日そういうような状況生んだ国としての背景、そういったものを根本的に国が国を挙げて検証をして、言葉を言いかえれば、戦後の復興から高度経済成長を目指してきた中で、さまざまな産業においては人を使わなくて済むような機械化、あるいは我々身近なところでは農業においても機械化、あるいは省効率化、あるいは商業分野においてもスーパーマーケットなどによる営業形態が、人が物を販売するというようなことから、人手が要らない、かけないような社会の仕組みを国がみずからつくってきているわけですから。子どもが多子世帯になれば、教育費が莫大だとかといって、教育レベルを上げなければ、いい就職もできないということで、むしろこういう社会を国が目指してきたのではないかなと、私は一方では思っているのです。

ですから、何で少子高齢化を嘆くのかなと、よかったよかったと、これが目指してきた姿だというふうに、私は少し国も考えを原点に振り返っていただきたいなと思うところもあるわけです。

そういう中で、これから方向を見直そうと、やはり人口がふえて、そして活気がある社会がやはりあるべき姿なのだというようなことに変わっていくとしたら、そういう中でさらに上富良野として、そういったかつてのようににぎわいのある活気のある町にまず人口、どうも限られた人口を全国で奪い合うと、取り合うというふうな構図を私は好ましいことでないというふうに考えておりますので、まずその辺の基本的なところを国として私は見せてほしいなというのが、私の心情です。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 当然、人口減少社会になってきたのは、国の政策・施策、それから方向性とか、いろいろなことあるでしょう。ただ、私たちは上富良野町に住んでいますので、この上富良野町の人口減少というものをどう受けとめて、どう対策を練るかということが一番大切なのかなと、そんな思いを抱いています。

それで、人口減少の主な要因についても伺いましたが、お答えでは、農業・商工業の低迷、若者の就労機会の縮小、出生率の低下、それから都市への一極集中などが、主な要因と考えられますということです。私もそういう要素が重なって、人口減少を生んでいるものと、そう思うところであります。

ただ、その中でも子どもを産み育てる人口、要するに若年女性の20歳から39歳の女性の人口の減少が、最も大きいのではないかなというふうに考えております。でありますから、我が町はそこにターゲットを置いた、また次の3項目めの質問になってしまうかもしれませんが、そこにターゲットを置かなければならないと思っています。若い女性の働く場と雇用の場というのを町長はどのように進めていく考えかお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、議員が御懸念の部分については、私も全く同感でございまして、やはり20歳代、30歳代の若い人、女性のみに限らず、そういった方が上富良野に定着していただけるような状況づくり、これは産業振興もあるでしょうし、あるいは子どもを産み育てやすいようなそういう環境整備も、それらが相まって若い人たちが上富良野に魅力を感じて定住し

ていただける、あるいは子どもを持っていただけるようなそういうようなことは、政策としてはむしろ積極的にやるべきだなと、そういうところでの人口減少対策というのは、これから本当に求められてくると思います。

それを両方、そういう町の仕事の場の確保だとか、さらに申しあげました子育て環境の整備だとか、両立させていかなければ機能していきませんので、この辺は非常に難しい課題ですけれども、やはりそれは絶対に避けて通れない課題だというふうに認識しておりまして、いろいろな皆さん方から、町民の皆さん方を含めてアイデアや御意見をいただきながら、政策として取り組んでいければと願っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） それでは、3点目のほうに移らせていただきますが、具体的な取り組みについても何点かお聞きをいたしました。今も申しあげましたが、その中で私は、若年女性が働ける雇用の場を積極的につくるべきだと考えます。

それである町のことであります。超高齢社会に向かって、高齢者の定住政策を町の柱に据えた市町村があります。高齢者の定住促進ですね。福祉分野の施設を積極的に設置、また誘致を行って、たくさんの施設をつくったそうであります。そこで、そこには若年の女性の雇用が何年間かで200数十名の女性がふえ、また退職された高齢者たちも大勢、何百単位で移住・定住をされたそうであります。

北海道の試算によりますと、65歳以上の夫婦が移住してきた場合に、生涯の経済波及効果は2億1,000万円と聞いています。一方、心配される社会保障費であります。1人、3,700万円ということで、圧倒的に経済波及効果のほうが大きいうことが、道の試算でも言われています。ちなみにその介護保険料は幾らかというと、うち3,950円と同じ4,000円ぐらいということであります。

そんなような我が町でも、私はなぜこんなことを言うかということ、若い働く人たちの場というのは、なかなか企業誘致や何かでは確保ができないということ、あろうかと思えます。そんな中で、うちの町も住みなれた地域で、住みなれた町で何とか一生を終えたい、そんなことで今、介護保険事業計画を見ますと、53名の方が町外の老人保健施設とか特養に行っています。だから、本当は上富良野町があれば、ここで入所・入居したかった人たちがそれだけ現在でもいます。これからますますふえてくると考えています。

さらには、道の介護保険事業支援計画というのですか、道のは。3年間の中では特別養護老人ホームでは3,295床、それから老健では865床の増床を支援するというのが計画に盛り込まれています。でありますから、うちの町でも特養や何か、町がやるとかそういうことは別にしても、特養や何かの増床や何かも我が町でも視野に入れて、若い女性の雇用の場を何とか確保して活性化を目指してほしいと思いますが、町長の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の人口確保策についての考え方についてのお答えをさせていただきますが、議員からただいまお述べいただきましたような人口確保策、あるいは就労機会を拡大するというような両面から見て、そういった切り口もあるだろうなということは私も理解しております。

しかし、やはり基本としては、年少から高齢者まで適度にバランスがとれた人口構成というのが、自治体としては目指すべき姿ではなかろうかというふうに理解しております。人口を維持する方策として、あるいは女性の働く場を確保する場としてのそういった高齢者の方々を呼び寄せるような形というのは、方法として否定するものではございませんけれども、それ以前にやはり私は課題は高くても上富良野の中で自然体に、自然の形で人口構成が整っていくことが長い目で見れば、やはり安定していくことにつながるというふうに思います。

そういう中でやはり大変課題は高くても、町内で仕事を求めて働けるようなそういった環境づくり、状況づくり、それは行うべきだと思いますし、そしてそういう中から子どもを育てながらということになりますから、当然、安心して子どもを育てていけるようなそういったことで、積み上げていくことをまず目指すべきかなというふうに考えておりますが、さまざまな御意見等を賜りながら、先ほどお答えさせていただきましたが、今年度、新年度、平成27年度において総合計画を立てる予定としておりますので、そういった中にも今、議員からお話ありましたようなことも含めて、いろいろ盛り込んでいければなど、期待しているところであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 今、私の紹介させていただいたのは、やっぱり町長が言うバランスある自然体の中でと。でもやっぱり若い女性たちが、上富良野に住んでもらわなければ、人口は急激に減っていくと思います。

日本創成会議の座長の増田さんが言われている、

人口減少社会は避けて通れないと、でも人口急減社会だけをつくってはだめだと。だから、そういう思いの中で私たちも人口を急減させないような施策、それには若い女性たちが働く雇用の場を確保することも我々の努めなのかなと、そんなふうに思う次第であります。

今後、町長につきましては、人口減少社会に向かっての本当にこれも先ほどの問題と待ったなしで、スピード感を持った中で進めていただければなと思います。以上で質問を終わります。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番中澤良隆君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は、10時50分といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を再開いたします。

次に、4番米沢義英君の発言を許します。

○4番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました5点にわたって、町長及び教育長に質問いたします。

まず第1点目は、地域包括ケアシステムについて伺います。

今、政府は、介護保険制度の見直しを行うということで、この4月から実施されようとしています。その公的給付を削りこんで、介護の責任を再び家族や地域に押しつける、いわば介護の自己責任というべき方向を徹底させようというのが中身であります。今回の見直しの目的の一つに、介護保険制度の持続可能性の確保が掲げられています。政府が目指しているのは、さまざまな困難を抱える利用者や家族介護現場に視点を当てた見直しではなく、保険財政の事情を何よりも優先させ、持続可能性の追求という形でさらに給付削減、利用者にとっては負担増を図ろうという内容であるということを考えています。

地域包括システムは、高齢者が地域で安心して暮らせるための専門的なサービスの提供、「住まいを基本、医療、介護、予防、生活支援などのサービスが切れ目なく提供される体制」と定義されています。これは、今後の高齢化の進展、独居、老々世帯、認知高齢者の増大の中で、国・自治体が取り組むべき課題とされ、計画の策定が地方自治体に求められているものであります。これは今、提起されたものではありません。そのことを申し上げ、次の点

について質問いたします。

第1には、自治体が関係機関を結びつける役割を担うと考えるが、現在、町には医療と介護と福祉を統合した仕組みづくりを担当する部署が必要であります。その受け皿として地域ケア会議の体制がありますが、十分とは言えないと考える。今後の対応について伺います。

二つ目には、地域包括ケアシステムは、単に制度をつくれば済むという問題ではありません。自治会や地域のボランティアの参加も求められ、医療も介護も人材が育たない限り成り立たないと考えますが、この点についてどのようにお考えなのか伺います。

3点目には、町立病院を初めとした医療機関との連携が必要になると考えますが、この点について、どのような対応をされるのかお伺いいたします。

4点目には、介護予防、生活支援サービスの費用の抑制が求められていますが、その内容について。また、費用が抑制されれば、予防重視の方針に反するものではないかと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

5点目には、2020年までの後期高齢者、介護予防事業者の伸び率、事業費の伸び率について伺います。

次に、保育料の負担軽減について伺います。

町においては、子ども・子育て支援制度によって保育料の見直しがされました。この間、子育て支援計画のアンケートの中にも、保育料の負担軽減という項目があります。上富良野町の保育料の設定は、第1子が就学しているときには、第2子目の保育料は半額にはなりません。他の自治体では、子育て支援策として、保育料の軽減を実施しています。この間、議会で取り上げてきましたが、その都度検討するという答弁であり、今後、どのように検討されるのかお伺いいたします。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

町においては、あなたとつくりたい、そして上富良野物語、五感で感じることを基本とした観光振興基本計画が策定されました。この間、観光人材育成などの事業も展開されてきました。最近の観光は、自然を体で体感できる体験型の観光が喜ばれています。また、その方向も観光振興計画に盛り込まれています。上富良野町には誇れる自然や農業を初めとした多くの産業があります。また、春・夏・秋・冬と、四季を体感できる環境が整っています。しかし、それを十分生かし切っているかといえば、そうではありません。今後、冬期間における観光のあり方を十分検討する余地もあります。地域と連携して、体験観光の一層の充実を図るべきと考えます

が、この点についても対応についてお伺いいたします。

次に、社会教育総合センターの使用について、教育長にお伺いいたします。

住民の多くが、運動を通して健康の維持に努めています。町の体育館を利用する人もふえています。しかし、冬期間や悪天候のときなどは、屋内を利用するか、自宅でいなければならないという状況になり、利用者からは健康対策のためにも体育館の無料開放を求める声があります。他の自治体では健康思考の高まりの中で、住民の健康対策のために体育館無料開放の期間を設けるなど、利用者から喜ばれています。上富良野町においても一部実施はされていますが、ジョギングコースの無料化、無料開放の期間を広げるなどの具体的な対策が今必要だと思いますが、この点についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、児童の放課後対策についてお伺いいたします。

児童放課後スクール、クラブの開設を多くの保護者や児童にとっては大切な居場所となっています。しかし、この4月からは西小学校で実施していたクラブが、上富良野小学校へ統合されます。西小学校で引き続き開設してほしいという声が聞かれます。この点についても、どのような今後見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの地域包括ケアシステムに関します5点の御質問にお答えをさせていただきます。

団塊の世代が75歳以上となります2025年を見据えて、いつまでも住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域ケアシステムの構築が求められています。

このたびの改正介護保険法におきましても、その実現のために地域支援事業の枠組みを活用した中で取り組みを充実強化する内容となっており、町では第6期介護保険事業計画におきまして、地域におけるケア体制の充実を基本施策の一つとして、当町の特性に合った地域包括ケアシステムの構築を目指したところであります。

まず1点目の関係機関との連携強化に向けた地域ケア会議の体制整備についてであります。現在、当町においては地域包括支援センターが主催する地域ケア会議を月1回開催しているところであります。地域包括支援センター、保健福祉課、社会福祉

協議会、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、ケアハウス、有料老人ホーム、町立病院などで構成され、各事業所間の情報交換や課題の共有、個別ケースの事例研究、さらに各制度や法令等の研修などを通じて連携が図られ、実務者レベルによる個別課題への対応機能や地域課題の的確な把握など、その機能がしっかり発揮されているものと認識をしております。

また、このたびの第6期介護保険事業計画への反映など、地域ケア会議での協議が政策形成にも寄与しているものと受けとめているところであり、さらなる機能の充実が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のボランティア等の人材育成についてであります。地域包括ケアシステムの構築には、議員御発言にありますように、地域のボランティア活動など、地域全体での支え合いが必要不可欠と受けとめております。そのようなことから、ボランティアセンターを所管している社会福祉協議会とも連携を深めながら、町民のボランティア活動に対する意識啓発や学習活動を通じ、誰もが活動に参加できるよう環境整備を進め、ボランティアセンターの活性化を支援してまいります。

また、必要なボランティアの需要と供給のコーディネート機能の強化が何よりも重要と考えておりますので、ボランティアセンターへの支援と合わせて協働のまちづくりの視点に立ち、自治会などを中心とした地域全体での支え合い活動の推進を図ってまいります。

次に、3点目の医療機関との連携についてであります。医療の必要性が高い要介護者などに対し、医療・介護の連携により医療・介護サービスが一体的に提供されることが重要であることから、高齢者の入退院時、退所時、在宅時等、それぞれ必要なときに居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどが町立病院を初め、医療機関と連携した中で調整等が図られており、介護から医療、医療から介護へのサービスがスムーズに提供されている状況と判断をしております。

しかし、今後、在宅高齢者においても医療ニーズの増加が見込まれることから、訪問医療や訪問看護などに対する連携をさらに深めていくことが必要と受けとめております。

次に、4点目の介護予防、生活支援サービスなど、地域支援事業の見直し等についてであります。このたびの改正介護保険法の中では、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、市町村が中心となって介護だけでなく医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提

供できる地域包括ケアシステムの構築を目指しているものであります。

国が示すガイドラインにおきましては、市町村に求める新たな取り組みとして、現行の予防給付の訪問介護と通所介護、地域支援事業に移行することのほか、三つの取り組みとして多様な主体による多様なサービスの促進、高齢者が支援の担い手としての参加の促進、自立の促進と重度化予防を含めて、より効率的な総合事業の実施に努めることとされており、これらの結果として費用の効率化が図られることを目指すものであり、予防の重要性が損なわれるものでないことを御理解賜りたいと存じます。

当町といたしましては、長年にわたる保健予防の取り組みにより得た効果などを生かし、引き続き重度化予防という基本的な考え方を踏まえた総合事業への移行を進めてまいりたいと考えており、その移行実施時期は第6期計画におきまして、平成29年4月と定めさせていただいたところであります。

最後に、5点目の後期高齢者及び介護予防事業費の推移についてであります。後期高齢者につきましては、第6期計画にもお示ししましたように、昨年11月末の1,706人から2020年には1,853人と、147人の増、率にして8.6%の伸びと推計をしております。また、介護予防事業費についてですが、平成29年度の新しい総合事業への移行時の地域支援事業費は、おおむね4,000万円程度と試算しておりますが、その後におきましては後期高齢者数の増加率等に応じて、事業費が設定されていくものと理解しており、前段、述べさせていただいた多様なサービスを整えていくとともに、サービスの低下を招くことのないよう、介護予防事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの保育料の軽減、特に多子軽減対策に関する御質問にお答えをさせていただきます。

昨年の第1回定例町議会におきまして、同様の御質問をいただいたところでありますが、その当時の国の子ども・子育て会議において、多子軽減を含めた利用者負担についても検討はなされており、その審議経過等を見据えた中で検討することをお答えさせていただいたところであります。

その後、保育認定に係る第2子、第3子の軽減につきましては、現行の仕組みを踏襲するとの方向が示されましたことから、町におきましては新制度における利用者負担金、いわゆる保育料については、これまでの幼稚園利用者の負担額も含めて整合性を図った上で、保育料を設定させていただいたところであります。

現行制度では、保育所利用者の多子軽減は就学前

の6年間の子どもを対象としており、幼稚園利用者の負担金は3歳から小学校3年生までの6年間の子どもを対象とすることで、幼稚園と保育所の平準化が段階的に図られてきたところであります。これらを踏まえまして、今回、町の保育料の設定に当たりましては、国が示した枠組みの中での負担額設定の考え方をもちまして、低所得階層の負担軽減を図ったところであります。

さらに、これまでは国の基準額の95%を基準として設定しておりましたが、これを80%へ軽減した基準に改め、応能負担を基本に公平性の確保に努めたところであります。

また、現行の多子軽減は、複数の児童が保育所を同時に利用する場合の保育料軽減対策であります。議員御質問の就学児童までの拡大につきましては、子育て支援策全体の中で検討すべき課題と受けとめており、保育料自体は所得に応じた負担額となっていますことから、また、現行の中でも一定の多子軽減が講じられておりますことから、町の財政状況も勘案し、現段階におきましては就学児童を含めた多子の保育料軽減策を講じることは考えておりませんことを、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの観光振興に関する御質問にお答えをさせていただきます。

議員御発言にありますように、地域の風土や歴史また地域の方々と直接触れ合える体験型観光につきましては、関心度は高まっていることや観光誘客の方策としても有効であると認識しているところであります。

現在、観光振興計画の具現化に向けた作業を進めておりますが、地域の魅力の掘り起こしや、町内に滞留していただくためのメニューづくりについて議論を行ってまいりました。これらと並行して一般の方々を初め、旅行関係会社の営業担当者や外国人を招聘し、体験型のモニターツアーを実施しております。

その中でも、一般の方々を対象としたモニターツアーにおきましては、当町の特産品である「ホップ」に関する学習や圃場見学、北海道遺産である「土の館」の紹介、また「豚サガリ」や「まるごとかみふらのビール」の提供を通じ、自然、産業、観光、歴史等地域の紹介やPRなどを行い、参加された皆様からは高い評価を得たところであります。

また、既に実施されておりますフットバスやサイクリイベント等も体験型観光を代表するものであり、観光振興計画の中におきましても本町の多様な資源を生かしたグリーンツーリズムやアウトドアなど、ニューツーリズムの推進が重要と位置づけており、今後、これらを上富良野らしい魅力ある観光メ

ニューとして育て、観光客の増加、地域経済への波及につなげてまいりたいと考えております。

冬期間の観光振興につきましても、十勝岳を生かしたさまざまな観光プログラムの構築を行う中に、冬季観光の振興策が見出せる可能性があると考えておりまして、執行方針の中でもお示しいたしました「十勝岳ジオパーク」は、冬の観光や体験型観光を根づかせるための大きな一歩になると考えておりますことから、関係者の御理解・御協力をいただきながら、早期の認定を目指して進めてまいりたいと考えており、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の4項目めの社会教育総合センターの使用に関する御質問にお答えいたします。

社会教育総合センターアリーナは、町民のスポーツ振興と健康増進のため多くの方に御利用いただき、平成25年度実績では6万1,263人の利用となっております。利用料金は、個人利用の場合は1回100円、冬期間は130円ですが、児童生徒は無料、障がいのある方や70歳以上の高齢者の方は5割減免としております。

このほか各団体の定期利用や大会などにおきましても減免基準を設け、負担軽減を図っているところであります。

また、平成19年度からは、高齢者の介護予防の支援策として、社会教育総合センターを利用する老人クラブ連合会のクラブ活動に対しましては、免除としております。

老人クラブ連合会ウォーキングクラブは、現在8名の会員が午前中にアリーナ2階のジョギングコースを利用し、利用者も年々増加しております。平成25年度は、延べ1,689人に利用されているところであります。また、昨年は町の「健康づくり推進のまち」宣言の記念事業の一環として、2月9日から1週間、体育館を無料開放といたしまして461人の町民が利用され、スポーツの振興と健康増進が図られたところであります。

このようなことから、一定期間の無料開放などは、スポーツ振興、健康づくりのきっかけづくりに効果が上がると考えており、実施に向け具体的な検討を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目めの児童の放課後対策に関する御質問にお答えいたします。

放課後児童の対策につきましては、平成27年度から放課後クラブが児童福祉法の改正に伴い、新たな基準による条例や規則のほか運営要綱を定め、現在、4月から上富良野小学校での開設準備を進めて

だいていると思います。その方々が、例えば施設から病院に入られる、あるいは病院から施設に戻る、先ほどお答えさせていただきました。個々の事例をしっかりとケア会議の中で検討して、そしてその方に最適なサービスが提供できるようにということで、最善を尽くしているものというふうに思っておりますし、そういったことがこれからも引き続き行いますし、時代の変化とともに求めるサービス、ニーズが変わってきますので、それらにもしっかり対応していかなければならないと考えておりますので、今の仕組みの中で、それは対応していけるものだというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） そういうものも含めて、今後、恐らく病床の再編ということも出てきております。いわゆる高度医療を中心とした地方の自治体は、本当に看取りだけという形にならざるを得ない体系が、今、また新たに打ち出そうとしています。そういうものも含めて考えた場合に、やはり病院に、あるいは短期間で入った場合、3 カ月とかそういった短期間で出なければならぬという今でもシステムですから、そういう場合、家庭でいかにそういう人たちを介護できる体制をとるかというところが、やっぱり課題に上ってきています。

さらに、これは加速するだろうというふうに言われています。そのことを訴えて、次に、人材育成の問題について伺いいたします。

上富良野町は、社会福祉協議会を中心としたボランティアの育成という形でうたわれておりますが、しかし、必ずしも今回のケアシステムの中では、実施するという段階に入った場合、十分地域を、あるいは今度の制度の変った中で対象者を支援することになれば、全然、機能しないのではないかとこのように考えます。

そういう意味では、私は、地域も必要であります。ボランティアも必要であるけれども、まだ上富良野町はボランティアの育成、自治会の育成、サロンだかやられておりますけれども、しかし、これが機能するためには、そこに中心になる人を配置する、あるいは一定の力量を持った人を配置する。そうしなければ、こういったところは成り立たないというふうに思いますが、現状では、町長、どのようにお考えですか、成り立つというふうにお思いですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4 番米沢議員の人材育成についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、町としてはボランティア活動も含めて、これからの高齢化時代に向けた、あるいは地域でケアをし

ていくということの視点から考えますと、人材育成は、これからまだまだ力を入れて育てていかなければならない分野だというふうに考えております。

現在の体制が、十分か十分でないかということの判断はともかくといたしましても、まだまだ人材育成はこれから取り組んでいかなければならないということは、私も実感をしているところでございまして、ボランティア活動を支える組織、あるいは住民組織を通じて支える組織、そういったことの意識の高揚も含めて、さまざまな切り口からそういった町の意識の高まりも含めて、これはまだまだ前向きに取り組んでいかなければならないと認識しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 上富良野町は、いわゆる地域支援事業、移行は平成29年度の4月からという形になりました。その背景に何があるかというところ、このボランティアの育成や自治会の育成だとかも含めて、やはり人材の育成、財政的な手当ても含めて見通しが立たないと。実施してやれないことはないかもしれませんが、そういうことで平成29年度から実施するというふうになったわけです。

これは全国的に共通した問題であり、人がやはり確保できないという問題も含めて、財政的な問題も含めて、そのようになっているわけですから、この点、町長、しっかりと上富良野町の現状はどのようになっているのかということを押さえる必要があると思いますが、町長の中では、この点どのようにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4 番米沢議員の人材育成についての御質問にお答えさせていただきますが、総体的なお話、方向づけ、精神的なお話だけではなくて、事実これから今の議会の中でも皆さん方に御提案させていただいておりますけれども、職員をボランティアセンターのほうを充実させるために、社会福祉協議会のほうに派遣する仕組みだとか、具体的に29年4月にしっかりとサポート体制ができていることを目指して、既にそういったことが必要であろうということを実感しておりますので、これから鋭意取り組みを進めていくところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 介護の地域支援事業の見直しという形で、予防重視が損なわれないのか、損なわれるのではないのかという質問に対して、損なわれないという形の答弁であります。

なぜこういう問題を取り上げたのかといいます

と、国が目指している介護というのは、地域支援事業費の予防給付、あるいは新しいそういう事業にかかわる費用、自然増分を年間五、六％という形で、今期高齢者の伸び率を年３％から４％に抑えるということを言っているのです。厚生労働省が。そうしますと、効率化は何を目指しているのかということで、確かに言葉尻で言えば、町長の答弁で言えば、安定的な効果的な効率的な地域支援事業で一定程度それを支えますよということなのですが、しかし、これは私は実態として逆ではないかと。

わかりやすく言いますと、従来の予算があります。１，０００万円としてもいいでしょう。５，０００万円として。それを３％から４％に、仮にですよ、抑えなさいということを言っているわけですよ。そうすると、従来行ってきたサービスができるのかという判断、もしもやろうとすれば費用の捻出をどうするのかということだとか、あるいは抑制するとすれば、利用者のサービスを制限するか、あるいはボランティアに全面的に依拠しなければならないというのが、今回の制度の中身なのです。

そのことを考えたら、本当にこの地域支援事業というのは、介護者、あるいは利用する人にとって、安定的なサービスが受けれるかどうかということが今問題になってきている。これを有償ボランティア、あるいは地域の触れ合いサロンに移行してしましましょうとか、訪問介護は訪問型サービスにという名前を変えます。デイサービスについては、通所介護という形になっておりますが、通所型サービスという形に今後切りかわります。

そういう中で、本当に安心して介護が受けられるかどうか、予算を抑えるということであれば、全くボランティアに預けてしまうか、一定の知識はあったとしてもそういう形にならざるを得ないということになって、従来の介護制度が保障した介護の支援が、本当に受けられなくなる可能性があるというふうに思いますが、この点、町長、どのようにお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ４番米沢議員の将来におきます介護に対する事業費等についての考え方の御質問でございますが、これは介護サービスの効率化を目指すということが、介護サービスの低下をもたらすということと同義ではないということをまず御理解をいただきたいと思います。

多分、議員のお尋ねの趣旨は、高齢者の介護の出現率と申しましょうか、それと給付費、介護事業費ですね。介護事業費とが乖離していくのではないかなというふうな、多分、思いではないかなというふうに思います。

もちろんそういうことはあってはなりませんし、私は、高齢者の介護を求める方の出現率と事業費とは、当然、これは同率であるべきだというふうに考えておりますし、国と、私、国にかかわって答弁することはできませんけれども、多分、国の目指すものとしては、そういった差が出る部分を地域全体が支えることによって、効率的な介護を通じてそこで効率化されることが、高齢者の出現率と、介護を求める方の出現率と介護にかかる事業費とのギャップをそこで埋めれないかというふうに、私は目標を持っていることだと思いますし、仮にそのギャップが埋まらない、当事者にしわ寄せが来るようなことは、地域としてもそれは不幸なことでありますから、絶対にそんなことはさせたくもありませんし、もし、そういうような腹づもりが国に多少でもあるとしたら、それは私も機会を通じて強くそういうことにならないように訴えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君） 担当者にお伺いいたしますが、そういう指示、国から出ていませんか。削減をなさないと、いわゆる枠を決めた中で３％から４％に抑えなさいという、そういった方針が出ていたと思いますが、わかっているのかどうなのかわかりませんが、そうしますと、その抑制分をどこかにしわ寄せしなければならないという形になります。

今回の制度の中では、利用料金についても委託料金についても自治体が設定するという形になっていきますから、当然、そこで上限生まれたり、あるいは委託された額については逆に財源がないから、従来、１００円、１，０００円としてきたものが８００円でお願いますと、一人当たり、仮にこういう話にならざるを得ないと思いますが、そこら辺は、担当者どういうふうにお受けとめですか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ４番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

多分、地域支援事業費の原則の上限設定のお話をされているのだろうというふうに理解しておりますけれども、先ほど町長が答弁の中でも申し上げましたが、基本的には地域支援事業費の総額に対して、後期高齢者の出現率で上限が設定されていくということになると思います。

そのようなことで、先ほど、町長が答弁した中で、多様なサービスを地域の中で生み出していったり、今、議員もおっしゃっているように、地域の中で支え合っていくようなそういう仕組みを整えてい

くことで、結果として費用の効率化を図っていくというのが国の目指している方向でありますし、そういうことを我々も目指していくべき課題だろうと思っています。

このように理想の形になっていくのかどうかというものは、それはそれぞれの自治体の取り組み次第になるのだらうと思いますけれども、先ほど言いましたように、例えば上限額がスタート時点で仮に1,000万円、今、町のほうでは29年の地域支援事業費の総額4,000万円少しということで想定しておりますけれども、仮に1,000万円ということが前年度の予防事業費の総額だとすれば、それに対して後期高齢者の出現率がキャップが刺さっていきますので、例えば5%だとすれば次の年は1,050万円、次の年が1,011万円か101万円かそれぐらいになっていくと思いますけれども、そういう範囲で努力をなさいということになっていくと思いますので、後期高齢者がどんどん出現してまいりますので、元気な後期高齢者が出現していくことで、介護のサービスが必要がないような取り組みを一生懸命やれば、介護の必要な方により多くのサービスが行き届くような形が、それが多分、理想の形なのだと思いますけれども、本当にそういうことができるのかどうかというのは、力の試されるところなのだろうというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 担当者の言うとおりで、わからないのです。人の体ですから、けれども、確実に言えるのは医療費がふえていっていますから、けれども、これは悪くないのですよ。状況によって、ですからそこを抑え込もうとして、総体的な支出も絞り込もうという形でうたわれております。

今回、介護の支援計画の中に、居宅サービスの要領を見ました。予防は29年度まで76名なのですが、32年から37年ゼロ人なのですね。通所介護についても29年は124人なのですが、32年、37年はゼロ人なのです。恐らくこれは予防介護、通所介護については要支援費については、全てこういった制度から外してしましようという形の恐らく指示のもとで、こういう計画つくられたのだというふうに思います。

ここに見られるように、今回の制度というのは、本当に予防外し、介護外し、あの地域全部政府が負担を押しつけるという状況になってきているというふうに思いますが、この点、そんな状況だと。

私は何よりもやはり中心は、公が中心になるということです。そこでトータルにやっぱり地域の力をかりるということは、必要だというふうに思います

が、しかし、今の地域の高齢化社会を迎えるという、既になっておりますが、お年寄りの方がここで、お年寄りが支援するように努めますということと答弁書いてありますが、果たしてそれが現実的なのかと。確かに、意欲ある人は手伝っていただけることはありますけれども、そういうし寄せが地方自治体に来ているのだということを含めて、行政がしっかりと、病院の連携もそうです。医師がいない中で、それはどうするのかという話ですよ。地域の支援体制を。こういうことも含めて自治が、きっちりとした中心になったかなめとして、支援体制をつくるということ。そしてときの状況に応じて、予防に応じて改善していくということ、これが必要だと思いますが、町長、答弁お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の介護事業に対します御質問にお答えさせていただきますけれども、従来の制度がこれからの総合事業に、新しい支援事業に移行する中で、町が裁量を発揮する幅がふえてまいります。しかし、それは頭から介護費用を抑制するという想定に基づかないで、やはり今まで区切られていた予防給付が、今度はそれらも含めて地域で支援する事業の中で行われていくということと考えれば、今までやはりそういったことでそこで一つの区切りがあることが、効率的な介護支援につながらなかったという、多分、国としては反省もあるのだと思います。

ですから、そういった実際これから新しい仕組みに移る中で、また、新たな課題も生まれてくると思います。必ずしも今回目指そうしていることは、先ほど議員からお話がありましたように、高齢者が支え手になるというようなこともうたわれておりますが、しっかりとそういうことが実際できるのかどうかということは、これから実際その事業を進めていく中で検証もしてまいりますし、いずれにいたしましても目指すところは、この上富良野町で裁量を十分発揮して、障がいを持ったり、介護を必要になった方が戸惑うことなく安心して暮らしていけるということは、これは時代が変わっても普遍ですので、その辺は制度が変わったから非常に暮らしづらくなった、不自由になったというようなことだけは起こさないように、最大の努力を払ってまいります。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひしっかりとした介護計画、あるいは支援体制を整える必要があるというふうに思います。

次、保育料の問題ですが、総体的に軽減はされま

した。私、前から言っているように、総体的にされたけれども、就学している子どもがいる場合、第2子の場合、こういった部分について独自の対策として盛り込むべきだと思いますが、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の保育料に関する御質問にお答えさせていただきます。

財政が許せば、事情が許せば、多子世帯の方に手厚く支援をしてあげたいのは、それは私も望むところでございます。しかし、やはり行政というのは、町民の皆さん方から預けていただいております貴重な財源を、どのように町民の幸せを向上させるために使っていくかということが最大の眼目でございますので、そういったことから今回の保育料見直しについては、特に低所得階層に対します配慮を厚くすると同時に、全体の段階へも図らせていただいたところでございまして、そういった就学児を含めた多子世帯に対する軽減も、財政がかなうものであればかなえてあげたいところでございますが、全体の子育て支援策も一方では施策を行っておりますので、現在、そういうようななかなか環境にないということで御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひ改善して、可能性は十分あります。

次に、観光についてお伺いいたします。

観光計画の中には、この自然体験するためのいわゆるそういう人たちを養成すると、ガイド育成など項目あります。そういった意味では、3期、4期にかけていくのだというふうに思います。冬の観光という点では、まだまだ力を入れれば、その実入りが多いというような要素あると思いますので、そういった意味ではきっちりとしたこういった目標を持った体制が必要だと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の観光振興についての御質問にお答えさせていただきます。

観光振興については、上富良野町としては、まだまだ新しい分野だというふうに思っております。特に、冬の観光等についても、まだまだ魅力を見出せるという余地も持っております。

お答えさせていただきましたように、今、ジオパークの認定も目指しております。そういった中から、今まで個別にいろいろ仕組んでまいりました観光振興を一つのパッケージとして、しっかりと根づくように努力してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 一層の充実を求めたいと思います。

次に、体育館の使用料についてであります。この点については、本当に健康の町という形で利用者からも、本当にジョギングコースだけ通年無料にしてほしいとか、そういう声たくさん寄せられております。やっぱり条例の改正も当然、必要だというふうに思いますし、具体的に検討されるということの項目が書いておりますが、この点どのように検討されるのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員からの社会教育総合センターの使用についての御質問にお答えしたいと思います。

現在、具体的に検討を進めてまいりたいと思っております内容であります。基本的には一定の期間、あるいは受益者負担の原則は原則としてございますので、シーズン券を発行する。例えば、冬場ありますとランニングコース、外が非常に滑ったりして危険度合いも高い、そういう部分を解消するために社会教育総合センターのランニングコースのシーズン券、冬場6カ月だとか3カ月だとか、そういうシーズン券を発行したらどうかということも内部で検討を既にしておりまして、そういう形でスポーツ振興と健康増進の町という部分を支えていけたら、こんなふうにいるところでありませう。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひシーズン券も含めて、通年ジョギングコースは無料化でもいいのではないかと。いうふうに、他の整合性ありますから、しかし、健康づくりという形で町が「健康づくり推進のまち」宣言したということであれば、それも成り立つ話だというふうに思いますので、ぜひこの点、シーズン券にとどまることなく検討する余地あると思いますが、もう一度確認しておきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員からの御質問にお答えしたいと思います。

一定期間と先ほども申し上げましたけれども、一定期間とそういうシーズン券など、対応を図るということで考えております。

先ほども答弁の中でお話をさせていただいたのですが、子どもはただ、そして70歳、老連に入っている方たちについては免除という形で、働いている世代の方たちに対して、どういうふうな形で

適正な受益者負担をいただくかという部分を、今後についても引き続き検討していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の一般質問を引き続き行います。

7番中村有秀君の発言を許します。

○7番（中村有秀君） 私は、さきに通告をいたしました3項目について、行政への一般質問を行いたいと思います。

1項目め、住居表示板の更改整備等についてお尋ねをいたします。

住居表示に関する条例により、町に街区表示板と住居番号表示板が設置され、30数年が経過しております。歳月の経過とともに、風雨雪及び日当たりの関係で、街区表示板及び住居番号表示板の表示の消滅・汚損、損耗が見られ、平成17年度と18年度において更改整備されました。そのときから更改されなかった表示板も含めて、更改の必要な表示板があります。「四季彩の町かみふらの」にふさわしい整然とした区画番号表示された町にするためにも、街区表示板と住居番号表示板の実態調査とその整備実施について見解を伺います。

2項目め、日東会館のバリアフリー化と施設の改善についてお尋ねをいたします。

上富良野町集会所の設置及び管理に関する条例により、地域住民の学習・保育・休養及び集会所に供することを目的として、東中会館・日東会館を含めて13の集会所があります。また、上富良野町公民館条例第3条に、「上富良野町公民館に分館を置く」とあり、日東会館は日の出分館と位置づけされております。日東会館は、昭和57年12月に竣工されてから33年が経過し、バリアフリー化されておられません。しかし、建物本体はコンクリートづくりのため、町の洪水ハザードマップや十勝岳火山防災マップによると、避難所に指定をされております。

日東会館の利用は、日の出住民会119世帯、本町住民会409世帯、特に本町4丁目及び本町5丁目町内会が主に活動されております。老人クラブ関

係も日の出友の会会員67名と、本町住民会四ツ葉老人会64名が毎月利用しており、高齢者の利用率が非常に高い状況になっております。また、葬儀等にも使用されております。

以上のような利用実態の中で、下記について早急に措置すべきと判断されるが、具体的な実施について、下記の4点について伺います。

1点目、入り口前及び玄関内のスロープの設置。

2点目、入り口前階段の1段目の蹴上げの改修。

3点目は、館内に手すりの設置。

4点目は、座布団の更新等でございます。

続きまして、3項目めに移りたいと思います。

日の出排水路の早期改修についてお伺いをいたします。

平成23年9月2日から3日の集中豪雨により、町内全域に大きな被害を受け、被害総額は4億3,380万円と議会で報告されました。平成23年9月4日付の北海道新聞には、「雨量上富良野222ミリ、積丹221ミリ」との大きな見出しで報道され、集中豪雨の雨量は、いかに多かったかがわかります。本町住民会地域も日の出排水路の関係で、いまだかつてない水害に襲われたが、町・消防・地域の人々の支援と協力によって、被害防止の土のう設置や水路の掘削等により、被害が最小限にとどめることができました。その土のうの設置は1,590袋にも及んだが、何とか大きな被害は免れました。あれから4年がたち、地球温暖化の影響が全国各地で異常気象によると思われる集中豪雨・豪雪の報道を聞くたびに、町民の安心と安全のために、日の出排水路の早期改修について、町長の見解を伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの住居表示板の更改整備等に関する御質問にお答えをさせていただきます。

住居番号表示板につきましては、昭和57年から58年にかけて整備を行い、ことして33年を経過いたしております。平成16年度には、全戸調査を行い、その結果、文字などが汚損・消滅しているもの、また紛失などにより設置が必要なものにつきまして、各町内会長様の御協力をいただきながら、平成17年度及び平成18年度に必要な更新を行ったところであります。

昨年9月には、一部の住民会から、街区表示板の更新について要望をいただきまして、11月に6カ所の更新を行ったところであります。しかし、街区表示板、住居番号表示板ともに設置から33年が経過し、文字の消滅や汚損が多く見られることから、

平成27年度に職員によります全域調査を行うこととしておりまして、その結果をもとに平成28年度から更新作業を行ってまいりたいと考えており、極力単年次に更新を終えるよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、住居番号表示板につきましては、新築・改築・外壁改修時等のほか、文字のかすれなどがある場合は、その都度、町民の皆様から申し出により、随時交付を行っておりますので、あわせて御理解を賜りたいと存じます。

2項目めは、教育長からお答えをいただきます。

次に、3項目めの日の出排水路の改修に関する御質問にお答えをさせていただきます。

町民皆様の安全・安心な生活環境を確保することは、私にとりまして最重要課題であると認識いたしております。その中にありまして、御質問の日の出排水路の整備につきましては、早期の改善が必要な重要課題であり、また、昨年実施いたしました日の出地区の皆様との町長と語ろうの中でも強く要望を受けまして、早期の事業化を目指して取り組んできたところであります。

これまで国や北海道に対する事業要望や、事業手続に必要となります地元との調整等を図ってまいりましたが、このたび道営農村地域防災減災事業の採択を前提とした北海道による調査が平成27年度に行われることとなり、平成28年度着工、平成32年度を完了年度として、改修事業実施の見通しとなったところであります。

あわせまして、同区域内にあります西1線日の出排水路の改修につきましても、同時に施工される予定となっております。

しかしながら、浸水や農地冠水など豪雨による被害が発生しやすい地域がほかにもありますことから、冒頭申し上げましたように、安心・安全な生活環境を確保・提供するため、引き続き防災減災対策に意を用いてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番中村議員の2項目めの日東会館のバリアフリー化と施設の改善に関する4点の御質問にお答えいたします。

日東会館は、昭和57年に建設され、33年が経過しておりますが、日の出住民会及び本町住民会、老人クラブ活動など住民会活動において、平成25年度は75日間で、延べ932人の利用がされております。

施設の維持管理につきましては、日の出住民会に委託しておりますが、教育委員会においては年2回住民会長及び分館長、主事会議を開催し、その中で

地域からの要望を取りまとめするなど、地域と協議を進めながら施設修理などの予算を計上し、適正な維持管理に努めているところであります。

まず、御質問の1点目から3点目についてであります。一括答弁をさせていただきます。

日東会館の現状から考えますと、スロープの設置、館内手すりの設置、玄関階段のタイル交換、入り口前階段1段目の高さの低減が必要と思われます。平成27年度において改修方法などの検討を行い、住民会と協議を進め、平成28年度以降で町総合計画、実施計画に位置づけを進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の座布団の更新についてであります。地域からは花ござの交換が要望として上がっておりまして、今月中にじゅうたんに交換する準備を進めておりまして、座布団の更新については、管理を行っている住民会と協議を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） まず、1項目めの住居表示板の関係についてお尋ねをしたいと思います。

私はこの関係で、平成15年の第4回、平成16年の第4回、2回この関係で質問をして、その後の状況を見守っていたのです。それで、平成16年に全体の調査を行ったということで、そのとき街区表示板は確認されたものは293、これから更新等の必要なもの822、全体1115枚のうち73.7%がもう変えなければならないと。それから、住居番号表示板は2,887のうち、変えなくていいのは1,533、変える必要があるということは1,354ということで、46.9%、こういう大きな数字になっております。

したがって、平成17年、18年に变えてから10年たっています。そんな関係も含めて、今現在の設置数、街区表示板と住居番号表示板について、幾らの数字になっているか、それを確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 7番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

住居番号表示板につきましては、3,036枚、街区表示板につきましては、1,120枚というふうになってございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） わかりました。

そうすると、前回必要数ということで822枚の17年、18年度でやったということで、特に平成

17年度の決算では街区が500枚で31万1,000円、それから住居番号については212枚、25万8,000円ということで、平成17年の決算委員会の中で報告を受けた経緯があります。

したがって、私は、この表示板の消滅・汚損・消耗を今回更新をするということで、やるということで多く見られるということでございまして、多く見られるという現況をいつ確認をされたのかということを確認したいのです。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 7番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

住居表示、街区表示、それぞれ昨年一部の住民会のほうから設置の要望がございまして、その後、職員で時間をちょっと見つけまして、全部ではないのですが、町を巡回しまして、その時点で多く見つけたということで御理解賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） そうしますと、そのとき、ほかの地域はどうだったかということを確認して、そっちをどうするかということになれば、場合によっては平成27年の予算反映されたケースも、当初予算にですよ、あるのかなという気するのですよ。

現実に街区表示板、それから住居表示板についてもこういう状況で、言うなれば23年経過した平成16年の実態調査から、この段階では変えなくてもいいよというケースが数あったのですね、73.7%、46.9%のあれから言えば。ですから、それが特に今回大きく目立っているなということでございます。

したがって、6枚、街区表示板を住民会から要望があって出す、そのときになぜそういう行動が起こせられなかったのかということで、非常に疑問に思うので、特に20カ所ぐらい私の通る道路のところチェックしてみたのです。特にひどいのは聞信寺の角の物置のところ、真っ白なのです。そういうところが、私も全部あれしてリストをつくってききましたけれども、そういうところがたくさんあるので、そのときになぜしなかったのか、去年6枚したというのであれば、そういう配慮は足りなかったのかなという気がするのです。

それで、その関連で、尾岸前町長は平成16年12月の私の質問に、こう言っているのです。「住居表示板については、行政が責任を持って整備する」ということを言っているのです。しかし、あの住居表示の条例、それから施行規則の中には、そういうことは町が住居番号表示板についてはこれこれと

なっているけれども、街区表示板については何も書かれていないのですよ。

それから、私は欠陥の条例でなくて施行規則がもうちょっと、尾岸前町長は答弁した平成16年12月のときのあれをきちっと検証して、担当職員がやっていかなければならないのでないかなという気がいたします。その点で、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の住居表示等に関します御質問にお答えをさせていただきます。

実際の実務に当たっては、担当課のほうから補足があれば説明させていただきますが、まず昨年から、年度内に特に街区表示板についての更新がお申し出のあったところとどまったということにつきましては、私が推察するに多分、個人の住宅の表示板、住居番号表示板についてはそう高いものでないものですから、対応は可能だと思いますけれども、街区表示板については結構値段も張ると、また製作に時間もかかるというようなことから、この年度内での設置は難しいというふうに判断したものだというふうに思います。それにおきまして、27年度において調査、そして更新していくということでお答えをさせていただいたところでございます。

それから、また、法整備につきましては、町のルールがどうなっているかということ、ちょっと今、私、お答えできるものは持っておりませんが、国の法律においてそういう表示は義務づけられておりますので、多分、前町長においては、そういったこと含めてお答えしたのかなというふうに、今、思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それでは、お尋ねしますが、6枚、街区表示板を取りかえたということで、平成17年、18年のときには、街区表示板、ベルトつきが1,155円、ベルトなしが945円ということで、それから住居番号表示板は252円ということになっていますけれども、言うなれば昨年、年度からすれば本年度になろうかと思えますけれども、6枚の街区表示板、これは値段お幾らでしたでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） ちょっと細かいデータ、手元に持ってきておりませんが、大体2,000円程度というふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） わかりました。

いずれにしても、恐らく相当の枚数の関係が

出てくるなど、ただ、住居番号表示のほうはそうでもないような気がする。街区のほうは非常にあれなので、今年度中に、平成27年度に実態調査をするということだけれども、何月ごろやる予定なのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 7番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町民生活課の職員でチームを組んで回りたいと思ってございますので、今のところ雪が解けて、課の体制整えてからというふうに、早い時期に動きたいというふうに考えてございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 早い時期、平成16年度は8月から9月ということをやっているとして、私は街区表示板だけでも観光シーズン前に何とかやれないのかなという感じをするのですよ。せっかく町を訪れて、住所を見ながらということであれば、特に青いのが薄くなって、バンドだけついて、何が何だかわからないというケースがたくさんあります。

ですから、できれば住居番号表示については、町内会を通じて調査して、要望があればその番号を無料であれするということはできるけれども、街区表示板についてはそういうことで、必要なところでないところもあるという、損耗しているところもありますので、そういうことでぜひ早い時期にあればしてほしいということと、もう一つは、街区表示板の高さの関係があるのです。

今、何カ所か調べたら、雪の中に埋まっているのですね、低くて。ですから、それらについても今回もう1回、点検をしていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の住居表示についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員御発言にありましたように、街区表示については、やはりどなたでもその近くへ行くと、ここがどういう場所なのだということがわかることは大変必要なことでありますので、いずれにいたしましても課で独自調査をしてということとあわせて、同じ物2枚要りませんものですから、1枚1枚つくらなければならないということで、少し製作に時間が必要だということも御理解いただきたいと思います。

そして優先順位から申し上げますと、やはり個別の住居表示よりは街区表示が優先されるべきものであろうというふうに理解しておりますので、なるべく期待に応えられるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それでは、2項目めに入りたいと思います。

日東会館のバリアフリー化と施設の改善ということで、そもそも日東会館は本町4丁目、5丁目が、もと東区旭町ということで、日の出の頭と東区の頭を取って日東会館ということで命名して、その会館ができた。今、副町長のお父さんが期成会の会長で、私も事務局をやった関係で、よく覚えております。

それで現実の問題として、今、入り口前等も含めて、1、2、3については改善を要するというようなことを含めて、まず、ほかの集会施設や文化施設みたら、バリアフリーは日東会館が一番おこなっているのですね。ですから、特に鉄筋コンクリートという関係で、建物は大丈夫だという感覚ですと見られたのかなということでございます。そういうことで、できるだけ早い時期にこれらをやっていただきたいと思いますが、27年以降のことは、言うなれば28年以降ということになると、いつのことなのかという疑問が大きくなる。まだ、何年も待てというのか、その点、総合計画の実施計画に沿ってということで、できれば早い時期に位置づけをしていただきたいと思いますけれども、その点、教育長、見解をお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、中村議員、先ほどからお話いただいているように、教育委員会のほうで分館的な集会施設ということで13あります。その中で古いものとして、今、手をかけなければならないなと思っているのが日東、そして東中であります。同じようにスロープがないという現状があります。一番段差がひどい状態なのは、日東会館の段差が誰にでも優しくないと。このような施設の状況になっておりまして、今、ユニバーサルデザインというようにことが叫ばれる中、誰にでも優しいというのが求められているわけですが、構造的に非常に全てのものを解消するには、物すごいお金がかかるなど、まだ見積もりも何もしていませんけれども、感覚としてそういうふうに思っているところであります。

通常であれば、車椅子の方が来ても入れるという施設を目指さなければならないのですけれども、それにするには物すごいお金がかかる。ですから、どこを目指すかという部分も、じっくり検討していかなければならないなど、車椅子の方も入っていけるのだというふうにすると、本当にお金かなりの額がかかると。そうだったら、建て直したほうがいいのかとか、いろいろな議論も今、幅広に

なっていますし、そういう意味ではそういう検討をしっかりとって御満足いただける、ある程度、車椅子の方はあきらめて、自立歩行する方が困らない程度のもので対応しようとか、その辺をまず決めなければならないなど、そのもとにどうするか、金額も変わってくるな。

そういう意味で言うと、それらをしっかり見据えた中でやると1年検討して、新たな実施計画に乗けると。最短であれば28年以降ですので、28年ということで、教育委員会が町部局のほうにどれぐらいアピールできるか、財政的な部分も含めて、そういう部分がどうなるかというのは、ここで今、当然言えないわけですが、少しでも早くできるように努力はしたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 教育長のほうが、そういう認識だということで、特に入り口前の階段の1段目、私は1年ぐらい前に担当課の者に言ったのですよ。何とかしてほしいと。1段目のところは、若干地盤沈下をしているのも事実なのですね。私、はかってきたら、建築基準法の施行令では、ああいう集会施設は18センチ以下になっている。ですから、蹴上げのところですね、日東会館は19センチのところから20センチのところがあると。2段目は10.5、3段目は12センチということで、これは建築基準法にクリアされる。公民館は17.5センチということで、これもクリアされている。それから、セントラルプラザは外のところの1段目は21センチ、これはあそこ地盤がこんなになって、あれは張りかえたケースもあります。それから、郵便局のところは1段目も2段目も13.5センチということで、ですからそういうことで今、教育長の認識の中であるということであれば、何とか総合計画の実施計画の中に、町長、副町長、要するにこれをしていかなければ年々高齢者がふえていく、それから利用者も、そういう人たちが多いという感覚で考えていただきたいと思います。

それから、手すりの関係です。僕は、かつてセントラルプラザの階段に手すりがないと、上がるところに右側に金物であるけれども、これでは手が痛いというお話があって、その当時の伊藤元課長に言ったら、6月に言ったら、9月の補正に出して、すぐ10月にできて、ですから手すり等は特に外部的なことがないから、何とか27年度中に実施ができないかということで、その点伺いをいたしました。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども、金額について申し上げたのですけれども、スロープの設置場所を決めないと、手すりをどこにつけるかという部分も決まてこないというのがあります。中の手すり、館内の手すりについても先ほどもお話ししましたとおり、段差を誰のために、車椅子の方も入ってくるようにするのか、どうするかによって、状況が非常に変わってくるというふうに思っております。

ともかくあの施設、段差が全てに多くありまして、トイレのほうに行くにも段差、各部屋、小上がりがみたくところがありまして、そこも普通より高いぐらいの段差があるものですから、それら先ほどの車椅子の方も入れるようにするのだったらこうだし、そうでなければこういうふうにしようということで、車椅子入の場合は当然床を上げるだとか、そういうことも考えなければならない。

その中で、金額がどの程度でおさめるかという部分がはっきりした段階で、金額の多寡によって修繕費でできる部分もあるでしょうし、修繕費だけでなくもっと金かけなければならない部分も出てきますから、その辺はその状況に応じて対応させていただきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 僕は、館内に随所というのは望ましいことだけれども、車椅子ばかりでなくて、やっぱり僕らも含めて足腰が弱っている人もいるものだから、最低廊下のところ、あそこには何とか設置してほしいと、早急に、そういうことを考えております。

時間があれなのですが、座布団の関係の中で、花ござの交換に予算があって、今月中にじゅうたんに交換する予定と。これは当初予算に入って、幾らかかる予定なのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

若干、細かい話でその金額まではわかっていませんけれども、基本的には当初予算の計上をしております。日東会館のというより、分館のトータルの予算の中である程度弾力的に運用できる修繕だとか、消耗品の額がありますので、それをここに充てるということであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 私もどこであれしているか、補正も聞いたことないと。それで分館費の中に

管理費、修繕料15万4,000円計上されているのです。ですから、その中で支消する予定なのかということで、ちょっと確認。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番中村議員の御質問にお答えします。

そのとおりでございます。全体で修繕費でありますから、優先順位決めて、残ったものを最後までいうふうに使うかということで、最終的に日東のこのじゅうたんにたどり着いているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それでは、座布団の状況ということは、細かいことを言うのですけれども、座布団は表のカバーは日焼けして汚れている。それから、中の中綿というのですか、それは薄ぺらくなって1枚や2枚あれしたって、お尻が痛いという状況を町内会や老人会、いろいろなところで聞かれます。

したがって、分館の委託費の関係で、費用の分担ということは、第8条にのっています。その中で、管理に要する備品、消耗品等の購入に要する費用は、乙が負担ということで、言うならば日の出住民会が負担をするということになっております。したがって、料金、使用料を払って、できれば快適な状況で利用したいというのが偽らざる心境なので、それらの関係で日の出住民会と委託をしているのであれば、そのような話の調整というのはできるでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的には管理している住民会とお話をするようになります。現在もこういう中村議員のほうから御質問を受けているのだということは、住民会長さんにもお話ししていますし、それで本当に細かい話なのですけれども、住民会長さんのほうは、そうしたらカバーかえるかな、どうするかなど、数もいっぱいあるけれども、そんなに使っていないから、投げるものも含めて整理するかなというような話は、もう既に住民会長さんと担当のほうがさせていただいているところではあります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） かつては、日東会館運営委員会というのがあったのですよ。日の出と本町4丁目町内会、5丁目町内会、それが町の分館活動費が本町4丁目、5丁目は出ないと、2万5,000円

出ていたのですよ。それぞれ。それを日の出、日東会館運営委員会に出していたのです。それは平成21年からそういう補助が打ち切られて、使用料だけ払うのであれば、必要ないなというケースで、本町4丁目も5丁目も日東会館の運営委員会から離脱したケースがある。

したがって、そのときに約40万円以上の積立金が残っていたのですよ。ですから、その運用がどうなったか知りませんが、いずれにしても今、教育長の言うような形で日の出住民会と協議をして、できるだけ快適な環境整備に努めていただきたいと思います。

それでは、次に、日の出排水路の早期改修についてお尋ねをいたしたいと思います。

町長は、町民の皆様との安全・安心な生活環境を確保すること、私にとりまして最重要課題であると認識しております。その中にありまして、質問の日の出排水の整備につきましては、早期な改善が必要な重要課題と答弁されて、心強く感じたところでございますけれども、まず1点目は、これまで国や北海道に対する事業要望、手続に必要とすることを地元の調整を図ってまいりましたということで、この地元の調整というのはどういう内容のことなのか、ちょっと確認をしたい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の日の出排水路の整備に関します御質問にお答えをさせていただきますが、地元の調整これらについては、まずさまざまな一番ピンと来るのは、例えば用地買収から始まりまして、さまざまな御協力をいただく。それから、採択をするためには、地元の皆さん方から同意をいただかなければできませんので、そういった同意の調整、あるいは当然、用地買収も含めた御理解をいただく、そういった手続・調整を図ってきたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） わかりました。

ただ、日の出排水路の本町4丁目と5丁目に個人の所有地が、用水路が走っているのですね。前、僕、調査のたびに行きましたら、そうやって、「おれは固定資産税も払っているよ」ということを強く言われました。そういうような買収の関係等もあろうかと思いますが、できるだけこれが調整がついたという理解の方向で、日の出排水路の関係についてはということで理解をしています。

実際に、日の出排水路の上に車庫があったりということで、あそこも基線の道路を挟んでの水が、あそこでちょっととどまってしまうケースがあって、中に行かないというケースも前回の水害のときに感

じましたので、そういうことのクリアもあろうかと思ひます。

それで、次に確認ということで、北海道における基礎調査が平成27年、確認のために調査計画費、事業費、事業内容について伺いたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

概要で御理解いただきたいと思ひますが、調査計画につきましては、国において負担をしていただくよう区分となっておりますが、これについてはおおむね800万円程度がかかるのかなということ想定しているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 事業の概要につきましては、総事業費でおおむね7億円強というふうに見込まれているところでございます。負担区分につきましては、国におきましては50%、北海道が29%、地元が21%というようなことが、組み立ての中で設定されているところでございます。

それから、規模でございますが、まず地区を指定いたしますので、その受益地区につきましては、おおむね300ヘクタールというような想定でございます。

それから、排水路の延長につきましては、2,800メートルぐらいになろうかなというような中身で事業計画をしているところでございます。

受益戸数につきましては、25戸というふうに聞いております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それでは、800万円の調査計画費、総事業費の負担額は町のほうは21%ということは、1億5,120万円ぐらいが町の負担ということで考えてよろしいか。

それからもう一つは、その中に受益者負担という負担のものがあるのかどうか、ちょっと確認したい。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 7番中村議員の御質問にお答えいたしますが、負担のところで町が最終的に負担するのは1億5,120万円という数字で、今のところ予定しているところでございます。

あと、この中には受益者の方が負担いただくようなものは入ってございまして、全て町の負担ということで組み立てになっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） そうしたら、受益者負担はないということで理解していいのかどうか、その点確認したい。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） そのとおりで結構かと思ひます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 事業完了年度が、平成32年ということでございます。したがって、非常に長いので、何とか水害や何かの避けてほしいという、そういうものが本町4丁目、5丁目の人たち、6丁目の人たちの偽らざる心境なので、これの事業年度は短縮することは可能なのか、不可能なのか、その点お尋ねします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の排水路の整備につきましてはの早期の完了を目指してという部分でございますが、私も考え方いたしましては、全くそのとおりでございます。1年でも早く完了して効果を発揮できることを期待しております。

私のでき得る、私がしなければならぬ仕事として、やはりそういった働きかけを粘り強く行うことによって、少しでも早期の完成につながることであれば、これからも精力的にそういった要望活動は続けてまいりたいというふうと考えております。

また、一方で今回の計画は2地区をまたぎますので、そういったことで地元の皆さん方の作付等にも支障を来さないように配慮しなければなりませんので、地元の合意を得ながら、一方では早期に完了できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それでは、この事業完了までの防災減災対策、万が一のときの体制はどう考えておられるのか、その点、確認をしたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えをさせていただきますが、本町5丁目かいわいの平成23年に起きたあいつたようなことは、極力起こしてはなりませんので、例えば流末だけでも素掘りでも、水の流れを改善できるような余地があれば、そういったことでも対応はできるのかなというふうと考えております。

いずれにいたしましても、同じことを二度繰り返さないということは、常に頭に置いて執行に当たりたいというふうと考えております。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それでは、何とか流末の改

善等も含めて、防災減災の対策をとるということでございます。それで日の出排水路と西1線の排水路の関係で、それぞれメーターがありますけれども、起点がどこで終点がどこになっているのか、ちょっと確認したい。

というのは、前にこのことの関係で23年の災害以降、私が質問したら、言うなればあの鉄道線路がありまして、そこに鉄橋ちょっと狭いがあるのですけれども、そっちのほうから改修をしないと、上から改修してもだめなのだというようなことを言われたので、とりあえずこれから800万円かけて調査をするのですけれども、最終的に、基本的には流末のほうから上がってくるのかどうなのか、その点ちょっと確認をしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 起点・終点について、今、担当のほうからお答えさせていただきますが、工法といたしましては、排水路でございますので、上流からするということはまず考えられませんので、流末、河口から、河口と申しましょうか、終点から上がっていくということ、終点というか、流末から上がっていくということになると思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 7番中村議員の起点と終点の話で、どっちがあれなのかわかりませんが、水の流れから言いますと、起点のほうは東3線の北27号で、終点のほうは北27号道路がコルコニ川と交差するところで、この区間になろうかと思えます。

今は、日の出排水路のほうでございます。同時に施工いたします西1線日の出排水路のほうにつきましては、北31号ぐらいになるかと思いますが、西1線の北31号ぐらいのところを始点といたしまして、終点は西1線を下ってきた27号を渡ってコルコニに落とすという、そういう路線でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） いずれにしても日の出排水路とか、西1線の日の出排水路とも、コルコニ川に入っていくということになると、あれから今度は向こうへ、栄町のほうへ流れていく、あそこの鉄橋のところからあの辺は大丈夫なのでしょう。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） ちょっと年度は今把握してございませんが、過去においてコルコニ川の改修が行われておりますので、今回の流域も含めて十分に水は受けるだけの容量も整備がされているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 今回、平成23年度の集中豪雨は222ミリでございます。上富良野のハザードマップを見れば、富良野川が50年に1回ということで178ミリが降ったということで、いかにそのときの雨量が多かったかということがわかると思います。これはまた、起きる可能性もありますので、何とか今、町長の言うように完成するまでの防災減災対策、それから工事完了までの期間の短縮について、頑張っていただきたいと思っておりますので、あわせてもう一度見解をお伺いしたい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の工事対策・排水路対策についてお答えをさせていただきますが、まず大局的に上富良野が自然災害に強い町にしたいということは、まず第一義でございます。

次に、ここ近年、被害をもたらせている改良・改修が必要な部分については、集中的に事業を行っていくと。そしてその間にありまして、被害が想定されるような、また、そういうような被害をもたらしたところにおいては、二度とそういうような災害が起こらないような手だてを事前に講じておくということを並行して行ってまいりたいと思っております。

その中で、先ほども申し上げましたけれども、ほかにも実は待っている地区がございますので、そういったところの採択も含めて精力的に防災対策が進むように、関係機関に働きかけを行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月11日から17日までの7日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月11日から17日までの7日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時53分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 3 月 10 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 中 澤 良 隆

署 名 議 員 今 村 辰 義

平成 2 7 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 4 号）

平成 2 7 年 3 月 1 8 日（水曜日）

○議事日程（第４号）

第 1 会議録署名議員の指名について

追加日程

議案第 32 号 平成 26 年度上富良野町一般会計補正予算（第 15 号）

第 1

第 2 議案第 29 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について

第 3 予算特別委員会付託

議案第 1 号 平成 27 年度上富良野町一般会計予算

議案第 2 号 平成 27 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

議案第 3 号 平成 27 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 4 号 平成 27 年度上富良野町介護保険特別会計予算

議案第 5 号 平成 27 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

議案第 6 号 平成 27 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

議案第 7 号 平成 27 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

議案第 8 号 平成 27 年度上富良野町水道事業会計予算

議案第 9 号 平成 27 年度上富良野町病院事業会計予算

第 4 議案第 19 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

第 5 議案第 20 号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

第 6 議案第 21 号 上富良野町職員の公益的法人等の派遣等に関する条例

第 7 議案第 22 号 上富良野町非常勤嘱託職員及び臨時職員の給与等に関する条例

第 8 議案第 23 号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 9 議案第 24 号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第 10 議案第 25 号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例

第 11 議案第 26 号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例

第 12 議案第 27 号 上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第 13 議案第 28 号 上川教育研修センター組合規約の変更について

第 14 発議案第 1 号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）

第 15 発議案第 2 号 上富良野町議会委員会条例の一部改正について

第 16 発議案第 3 号 農協関係法制度の見直しに関する意見について

第 17 発議案第 4 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見について

第 18 発議案第 5 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見について

追加日程

発議案第 6 号 上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

第 2

第 19 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

1 番	佐 川 典 子 君	2 番	小 野 忠 君
3 番	村 上 和 子 君	4 番	米 沢 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	徳 武 良 弘 君
7 番	中 村 有 秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩 崎 治 男 君	10 番	中 澤 良 隆 君
11 番	今 村 辰 義 君	12 番	岡 本 康 裕 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条による説明員の職氏名

町	長	向	山	富	夫	君
教	育	服	部	久	和	君
教育委員会委員長		菅	野	博	和	君
会計管理者		菊	池	哲	雄	君
産業振興課長		辻			剛	君
子ども・子育て担当課長		吉	岡	雅	彦	君
建設水道課長		佐	藤		清	君
教育振興課長		野	崎	孝	信	君
町立病院事務長		山	川		護	君

副	町	長	田	中	利	幸	君
代表監査委員			米	田	末	範	君
農業委員会会長			青	地		修	君
総務課長			北	川	和	宏	君
保健福祉課長			石	田	昭	彦	君
町民生活課長			林		敬	永	君
農業委員会事務局長			北	越	克	彦	君
ラベンダーハイツ所長			大	石	輝	男	君

○議会事務局出席職員

局	長	藤	田	敏	明	君
主	事	新	井	沙	季	君

次	長	佐	藤	雅	喜	君
---	---	---	---	---	---	---

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成27年第1回上富良野町議会定例会最終日4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

予算特別委員会、長谷川委員長から、今期定例会で付託されました議案第1号から議案第9号までの議案について、審査報告書の提出がありました。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 岡 本 康 裕 君

13番 長谷川 徳 行 君

を指名いたします。

◎日程追加の議決

○議長(西村昭教君) お諮りいたします。

本日、町長から議案第32号平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第15号)が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案第32号

○議長(西村昭教君) 追加日程第1 議案第32号平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第15号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川和宏君) ただいま追加上程いただきました、議案第32号平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第15号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、国の補正予算に伴い、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の交付金を受け、緊急的取り組みとして実施するもので、所要の費用の補正をするものであります。

地域消費喚起・生活支援型として、プレミアム商品券発行事業及び子育て世帯商品券交付事業の2事業について、また、地方創生先行型として、地方版総合戦略策定事業、観光・防災Wi-Fiステーション整備事業、子ども・乳幼児用防災用品整備、子育てごみ袋交付事業、観光特産品PR事業、人材アカデミー事業、定住移住推進事業、育ちと学びの応援ファイル作成事業、小児予防接種助成事業、子育て世代ネットワークづくり支援事業、新規開業等支援事業、予約型乗合タクシー運行事業、かみふっ子健診事業及びジオパーク推進事業の14事業について実施するものであります。

なお、観光・防災Wi-Fiステーション整備事業については、国の補正予算においてメニュー化された地域公共ネットワーク等強じん化事業に公募しておりましたが、平成26年度分として補助金の内示を受けたことから、地方創生先行型とあわせ実施するものであります。

以上、申し上げた事業の実施につきましては、繰越明許費の追加設定をするもので、国の交付金補助金等のほか必要な財源につきましては、予備費を充てることで調整するものであります。

なお、歳入歳出予算補正額及び繰越明許費補正額について過不足が生じた場合は、同一款内における各項間での経費の流用ができるようお願いするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第32号平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第15号)。

平成26年度上富良野町の一般会計の補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,887万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億5,844万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第15号)の各項に計上した予算額及び繰越明許費補正に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

1 ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金、6,682万6,000円。

15款道支出金、725万円。

21款町債、480万円。

歳入合計は、7,887万6,000円であります。

2、歳出。

2款総務費、3,967万5,000円。

3款民生費、164万5,000円。

4款衛生費、1,274万1,000円。

7款商工費、4,465万3,000円。

9款教育費、19万6,000円。

12款予備費、2,003万4,000円の減。

歳出合計は、7,887万6,000円であります。

2 ページをごらん願います。

第2表、繰越明許費補正について申し上げます。

冒頭、概略を説明させていただきましたが、全16事業につきまして、それぞれ繰越明許費の追加をするものであります。

第3表、地方債補正について申し上げます。

観光・防災Wi-Fiステーション整備事業につきまして、地域公共ネットワーク等強じん化事業の補助対象経費の補助裏分として地方債の追加をするものであります。

以上で、議案第32号平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第15号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い

願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4 番米沢義英君。

○4 番(米沢義英君) 一般会計補正予算に何点が質問させていただきます。

今回は、地方創生型、あるいは地域消費を喚起するという、この二つの目的をもとに補正予算が計上されているかというふうに思います。

第1番目にお伺いしたいのは、地方版総合戦略事業という形で、地方創生の先行型事業という形で14項目あります。これは、恐らく清算が終わった後、その効果等、あるいは事業等についてどうだったのかという形で、報告が義務づけられている部分があるかというふうに思いますが、この点お伺いいたします。

これは、地域の活性化を目的としたものであり、また地域の雇用や人のつながりを生むという点で必要な予算として地域に配分されました。地域の特色を生かしたまちづくりに、その財源を充ててほしいという形で来たものだというふうに理解しますが、これを実施することによる雇用だとか、そういうものの実質的な効果等がどうなのかという点でお伺いいたします。

二つ目に伺いたいのは、地域消費喚起型という形で、プレミアム商品券発行という形になりますが、改めてお伺いいたしますが、このプレミアム率については何%なのか、あるいは今後どのような手順を経て、このプレミアム商品券を発行するのかどうか、この点お伺いしたいというふうに思います。

子育て商品券の交付事業等に至っては、児童生徒1人当たり3,000円、第3子以降5,000円という形になっておりますが、これ、3名いたら、単純に1万1,000円という形に表示されておりますが、この点確認しておきたいというふうに思います。そういうものも含めて、地域の活性化に寄与するという点では非常に有効的な財源を使わなければならないと思いますので、この点。

それと、当初説明にありましたように、今後、過不足が生じた場合、同一款内における経費の流用等は基本的には認められておりませんが、今回、特殊な場合という形の中で、流用が可能だということになっているかというふうに思いますが、しかし、これとて無尽蔵に適用になるというものではありませんが、そこにはおのずと、予算執行に当たっては、そういうものも含めた見込み間違い、そういうものがないかどうか含めた適切な予算措置がされている部分があるかというふうに思いますが、その点につ

いてお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の質問にお答えします。

まず、第1点目の事業の効果、報告義務ということですが、この部分につきましては、これから総合戦略でもありますけれども、客観的な指標の設定をして、いわゆるPDCAと言われるサイクルに基づいて効果検証を行うこととなっておりますので、それに準じた形で検証はされるかと考えているところであります。

また、この実施に伴う雇用の実質的な効果はあるのだろうかという点でございましたが、それにつきましては、検証の結果で明らかになってくるものと考えているところであります。

また、最後の流用の関係であります。予算の積算に当たっては、適切な金額の計上をしたところですが、受けるべく交付金の中身、それから受益者もあることから、事業量の変動も考えられるということで、必要最小限の一般財源をそれぞれ計上させていただいておりますが、それでもなおかつ想定を超える事業の実施率等によりまして、適正な執行ができるように今回自治法の規定に基づいて流用のお願いをしたいというものであります。決して無尽蔵に流用を目的とするものではなくて、最終的に交付金との絡みで、必要最小限のことがあればお願いをしたいということでありまして、当初からこのことを想定しながらの事業実施は想定しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

私のほうから、消費喚起型の部分についてお答えをさせていただきます。

まず、今回発行を予定しておりますプレミアム商品券のプレミアム率でございますが、今回の交付金を使って15%。あとさらに、道事業の分の交付金を使いまして上乗せ5%ということで、合計20%のプレミアム率で発行を予定してございます。

あと、方法、時期等についてでございますけれども、国のほうで、この消費喚起型につきましては、より早い効果を発現させるために、少なくとも1月までにはこの事業を完了してくださいという、そういう方向性が示されていますもので、最終を1月といたしまして、その期間の中で、4カ月の有効期間というものを2回に分けて発行しようというふうに思っております。今のところでございますけれども、5月から9月までと10月から1月までをそれ

ぞれの有効期間として、発行を予定しているところでございます。

また、あわせまして、子育て世代に対する商品券の発行なのですが、こちらにつきましては、27年度において国で予定されています子育て世代特例交付金の申請受付時期に合わせまして発行を考えておりまして、時期的には7月から12月の6カ月間を有効期間として、発行を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

子育て世代応援券の交付額の御質問であります。議員のほうからお話がありましたように、1人目、2人目までにつきましては、お一人当たり3,000円、多子世帯の応援の仕組みを追加したいという考えから、3人目以降のお子様については5,000円の交付をしたいということで予定しております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかに御質問ございませんか。

13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 8ページのWi-Fiステーション整備事業についてお伺いいたします。

Wi-Fi設置事業、6カ所300万円の、きのうの説明がありましたけれども、箇所を教えていただけますか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 13番長谷川議員の観光・防災Wi-Fiステーションの整備事業の関係ですが、まず、この部分につきましては、先ほど申し上げたとおり、地域先行型と国のほうの地域公共ネットワーク等強じん化整備事業、二つの事業がございまして。

まず、補助事業の部分につきましては、今考えている場所としましては、日の出公園、見晴台公園、草分防災センター、泉栄防災センター、セントラルプラザ、吹上保養センターということで、この地区につきましては、補助対象事業として実施をしたいと考えております。

また、補助対象外の部分につきましては、地域先行型で実施するものでありまして、現在予定しているのは、日の出公園ロッジ、それからオートキャンプ場、千望峠、深山峠、ラベンダー園等を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 観光の中心となりま

す、窓口となります駅にもぜひ、J Rと折衝が難しいとは聞いておりますが、なるべく設置をしていたできるようにしていただきたいと思うのですけれども、そのようなお考えはありますか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 13番長谷川議員の駅への設置の関係であります。これにつきましては、J R北海道が相手方となりますけれども、先だって同様の質問がありまして、なかなか相手方との関係上、設置が厳しいということもありますし、夏季間においてはW i F i が使える環境にもなっているかというふうに伺っておりますので、当事業について今回整備する予定はないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 16ページのプレミアム商品券の件でございます。

関連になると思いますけれども、今まで町が独自でやっていたのに、道に支援していただくと。画的であるというふうに思います。また、加盟商店街とマージンをとっていたのが、それもなくなくなるというのは非常にいいと思うのですけれども、今まで町が従来やっていたのと、今回の目的、相違がありますよね。前回までの目的については、消費者のほうの消費喚起というのは入っていなかったと思います。そこをもう一度確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番今村議員のただいまの御質問にお答えさせていただきますが、確かに、今まで従来、町でやったという分につきましては、消費対策、消費喚起というよりも、商業振興のほうに軸を置いて事業の組み立てを行っていた経過にあります。

今回は、消費喚起ということで、例えば商工会員であるとかないとか、あと、大型店であるとか、小規模店だとか、そういうこと一切関係なしに、事業所全体が対象になるというようなことで、実際に事業の範囲といいますか、幅も変わってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） こうやってプレミアムをやって消費を喚起する、それと生活支援をするというのは非常に私もいいと思うのですけれども、私は、戦闘力の集中という言葉がありますけれども、第1の矢、第2の矢、第3の矢を集中的にやらないといけないと思っています。そして一遍に効果を上げて町の購買力を上げると。逐次投入はだめだと思

うのです。マージンをゼロにしたというのは非常にいいと思います。

私が前回提案いたしたのが今回また採用されているのかどうかということも含めて確認したいのですけれども、個人の商店等に逆にマージンをあげるわけです。そうしたらすごいプレミアム商品券を使ってもらえるように頑張ると思うのです。プレミアム商品券をふやすということは、これは、第1の矢の金融緩和というふうになっていくと思うのです。商店街の件は、財政投資とはいかなくても非常に頑張ってくれると思うのです、商店街も。

また、規制緩和というところでも、商工会に入っているところも入っていないところも、全部使えます。そういった第1、第2、第3の矢を一遍に集中してやらないと、またもとのもくあみになってしまう可能性があると思うのですが、いかがでしょう。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番今村議員のただいまの御質問にお答えさせていただきますが、従来、町独自でやっていた中でも、やはり各個店が独自に努力されて、そういう集客とかにいろいろと工夫を凝らされて、そういうような取り組みもなされておりました。

町のほうといたしましても、要するに追加する形で、そういう取り組みをする事業所に、追加でそういう交付金なり必要な経費をお支払いするというのの一つの方法なのかなというふうにも思いますけれども、現在のところは、やはりそちらのほうは、経営者の皆さんの努力といいますか、そういうところに委ねたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決しました。

◎日程第2 議案第29号

○議長（西村昭教君） 日程第2 議案第29号上富良野町公共施設整備基金の一部支消についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、議案第29号上富良野町公共施設整備基金の一部支消につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたびの平成27年度一般会計予算におきましては、地方交付税などの減少により、一般財源総額が減少した中での予算編成を行ったところですが、墓地整備事業、上富良野小学校整備事業及び上富良野中学校整備事業など、計画的に公共施設等の整備を図るため、多額の財源が必要なことから、その財源に充てるため、公共施設整備基金を一部支消することで財源調整を図ったところであります。

このようなことから、公共施設整備基金の一部を支消するため、公共施設整備基金条例の規定に基づきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第29号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6条第2号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、1億450万円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、平成27年度。

以上で、議案第29号上富良野町公共施設整備基金の一部支消についての説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第29号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 予算特別委員会付託

○議長（西村昭教君） 日程第3 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成27年度上富良野町一

般会計予算、議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号平成27年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成27年度上富良野町ラベンダーハイソ事業特別会計予算、議案第6号平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号平成27年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成27年度上富良野町病院事業会計予算を一括して議題とします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、長谷川德行君。

○予算特別委員長（長谷川德行君） ただいま上程されました予算特別委員会付託の件につきまして、朗読をもって報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

予算特別委員長、長谷川德行。

1、審査の経過。

本委員会は、平成27年第1回定例会（第2日）が開かれた3月4日に設置され、同日、議案第1号から議案第9号までが付託された。

3月12日に委員会を開き、正・副委員長、分科長を選出し、直ちに議案審査に入り、議案第1号の一般会計予算、歳入各款と歳出1款から4款まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月13日に委員会を開き、議案第1号の一般会計予算、歳出5款から地方債に関する調書まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月16日に委員会を開き、議案第2号から議案第9号までについて、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。その後、二つの分科会で、それぞれ審査意見の取りまとめを行った。

3月17日に委員会を開き、各議案の審査意見を集約し、理事者に提出を行った。その後、町長から所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

2、表決及び結果。

議案第1号から議案第9号までの討論を行い、議案ごとに起立による採決を行った結果、平成27年度上富良野町一般会計予算及び平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、平成27年度病院事業会計予算について、審査意見を付し、全議案が賛成多数により原案可決となった。

審査意見。

別紙、平成27年度予算特別委員会審査意見につ

いては、御高覧いただいたものとして省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査報告といたします。
議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、予算特別委員長報告を終わります。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して全て原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第9号までは、委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第4 議案第19号及び

日程第5 議案第20号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第19号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例、日程第5 議案第20号教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を一括して議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま一括上程いただきました、議案第19号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正をする法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例及び議案第20号教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、新たな教育長の任命、身分、給与等の勤務条件、職務などが変更されたことに伴い、関連する5件の条例について、廃止並びに一部改正する整備条例を制定するものであります。あわせて、新たな教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の免除について、新たに条例を制定するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第19号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正をする法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、条を追って、その主な内容のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第1条については、上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例につきまして、新たな教育長の身分が特別職に変更となったことから、教育公務員特例法に基づく規定が削除され、給与においては、特別職の職員を規定する地方自治法が支給根拠となることから、廃止するものであります。

なお、この廃止に伴い、教育長の給与については、本整備条例第7条及び第8条の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、勤務時間等については、新たに制定する教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例で規定するものがあります。

第2条については、現在の教育長の任期が満了する日までは、廃止前の条例の規定を適用する経過措置を規定するものであります。

第3条については、上富良野町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例で、新たな教育長の身分が特別職に変更となったことから、特別職報酬等審議会の所掌事項に教育長を追加するものであります。

第4条については、現在の教育長の任期が満了する日までは、一部改正前の条例の規定を適用する経過措置を規定するものであります。

第5条については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が特別職となり、現行の教育委員長の職がなくなることから、教育委員長の報酬額の規定を削除するものであります。

2ページをお開き願います。

第6条につきましては、現在の教育長の任期が満了する日までは一部改正前の条例の規定を適用する経過措置を規定するものであります。

第7条については、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、新たな教育長の身分が特別職に変更となったことから、適用範囲に「教育長」を追加し、給料月額を規定するものであります。

第8条については、現在の教育長の任期が満了する日までは、一部改正前の条例の規定を適用する経過措置を規定するものであります。

第9条については、上富良野町教育委員会指導主事の給与、その他の勤務条件に関する特別措置条例の一部を改正する条例で、市町村の教育委員会に指導主事を置く規定について、法改正に伴い引用する条項の改正をするものであります。

第10条につきましては、現在の任期が満了する日までは、一部改正前の条例の規定を適用する経過

措置を規定するものであります。

附則については、この整備条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

次の議案をごらん願います。

議案第20号教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただきます、条を追ってその主な内容のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第1条については、上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止により、新たな教育長の勤務時間及び休暇等について、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、新たな教育長の職務専念義務の免除について、必要な事項を定める規定であります。

第2条につきましては、新たな教育長の勤務時間及び休暇等について、上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員と同様の取り扱いとするものであります。

第3条については、新たな教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員と同様の取り扱いとするものであります。

附則第1項については、本条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものであります。

附則第2項については、現在の教育長の任期が満了する日まで本条例を適用しない経過措置を規定するものであります。

以上で、議案第19号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正をする法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例及び議案第20号教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点かお伺いいたします。

まず、第1点目ですが、教育委員の報酬等であります。これは、3万3,300円という形に設定されておりますが、出席議会の、あるいは出席の頻度等によっていろいろと設定されたものかというふうに思いますが、この間、直近ではいつ改定されたのか、報酬、伺いたいと思います。

恐らく、今回の組織、あるいは運営の法の改正によって、より教育の委員の質、あるいは内容を充実するという点もあるかというふうに思います。そういう意味で、一定部分、今回の条例の改正とあ

わせて、今後、改定を考えなければならない、そういう状況にあるのではないかなというふうに思いますが、この点お伺いいたします。

現在の教育委員のそれぞれの任期はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、今回の改正で教育振興計画等の大綱等の見直し、これは、従来でしたら教育委員会等で行っておりましたが、この制度が変わることによって、町長がその大綱を、教育執行方針を、振興計画をつくることができるというふうになっているかというふうに思います。そうしますと、本来、教育の独立性という形で、教育委員会が独自に地域の子どもたち、あるいは保護者等の意見を聞きながら教育の振興計画等を策定したという形になってきておりますが、町長が今回こういった大綱に、基本計画をつくれるということになれば、独立性が損なわれる、政治的な介入が行われるというような疑念もあるのですが、この点は大丈夫か。もしくは町長が教育委員の、仮に意に反するような計画を策定した場合、これは町長の権限でそれを押し通すことができるのかどうか。

今回の改定の中では、教育委員会の合議体をつくるという形になっております。そうしますと、その部分でのやはり合意がなければ、幾ら町長が教育振興計画をつくったとしても、教育委員等の合意がなければ、それは絵に描いた餅という形になるかというふうに思いますが、そういう意味では、従来と変わりなく、教育委員の独立した、あるいは尊重された意見が反映されるべきだというふうに思いますが、この点、今回の改正等においてどうなのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の4点の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の直近の報酬改定であります。私のほうではちょっと、今、記憶がございませんけれども、これに伴って2点目の改定の意図はどのようなものかということにつながりますが、これにつきましては、今年度、特別職の報酬等審議会等も予定しておりまして、その中で十分な審議がされるということで認識しております。

また、教育委員の任期につきましては、今現在、教育長を除く4人の教育委員がいらっしゃいますが、それぞれ9月末までの任期ということで、毎年1人ずつ交代するようになっておりまして、それぞれの教育委員の任期が1年ずつずれている形となっております。

それから、教育に関する大綱の関係であります。これにつきましては、あくまでも大綱につきま

しては、教育の目標や施策の根本的な方針を定めるということでありまして、教育基本法の規定によりまして、基本的な方針を参酌して定めるということになっておりますので、大綱自体が意に反する逸脱した内容となるということは、まずその部分からも考えられないことだと思いますし、総合教育会議というものを開催いたしまして、その中で首長と教育委員会が協議、調整を尽くした上で首長が作成するということになっておりますので、その中で十分な論議がされるということと考えておりまして、これをつくることによって、地方公共団体としての教育施策に関する方向性が明確化になるということでの改正でありますので、策定に当たっては、先ほども申し上げたとおり、十分な調整、協議をするということになっておりますので、御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） もう一度確認いたしますけれども、教育委員の任命は、現行の中で、任期が終わるまで現行の任期で適用されるということで確認したいと思います。

それと、振興計画等の計画において、町長が、仮に学力だとかいろいろな、本の採択に至って、教育委員の方とそういったものの意見を異にした場合、それはあくまでも合議体ですから、会議の中でどうするかということ話を話合って、一方的に町長の大綱が、振興計画が作られるからといって、それを押し通すことはできないということですね。あくまでも合意の中でそういうものはつくり上げていくという形で理解してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4 番米沢議員の質問にお答えします。

まず、1 点目の任期につきましては、現行の任期が満了するまでということになるかと思います。

また、2 点目の関係であります、あくまでも教育総合会議での話し合われる内容としましては、教育行政の大綱の策定、それから教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策の話、それから児童生徒の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置を論ずるということになっておりますので、教科書の部分とかにつきましては、あくまでも教育委員会の所掌事務となりますので、この部分について総合会議で話し合うということはないのかなということでは考えているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。（総務課長「済みません、もう 1 回」と呼ぶ）はい。

○総務課長（北川和宏君） 報酬の最終改正につきましては、平成 17 年 7 月 1 日でありますので、改めて報告させていただきます。（米沢議員「あくまでも合意を前提とするの」と呼ぶ）

○議長（西村昭教君） 総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ちょっと答弁漏れがあつて申しわけありません。

あくまでも首長と教育委員会が協議、それから調整することによりまして、両者が教育施策の方向性を共有して、一致して執行に当たるといふことであるといふので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 11 番今村辰義君。

○11 番（今村辰義君） 米沢議員の 3 番目の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正するということに関する質問の関連を質問したいと思ひます。

私は、教育委員会の委員長と教育長が一本化されたといふのは、非常に画期的なことだと思ひます。この事の発端は、大津のいじめあたりから始まって、教育委員会といふのは非常勤であつて即応性がないといふことで、常勤の新教育長としてつくつていこうといふこととか、それぞれの地方自治体の行政組織の一つでありますけれども、余りにも独立性が強いとか、あるいは責任がどこにあるのか明確にないと、いろいろな問題点があつて、こういったものが改正されてきたといふふうには私は認識しております。

大綱の話になるのですけれども、従来は国の法律があつて、直に給与に関する改定等に入つてきているわけで、町には教育行政に対する条例という大きなものはないのです。どこの町を調べてもありません、市でも。

この画期的な改正が行われたことによつて、大綱をつくる。この大綱は、それぞれの地域の特性を吟味して網羅することができるわけですね。ということになると、やはり大綱をつくるための方針とか、大綱の項目、あるいは大綱をつくるための主要着眼とか、そういったものに関連する条例というものをつくつていったほうがいいのではないかなといふふうには思ひます。

これは今後の課題であると思ひますけれども、そういった条例を策定する件について、今後どのように考えているかをお聞きしたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 11 番今村議員の大綱の策定にかかわります条例の制定に関する御質問でございますが、先ほども申し上げたとおり、大綱の策定につきましては、教育の目標、施策の根本的な方針を定めるということになっておりまして、教育

基本法を基本的に参酌するという事になっておりまして、策定する内容、方向性というのは、もうそれぞれ既に決まっているものところのほうでは考えているところでありまして、改めてまた条例を制定するなどの今考えは持ち合わせていないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 将来は、考える時期が来たらまた考えてほしいと思います。

また、町長の意向が万が一教育委員会と違っていた場合、教育委員会はこれから組織として認められているわけですから、最終的には教育委員会の賛否でもって町のエド育行政が変わるというのは、これは今後も変わらないというように私は理解しているのですが、ここはいかがですか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 11番今村議員の、総合会議においての話し合いのことだと思いますが、先ほども申し上げたとおり、首長と教育委員会が十分な協議、それから調整を尽くした上でということになっておりますので、あくまでも両者が教育の施策の方向性を共有して、一致して進めるということが大原則として考えておりますので、御理解いただきたいなと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより採決いたします。

初めに、議案第19号地方エド育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第21号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第21号上

富良野町職員の公益的法人等の派遣等に関する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、議案第21号上富良野町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

公益的法人等の業務が円滑に実施されることにより、町の諸施策の推進が図られ、公共の福祉の増進に資することから、公益的法人等へ職員を派遣する制度を整備するものであります。

公益的法人等への職員の派遣に関し、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき条例を制定するもので、派遣できる団体、派遣することができる職員、派遣先団体との取り決め事項、派遣職員の給料及び復帰時の処遇等について定めるものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第21号上富良野町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、条を追って、その主な内容のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第1条は、本条例の趣旨を規定するものであります。

第2条は、職員を派遣することができる団体について、町長が特に援助または配慮が必要と認めている団体とするものであります。また、派遣できる職員及び派遣できない職員について規定するものであります。

さらに、派遣先団体との取り決めの合意について、法で規定するもののほか派遣先団体における福利厚生及び業務の従事の状況の連絡に関する事項とするものであります。

2ページをお開き願いたいと思います。

第3条は、職員の派遣期間を3年以内とするもので、特に必要と認める場合は、引き続き2年まで延長できるものであります。

第4条は、派遣職員の派遣期間の終了前の職務復帰について規定するものであります。

第5条は、派遣職員の派遣期間中の給与の支給について、給与条例の100分の100以内とするものであります。

第6条は、派遣先団体の業務について、公務とみなす給与条例の特例を規定するものであります。

第7条は、派遣職員の復帰時の処遇について、他の職員との均衡上必要な調整ができるものとするも

のであります。

第8条は、派遣団体は、派遣職員の処遇状況等の報告について規定するものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第21号上富良野町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、公益的法人の捉え方なのですが、町長が認めた上富良野町が出資している団体ということになっているかと思いますが、具体的には出資している団体というのは、例えば我が町で考えると商工会だとか観光協会、それから社会福祉協議会等というような捉え方でまずはよろしいか、確認をいたしたいと思います。

また、同じく第2条の第3項第2号に、職員の再任用に関する条例の適用を受けている職員が対象になるというようなことで書かれております。そのときに、この職員の再任用に関する条例では、基本的に短時間労働が基本になっていると思うのですが、今回、もしそういうことになった場合、受け手との勤務時間の調整とか再任用、多分5分の4ぐらいでしたか、そういうような形の中での勤務時間になるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 10番中澤議員の2点の質問にお答えしたいと思います。

まず、第2条に掲げております派遣できる団体ということで、先ほど申し上げました公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に定められている法人の中で、政令で定められている法人につきましては、113ほど例示として上げられておりますが、その中で、その団体のうち、町では、今、議員おっしゃったとおり、町が出資している団体、もしくはその目的業務の性質等で総合的に勘案して町が援助または配慮が必要だと認める団体ということで規定しておりますので、先ほど申し上げた団体がそれぞれとも該当すると考えております。

また、同じ2条の第3項第2号で再任用職員についても規定しているところでありますが、その任用形態の質問かと思いますが、勤務時間等につきましては、町で定めている再任用職員の任用も、

週3日、4日、それからフルタイムということで規定がそれぞれありますので、派遣先団体との協議において、それに基づいて必要とする時間での対応になるかと考えているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 今の同僚議員の関連になるところでございますが、派遣先、さまざまな法人があると思います。その中において、しっかりとした公益法人というものに関しては、業務の内容というものもしっかりと明文化されて区分化されていると思うのですけれども、業態によっては、収益性の持つ内容と、それから公益性の持つ内容等々が複雑に絡み合った中において、同一職員がそれに従事するというようなケースの団体もあると考えられますが、そういった場合の機関に派遣するときというのは、再任用であったり、上富良野町の職員であったりする人は、そのような各団体の収益性を上げるところに関与するところを防ぐような方策というのはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 5番金子議員の質問にお答えしたいと思います。あくまでも町の派遣する目的としましては、町の業務について、直接関係する業務について援助していくということでありますので、収益事業とのかかわり合いと両方持ち合わせている団体等もあると思いますけれども、特に、町が支援するということは収益的事業ではなくて、公共に資するところが多くなると思いますので、その部分については、支援する業務内容ですみ分けできるのかなということで判断しているところであります。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） では、繰り返しになりますが、その業務内容というものに関してきちっと行政側で監査できる仕組みをつくっていったら、そういう派遣した公務員が収益性を上げる事業には携わらないことをしっかりと監視、監督できるということで理解してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 5番金子議員の質問ですが、この条例の中にもうたっておりますけれども、当該職員の派遣先団体における業務の従事状況については、逐次報告を求めることができることになっておりますので、そういうことでの確認は行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 今の関連です。

第2条のところに職員を派遣することができる、こうありますけれども、受ける団体側のことを考えますと、給与関係のこともありますし、どうしても役場の退職の方の再任用の職員のようなことになるのかと考えられますけれども、働く時間も週何日とかというふうにということになると、どうしても再任用の方でないのかなという感じはするのですけれども、全員の職員の中から派遣するということの考えにはならないかと思いますが、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 3番村上議員の派遣する職員の範囲であります、条例に定めているとおり、町では職員の給与に関する条例に適用を受けている職員、それから再任用に関する条例の適用を受けている職員ということで、範囲はそういうことで規定しておりますので、再任用だけとか、通常の給与条例の適用だけを受けている人とかという規定ではないので、両方とも入っているということで考えていただければいいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 第2条の関係で、今、同僚議員の説明の中で、3項の（1）、（2）の関係でありますけれども、もし再任用職員があれした場合、あくまで再任用職員の勤務時間の規定がありますから、それは場合によっては相手方との話し合いで、受け入れる団体の話し合いで変更されていくのか、勤務時間がオーバーする可能性も、僕は場合によってはあるかもしれないということで、まず1点。

それから、第2条の頭のほうで、出資している団体ということで、出資している団体はということで聞いたけれども、同僚議員の説明の中で、そういう形で追認した形だけでも、一応、今出資している団体と、それから、これから想定されようとしている、言うなれば、「若しくは当該団体の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、特に援助又は配慮」ということで、今想定されているそれらの団体はどんなのかということ。

それから、第3条の関係なのですが、職員の派遣期間は、3年を超えてはならないと。その最後に、「職員の派遣をした日から引き続き2年を超えない範囲において延長することができる」ということは、最大5年間はできるという形で理解をしていいかどうか。その点、確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員の質問に

お答えしたいと思います。

まず、再任用職員が派遣となった場合の勤務時間の関係であります、先ほども申し上げたとおり、再任用職員の採用については、今、現行、うちで再任用職員は4分の3勤務であります、制度の中ではフルタイムの制度もありますので、どの制度を適用するかについては、相手方との話し合いになるかと思いますが。

2点目の派遣先団体、具体的に決まっていればということではありますが、これにつきましては、介護保険制度の改正に伴って、平成29年度から新しい総合事業ということで、地域支援事業が始まるということもありまして、社会福祉協議会のほうでは、ボランティアセンターにおける機能の強化であるとか、充実を図りたいということがありまして、町への支援の要請があったところであります。

町としましては、当然のことながら必要なボランティアの需要供給のコーディネート機能の強化、それから、充実は何よりも重要だということで認識しておりますので、そのため、その支援策を講じたいということで本条例の制定を提案したところであります、今回予定しているのは社会福祉協議会であるということで御理解をいただきたいと思っておりますし、27年度からということで今は想定しております、任用期間の最大5年間という規定にはなっておりますが、1年、1年の更新での、その業務の遂行状況に応じた形になるかと思っておりますので、今年度におきましては、1年の派遣ということでの想定をしているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 今、答弁漏れがあるのね。出資団体はどんなのかということと、それからもう一つ、今想定されるということであれだけでも、社会福祉協議会ということで名が挙げられたけれども、出資と補助とまた違いますから、その点を明らかにしていただきたいのと、それから、再任用職員は、今我々が仄聞しているところでは2年ということだけれども、最大5年ということになると、非常に長いのではないかなという感じがいたします。それで、一応1年1年更新するということですが、あくまで今の再任用職員の規定は2年ということになっているのか、それとも、これらの整合性から言って、5年までできるような形で、今、町の再任用職員はそういう形になっているのか、その点ちょっと確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員の質問にお答えしますが、まず出資の団体であります、町

で出資しているのは振興公社と認識しているところ
であります。そのほかにつきましては、今言いまし
た「もしくは」のところに該当してくるのかなとい
うことで考えております。

それから、任用期間の問題でありますけれども、
この条例の制定につきましては、先ほど申し上げた
とおり、制定の根拠が公益的法人等への一般職の地
方公務員との派遣等に関する法律というものの規定
に基づいて制定しなければならないということに
なっておりまして、その規定の中において、最大3
年を超えてはならない、再延長が2年だということ
で定められておりますので、それに基づいて条例の
ほうも整備をさせていただいたということでありま
して、今回、派遣職員の部分につきましては、これ
から選任することになりますけれども、その部分に
ついては、まず当面1年ということで考えておりま
すので、御理解をいただき……（発言する者あり）
そうです。今申し上げたとおり、再任用職員だけを
想定しての制度ではございませんので、御理解をい
たいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） そうすると、再任用の規定
も、ある面でこれと整合性を持った形で変えていか
なくてもいいのかなというのは、僕、先ほど質問し
たの。だから、法律の中では5年までということに
なっているけれども、うちの規定では、今の答弁で
は、3年を最大ということになっていると。こちら
は5年ということで、再任用ばかりではないけれど
も、一般職の場合もケースはあるということは1の
中で象徴していますけれども、再任用ということの
関係で絞っていけば、町の再任用の規定のあれも整
合性を持ったほうがいいのかな、それはどういう形
に直していくのか。あくまでこの法律のあれに沿っ
て最大5年までということで行くのか、その点
ちょっと確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員の質問に
お答えしたいと思います。

再任用職員の制度で、それぞれ1年、年次を追っ
て2年ということになっておりますけれども、今、
想定、通常の一般職、再任用職員も含めての派遣の
できる規定をつくるということでありまして、例え
ば再任用職員を派遣するとなれば、再任用
制度の期間が1年であれば、それを超えることはで
きないと判断していますし、2年であれば2年を超
えることはできないということで判断しておりまし
て、再任用制度自体は変える予定はしておりませ
んで、そちらのほうの期間が優先するというふうに
我々は考えているところでありますので、御理解い

たいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですね。3回まで
でございますので。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質
疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第21号を採決いた
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第22号上
富良野町非常勤嘱託職員及び臨時職員の給与等に関
する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただき
ました、議案第22号上富良野町非常勤嘱託職員及
び臨時職員の給与等に関する条例につきまして、提
案の要旨を御説明申し上げます。

非常勤嘱託職員の報酬及び臨時職員の賃金等の支
給に関し、地方自治法並びに地方公務員法の規定に
基づき条例を制定するもので、非常勤嘱託職員及び
臨時職員に支給する給与等並びに旅費の支給に関し
定めるものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第22号上富良野町非常勤嘱託職員及び臨時
職員の給与等に関する条例。

目的。

第1条、この条例は、地方自治法（昭和22年法
律第67号）第203条の2及び第204条並びに
地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下
「地公法」という。）第24条第6項の規定に基づ
き、非常勤嘱託職員の報酬及び臨時職員の賃金等
（以下「給与等」という。）の支給に関し、必要な
事項を定めることを目的とする。

定義。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
る。

（1）非常勤嘱託職員、地公法第3条第3項第3
号に定める嘱託員をいう。

（2）臨時職員、地公法第22条第5項又は地方
公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第

110号)第6条第1項第2号の規定により任用されるものをいう。

給与額及び支給方法。

第3条、非常勤嘱託職員及び臨時職員(以下「嘱託員等」という。)に支給する給与等は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、その額及び支給方法等については、町長が別に定める。

(1)非常勤嘱託職員、報酬基本額、時間外勤務割増報酬、通勤手当。

(2)臨時職員、賃金、時間外勤務割増賃金、通勤手当。

2、上富良野町立病院に勤務する嘱託員等については、上富良野町立病院諸手当支給条例(昭和33年上富良野町条例第5号)に定める手当を相当分として加算して支給することができる。

旅費。

第4条、嘱託員等が公務のため旅行したときは、その旅行について上富良野町職員等の旅費に関する条例(昭和36年上富良野町条例第11号)の規定の例により旅費を支給する。

退職金。

第5条、嘱託員等が退職するときは、退職金を支給しない。

委任。

第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で、議案第22号上富良野町非常勤嘱託職員及び臨時職員の給与等に関する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第23号

○議長(西村昭教君) 日程第8 議案第23号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました、議案第23号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

昨年8月に、人事院から国家公務員の俸給表、諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しの勧告がされたところであります。

本町の職員の給与制度についても、人事院勧告の内容を参酌し、所要の改定を行うため給与条例の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第23号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の給与に関する条例(昭和35年上富良野町条例第16号)の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

1点目は、行政職給料表及び看護職給料表について、地域の民間給与水準を踏まえ、給与水準を平均2%引き下げるものであります。ただし、1級及び2級12号給までの引き下げはなく、2級13号給以上の高位号給は、50歳代後半層における官民の格差を考慮して、最大4%程度引き下げるものであります。

また、給料表の引き下げについては、3年間の経過措置として、現給保障をするものであります。

2点目は、単身赴任手当について、公務員が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額、現行「2万3,000円」を「3万円」に、加算額の上限、現行「4万5,000円」を「7万5,000円」に引き上げるものであります。

3点目は、管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態から支給基準を追加するもので、災害への対処等の臨時緊急の必要により、やむを得ず平日深夜の午前0時から午前5時までに勤務した場合、勤務1回につき3,000円を超えない範囲の額を支給するものであります。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第23号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。(発言する者あり)

今、説明に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

管理職の勤務手当に係る部分につきまして、4万5,000円を7万5,000円と申し上げましたが、「4万5,000円」を「7万円」に改めるということで、訂正をさせていただきたいと思います。

以上、申しわけありませんがよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第24号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第24号介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました、議案第24号介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国におきましては、介護保険制度におけるサービス事業に関する基準等について、平成27年4月1日から施行される部分を盛り込んだ介護保険法施行規則等の一部を改正する省令として、それぞれ基準等を定めた12の省令が一括改正されたところであり、これら国の基準の改正に伴い、関係する本町の基準条例を一括して改正整備しようとするものであります。

第1条は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものであります。

まず、「複合サービス」の名称が「看護小規模多

機能型居宅介護」に変更となったことから、条例目次の第9章を初め、条例中において名称の整理を行います。

次に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業において、オペレーターの配置基準等、また、認知症対応型通所介護の事業において、利用定員に係る規定など、また、小規模多機能型居宅介護の事業においては登録定員の規定など、また、認知症対応型共同生活介護の事業においてはユニット数に係る規定など、また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業においてはサテライト型施設の本体施設に係る要件の規定など、さらに、名称が変更となります看護小規模多機能型居宅介護の事業においては、登録人員に係る規定などがそれぞれ見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

第2条は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正するものであります。

地域密着型介護予防サービスにおいても、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の事業において、第1条で御説明した地域密着型サービスに係る基準と同様の見直しが行われましたことから、所要の改正を行うものであります。

第3条は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正するものであります。

指定介護予防支援の具体的な取り扱い方針として、介護予防サービス計画に位置づけたサービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求める規定や地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例提供等の求めに対する事業者の協力規定などが盛り込まれたことから、本町の基準においても追記するよう所要の改正を行うものであります。

いずれにいたしましても、本町の基準条例は、国の基準に従い、あるいは参酌して制定したものであり、このたびの改正に当たっても、国が示した改正基準に沿った改正を行おうとするものであり、国の基準と同様、平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、議案第２４号介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の御説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君） なかなか、これ、読み解くのがちょっと、わからない部分があるので、何点かお伺いいたします。

例えば、３２条のところで、定期巡回サービスという形で、随時対応サービスまたは訪問サービスということを定期巡回ということで、「サービス」を削るという形になっておりますが、これは介護する上で何事が変わるのかという点をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それと、介護等における小規模多機能型、これは複合から介護、看護、小規模多機能型居宅介護になりますが、これは単なる名称なのか、変わることに伴う事業内容等、サービス内容等が変わるのか、この点、さらに、今後、登録定員等が２５名から２９名、認知症のユニット数においても１から２、あるいは特別においては３ユニットという形にできるというふうになるわけですが、こういうことが変わるということは、高齢化あるいは利用者が今後ふえるという形を想定した改定かというふうに思いますが、この点確認しておきたいというふうに思います。

計画等の、あるいは提供が求められるというふうに、従来も書いてあったのかなというふうに思いますが、今回、その部分はどういう目的で、さらにきちんと提供を義務づけるというふうになったのかなのか、その点も確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ４番米沢議員の御質問にお答えします。

私もまだ理解が不足の部分も若干あるかもしれませんが、御説明が漏れているところ等があれば再度、ちょっと御指摘をいただきたいと思います。まず、定期巡回の事業等については、内容等が大きく変わっているものは、従前の基準等はないというふうに思っております。

それから、複合型のサービスにつきましては、これは、議員からの御質問にありましたように、名称の変更がなされたことということで、中身が変わっているようなものではありませんので、名称の整理を行っているという改正であります。

それから、小規模多機能の利用定員のお話であります。それからグループホームのユニット数のお話でありますけれども、これらについては、多分、都会のほうで十分な、需要と供給がなかなかバランスがよろしくないというようなことから、一定程度適正な運営ができる範囲において少し上乗せになるような、そういう基準に置きかわったということになりますので、ちょうど当町も、小規模多機能施設とグループホームにつきましては、町にも事業所がございますので、当然、今現在、町の小規模多機能の事業所においては、現行の２７名が利用定員になっておりますけれども、基準において２９名まで認められる基準になっておりますので、登録の定員が２９名まで認められるような改正になりましたので、事業所において、今後、登録定員等が現行の２５名を超えるような、そういうようなニーズが高まってきたときには、そういった変更の届け出等が町になされるのかなということで理解しております。

あと、グループホームのユニット数につきましては、現行の基準では、一つの事務所に対して２ユニットまでとなっていますが、これについても、多分、都会のほうの狭い土地の中でそういう施設を整備するに当たって、３階建ての施設等が今後想定されたりとかというようなことで、特別な事情がある場合に３ユニットまでを認めるような基準になっておりますけれども、当町において具体的なそういうことが発生するような事態には、現時点では想定しておりませんが、基準上そのような、国のほうの基準が改定されておりますので、町の基準条例においても同様の改正をしているということで、今回そのような改正をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第２４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を１０時５０分いたします。

午前１０時３３分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第25号

○議長（西村昭教君） 次に、日程第10 議案第25号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました、議案第25号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、訪問介護員派遣サービス事業についてであります。この事業は、北海道特定疾患治療研究実施要綱に定める特定疾患の方を対象に、身体介護や家事支援などのサービスを提供する事業であります。このたび難病の患者に対する医療等に関する法律等が施行されたことにより、当該する特定疾患が全て障害者総合支援法に基づく給付事業の対象となりましたことから、在宅福祉事業のメニューから廃止しようとするものであります。

2点目は、本年度から試行実施しておりました副食のみの配食サービスについてであります。一定程度のニーズがあったことから、本施行しようとするものであります。

3点目は、緊急通報システムの利用料についてであります。これまで介護保険料の所得階層区分に応じて利用料を設定していたところでありますが、生活保護世帯、町民税非課税世帯、町民税課税世帯の3区分での設定に見直しをしようとするものであります。

以上3点を主な改正内容とし、あわせて、在宅福祉事業は、介護保険制度の横出しメニューとして位置づけられていることから、サービスの受給対象者にあつては、これまでの町税等に加えて介護保険料に滞納がないことを条件とするよう改正するものであります。

なお、2点目で御説明した副食のみの配食サービスに当たっては、利用料を350円、3点目で御説明した緊急通報システムの利用料は、生活保護世帯は無料、町民税非課税世帯3,000円、町民税課税世帯6,000円に設定しようとするものであります。

なお、本条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、議案第25号上富良野町在宅福祉事業に関

する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

まず、第1点目には、サービス制限条例に基づいた、滞納している方、そういう世帯についてはサービスができないという形になっておりますが、現行では恐らくそういう方はいらっしゃるのだというふうに思いますが、その点。

もう1点伺いたいのは、本人が完全に、状況が、歩けるだとかになって、独居2人でいるとします。ちょっと認知度、あるいは片方が、納税だとかそういった状況が、かなり理解度が薄い、もしくは本人とは別に、何回言っても税を納めない。けれども、例えばAという奥さんが全然、介護で、あるいはそういう状況で食べられない状況にある、あるいは手助けして食べさせなければならないだとか、そういう状況の場合に、サービス制限条例というのは対象になるのかどうかということなのです。

恐らく、この配給というのは、一定体調がよくてというか、食事をつくるのがなかなかできないという部分で、比較的体もよいという方になるから、そういった状況には陥らないのだとは思いますが、仮にそういった場合に、サービス制限条例の対象になるのかお伺いいたします。

次に、配食サービスという形で、副食という形になっておりますが、利用定員というのは何人ぐらい見込まれるのか、この点。

さらに、主食を2回、例えば朝だとか、昼だとか、あと夜だとか、こういう要望等というのはあるのかどうか、お伺いいたします。

緊急通報システムには、割安感という形で段階的に軽減もされましたので、こういったところを積極的にやっていただきたいと思いますが、実質利用されている実態というのは何人ぐらい対象になるのかということもあわせてお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

サービス制限条例にかかわってのまず御質問ですが、議員からも御質問がありましたように、今現在、この事業に限らず、町全体を通して、サービス制限条例の対象となっているそれぞれの事業に応じ

て、税等、今回私たちのほうで提案している在宅福祉サービスについては、介護保険料についても滞納がないことを条件にしたいということで御提案しておりますが、未納が理由でサービスをとめている事業は、現在、町の中ではないというふうに理解しております。当時、サービス制限条例を上程させていただいたときの御説明の中でも、町においては、これらサービスをとめることを目的にした条例ではなくて、しっかりと納税・納入してもらうための、国税徴収法の中では認められていない分納誓約等をもってしっかりと納税いただくことを、そういうことを目的とした条例でありますので、そのようなことで今回も同様の考え方で対応させていただきたいというふうに思っておりますし、今、議員のほうからありました、例えばそういったせっぱ詰まっているような状況の場合のことですけれども、今、議員から御指摘のあったようなことについては、普段のサービスというよりも、多分、町長としては措置的な対応をとらなければならない状況になると思いますので、そういう部分は町が責任を持って措置をするという対応になるのだろうというふうに理解しております。

それから、配食サービスにつきましては、今年度、26年度から試行的に、御飯は、今、多くの場合が電気釜で炊けるという状況にありますので、御飯はボタン一つで炊けるのだけれども、どうしてもおかずをつくるのが、火を使ったり、油を使ったりということで、機能が衰えたときに危険だということで、おかずだけのサービスというものができないだろうかというニーズがありましたことから、今年度は試行的にやらせてもらいましたが、一定程度それらの利用もあったことから、27年度から本施行にしたいということで御提案をしたところであります。

ニーズの中には、朝昼晩という3食のサービスをお願いできないかというような積極的なニーズについては、今のところ私たち直接的には耳にありませんけれども、一部、朝というよりはお昼の御飯というようなニーズは耳にしたことがありますので、当然、サービスを提供する側とのバランスもありますので、今後のサービスの充実に向けた課題の一つというふうに受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

それから、緊急通報システムの現在の利用状況、167名の方が利用いただいております。現行の利用者を改正後の3階層に分けたときに、生活保護世帯が7名程度になるのかなと、非課税世帯が120から130名ぐらいの世帯になるのかなと、課税世帯が30から40世帯ぐらいになるのかなというこ

とで想定をしているところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第26号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第26号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第26号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業の安定的な運営を図っていくため、第1号被保険者の介護保険料の見直しを行うこととあわせ、昨年制定されました医療介護総合確保推進法における介護保険法の一部改正において創設された新しい介護予防・日常生活総合支援事業などの地域支援事業の改正に伴い、同総合事業等への移行を円滑に行っていくため、事業実施の猶予規定を盛り込むことを主な内容として、本条例を改正するものであります。

まず、介護保険料につきましては、高齢化を背景とする1号被保険者の増加から2号被保険者との世代間負担の均衡を図るため、1号被保険者の負担割合が従来の21%から22%に引き上げられたこととあわせて、要介護認定者の増加とともに給付費の伸びが見込まれることから、基準額でこれまでの年額「4万7,400円」から「5万4,000円」に、月額にして「3,950円」から「4,500円」に、約13.9%の引き上げをお願いしようとするものであります。年金給付水準の引き下げなど、高齢者の生活実態も大変厳しい状況にあることから、町としましては、介護保険事業基金を活用することで、保険料の上げ幅を少しでも圧縮するよう

努めたところであります。

また、所得階層区分につきましては、第5期で実施していた8段階10階層を引き継ぐ形で、このたび国が示した9段階に1段階追加設定し、10段階に設定するものであります。

各階層ごとの保険料額は、第1段階では基準額に対する割合が0.5で2万7,000円、第2段階では0.65の割合で3万5,100円、第3段階では0.75の割合で4万500円、第4段階では0.85の割合で4万5,900円、第5段階が基準額の5万4,000円、第6段階では1.2の割合で6万4,800円、第7段階では1.4の割合で7万5,600円、第8段階では1.6の割合で8万6,400円、第9段階では1.7の割合で9万1,800円、第10段階では1.8の割合で9万7,200円にしようとするもので、条例第3条第1項各号において規定をしたところであります。

国において、当初予定していた給付費とは別枠で公費を投入しての低所得階層保険料の軽減対策については、その財源として予定していた消費税率の引き上げが延期されたことから、第1段階で0.05の割合分を軽減するのみの予定となったことから、第1段階の実質保険料額が、基準額に対する割合が0.45となり2万4,300円とする旨、同条第2項で規定をしております。

また、保険料賦課期日後における生活保護の受給など、変動要因による保険料の月割算定が必要となる場合については、介護保険法施行令の改正に伴い、第5条第3項で条文の整理を行っております。

次に、総合事業等の移行に向けた猶予規定についてであります。国が示した総合事業のガイドライン等を参考にしながら、多様な主体による多様なサービスの充実の受け皿整備など一定の移行準備が必要となることから、医療介護総合確保推進法の附則第14条の規定に基づき、条例の附則第8条において実施時期の猶予規定を設けるものであります。

要支援1、2の方の訪問介護、通所介護を含めた予防介護・日常生活支援総合事業については附則第8条第1項で、また、包括的支援事業に係る在宅医療介護の介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備については同条第2項、第3項、第4項でそれぞれ規定をしております。

なお、本条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、議案第26号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点かお伺いいたします。

まず、想定されます1号被保険者の人数等は大体どのぐらいになるのか、お伺いいたします。

今回、確かにいろいろな医療費、あるいは介護等の人員等がふえるという形の中で、当然見込まれる施設費、合わせた費用が上がるということになってきています。それに基づいて、国もこの第1段階の軽減策を新たにふやしたという状況にはなっています。

そこでお伺いしたいのですが、今回13.9%の引き上げという形になっております。住民の側から見れば、消費税等も上がりました。年金等が逆に下がりました。食料品やいろいろな電気料金等公共料金等が上がるという状況の中で、もう既に3倍もこの負担はふえているという実態がうかがわれるというふうに思います。そのときに、13.9%の引き上げというのは余りにも利用者の負担が、やっぱり多くなる、そういった実態があるというふうに思いますが、この点どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

もう1点伺いたいのは、消費税も3%上がるという形になりまして、やはり負担率ではどうかという形になります。恐らく今回のをちょっと見ましたら、6段階ぐらいが一番負担率が高いのかなというふうに見ております。

非課税世帯については、収入に対して負担率が3割ぐらいになるという形になります。例えば、単純に80万円という形でしたら、大体約3割ぐらいの負担というか、年2万4,000円ですから負担になります。逆に合計所得500万円以上では、1.9%という形で、所得があっても逆に負担率が下がるという状況の中で、幾ら国のほうで軽減税率という形で、これは私は大切だと思いますけれども、やっぱり中間層だとか、そこの境目にいる3段階だとか4段階の方、こういった方というのは非常に負担感が増すという状況になるというふうに思います。

例えば月6万とした場合、年額72万円の年金で、そこから家賃を仮に1万8,000円ぐらいとした場合、21万6,000円という形になりますから、それを含めて2万4,300円の年額の介護保険料を引いたら、約48万円ぐらいで年間生活をしなければならない。そうすると、1カ月に直すと約4万円ぐらいでこの世帯は生活しなければならないという形になります。それで実際、これから食料品だとか公共料金等を払ったりだとかして、やっぱ

り生活、やっていけるのかどうなのかという、私は単純でありますけれども、比較して疑問が浮かぶところであります。

そうした場合に、余りにもこの13.9%ですか、引き上げというのは、利用者にとっては本当に負担が重いというふうに思いますが、もっと引き下げ、200円ぐらい引き下げるべきだと思いますが、この点伺います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、1号被保険者の人数の御質問でありますけれども、今現在、3,250名ぐらいが1号被保険者というふうに理解しておりますが、27年、28年、29年、この6期の計画の中で3,300名から3,350名ぐらいまで増加していくようなことを想定した計画となっているところであります。

それから、今回の国の中では、低所得階層への軽減の考え方が昨年度の介護保険法の改正の中で示されました。その財源となる部分が一定程度先延ばしになったことから、当初予定していた軽減の予定よりは少ない軽減の状況になっております。当然、国においても、そういう低所得階層への負担感というものとは一定程度見込まれることから、このような改正がなされたということで理解しておりますけれども、基本的に、国が示す範囲の中で私たちは制度設計しなければなりませんので、国の制度設計の中で、ちょうど議員のほうから御指摘のある、一番所得の低い階層であります1階層であれば、基準額の0.5というのが、これが法定の基準でございますので、その範囲の中でということで、まず御理解をいただきたいというふうに思いますが、議員の御指摘のように、高齢者に限らず、若い世代においても、いろいろな条件の中で一定程度、所得といいますか、特に給与世帯であれば給与が上がってこなければ、いろいろな値上げや消費税も上がりますという中では、同じように苦しい感というものは当然のように国民の中であることも理解した中で、今回、大きな13.9%の引き上げについては、この6期だけではなく、7期、8期、9期、将来の高齢者世帯においても安定した保険財政を進めていかなければならないことも想定した中で、給付費の見合いに沿った中で、総合扶助の精神でこのたびの負担をお願いしたいということで上程をさせていただいたところであります。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 担当の課長もおっしゃるように、確かに所得のあるなしによって、今いろいろな負担の重さというのは大変な状況になってきてい

ます。そのことを考えたときに、今、町でも努力して、一定程度基金を取り崩したりとかはされておりますけれども、一般会計からの繰り入れを行って、一定部分さらに引き下げる、そういうことをしても、私は対応できる部分だというふうに思いますが、この点、町長どうですか、考え方として。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

先日来の予算特別委員会でも申し上げましたが、この介護保険制度は、国と都道府県と市町村が半分を持つ、あと1号被保険者、65歳以上の保険者が22%、このたび1%負担がふえましたので、それが上富良野町の4,500円の中に入っているという点であります。あと2号被保険者が28%、そのような仕組みで総合扶助制度になっているところであります。

したがいまして、1年限りというのでしたらこれは別ですが、この制度は、長らくこれからも続いていく制度でありますから、そういう部分を含めますと、このいつとき、一般財源を投入することは基本考えていないということを御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） いつときではないのですよ、これは。やっぱりそこに住んでいる人の健康、あるいはこういう介護の、そういう問題で地方自治体の役割があるわけですから、守るという。そのことを考えたときに、持てる力をつぎ込んで、高いということであれば負担の軽減策を行う。こういうことが、私は基金の取り崩しなどを行えば十分可能だというふうに思います。そのことがなかなかないで、負担の公平感に欠くとかという理由で、なかなか国保税に至っても軽減策をとろうとしないというのが町の実態だというふうに思います。

今、多くの町民の方、国保や介護に加入されている方の声を聞きますと、私たちの生活はこれだけの負担ではないのだと、いろいろな負担があるのだと。その中で、ここだけ見れば安いのかもしないけれども、いろいろな負担の中で生活し続けなければならないと。だけれども、私自身は頼ることはできないから自力でやりますと、こういう声が聞かれるのです。

そういうことを考えたときに、やっぱり行政としては、基金の繰り入れなどをきっちりと、法定外の繰り入れを行って、負担の軽減にやっぱり努めるべきだというふうに思いますが、町長、この点どうお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まさしく自治体経営も議員が御発言あったとおりでございまして、これだけではないので、いろいろなものがあるという中で、苦しい中でやるのだと、全く同じでございます。そういった意味で、介護保険のみならず、国保のこともお話に出ていましたけれども、まず介護状態にならない、あるいは、国保に関しましては、病気にならない健康体をつくると、そういうことにしっかりと財を投じて、町民の健康、あるいは介護状態にならない状況をつくっていくという、そういうこともあわせて行っていく中での公平性を保つという観点でございますので、ここはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 介護保険料が改定になりました。給付額も8億8,715万円と、6.3%ふえてきております。

それで、いつも要介護者の出現率、ここは大変努力されていると思います。出現率は48.2名ぐらいで少ないのですけれども、要介護者が重度化になっているのは、ここ3年ずっとこういう傾向がありまして、重度化に向けての改善策、具体策ということを考えていかなければならないと思っているのですけれども、この改定に当たりまして、重度化傾向にある方の改善、具体策はどのように考えていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 3番村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員のほうからも御発言がありましたように、町の介護の認定率につきましては、全国全道に比較しまして大変低い位置で推移をしてございますが、当然、高齢者の人口、それから特に75歳以上の後期高齢者の方がどんどんどんどんふえてくるということで、65歳以上の高齢者人口につきましても、平成22年だったと思いますけれども、75歳以上の後期高齢者が逆転して、65歳から70歳以上に75歳以上の方が多くなって、この傾向はさらに大きくなっていくという傾向になっております。

そのようなことから、なるべく介護に至らないような、それから先ほど町長のほうから答弁させていただきまして、いつまでも健康でいていただくための施策に努力をしているところでありますが、当然、80歳、85歳という中で、認定が必要になった状況に至るときには、介護度の初期の段階から一定程度高い率の介護度になってしまうという、そのようなことも想定しながら今回の給付の想

定等も見込んだところでありまして、引き続き予防の充実に努めていくことが町の基本的な考え方ありますので、生活習慣の改善に向けた取り組みをしっかりとさらに進めていくことが重要ということで受けとめているところであります。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 本当にここ3年ぐらい同じような、要介護者が重度化傾向にあるということを聞かされておりました、介護保険料は3年ごとに改定されるわけでございますけれども、重度化のところを改善しなければ、高齢化が進んでいることは皆さん誰もが認めていることございまして、それに対して具体策、生活習慣を改めるとか、そういったことは皆さんそれぞれ、今、健康志向が高まってきておりました、気をつけていらっしゃると思うのですけれども、このところを重点、後期高齢者が大変ふえてきているのだということで、いろいろと私もそれに向けて、なるべく早期に発見をして、病気にならないようにということで、介護にかからないようにということでいろいろ申し上げましたけれども、もう少し重度化に向けての具体性ということを、そこを示していただきたいと思います。それを示さなければならぬと思いますので、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 議案の趣旨と大分質問の趣旨が違いますので、明解に質問されるようお願い申し上げます。

保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

思いは共有してございますので、予防にしっかり努めていくということで、私どもにおいては今年度から、例えば歯周疾患の予防検診でありますとか、それとか、特定健診の健診項目においても、腹部エコーを希望者においてそういう対応をするなり、なるべくリスク要因をいち早く発見できるような、そういう施策にこれからも努めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ちょっと2点ほどで、先ほどの同僚議員の質問に対するもの、ちょっと、もしかして条例からずれてしまったら訂正ください。先にそちらからいきます。

この間、介護の重度化を防ぐ方策というのは、いろいろとられているということも私も理解しております。特に保健指導が中心となって、非常に、その部分に町長みずから財政を投じるということは、私も非常に共感できるところでありますし、自助、共

助、公助の役割というのをしっかりと分担しているところでありますが、このように、やはり出現率がふえていき、高齢者がふえていき、高齢者の独居世帯、また高齢者世帯というのがふえていく中において、金額だけを上げていって、いわゆる自助の部分をややすという考え方もわかるのですが、現況を見たときに、それら本当に後期高齢者の方で、介護度が上がっている方で発見された場合、またはそれらの担当するケアマネなどのスタッフの部分というのが現況足りているのかどうかということも含めて、これら、もちろん受益者になります1号被保険者の負担率が上がっていき、それに見合った介護サービスというのが受けられる、また、その発生した1号被保険者の、いわゆる被保険者の数に対してそれ相応のサービスというのをやっていかなければならないのであれば、もちろん施設介護であったり居宅介護である、それらの介護サービスの部分と並行して、いわゆるスタッフの手当というのがどのように考えられているのかということがまず1点。

それと、この条例の中であります、ちょっと済みません、私わからないので教えてほしいのですが、2ページ目にあります改正法附則第14条にかかわるところで、いわゆる「体制整備の必要性を鑑み」というところから、町長が定める日までに行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものということで8条で制定されておりますが、この猶予期間というのは、おおむねどれぐらいを考えておられるのか、ちょっと教えてください。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

介護予防等に向けた体制の整備の御質問、1点目の御質問かと思いますが、町のほうにおいては、包括支援センターが一番最初の、それぞれ町民の皆様方が御相談いただく最初の窓口になるというふうに理解しておりますが、12月の議会においても包括支援センターの体制等に関する条例について御提案させていただきました、御議決をいただいたところであります。

今、国の基準等に鑑みたときに、本町においてもあと1名の専門職の配置が必要な状況にありますので、それらに向けて、町のほうで体制整備を進めていく方向性をもって、町の職員数の適正化計画もあわせて、同時期に議会のほうにもお示ししたというふうに思っておりますけれども、その中でも、体制の整備を図っていきたいという内容をもって御説明をさせていただいたところであります。

それから、総合事業等の移行の時期につきましては、条例においては、国が定めた条例のつくりと同

様に、町長が定める日まで猶予を持てますよという、そういう規定を盛り込ませておりますが、いつからやるのだというものについては第6期の介護保険事業計画の中で、新しい総合事業につきましては29年の4月1日に移行を予定しておりますし、附則の2項、3項、4項にあります包括事業につきましては、国が定めた猶予期間とあわせて30年の4月1日に移行するような、そういうことを第6期の計画に規定をさせていただいたところであります。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 介護保険特会の安定的な運営のためには、今回の改正、13.9%で、平均で3,950円が4,500円、ある程度はやむを得ないのかなと思うのですが、その負担感を解消するためには、やっぱり介護予防とか、生活支援の体制整備が必要だと考えます。

そこで、今、高齢者の実態からすると、高齢者が望むことというのは、なるべく在宅で生活したい、そして、何かあったらすぐ入れる介護施設が欲しい、それも安くてというのが高齢者の望みでないかなと、そんなふうに思うところです。

また、あと大きな要素としては、冬の除雪問題、それから買い物に対する不安、そんなことが当然、今の高齢者の実態の中には一番大きな問題なのかなと。そんなとき、この計画では、介護保険事業計画や何か、その中でどのような取り組みで介護予防、生活支援への体制整備を行っていくとしているのか、思いをちょっと聞きたいと思っています。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 10番中澤議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと条例とは離れている御質問かもしれませんが、第6期の介護保険事業計画の策定に当たりまして、町のほうでは、高齢者の900名を無作為でピックアップさせていただき、アンケート調査を実施しました。それから、事業所等のヒアリング等もさせていただいた中で、それぞれ意見として上がってきたような項目が、今、多くの高齢者のほうで、生活の中で不安を抱えているような実態が、議員から御指摘のあった冬の除雪が困っているのです、足が弱ってきて買い物に行くのがなかなか大変なのだというような、そういう困り事がお示しされておりますので、それら町の在宅福祉事業の条例の中で対応できるようなものは、そういう事業の充実も課題でありますし、特に介護予防の総合事業に移行していく中で、そういった、多様な主体で多様なサービスを整えていくということが今求められている大きな課題でありますので、29年4月1日以降に向けて、そういった仕組みをしっかりと整えて

いくために、この２年間で非常に大切な期間になるという受けとめで準備を進めていきたいということで考えているところであります。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第２６号を起立採決とします。

本件に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

本件は、起立多数によって原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第２７号

○議長（西村昭教君） 日程第１２ 議案第２７号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（辻 剛君） ただいま上程いただきました、議案第２７号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を申し上げます。

平成２２年度から平成２６年度までの５年間に限り、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法に基づきまして、企業の立地及び増設等の投資に対し、固定資産税等の免除など優遇措置が図られるよう取り進めてまいりましたが、このたび必要な諸手続を経まして、平成２７年度からさらに５年間、平成３１年度を最終年度として、企業立地促進法に基づきます優遇措置を図ることができる見込みとなりました。

以上のことから、今後におきましても、町内における企業の立地及び増資等の投資を促進するため、所要の改正を行うものです。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第２７号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例（平成２２年上富良野町条例第６号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、朗読を省略し、改正の要点のみ説明させていただきますので、御了承願います。

まず、第２条におきましては、優遇措置期間終了後に、その優遇措置を廃止するため、関係する項、

号、文言の修正、削除など規定の整理を行うものです。

次に、附則につきましては、優遇措置期間が延長されたことに伴います優遇措置廃止時期及び優遇措置廃止後の経過措置対象期間を変更するものです。

また、この条例は、公布の日より施行しようとするものであります。

以上で、議案第２７号の提案説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第２７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第２８号

○議長（西村昭教君） 次に、日程第１３ 議案第２８号上川教育研修センター組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程されました、議案第２８号上川教育研修センター組合理約の変更について、提案要旨を御説明申し上げます。

国におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成２６年６月２０日に公布され、平成２７年４月１日から施行されることに伴い、議会の同意を得て、組合長が任命する教育長を設置することから、上川教育研修センター組合教育委員会の組織体制につきまして、所要の整理を行う必要が生じたため、組合理約を変更しようとするものです。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第２８号上川教育研修センター組合理約の一部を変更する規約。

上川教育研修センター組合理約（昭和４７年上振興第５２０号指令）の一部を次のように変更する。

第１２条第２項及び第３項中「の委員」を「の教育長及び委員」に改める。

附則。

施行期日。

1 項、この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置。

2 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規約による改正後の上川教育研修センター組合規約の規定は適用せず、この規約による改正前の上川教育研修センター組合規約（以下、「改正前の規約」）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規約第 12 条第 2 項中「委員の」とあるのは、「教育長及び委員の」と、同条第 3 項中「委員の任期に」とあるのは、「教育長及び委員の任期に」とする。

以上で説明いたします。御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第 28 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 発議案第 1 号

○議長（西村昭教君） 次に、日程第 14 発議案第 1 号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

12 番岡本康裕君。

○12 番（岡本康裕君） ただいま上程されました発議案第 1 号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）を、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

発議案第 1 号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 3 日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岡本康裕。

賛成者、同じく金子益三。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

平成 27 年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和 29 年上富良野町条例第 10 号）等の一部を改正すること。

以上、御審議賜り、御決意いただきますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第 1 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 発議案第 2 号

○議長（西村昭教君） 日程第 15 発議案第 2 号上富良野町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11 番今村辰義君。

○11 番（今村辰義君） ただいま上程されました、発議案第 2 号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、内容を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、ことし 4 月 1 日に施行されますが、その改正内容の中で、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化し、新たに教育長とすることによる改定であります。

以下、発議案に関しまして、内容を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第 2 号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員岡本康裕、同じく金子益三。

裏面をごらんください。

上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会委員会条例（昭和62年上富良野町条例第8号）の一部を次のとおり改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。

2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。御審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議案第3号

○議長（西村昭教君） 次に、日程第16 発議案第3号農協関係法制度の見直しに関する意見についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） ただいま上程されました、発議案第3号農協関係法制度の見直しに関する意見についてを、朗読をもって説明とかわさせていただきます。

発議案第3号農協関係法制度の見直しに関する意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成27年3月3日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岡本康裕。

賛成者、同じく金子益三。

裏面をごらんください。

農協関係法制度の見直しに関する意見書。

今後、農協法改正案の取り扱いにあたり、地域農業・農村の持続的発展をはかるため、下記のとおり要請する。

記。

1、食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置づけし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。

2、准組合員は地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

3、JA・連合会の協同組合員としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年3月18日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上であります。御審議いただき、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了します。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第17 発議案第4号労働者保護ルール改悪反対を求める意見についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） ただいま上程されました、発議案第4号労働者保護ルール改悪反対を求める意見についてを、朗読をもって説明とかわさせていただきます。

いただきます。

発議案第4号労働者保護ルール改悪反対を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成27年3月3日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岡本康裕。

賛成者、同じく金子益三。

裏面をごらんください。

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書。

わが国は、働く者のうち9割が雇用関係のもとで働いており、雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することがデフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的成長に必要である。

現在、国においては「成長戦略」の中で「雇用の金銭的解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」・「高度プロフェッショナル制度」の導入に「限定正社員」制度の復旧などといった労働者保護に関するルールの改定の議論がなされておりますが、働く者のデメリットのみだけではなく、労使双方の納得感とメリットを生む改革がなされることが重要である。同様に労働者派遣法の見直しは、労働者保護の後退を招く恐れがあり、安定した直接雇用への誘導と均等待遇原則に向けた法整備も必要である。

また、雇用改革に関わる重要課題である労働者保護ルールの改定に当たっては、ILOの三者構成原則に基づき、労働政策審議会において国際基準から見た整合性も踏まえつつ、公労使三者の代表により十分な議論がなされた上で行われるべきである。

よって、国においては労働者が安心して働くことができるよう、下記の事項について強く要望する。
記。

1、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭的解決制度」及び長時間労働を誘発する恐れのある「ホワイトカラー・エグゼンプション」・「高度プロフェッショナル制度」の導入や解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及などは労働者の意向を踏まえ慎重に対応すること。

2、労働者派遣法の見直しは常用労働者との代替が生じないよう、派遣労働の利用を臨時的・一時的なものに限ることを原則としつつ、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と派遣労働者との均等待遇原則に向けた制度を整備すること。

3、労働者保護に関するルール改定は、ILOの

三者構成原則に基づく労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において、十分な議論がなされたうえで行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）。

以上であります。御審議いただき、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑はございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議案第5号

○議長（西村昭教君） 次に、日程第18 発議案第5号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程されました、発議案第5号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見についてを、内容を朗読をもって説明といたします。

発議案第5号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成27年3月3日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。

賛成者、同じく岡本康裕。

裏面をごらんください。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書。

公的年金は、高齢者世帯収入の7割を占め、6割

の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中、政府は成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立法人（以下「GPIF」という。）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めている。

年金積立金は厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持するべきものであり、日本経済への貢献を目的とするものではない。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないままに政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるをえない。

リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合は、厚生労働大臣やGPIFが責任を取るわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになる。

こうした状況に鑑み、本議会は政府に対し、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記。

1、年金積立金は厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、これを行わないこと。

3、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとする利害関係者が参画し、確実に被保険者の意思を反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上、御審議賜りまして、原案お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

昼食休憩に入ります。

午後からは、1時再開といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

本日、佐川典子議員ほか3名から、発議案として第6号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が提出されております。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、発議案第6号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第2 発議案第6号

○議長（西村昭教君） 追加日程第2 発議案第6号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） ただいま上程いただきました、発議案第6号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

発議案第6号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年3月18日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員小野忠、上富良野町

議会議員村上和子、上富良野町議会議員中村有秀。

次のページをごらんください。

上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会の議員の定数を定める条例（平成14年上富良野町条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「14人」を「13人」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日以降初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

ただいま上程いただきました、発議案第6号の提案説明をさせていただきます。

地方分権推進法制定から20年、地方自治が進まない中、昨年来「地方創生」に関する言葉がもてはやされている一方で、待ったなしの人口減少・少子高齢化・都市集中型社会形成・格差社会・医療・介護・福祉に関する問題や、低炭素社会問題など中央だけの政治問題にとどまることなく、地方として将来に対する不安を解消すべき地方自治の形が問われています。どの方向にシフトを組むのがよいのかなど、自治はみずからが考え行すべきことであります。

今春に行われる統一地方選挙に対し、世論は「地方議会の改革は本当になされてきたのか」と疑問視されています。そのような中、地方創生の住民自治の牽引役を議会が率先して行うことが望まれ、4年後・8年後の先を見据えた改革が期待されています。

本町の議員定数に関する動きの中では、平成18年に議員定数を4名減の14名に改正されました。6名減でとの発議も同時にされ、また当時は常任委員会を一つ減らし2常任委員会にするなどもあり、議員各位の十分な質疑・討論がなされてきた経過があります。8年が経過した現在、再度考えることが必要だと町民の声が多く出されています。

これについては、平成26年11月19日に議会報告会、同11月21日に住民会長懇談会並びに町民ポストへの意見アンケートなどで、議員定数について「減らすべき」と答えた人が22人（71％）で、「現状でよい」と答えた人は8人（26％）、「ふやすべき」と答えた人は1人（3％）であり、町民の中でも行政や議会に強い関心を持たれた方の意見であり、重く受けとめるべきであると判断しています。

議会内に設置されている議会運営委員会や各常任委員会において、現行のまま14名でという意見がありましたが、議会としての意見がまとまらず、今回の発議となりました。

人口規模と他町村の議員定数の動向など比較・参考いたしましたして、削減による支障があれば、それを最小に勘案して、1名減という形で賛同を1人でもふやし、前に進めることが時代の流れと的確な議会運営の議員定数を考える上で必要であるとの考えに至りました。

また、的確な議会運営とは、平成21年4月1日施行の上富良野町自治基本条例の中に、「第4章、議会の役割と責務」の第10条には、議会は、町民を代表する意思決定機関としての役割を果たすため、まちづくりに町民の意思を反映するよう、条例の制定改廃、予算、決算等について意思決定を行います。

2、議会は、町の監視機関としての役割を果たすため、常に町民の立場から公正で民主的な町政運営が行われているかを検証し、それを町民に明らかにするよう努めます。

（議会の運営）では、第11条、議会は、町民に開かれた議会運営を行うため、保有する情報を積極的に公開し、町民との情報共有に努めます。

2、議会は、自由な討議を尊重して運営するとともに、審議の過程や結果等を町民にわかりやすく説明するよう努めます。

3、議会は、町民からの要望、または意見書等について十分審議し、その結果を報告するよう努めます。

4、議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報保護に努めますとあり、（議員の責務）では、第12条、議員は、町民の信託に応えるとともに、この条例を誠実に守って、議員の持つ機能を最大限に発揮し、町民のために職務を遂行するよう努めます。

2、議員は、議会の活性化に努めるとともに、町民の意思を反映した政策の提言又は政策立案の強化を図るため、調査活動及び立法活動を積極的に行うよう努めますとあります。

これにより、私は、上富良野町自治基本条例の基本姿勢を尊重し、さらなる発展に向けて決起することが今求められていると判断いたしました。

以上、条例の一部を改正する趣旨の説明とさせていただきます。

以上でございます。御審議賜りまして、御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいまの提案理由について、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、議員、当初、提案理由の中でも言われております、地方分権が進み、それぞれの地方自治体の形が問われているということにおいて、少子高齢化であったり、また格差社会、そして医療、福祉、介護等に関する問題というのは本当に山積しているところに思うのは私も同じところであります。

そこで聞きたいのが、本来そのような地方自治体の形を自治体の中でしっかりとした形成を行うというのであれば、やはり幅広く意見聴取をするという、または立案するという立場からいくと、議員定数を削減するというのは逆行しているように思いますが、まず1点目がそのことでございます。

また、続きまして、常任委員会のかかわることでございます。

平成19年の選挙から議員定数を減らしたということによりまして14になったことで、それまでありました3常任委員会から2常任委員会になりました。そのことによって、もちろん行政のほうも行革を進めているところではありますが、委員会を二つにしたということによって、それぞれで守備範囲を持つ議員のウエートというのがかなり広く重くなったというふうに私自身も感じているところでございますが、常任委員会を三つから二つにしたということに対しての弊害が起きたということの検証というのは、この間行っていたかということ、まず二つ目でお聞きいたします。

もう一つでございます。三つ目でございますが、議員の趣旨の中にもございますように、町民ポストのアンケートがございまして、22人、71%、それから8人、26%、さらには1人で3%、このパーセントということで出ておりますが、このパーセントというのは、いわゆる選挙人に対する全体の数からの割合の分析ということはまずされていたかどうか、それから、町民ポストに反映がされていない、いわゆるサイレントマジョリティー等の調査というのは、いわゆる住民会であったりとか、それから町民への悉皆調査など、さまざまなデータのとり方があると思われそうですが、そのようなデータというのは議員はお持ちでいるのか、それもお伺いをしたいと思います。

それから、具体的な定数のところに入ってくるのですが、1名減にすると、13名ということで奇数の議会構成になります。そういうふうになると、現常任委員会であると、その構成は6名と7名になるのか、もしくは7名、7名にしていくのか、また、そうしたときの議長の取り扱いというのはどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

あわせて、1名減になったときの、いわゆる議員がお考えになっている行財政効果について言及され

ておりませんが、その辺についてどのようなお考えを持っていられるのか。

最終的な質問のことになりますけれども、本来であれば、議会議員というのは幅広い分野から、さまざまな業態から生まれて、きめ細かく、地域の職業であったり、それから年代であったり、そういったものが構成されることによって、より幅広い、深掘りした町民の声を聞けるというふうに私は考えますが、それが減ぜられることによって、どのような弊害が考えられるかということについてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 答弁をお願いします。

1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） まず、削減についての考えを聞かせてほしいということだと思いますが、前回の18年に議員定数を削減するという動きがありました。そのときにも、各特別委員会と、またいろいろな審議を重ねたときにも、時代の趨勢といいますか、今、議員定数削減に向けて、財政に関してもそうですけれども、そういう動きを取り入れていかなければならない、そういう改革の時期が来ているというような、そういう時期でございました。それで、今、8年が過ぎてきております。

先ほども申し上げましたが、自治基本条例が、上富良野町で協働のまちづくりをするための町の憲法という形で、私たち議員が制定したものがございます。可決したときに、議員の中でもいろいろな勉強会等を重ねまして協議をいたした結果、あのような文章が成り立って提示されているわけです。

それで、削減については、やはり人口規模などいろいろな考えもございます。財政面においてもいろいろと可能性はあると思いますが、まず8年前と比べましても、人口は本当に今は減っております、2月末では1万1,239人、当時は1,000人に1人でもいいのではないかという意見が出されたというふうに伺っております。いしずえ大学との懇談におきましても、やはりそういうものの考え方を持っていられる方が中にいらっしゃいました。果たしてそれがいいとか、結論は出ないと思います。

ただ、やはり減らせるものであれば、町民の声を聞くという部分に関しては、数が多ければいいという、そういう規定もございませんし、議員がおっしゃるように、人口割という規定もございません。これは、議員がみずから自分たちで考えて改革をしていかなければならない部分だというふうに私は思っております。それなので、考えといたしまして、先ほど申し上げたとおりでございまして、私はそのように思っているということで提案させていた

だきまして、賛同者が得られたということでございます。

それから、次は、委員会についてなのですが、実は、委員会は今現在、2常任委員会がございます。厚生文教常任委員会と総務産建がございます。

私が議員になりましてから8年になりますが、実は厚生文教常任委員会の重荷がすごく重いという判断をしております。ページ数で言うのはおかしいですけども、本当に案件が、議員おっしゃるとおり、2常任委員会になってから、議員としてのかわりの部分においては、厚生文教常任委員会は本当に重いものがございます。だからといって、差の出た部分、人数をふやす、減らすという考えは、私は到底思っておりません。常任委員会の話におきましては、私単独で決められる問題ではございませんし、皆さんで協議を重ねて、特別委員会なり協議会など、いろいろなところで皆さんの意見をまとめた段階でないと進められないと思いますので、これは私の意見というのは、ちょっと差し控えたいと思います。

それから、データについてでございますが、パーセントについてですけども、これは参加していただいた方のアンケートというふうにお断りをさせていただいております。それは議会だよりも載せてありますパーセントを先ほど発言させていただきました。

それから、次に、議長の取り扱いはどうするのだというようなお話がございましたけれども、議長におきましては、どっちみち議長の席に座られているものですから、ふだんは、否決、可決する部分におきましては、カウントはされておられません。なので、奇数でも別に何のさわりもなく、ほかの自治体も近年は1名削減に踏み切るところがふえておりまして、私は奇数でも構わないですし、議長の立場はそのまま、今までと同じようなスタンスをとっていけるのではないかというふうに判断しております。

あと、財政効果について聞かれましたが、私たちのような一般の議員と、また議長、そして副議長たちの報酬部分についての詳しい数字は出ておりません。大体のお答えしかできないと思いますが、お一人370万円ぐらいという数字しか出ておりません。というのは、共済の掛金だとかいろいろな部分もございますし、部数を、こういう紙を使うにしても、1名減でどうなのだという事は、いろいろな数字が考えられますので、それに付随したことを考えると、正確な数字というのは出てこないと思いますので、大体の数字ということでお願いします。

それから、弊害についてですか。もう一つは。（発言する者あり）議員としてですね。済みませ

ん。

それは大変重要なことだと思います。いろいろな職域、そして、いろいろな職種だけにかかわらず年齢の方が議会に参加していただくのは、本当にバランスのとれた政治、町民の意思を反映するためには大変重要なことだと思っております。それなので、もちろん大切ではありますが、これは私が選挙で選ぶわけでもありませんので、それはやはり町民の方に判断していただければというふうに思っておりますし、ただ、高い年齢の方がいらっしゃるからといって、考え方がどうのということにもつながりませんし、それは確固たる理由にはならないと思っておりますので、そこら辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 何点か答弁漏れ部分はあるのですが、それはいいです。全体的な話で聞いているのですが、やはり、結局、1減というところに対しての明確なるバックグラウンドがなかなか感じとられないのです。一方で、議員は地方自治を進めなさいと言っておきながら、それでは構成する議員を減らさなくてはいけないというのは全く真逆なことでありますし、先ほど議員が、自分も属されている厚生文教常任委員会というのは非常に比率が、ウエートが大きくて、そういった格差があるということに対して、御自分でみずから御経験をなされていらっしゃるのであればなおのこと、この大事な高齢化社会、そしてさまざまな行政課題を処するところであれば、そこはもっと幅広くとるべきであるということだと思います。

町民ポストの数の云々というのは、決してこの町民ポストに投函された方だけが議会に対して強い意思を持っているわけではなくて、もっと、本当に実際に自分は発言しないけれども、まちづくりに対して強い希望を持っているよという、そういった潜在的な住民も多くいらっしゃることを、そこは議員も理解していただきたいというふうに考えておりますし、先ほどの議長の話というのは、議長がそこにいて採決をするからいいとか悪いとかの話ではなくて、やはり同じ議長としても、どこかの委員会には、これは議員である以上委員会に所属しなくては いけませんから、そういうふうになったときに、6名、7名というバランスを考えていらっしゃるのか、はたまた議長は両方の委員会に属するとかいうことなのか、そうなると、議長、副議長がともに席を外すということは、危機管理上も大変よろしくないということで私は考えますので、奇数の形にする

ことは今の上富良野町議会の正しい形というふうには到底考えられておりません。

それから、財政効果は、きちっと裏づけをもって、その中で行財政効果が図られるという確固たるデータをもって、こういったものにしてほしいと思います。

○議長（西村昭教君） 金子議員、もう少し具体的に再質問されるようにお願いします。

○5番（金子益三君） わかりました。再質問のところで1個1個言っていきます。

財政効果については、しっかりと数値を持って図っていただきたいと思います。

それから、幅広い職域、年代のことがありますが、先ほどの答弁を聞いておりますと、議員みずからが、やはり多くの幅広いところ、年代のところを求めているようにお聞きいたしましたが、その点、もう一度伺いいたします。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 人数につきましては、今まで議会改革を求められてきている、そういう町の議会としての動きがあります。

それで、やはり議員はみずから律するという形をもって、いろいろなところに参加し、そして今後を見据えた、そういうまちづくりに参加するためにも、みずから律するという形をとるのが大事なことでないかなというふうに思っております。

また、先ほどの職域に関してですけれども、いろいろな職域があって本当に当然だと思いますので、何ら拒むものでもございませんし、本当にいろいろな方が出て当たり前で、それでいろいろな町民の声を吸収するということが求められていると思いますので、それは何か問題があるのか、御理解をしていただきたいというふうに思っております。

また、財政面のことにに関してですが、私は今回の発議に関しまして、一昨日も議長から、2名減でいく人があるかもしれない、4名減でいく人があるかもしれないと、そういうような情報をいただいております、協議会が開かれたわけではない、そして審議会が行われてきたわけはでない、議会運営委員会等のお話も、実際に私は参加していないものですから、皆さんのお考えがどのようなことになっているのかが全然知り得ません。

それで、私がこれはこうだからこうなのだという、そういうような時期では実はなかったのです。私も賛同者が得られないのではないかと不安もありましたし、今回やっとこの発議に向けて賛同者が得られたということで、きょう、発議をすることができました。皆さんの前で、勉強不足の点は、そ

れはあるかもしれませんが、今後、委員会の形と、それから人数につきましても、それは、もし御賛同いただけるのであれば、そういう結果が変わったときに、皆さんで協議をして決めていくべきことであって、私個人はこういうふうになるからというふうな、そういうような状態では、今回は結論的には出せないというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） わかりました。最後に、確認を二つだけさせていただきます。

議員がおっしゃる、たくさんの幅広い分野から多くの方が出てきていただいて、それが選挙で選ばれればいいということであれば、私は、幅広い分野、幅広い年代が議会で選ばれるのであれば、減は余り望ましいことではないと思いますが、この点がまず1点。

それと、もう一つ、行財政効果についての検証というのは、ないということで理解してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 先ほども申しましたが、人数が多いからいいという結論にも至らないというような考えがございますので、そこはやっぱり議会として少しずつ律するような形をとっていくべきだという考えのもと、このような発議となりました。

あと、議員おっしゃいますような削減につきましても、それは大変重要なことではございますが、約1人につき370万円程度の1年間ですので、4年に至るわけですから、この掛ける4という数字で御理解願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点か提案者に質問させていただきます。

この文面を読みますと、4年後、8年後の先を見据えた議会改革が期待されるという形の中で、1名の減という形になっております。その下には、議会の基本条例の文面等が並んでおります。

ここで私が感じとるには、あなた自身がこの削減によってどういう議会を目指そうとしているのか、どういう委員会づくりを目指そうとしているのか、ここがなかなか読み取れない。単に1名を減らせば、それがあたかも議会改革につながるような表現になっておりますが、私はそうでないというふうに思いますが、この点どうでしょうか。

また、多くの世代、あるいは職業階層の世帯の人たちが、この議場あるいは町にいて、そこから論議が広がって、まちづくりというのは当然始まるものだとは私と考えております。そういう意味では、議員

定数を削減すればするほど、そういう人たちが出にくくなる。この点はいかがお考えでしょうか。

本来、議会というのは、将来を見据えて、そういう主婦層やいろいろな職業の方、出られる環境、そのためには一定定数必要な議員定数を確保する、こういう中で、まちづくりを議会や住民との接点の中で論議して、そして進める。そのためには、やはり議員定数は必要最小限現行を維持する、これが必要であるし、また同時に、求められているのは、議会がそういう門戸をきっちり導く、こういうことが必要だと思います。

しかし、あなたの答弁では、これは有権者が判断するから任せるというのではなく、提案する以上、そのものに対してどういう考えなのかということをはっきり根拠を示してこそ、この提案の理由の趣旨説明が成り立つわけですから、この点が一向に見えません。この点、お伺いいたします。

仮に定数が減った場合どうなるか。10名の場合は、約1,100名になります。13名になった場合、840名という形で、どんどんどんどん、やっぱり獲得数がふえるという状況になります。そうしますと、一定程度安定した基盤、地盤を持った方ではないと議会に出れないという問題があります。そのことを考えたら、わずかに1名でもそういう現象が起こり得るのではないかと。私は、将来の議会のあり方、まちづくりのあり方を考えたら、やみくもに定数を削減して、これでよしという理論は成り立たないというふうに思いますが、この点についてどうでしょうか。

また同時に、議会の改革ということであれば、ソーシャルネットサービス、こういうものを使う、あるいは委員会の事務調査の充実を行う、こういうことをしながら議会と住民との関係を身近にする、こういう提案があってもいいけれども、一向にそういう、議会改革の提案とこの削減のセットで出てこない。私は残念でなりません。あなたがこの間、議会ですべてやってきたこと、それに対してどういう印象を持っているのか、具体的な改革の方向、道筋をしっかりと示していただきたいと思います。

今、一般質問の状況はどうなっているか。現段階では15回質問している人は2名です。あとは5回とか、3回とか、7回とか、6回です。本来、一般質問というのは、行政全体にわたって行政の姿勢を正す、そこに住民の意向を反映させる、そういう機会であるにもかかわらず、それを活用されていない。このことを考えたときに、こういう部分も含めて議会みずからが律する、これが本来の議会の役割であるし、委員会でも、きょうの議会の中でも、条例に対してみずからどういう考えを持っているのか

ということをしつかりと議論する。そういうことをやってこそ議会の改革も成り立つものだというふうに思いますが、この点、定数削減の議会改革とあわせてお伺いします。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 議会改革については、私は1人の議員として活動はしたいというような思いがありますが、議会運営委員会がその役目を担っている状況がありまして、なかなか私の意見が協議会とかで発言しても取り入れられてこないという、少数意見の扱いをされてきております。

今回、この発議をした件に関して、人数的な町民の意見が反映されていかないのではないかという危惧はありますが、私は、人数が多ければ、議員おっしゃるように、今の状況では、それでは逆に一般質問の数もふえてきていないという、そういう現状をおっしゃいましたが、では、それで人数が減ったからもっとなるとか、そういう問題でもございませんし、多ければ一般質問がふえるということでもございませんし、いわゆる議員の質という点に関しまして、これから、それは私も含めて皆さんが考えていただければ、そういう機会をもっとふやしていかなければならないなというふうには思っております。

まちづくりについてのお言葉をいただきましたけれども、それは本当に、私もそういうまちづくりに参加させていただいておりまして、ほかの議員ももちろん、そのようなまちづくりに関して全員が参加するべきではないかなというふうに思っております。それで、議員定数が多いから少ないからという結論には、そこには至らないのではないかなというふうに思っております。

あと、議会改革について、自分でどういうふうな考えを持っているのだということを聞かれたと思いますが、私はやっぱり自分たちが将来を見据えて改革を提案していくべきではないかなというふうに思っております。今回、こういう発議をさせていただいたことで、やはり町民の皆さんに興味を持っていただいているということは、本当に関心が強いことだというふうに理解しておりまして、関心を持たれているということに私たちが議会人としてどのように反応し、お応えをしていくべきなのかということが、また問われてくると思います。

前回の懇談会に参加されて、いろいろな意見をいただきました。町民ポストにも今までにないぐらいの数で御意見をいただきました。せっかく皆さんの声をお聞きしたのでありますから、何もしない14名のままの議員定数ということで今回8月に突入するという形をとる前に、こういうようなお話

を町民の皆さんに聞いていただく機会もある意味では必要ではないかということも考えました。

やはりいろいろな提案をしたりするときには十分な検討というのは必要かもしれません。でも、今ここで何もしなかったら、こういう会議にも至りませんし、今後、それこそ4年後、もし同じような内容で改革をするべきだという意見が出たときに、前回の選挙のときには何もなかったという、そういう足跡を残すのは、私は議会としてはやっぱり問題があるのではないかなという思いがありますので、今回、私なりの判断で発議をさせていただきました。

○議長（西村昭教君） 全部答弁していませんけれども、よろしいですか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 答えられないのだというふうに思います、私は。

議会というのは、議員協議会等において発言のチャンス等がありますから、そういったところで議会はこうあるべきだという機会が幾らでもあります。それをぜひやっていただきたいし、やらなかったとすれば、そこを改善するべきだというふうに思います。

私は、今回のこの提案の中身を見ましても、ただ住民の声が多いからというだけの話なのかなというふうに思います。私は、住民の声を否定するものではありません。議会というのは、そういうものも勘案して、議会としてどうあるべきか、当然、定数もどうあるべきか、議会改革はどうあるべきかということを論議しなければ、これは深まるものではありません。多くの住民の方からも言われているのは、もっと身近な議会であってほしいということになれば、インターネットの配信だとか、委員会の事務調査を細部に行う、あるいは議会報告会についてももっと検討する、あるいは休日議会だとか、通年議会だとか、そういうものをやっぱり事あるごとに考えて、議会としてやはり情報提供して、こういうふうに変まりましたよという形を提供する、このことが一番必要だと思います。

私は、このことを考えたときに、提案者の趣旨説明というのは、改革と言うものの、一向に改革の流れすら示せないというのは非常に残念でなりませんし、また、自治基本条例の文面だけをなぞって、これでよしとする趣旨提案というのは余りにも乱暴であり、この内容そのものを見直さなければならないというふうに私は思いますが、この点、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 議会としてどういうふうに改革にかかわっていくかということを開かれたと思

いますけれども、私は私なりにできることをやってきたつもりですが、やはり議会運営委員会等で、改革に関しては、提議、いろいろな発言をしていただければ、もっと私も動けたかなというふうには思っております。

私ひとりの意見は少数意見ですので、それがどのような動きになったかということについては、ちょっとこれは、少数意見は、いつも話として議題になかなか取り上げてもらえなかったということがございます。この間の議会だよりの賛否を問う形のときに、議員の氏名を載せるという話もありましたし、開かれた議会を考える上で発言もさせていただきましたが、やはり少数というか意見ですので、反対者が多くて、そのようになっていかないということもございます。

なかなか内容的に削減についての形が見えないかというふうに今おっしゃっておりますが、では、ほかの町村自治体で、どのように削減の改革を進めてきたかということを考えますと、それはやはり人口規模に応じて考えなければならない。そしてまた、2名減にしてしまうと、当初は2名減という考え方もございましたが、2名減ではなくて1名減にすることで、支障が起きることを最小限にするために1名減という形をとらせていただいておりますし、町民の声も多いから少ないからということではなくて、議員が町民の方の意見をどれだけ吸収してきたのか、するべきなのかという考えにおいて、もっと議員活動が問われてきているのだというふうに思っております。

今の時代は以前と違いまして、交通手段も本当にスピーディーに、電話等、メール等もありますので、そこら辺の問題は、今の時代に勘案しますと、1名減でも何ら問題なくやっていけるというふうな私の判断でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか、米沢議員。

では、ほかにございませんか。

1 1 番今村辰義君。

○1 1 番（今村辰義君） 発議案を提出されて、本当にお疲れさまです。

私は、この定数とか、あるいは報酬は今回もちろん出ていないのですが、これにはなかなか原案がないというふうに思っています。なかなか、問われて説明するのは本当に大変だろうというふうに思いますけれども、発議された上は質問しますので、答えていただきたいというふうに思います。

まず、1名削減するという理由、アンケートだとか、住民会長との懇談会とか、いろいろなところからの町民の御意見を聞いての話でありますけれど

も、その意見は反対と言っているのですけれども、その反対の理由は何なのか、どういう反対の理由で考えたのかというふうに私は考えているわけです。

反対の理由は、いろいろありますけれども、人口が減少して、これから14名が維持できるのかと、だから減らしたほうがいいのではないかという意見もありますよね。あるいは、これは上富良野の議会だけではないのですけれども、世の中の議員は非常に不祥事を起こしまして、住民の怒りを買っているわけです。どこかの県会議員の号泣事件とか、バスの運転手を蹴飛ばしたとか、そういう話でもあるのですけれども、要するに規律を守らない議員が非常に出てきて、これをもってやっぱり議会に対する不信感というものが増している。だから、理性的なものではなくて感情的なものからも減らすという、世の中の風潮は間違いなく渦巻いているわけです。だから、では減らしたらいいのかというのを真剣にやっぱり考えなければいけないと私は思っていますので、まず1名減という町民の御意見のどういったところを重視して減にされたのかということをお聞きしたい。

議会というのは車の両輪だと言われておりますよね。これから、国が地方に分権分権と言っているいろいろな仕事がある時代が到来します。そういったところに、今はバランスがとれているとしましょう。議会の人数を減らして、町の行政の仕事量がふえる。こういったこと一つとっても、議会は本当に今減らしておかなければいけないのかということがありますけれども、バランスが崩れれば、やっぱり議会の監視とか、政策の修正能力というのが減少すると思うのです。そうしたら、行政と我々のやりとりというのは緊張感を欠いてくると思うのです。だから、果たして1名減でいいという、その理由をお聞きしたいというふうに思っています。

また、上富良野町は、特異な町であると思っております。いろいろな町はあります、この道内とっても。自衛隊が駐屯しているわけです。

私は、あらゆる階層からの意見を聞かなければいけないと思っている人間です。人がやっぱり多ければ多いほどいいわけです。法定得票数をとられた方が合格すれば、それで私はいいと思っています。そういった人たちがいろいろな意見を出すわけです。

そして、ここは自衛隊の町であり、OBの方がいろいろな、各分野で活躍されている町であります。そういった幅広い住民の意見を聞く、そして自衛隊がいるのだと。

近隣にも住んでいる方はいます、OBの方。自衛隊が駐屯しているわけです。駐屯していることによって、町の行政の業務というのは多忙を極めるわ

けです。駐屯していないところよりも極めて多いのは当たり前。そのための基地対策室もあるし、目に見えない、例えば町長の行動一つ伺っても、非常に多忙な行動をされている。議会は、我々はどうするかということ、そういった町政の監視機能だとか、やっぱりそういうものはなければなりません。私は、自衛隊のOBとして、やはりそういった特異な町でありますから、OBの方々もやはり参加をするためには、現状が最低現状ではなかろうかというふうに思っていますが、自衛隊が駐屯しているということ考えた上での削減なのかどうか、お聞きしたいというふうに思っております。

また、先ほど同僚議員から質問があったのですが、委員会の構成でございます。13名になると、はっきり言って割れません。3委員会にしようが、2委員会にしようが、余りが出てくる。そこをどうやって平等に議員を割るのか。兼ねてやることは可能だと思います。兼ねても平等にはなりません。なぜ13なのか。私は現状維持でいいと思います。私にもし減らすのなら、偶数で減らします。奇数を減らすというのは非常に難しいけれども、なぜ奇数にしたのかお聞きしたいというふうに思っております。

また、今回は御提案ありませんけれども、町民のアンケートの方にもありますけれども、議員のなり手がいないというのも、これはまさしく現実だろうと。では、どうしたらいいのかと。減らせばいいというものではない。我々はやっぱり議会改革を図っていかなければいけない。町長、首長の提出されるものをしっかりと吟味するとか、いろいろな議会改革をやっていくことによっても解消できるのではないかとこのように私は思っているわけです。そういった議員の定数が、なり手がいないところを見ると、やっぱり非常に困るわけでありましてけれども、若い世代、あらゆる階層に議員になっていただきたいというのであれば、一つは報酬をふやすという手もあると思いますが、それはどう考えて、そこは考えておられなければ答弁は要りませんけれども、そういう手もあるのではないかとこのことを提案して、御意見を伺いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君、答弁。

○1番（佐川典子君） 私の考えは、趣旨でも説明させていただきましたけれども、やはり主権は議会にあるのではなく、町民にあるのではないかとこの観点から、やはり進めたいというふうに思っております。町民の理解が得られないような議会であれば、それは私たちの責任として改革を進めていくべ

きだというふうに思っております。

いろいろおっしゃっていましたが、何かを起こすときに先に不安材料ばかりを、これはどうなのだ、あれはだめでないかと、たくさん何かをする場合には考えられると思います。しかし、例えば車の運転にしましても、事故が起きるから運転は見合わせるとか、そういうことにはならないと思います。やはり、今までの議会を保ちつつ何とか前に進め、そして町民の理解が得られるような議会を目指していく、それが議会改革につながっていくというふうに思っております。

なり手不足の件に関しましても、前回の選挙でもそういうことがありまして、締め切りぎりぎりに立候補した人がいたり、そういうことを皆さんは過去の前例としてちゃんと記憶の中に残っております。そういうことを考えますと、決して14名が、だからだめだとかということを行っているのではなく、やはり1名ぐらい減らした中で前に進めていくのが議員としての議会改革を実行していく上では必要であると思いますし、町民の理解が得られるのではないかなというふうに感じております。

○議長（西村昭教君） 11番、よろしいですか。
11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 私の質問が悪かったのかもしれないけれども、ほとんど、ちょっと、質問に答えられておられないのですけれども、私は、日本古来の、やはり多くの方々の意見を聞いて全てを決めていこうというのが好きです。五箇条の御誓文にもありますよね、広く会議を興して、万機公論に決すべしと。私はここに行き着くのではないかというふうに思っています。

今、14名でやっている。上富良野町は自衛隊のOBの方もたくさんいるし、駐屯されて町の業務もある。そういったことを考えると、自衛官の議員も私はもっと必要であろうと思いますし、そういうことを考えると、これ以上減らしたらいけないのだろうというふうに思っているわけです。

なぜ1名まず減らすことが議会の改革になるのかということがさっぱり私は見えてこないのです。私は、議会の改革というのは、人数を減らすというのも、それはもちろんあるかもしれませんが、世の中の風潮……。

○議長（西村昭教君） 今村議員、再質問ですので、簡略にひとつ質問されるようお願い申し上げます。

○11番（今村辰義君） わかりました。

先ほどのでは答弁漏れの件です。1名削減という、何をもって1名削減したのかというのを、もう一度私はあなたなりの考え方を聞きたい。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 答弁の中でなかなか理解が得られないというふうなことだと思いますけれども、私の感じで、私の考え、私の判断で、やはり1名減が限界かなと。皆さんの御意見も聞くチャンスがなかったものですから、判断が1名という。

また、町民ポスト、そして住民会長連合会との、参加いただいた皆さんのお話の中で、やはり実際に全員が動いているのか、そういう疑問を持たれている方がいらっしゃったり、いろいろな意見が出ました。

そういう意見の中で、やはり議会としてどのように反応し町民の皆さんの理解が得られるような形に持っていくのかというのは、まさしくそれはそれぞれの考え方に準ずるものだと思いますので、人口に対しての人数が決められてはおりませんので、それも規定もございませんので、やはりそれは個々の判断によるもので構わないというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

13番長谷川徳行君。
簡潔明瞭をお願いします。

○13番（長谷川徳行君） 提案者に1件だけ質問させていただきます。

提案者も御承知のとおり、今、地方分権が進み、自治体の権限等、仕事はますますふえる傾向にあります。先ほど提案者も申しましたが、すごく厚生文教常任委員会の仕事がふえていると思います。そして、それに対して、やっぱり議会の役割も物すごくふえています。

そんな中、提案者は削減による支障を最小限に勘案してとありますが、提案者も支障があるということは認識しているということですよ。私は、決して支障があってはならないと思います、この議会には。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君、答弁。

○1番（佐川典子君） 支障と言いましても、いろいろな捉え方があると思います。今までいた常任委員会が同じ数字で活動していたことに対することだとか、そういった意味においては、1名減にしますと、それはやはり、1名減ということに関しての問題は出てくるかもしれません。

ただ、逆を言えば、総務産建のほうは、仕事の量が厚生文教常任委員会と比べて少ないという現実もございます。私が議員になりましたから、町の行事、いろいろな行事がございますが、本当に、参加される方が、急に、ここ三、四年の間に少なくなってきました。それはなぜかと私も考えてみたのですが、やはりそれは議員個々の物の考え方による

というふうに判断します。仕事の量だけではないというふうに思っております。前回の、私が議員になったときの議員たちは、本当にいろいろな町の行事に参加しておられました。やはり改革を少しずつ進めていかないことには、今の現状で本当に満足している町民の方が多いのかどうか、それも含めてやっぱり考え直すべきではないかなというふうに思っております。

人数が少なくなることで問題が起きるということで皆さんがおっしゃっておりますが、それは議員間の中でいろいろなフォローもしながら、やはり前に進めていくという考えに行ったほうが、今後のことを考える上では重要ではないかなというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ございませぬね。

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、発議案第6号の討論を行います。

まず、本案に反対の方の討論の発言を許します。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 私は、ただいま提案されました上富良野町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に対して、反対の立場から討論させていただきます。

まず、議員のさまざまな質疑に対して明確な答弁が得られなかったことは非常に残念に思うところでございます。

その上におきまして、私たち上富良野町議会は、平成18年9月の定例会において、発議により議員削減の条例が可決されております。そのことにより、平成19年に執行された選挙において、定数が18名から14名に削減がなされました。

当時においては、行財政改革が行われているさなかであり、聖域なく財政改革を余儀なくされ、当町議会においても例外ではなかったため、4名の議会議員の定数によって、そのことによって得られた財政効果というのは、当時、報酬では年額816万円、手当においては238万円の合計1,054万円、それに加えて、先進地行政調査等への旅費、また、もろもろの削減効果が大きくありました。

しかし、その一方で、それまで議会の委員会を構成しておりました総務文教、産業建設、厚生3委員会あったものを、議員定数の削減によって見直しをかけて、現在の総務産建委員会と厚生文教の2委員会へととなりました。このことによって、きめ細かく所管する課の仕事をより複数の議員でチェックを

行い、さまざまな角度から所見を申し述べる機会が減ったことも事実であります。

もちろん14名の議員が個々のスキルアップを図り、さまざまな行政課題の解決を提言し、住民の福祉向上への努力をすることは当然当たり前のことではあります。議員定数削減において、幅広い分野からの議会議員の選挙は、選出される機会が狭まったことも一方では事実であります。

平成15年に執行された議会議員選挙では、20名の定数を18名に削減して、私自身も18名の議会議員定数時代と平成19年以降の14名で議会運営の両方を体験している身として感じていることにおいては、上富良野町は、他の近隣市町村にはない農業、商工業、観光業に加え、自衛隊といった複雑な産業構造を持ち、特に農業分野においては、畑作、水田から畜産まで、多岐にわたっております。

また一方で、少子高齢化が進む地方自治体においても、比較的恵まれた出生率や管内の町村においても大規模な小学校や特認校を持つなど、子育て世代や教育分野においても潜在的な課題を抱えております。

さらに、町立病院、公設の特別養護老人ホームを運営しながら、保健福祉、介護、また、それらに対する予防業務など、これからの超高齢社会に対応するなど、それぞれの各分野において幅広い人材が求められる時代において、その入り口でもある専門性の人材を得る可能性を、定数削減で機会ロスを発生してしまうことは、決して地方分権の時代で、住民に対して得策であるとは考えられません。

また、近年、国においても地方再生の方策が図られ、その取り組みが地方自治体を大きく変革させたり、自治体間の競争力が試される中において、さまざまな意見を提案する議会議員が少なくなることは望ましいこととは考えにくいことだと思っております。

この間、上富良野町議会において、開かれた議会や他の自治体に先んじて議会改革をとり行っており、財政改革のみならず、みずからが率先して改革を行ってきていることも事実であります。

近年、地方議員選挙においては、定数がぎりぎりで無投票になるケースは10%台から23%と倍以上になっていることも事実ではあります。我が町においては、補選を除いては近年無投票の選挙は行われておらず、立候補者の数の多少は決して定数だけでは図れないものがあると考えます。

民主主義の大原則でもある、住民が直接もしくは自由選挙で選ばれた代表を通じて権限を執行し、住民としての義務を遂行する統治体制である。さらに、全権が集中する中央政府を警戒し、政府機能を

地方や地域に分散させるといったものが民主主義の大前提であります。まさに地方議会というのは、二元代表制で、選挙によって選ばれた議員と執行者が、時には議論を語り、時には力を合わせて、最終的には幅広い意見の合議体として地域の発展に寄与することが最大の目的でもあります。事実、この間においても、さまざまな事業において発生した不適切な事態に関しても、多数の議員、また職員等の考えにより、再発防止に向けた提案なども行ってきた事実もあります。

単に財政論だけで削減を提唱するのならば、今申したそれらのことを全て犠牲にしてでも真剣に町の財政を改革して、その余剰金の使途を明確にして住民の福祉向上に図らなくてはならないと考えます。1名定数を削減したところで、せいぜい年間で、報酬においては257万円の効果のことが年間であります。本来、財政面からの削減ならば、4名程度を削減して、年間で1,000万円以上の効果を行うことが前提であるならば一部理解できることもありますが、わずか300万円にも満たない年額の削減によって失うことが予測される大きな議会機能を考えると、到底納得することは難しいと思います。

先ほど可決されました平成27年度上富良野町一般会計においても、総務費で6億8,293万8,000円、民生費では11億2,983万円、衛生費8億1,089万7,000円、農林業費5億5,180万円、商工費1億7,167万1,000円、土木費13億3,037万円、教育費11億215万6,000円、公債費の7億5,159万円、給与費の9億1,973万円、これに議会費等々を加えると、75億3,700万円の一般会計。それに企業会計、特別会計を合わせると121億631万6,000円の予算執行をしっかりと監視して、大所高所から議論を交わし、お互いに力を合わせて、よりよい上富良野町を運営していく上でも、今回の1名削減ということに関しては、余りにも根拠が不明確で議論不足とし、時期尚早と判断して、反対いたします。

○議長（西村昭教君） 次に、本案に賛成討論の発言を許します。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 私は、議員定数条例の一部を改正する条例の1名削減に賛成の立場から討論をさせていただきます。

上富良野町は、上富良野町自治基本条例が平成21年に制定されて、その中に議会の役割と責務とあります。議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案決定、執行の評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有して

おります。私は、毎回一般質問は欠かしたことはございません。

私たち議会は、改革の一端としまして開かれた議会を目指し、議会報告会を平成22年度から26年度まで4回開催させていただきました。私たち議会としては、住民の方の意見を少しでも聞かせていただこうということで臨みましたが、町民の方からは、決まった結果の説明ならば、議会日より、行政のほうから聞いたほうが早い、議論をされた上で物事が決まっているのか、どんな議論が交わされているのか、私たちはそういったことが聞きたいのだということ、住民の期待と私たち議会の狙いがすれ違っていることも、この議会報告会で勉強させられました。

その中でも、やはり住民の皆さんの一番の関心は、議員定数と報酬のほうであります。どのように考えているのか、どういうことで議会活性化がなされているのかという事の御意見が大変多うございました。

道内を見渡しますと、今回、当別町を初め19議会が4月からの改選に向けまして3名から1名の削減を決定いたしております。最も議会改革が進んでいると言われる栗山町、人口1万3,070人、議会が13名から1名削減を決定いたしております。

私もどうしたらいいのか随分悩みました。ただ削減すれば、これが議会改革なのか、いろいろと議員それぞれ議論を交わしました。しかし、今は先送りにする調整ができない時代になりました。成長期は財政が潤沢にあり拡大できましたが、今は人口減少、少子高齢化の時代であり、自己決定、自己責任の時代。ちょっと待っていてもらうということは進まない、町民の納得と協力が無いと政策効果が期待できません。

行政が75億円、新年度予算提案されましたが、迅速に対応しがたい議題のところを我々議員がすくい上げ、地方分権、住民主体のまちづくり、人口減少、高齢化等いろいろ問題が多く、私たちも大変厳しゅうございますけれども、身を削る覚悟もしなければ、今こそ住民の皆さんに私たちの議員力を求められていると考えます。

私は、当初2名と考えましたけれども、2名は少し変更が多いかということで、議員定数条例を1名削減することを決め、議員定数条例の一部を改正する条例に賛成する立場での討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 次に、本案に反対の方の発言を許します。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 私は、今提案されました議員定数削減に反対の立場から討論させていただきます。

第1点目には、1名削減の方向であります。提案者の趣旨説明の中でも、支障を最小限に勘案したというだけで、具体的な削減そのものの趣旨、目的が明確でないということが明らかになりました。

本来、議会というのは、多くの人たちの声を議会や行政に届ける。そのためには、幅広い職業や年齢層、また、女性などの参加を議会に促す、そういう立場からの議員定数を確保しなければなりません。逆に議員定数が少なくなれば少なくなるほど、1人当たりの得票数がどんどんふえて、地盤組織の強い人しか出ざるを得ないという、そういう状況になり、こういった点でも、多くの人たちの参加を求める議会のあり方からしても、定数の削減はやめるべきだと考えます。

また、提案者の説明の中では、今後、議会の改革、あり方について、その方向性についても聞けなかったことは非常に残念であります。

私たちの議会というのは、絶えず住民の声に耳を傾ける、聞くと言っていても、それが十分行われているかどうかといえ、私自身もいろいろと工夫し、勘案し、そしてみずからも議会報告に取り組むなど、多種多様なメディアや、あるいはインターネット、議会報告、委員会の事務調査の精度の確立を上げる、こういうものをやりながら議会と住民との間を身近にする。こういうことをなくして、私たちの議会のあり方、改革は成り立ちません。

このことを申し上げて、私たちの議会改革というのは永遠のテーマであり、また、その方向性についても絶えず検証して、議会に取り上げ、そしてどうあるべきかという論議があつてこそ議会の改革が成り立つ。定数削減の前に、まだまだやらなければならないことがたくさんあります。このことを訴えて、反対討論とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 発議案第6号の上富良野町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成する立場で討論を行いたいと思います。

まず、我々議員が議会に出るときに、町民の皆様方の声を議会へ反映すると、これはまず第一声の大きなテーマでなかったかなという気がいたします。それで、私は、まずそのために何を議員がすべきかということで、一つはやっぱり町民の皆さんの声を聞く機会をつくる、それから、もう一つは、現場を

見る機会をつくる、これが大事ではないかと思います。したがって、私は、聞く機会、見る機会というのは、町民の個人からの要望なり、それから各種団体からの要望なり、それから町内会、住民会等のあれがあったり、それから住民懇談会、町長と語ろう会、それから町民トークを積極的に我々が傍聴したり何なりというような関係、それから、町民のパブリックコメントを見て、またどうするかという、それからまた、町職員による出前講座に我々も参加をするというようなことが一番一つは大事な問題ではないか。

それから、もう1点は、それであれば、その声を聞いたらどうするか。これはやっぱり町政、議会に反映する努力を我々がしなければならない。先ほど、同僚議員が反対の立場になっていた、一応定例議会での一般質問、これは年々年々下がっているのは事実です。それからもう一つは、定例議会、臨時議会で、議案書に基づいて積極的に議会で発言する、もしくは事前の委員会の中で発言する、そういうことが大事ではないか。それから、所属する2常任委員会での積極的な発言、実際はどうなのかなということが疑問に感じます。したがって、もう一つは、直接理事者や担当職員に聞くというような、そういう前段のいろいろな議会活動の積み重ねがあるべきだと思います。

しかしこの4年間、14名の議員がそういう気持ちでどう取り組んできたかということになると疑問を感じるし、そのことが町民アンケートの中でも私は出てきたのではないかと。だから、財政改革のためにではなくて、そういう形の議員活動であれば、1名でも2名でも減らすべきだというのが町民の僕は偽らざる声だろうと思います。

したがって、そういう立場から私は賛成をいたしますけれども、もう一つは、議会改革ということでいろいろ今議論がされております。したがって、議会改革の中では、市町村合併や人口減で議員定数がどんどんどんどん下げられています。そのために議会構成をどうするかということで、地方自治法が改正になりまして、我々議員が二つの常任委員会に入ってもいい、言うならば複数の常任委員会に入ってもいいという自治法が改正されました。そのことも何回か議会の中では論議したけれども、発展しなかったのも事実です。ですから、やっぱりそういう点で、今13名になった場合、6、6でどうなのか、議長の処遇はどうなのか。これは、議会改革の中でやはり、複数議会に入るということで、ある面でカバーはできる。

それから、常任委員会の中での所管する事務量の多い、少ないがあります。それはやはり、今後、議

会改革の中でやっぱりやっていかなければならない。本当はもうちょっと早い時期にやるべきだったなという気がいたします。したがって、そういうものを含めてやっていかなければならない。

それから、議会運営費は、大体6,000万円から6,400万円ぐらいなのです、年間。そのうちの25%、4分の1が共済費なのです。言うならば、先輩議員が退職されて、その方々の年金を支払うのに、今、議員の年金は全部なくなりましたから、そのためにそれを負担するのが約1,500万円から1,600万円、多いときは2,500万円ぐらいあるのです、平成23年度のときは。ですから、そういうものが議会運営費の4分の1を占めているというのも事実です。ですから、これはある面でやむを得ない経費だけれども、大体算定をしていくと、共済費で、平成27年度は議員1人当たり、議員定数に掛けてこられますから、約131万円なのです。それから、議員の報酬手当、それらを含めていけば約300万円なのです。そうすると、431万円がそういう形で出るということになります。したがって、こういう形で支出が出る、言うならば議会活動を適切にやる、そういう人たちが、全員でやればいいですけれども、そうでない状況だから町民から議員定数を削減してもいいのではないかなというのが偽らざる言葉だろうと僕は思います。

したがって、例えばこれで財政的にどうなのかというのは、根本は、僕はやっぱり議員活動の資質の問題だろうと思います。それが大きく議員定数を削減すべきだという71%の意見ではないかなという。この人たちは、やはり町の行政、それから議会に対して関心を持っている人が多いというのも承知をしていただきたいと思います。

それで、1名減でやった場合、とりあえず報酬、手当、旅費等も含めるから、大体年間300万円です、私の試算では。それが4年間で1,200万円になります。

それで、予算特別委員会の要求資料ナンバー45の中に、これからやるという河川道路橋梁側溝等の改修優先順位（案）というのが出されております。27年度は、これらの関係で一応リストに上がった全部は82カ所です。しかし、27年度にやるのは18カ所。言うならば22%なのです。ですから、今回、平成27年度の予算編成でも、副町長が昨年の11月28日の会議の中で、経常費、準経常費等を含めて2%削減だということでやっております。それから、24年度は98%、それから、その他の関係は95%カットということで編成をされた経過があります。

それで、先ほど出ました、議員定数を18から1

4にしたのは、尾岸町長が、一応経費15%カットということで、そして各課、議会も協力してくれと、そういう形で、我々議会も18から14、断腸の思いで削った経過の中で、それでは15%カットが、議会による試算をして最終的には21%減になっているのです。それだけ議会としては最大の努力を積み重ねた関係もあろうかと思います。ですから、先ほど申し上げた約6,000万円の議会費の中でも、そういうことで、共済費が多く占めているけれども、まだまだ我々はやるべきことがあるという感じはいたします。

それで、例えば「地方議会人」という本があります。これは1冊750円です。では、実際それはどれだけの議員が活用しているか。確かに情報は必要だろうと思います。であれば、5冊ぐらい買って、あそこの図書に置いて、各自が利用するという、細かい話ですけれども、そういうような努力の積み重ねも、我々は町の職員に予算があればこうだと言っている以上、我々も身を切る努力をし、必要なものは議会事務局で、全員配付であればそういうものをプリントして出すという方法もあろうかと思えます。

ですから、私は、本当に町民が期待をする議員なのかというような感じを含めて、やはり大きな不安を感じるところです。

あと、若い人のなり手が無いというような意見も今質疑の中でありました。確かに私ども商工会青年部に、議員定数の関係、それから報酬の関係で一応懇談会を持ちました。そのときには、やはり17万円では、議員として立候補して、それを生活のあれというわけにはいかないよと。それであれば、議員定数を減らして、減らした分を議員報酬に上げてくれという意見もありました。

それから、3月13日の道新に、町議報酬アップ、若手来てという記事があります。これは、長崎県の長崎から80キロ行ったところの小値賀町です。50歳以下の人であれば、18万円の報酬を30万円出しますからということで条例を改正しているのです。全国町村議長会では、こんな話は初めてだということで驚いております。ただ、そういう動きも、若手が出てこないという要素は、そういう要素もあるけれども、現実の問題として、うちの町の議員報酬17万円というのは、ほかの町村と比較をして、大体どんぐりの背比べ、人口規模からしたら、やっぱり低いほうなのです。ですけれども、今の町の財政状況から言うと、引き上げることは非常に難しい。今回、特別職報酬審議会が、一応開催するというので予算化されましたけれども、どういう形になるかわかりませんが、いずれにして

もやはり、若手が出る機会というのは少ない意見だなと。

ただ、出る以上、報酬も考えなければならない、かといって、今の議員の皆さん方の全体的な動きの中で、やはり町民から信頼される議員活動を的確にやっているかということになると、そういう状況でないからこういう意見が出てきたということを私は承知しております。ですから、単なる300万円を減らすというのではなくて、そういう意見がまず頭にあって、付随して1名減らしたら1人300万円、共済費を入れれば431万円ぐらいになりますけれども、そういうことをやはり考えていかなかったらだめではないかと。

若干、提案者のほうで説明不足もあって、賛成者の私としても十分意見交換をしながらやっていけばよかったなということで、質疑された皆さん方、それから反対討論をされた皆さん方の意見を聞きますと、やはり十分な検討をしていくべきであったというような気もします。

ただ、私も16年近くやっていますから、町議会の行財政改革、本当にずっと見てまいりました。例えば費用弁償は1,500円から1,000円、今はゼロ。それから、議員会の交付金も、従来は38万円出していたのです。それが今はゼロで、我々議員が、多いときは6万円、今は現行は4万円、出合って、やっぱり議員会の運営をやっております。それから、議員報酬の就任・退任時の金額、日額整理。例えば8月24日で議員が終わる、8月25日から新しい議員になる。そうすると、新しい議員も古い議員もやめる議員も、みんな一月の報酬をもらっていたのです。これもやっぱり我々改革の中でやってきましたし、特に僕は、これは一般質問で取上げた課題です。それから、海外の政務調査費の関係もそうありますし、それから期末手当の減額も5.25から4.95、4.75、4.70、4.65、4.40、今は3.50です。ですから、そういう点で、やはり議会改革はある面で、我々みずから改革をしてきたのだなという気はいたします。

ですから、そういう流れをひとつ、我々もまた継承しながら議会改革を進めると。そういうことで、まず進める段階でのやっぱり議員の資質、意欲、努力、これは僕は一番大事だなと思います。したがって、今の現状と議員の活動の全体的な流れの状況と町民感情とはある面で離れておりますので、そのためにはやはり、1名減にして町民の負託に応えていく、そういうことが私は必要だなという気がいたします。

以上をもって、私の賛成討論といたします。御検討いただきまして御賛同いただけるよう、よろしく

お願いいたします。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

反対討論の発言を許します。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につきまして、私は反対する者の立場で討論をいたします。

議員定数や報酬をめぐる議論は各地で盛んに行われていますが、定数や報酬の削減ありきの論がほとんどであります。その背景にあるのは、膨らむ一方の議会議員への不信感であります。

議会議員は、住民からすると何をやっているのかわかりにくい存在であります。存在意義そのものが住民に感じられなくなっているのです。そんな議会や議員が大きくクローズアップするのは、決まって資質に欠けた議員によるさまざまな不祥事や首長と不毛な政争を繰り返す醜い姿なのであります。

お粗末な議会議員の実態を見せられ、住民の不信感が一気に増幅していきます。くだらぬ存在にしか見えず、住民の怒りが爆発してしまいます。けしからんという思いが、そのまま定数、報酬の削減につながっているというふうに思います。住民が低レベルの議会議員を変えねばならぬという危機感を抱くのは至極当然と言えます。

そこで、今回、1名削減するという議員発議案が提出されました。しかし、今回の1名削減案という、議会改革の手段として定数の削減論に収められるのは、いささか私は乱暴であるというふうに言えます。定数という量の削減が必ずしも議会議員の質の向上につながるわけではないからです。

議会は、本来どのような機能を果たすべきで、そのためにはどの程度の定数と報酬が必要なのかといった観点から議論すべきであるというふうに思っております。定数や報酬を削減すれば、議会議員の質がアップするほど事は簡単ではありません。住民の不平不満をしっかりと捉えた対策を講じていくことが大事であろうというふうに思っております。

近年、人口減少が加速する一方で地方分権が進んでおります。住民に最も身近な、この我々の市町村の議会と町民との関係、重要度はますます増してくると思っております。そういう中で議員定数を削減することが本当に好ましいのか、真剣に考えるときに来ているわけです。時流に流されて、削減ありきではないというふうに思っております。

どうして地方議員を削減するのか。過疎化や財政難もあるが、住民の根強い議会不信がその後押しをしていると、そういう指摘があちこちから聞こえます。言うまでもなく、議会と行政は自治体運営の両

輪であります。議会縮小でそのバランスが崩れれば、監視や政策修正という機能が失われ、緊張感を欠いた行政を招くおそれがあります。そういう事態は避けなければなりません。また、多様な意見を幅広く求めることが大事であります。

そして、上富良野町は自衛隊が駐屯する町であります。そう多くはない、駐屯するという特異な自治体の一つであると思っています。OBの方々も町のあらゆる分野で活躍されています。また、自衛隊が駐屯することによって、多大な町に対する貢献があり、よいことであるというふうに思っておりますし、反面、行政の仕事がふえているのも事実であります。そういう行政と我々議会が協力し合い、あるいはチェックする、そういったことを考えると、よその、自衛隊が駐屯していない町と比べれば、やはり議員定数はその分多くても私はよいのではないかというふうに考えているわけでございます。だから、これ以上の削減は反対でございます。

また、1名減というのは奇数になり、常任委員会の編成、構成に問題があるというふうに考えております。では、定数を削減しないでどうすればよいかということと言いますと、議会改革から進めて町民の信頼を勝ち取ることが大事であろうというふうに考えております。

議員を1名減らすと、もちろん1名分の報酬等が削減されます。1名分の歳費が浮くわけでございます。そのことを費用対効果で比較した場合、どうなのでしょう。多様な意見が1人減ることになる損失をどう考えるのか、ここはしっかり考えていかなければなりません。

また、議員のなり手が無いということもアンケートにございました。なり手が無いということも重大でございます。そういうことを考えると、場合によっては生活保障のための報酬を引き上げ、若い人たちの参加を促すということも考える必要があるのではないのでしょうか。

議会と住民との距離が遠いという現実には、まさに地方自治の根幹にかかわります。いたずらに定数を減らすだけなら、事態はさらに深刻化しかねないということも考えられるのではないかと私は思っております。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（西村昭教君） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって発議案第6号に対する討論を終了いたします。

これより、発議案第6号上富良野町議会の議員の

定数を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

◎日程第19 閉会中の継続調査申出について

○議長（西村昭教君） 日程第19 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎退任・退職挨拶

○議長（西村昭教君） ここで、今月3月31日をもって定年退職されます管理職の方から御挨拶をいただきたいと思います。

それでは、最初に会計管理者、菊池哲雄君から御挨拶をいただきたいと思います。

○会計管理者（菊池哲雄君） 非常に緊張した審議の後に、私のような者がお話しすることになって非常に申しわけなく思っているのですが、非常に活発な御意見といたしますか、それぞれの御意見を聞かせていただいて、最後を迎える議会としては、非常に心に残る思いをさせていただいております。

この間、40年間にわたりまして上富良野町の職員として、この場所ですとか一般的な仕事をさせていただいたのですが、議会事務局に2年半、この場所ですけれどもお世話になりました、その間には議員の皆様非常に世話になったと、それからまた、いろいろな面で御迷惑をいっぱいおかけしたのかなというふうには考えております。その件に関しては、ここの場に免じて謝罪させていただきたいというふうに思います。

一般質問の中で、皆様からいろいろな御意見とか質問とかをされる中、ここにおられる課長初め、それから町長、副町長でいろいろ答弁を考えて、もう

これ以上絶対に質問は来ないぞというような答弁を出すのですけれども、どういうわけか皆さんちゃんと質問されるという、それに対してまた町長が的確に回答されるという、このやりとりをここで2年半聞かせていただいて、その後の職員として非常にいろいろ勉強させられた思いがあります。

あと、いろいろ話せば切りがなくなってしまうので、申しわけないのですけれども、後も続いているようですので、この辺で終わらせていただきまして、また後ほど、場を改めてお話しさせていただきたいなと思います。

それと、一番後ろに、きょう、僕のために来られたのではないと思いますけれども、傍聴の方もいっなくな見えられていて、その中には職場の先輩の方ですとか、住民会でお世話になっている方ですとか、元の議員の方ですとか、いろいろな方がおられて、非常に、何といいますか、身に余る光栄と言っては変なのですけれども、一つの区切りとさせていただいたかなというふうに思っております。

あと、正確に退職するにはまだ2週間弱あるのです。無事定年を迎えられるかどうかというのは、その間に不祥事を起こして懲戒免職にでもなれば、この場に来られなくなることもございますので、その面では非常にこれから、わずかな時間ですけれども、また緊張した中で過ごさせていただきたいなというふうに思っております。

最後になりましたけれども、議長、この機会に、ありがとうございました。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、子ども・子育て担当課長、吉岡雅彦君。お願いいたします。

○子ども・子育て担当課長（吉岡雅彦君） このような場で御挨拶ということで、大変光栄に思っております。

前の方が長かったので、若干短目にいきたいなというふうに思います。

私は昭和48年に入りまして、税務課を皮切りに42年間13カ所、うちの町にしてはバランスよく異動させてもらったなというふうに考えております。

議員の皆様とは、この議場で、きのう終わった予算特別委員会など、菊池会計管理者が申し上げておりましたけれども、予算特別委員会などでさまざまな御質問をいただきます。一応予習はして臨むのですけれども、ちょっと予想しないところから球が飛んできます。なかなか、何かを答えなければいけませんので、非常にその辺が、手に汗握るというか、緊張した部分でございます。

そして、私、北海道後期高齢者医療広域連合、そ

この2年の派遣を終えまして、昨年3月に戻ってまいりまして、ただ、定年まで1年ということで、果たしてどこに座るのかなと思っておりましたら、子ども・子育て担当ということで、町長から配慮いただいたかなと思いきや、結構、子ども・子育て支援新制度、これはかなり膨大な事務量がございました。私自身が条例とか規則をつくるわけではないのですけれども、議員さんなんかの説明をしていくと。国の会議の資料、ホームページなんかアップされます。1回につき200ページぐらい、それが何回もあるのです。なかなかそれを、読んで理解する、それをさらに今度は議員さんに御説明していくというのがなかなかやっぱり難しかったかなというふうに思います。特に厚生文教の委員さん方に、まず最初に説明をさせていただきまして、そこで失敗して次に全員協議会だという感じもございましたので、大変申しわけないなというふうに思っております。

またこの後もありますので、議員の皆様方には大変御迷惑、またお世話になりました。本当にどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、町民生活課総合窓口班主幹、水谷つね君。

○町民生活課総合窓口班主幹（水谷つね君） 議長の御配慮によりまして、このように定年退職を迎えるに当たり、御挨拶させていただく機会を設けていただきましたこと、この場をおかりして感謝申し上げます。

私は、昭和48年4月に、町立病院をスタートに42年間勤めさせていただきました。その間、上司、それから先輩方の御指導、それから同僚の助言や協力を得ながら、何とか42年間勤めることができましたこと、感謝申し上げたいと思います。

議員の皆様とは、所管の常任委員会ですとか、予算・決算の特別委員会で説明員としてかかわらせていただきました。十分な説明ができたとは思っておりませんけれども、今思い返しましても心に不十分だったなと思うところがございます。

私は、上富良野町に生まれて、上富良野町で育ち、上富良野町以外のところで住んだことがございません。この後も上富良野町で住んでいく予定であります。上富良野町がよりよい町になりますように、議員皆様の今後のますますの御活躍と御健勝を御祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、子どもセンター施設長、吉田泰子君。

○子どもセンター施設長（吉田泰子君） 本日は、

お疲れのところ、このような席を設けていただきまして、ありがとうございます。

私は、昭和50年5月に、西保育所の開所に伴い、町の保育士として採用していただきました。その後、町内の保育所を数年ごとに回りまして、平成15年の年に、現在の発達支援センターに当たる母子通園センター「ひよこ学級」に配属になりました。

療育という分野では新たな知識も必要でしたし、何より新制度に対応することや事務能力にとっても大きな不安を抱えておりましたが、温かい形で迎えてくれた職員や現在の田中副町長が上司でありましたので、至らない部分を大きな力で支えていただきました。

当時は、泉栄防災センターの2階を利用した支援だったため、重度の障がいを持ったお子さんを抱えて階段を上がることや、それから指導室の確保などに苦労することがありまして、決して十分な環境ではありませんでしたが、そこでできる精いっぱいの支援を目指して、職員一同奮闘してきたことを思い出します。

平成17年度より今の子どもセンターとして現在の場所に移って、名称も発達支援センターとして、子育て支援センターとともに多くの親子の皆さんが利用し、かわいい笑顔、それからにぎやかな声が飛び交う職場で定年退職を迎えることができることにとてもうれしく感じております。

皆様の御理解、御協力により子育て支援の環境も日々充実していることを実感して、また、町の誇りに思っております。

今後も上富良野町がますます住みよい町となるよう、皆様方の御健勝、御活躍をお祈りいたしております。

本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、富良野広域連合消防長、原一志君。

○富良野広域連合消防長（原 一志君） 私、6年目にして、この上富良野町の議場に立たせていただきました。非常に今、周りを見渡して、新鮮に感じているところでございます。

退職に当たりまして、私から一言皆様方にお礼を申し上げたいというふうに思います。

まず、西村議長を初め議員の皆様方には、消防行政に対して、旧上川南部消防事務組合から現在の富良野広域連合の消防行政に対して御指導と御教授をいただいたことに心からお礼を申し上げます。

近年、社会環境の変化に伴いまして、消防の行政、そして動きというものが非常に拡大しております。これは今後も続いていくというふうに思ってお

ります。消防の業務は、拡大しても縮小することはないというふうに考えておりますので、今後ともひとつ議員皆様方の御指導をお願いを申し上げたいというふうに思います。

一応簡単ということで皆さんに御挨拶を考えてきたのですが、きょう、上富良野町の退職される皆様方のお話を聞いていると、いろいろなお話の内容がございまして、我々、平成21年から富良野広域連合行政ということで発足いたしましたから、この5市町村の温度差、環境の違い、それから風土の違い、物の考え方、全てさまたぎです。これを一つ一つ統一させて物事を一つにしていこうというのは非常に困難でありました。現在も、皆様方が家を新築されるときに基礎をしっかりと建てると思うのです。私もその基礎と土台になるものをしっかりと築くために、この4年間、消防長として広域のために尽力してきたというふうに思っております。

今後もひとつ皆様方のお力を得て広域連合を発展させていただきたいというお願いを申し上げます。退職に当たっての皆様に対してのお礼の言葉とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、上富良野消防署長、新谷昌信君をお願いいたします。

○上富良野消防署長（新谷昌信君） 消防署長の新谷です。

私も、今月末をもって定年を迎えます。

私は、消防人生39年と10カ月なので、最後の10年に限って言えば、平成17年、18年、19年と、旧上川南部のときにも3年間消防本部、そして、警防要員として、当番長として上富良野町に勤務しました。その後、拝命地の中富良野支署のほうに戻りまして4年勤務し、そして3年前、上富良野消防署長という職を与えられ、再び上富良野町にお世話になることになりました。

消防署長という大変な重責を担い、本当に、与えられたときにはその重責に身の引き締まる思いをしました。その思いは3年間ずっと続いています。

まだあと2週間ほど残っております。最後までこの緊張感は持ち続けて勤務を続けたいと思います。

その間、上富良野町議会の西村議長を初め議員皆様には本当に消防に対しまして深い御理解と御支援をいただき、心から感謝しております。本当に、3年間ですけれどもお世話になり、ありがとうございました。（拍手）

◎町 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） 次に、本年最初の定例会の

ため、町長から御挨拶がございます。

上富良野町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） 第1回定例会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べたいと思います。

3月3日に開会していただきました本平成27年第1回定例町議会、いよいよ本日最終日を迎えることとなりまして、私ども平成27年度予算案を初め多くの議案を提出させていただきました、御審議賜ったところでございます。おかげさまで、議員の皆さん方大変深い御理解、御協力をいただいて、御提案を全てお認めいただきましたことに、まず感謝を申し上げたいと思います。

この間、さまざまな議論をさせていただく中で、本当に、将来のこの少子高齢化の中で、将来が非常に厳しい状況の中で、上富良野の将来をしっかりとつくっていかうということで、私は改めて思いを共有できたものと思います。この思いをしっかりと胸に置きまして、町民の皆さん方にしっかりと応えていかなければならないと、改めて意を新たにしたいところでございます。

この長い期間、皆さん方大変御協力いただきましたことと、さらに議員の皆さん方がこれから大いに御活躍をされますことを心から御期待申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきますと思います。

大変長丁場ありがとうございました。（拍手）

◎議 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） 私のほうからも、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

議員生活4年の最後の第1回目の定例会ということで、いつも演壇であれしているのですが、きょうはこの場所で御挨拶をさせていただきたいと思います。

まずは、この27年度の予算議会に当たりまして、長谷川委員長を中心に、大変事細かに、また内容の深い意見のやりとりの中で無事予算案が成立しましたことに対しまして、大変長丁場の中、大変御苦労さまでございました。

いよいよもって、行政と議会が、この責任を半々分かち合って、車の両輪で動くことになります。議会は、結果に対して尊重していかなければなりません。それを決めるまでが、それぞれ自由闊達にやるわけですが、決まったものを尊重して、これで住民の皆さん方の意見を、あるいは思いを伝えて、我々は議会としての機能を発揮していくことが私は基本だろうと思っているわけで、そういう意味におきましては、行政の車の両輪というのが初めて

成り立って、きちっと真っ直ぐ進むのだらうと思います。これは、議会の意見がばらばらであります、当然進む方向も曲がったり、あるいは蛇行したり、おくれたり、早く進んだり、いろいろな現象が出てくるわけでありまして、そういう意味では、議員各位がそれぞれいろいろなアンテナを張りながら、行政の仕事をきちっと見ていくということが私は一番の大事な基本だと思います。

その上に、あわせて、議員個々の良識と常識をもって行動すれば、何ら町民から批判を受けることもないし、改めてすばらしい指導のお言葉も、私はもらえるのだらうと思っているわけでありまして。

日ごろの活動が主体でありますけれども、なかなか、自分の仕事を持ちながらやるということは非常に難しいですし、大変な部分もありますけれども、そういう努力を毎日一つずつしていくのだということが私は一番の基本だと思っておりますので、どうぞ、あと残すところ任期5カ月でございますので、最後にきちっと有終の美を図って、また情熱を持って議会に出馬していただければありがたいかなと思いますし、また、そういう意味で、議会のお手本になる先達として、私たちもまた努めていかなければならないと思っております。

本当に、この最初の27年予算議会で、残すところ5カ月しかございませんけれども、それぞれまた悔いのない活動をされることを心から御祈念申し上げます。

あわせて、今回40数年に、長年勤められて退職されました6名の方々に対しまして、心から厚く感謝を申し上げますとともに、40年間いろいろな大きな失敗もしながら、また大きな仕事もたくさんされてきたらうと思います。これから人生残されて、長寿社会でありますから、まだ人生の3分の1が悠々と残っておりますけれども、どうぞこれからは健康と、そして楽しく、この町の発展を見守りながら、また応援をしていただきながら、頑張っていたいただければありがたいかなと、一町民として、また御指導いただければありがたいかなと思っております。

大変長い間ありがとうございました。改めてお礼を申し上げまして、一言議長からの御挨拶とかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、平成27年第1回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 3時05分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 3 月 18 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 岡 本 康 裕

署 名 議 員 長 谷 川 徳 行

